

第3部 古典的自由主義期 (1815年～1873年)

続いて、古典的自由主義期。これは時期的には1815年のナポレオン戦争終結から1873年に「大不況」が開始するまでの時期である。

この時期は周知のように、経済的には、1825年の本格的恐慌の勃発に示されるようにイギリス資本主義が確立³⁰²⁾し、またそれを背景にして政治的には、1832年の第1次選挙法改正によりいわゆる「議会制民主主義」が進展してくるとともに、古典的な自由主義的経済政策が本格的に展開されてくる時期である。

市民革命(前後)期に基本的に形成され、続く重商主義期に推進された近代イギリス予算制度が、この古典的自由主義期にどのように完成されてくるのであろうか。このような観点から、この時期における予算制度の新たな進展過程とそれに即した新たな会計年度制定の経緯を、それらを規定した歴史的要因を踏まえつつ、関係法に即して具体的に検討していきたい。

序 財政構造と予算制度

(1) 財政面: 「巨額国債残高」下での「緊縮財政型＝間接税依存(所得税補充型) 自由主義財政の形成と展開

まず、予算制度面を検討するに先立ち、その背景として財政の数量的実態をごく簡単に検討しておきたい。

表20「1802年～1873年の粗歳出額(対国民所得額比率, %), 歳入額, 及び国債残高の推移(連合王国, £m.)」に表示したように、1815年11月20日のパリ条約による対ナポレオン戦争終結とともに、国債残高はなお短期間(1819年まで)更に増加し、この時期を通して「巨額国債残高」を維持しているとしても³⁰³⁾,

³⁰²⁾ 古典的研究として、吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』, お茶ノ水書房, 1968年を参照。

³⁰³⁾ 国債のうち、「無基債」の残額に関していえば、戦後の1818年の£62.6m.を頂点として以後、後述するクリミア戦争期を除き、着実に減少していることに留意しておきた

表20 「1802年～1873年の租歳入額(対国民所得額比率,%)、歳入額、及び国債残高の推移(連合王国, £m.)」

年次	租歳出				国民所得額 /歳出総額	租歳入						取支	国債残高	
	総額	国債費	民事費	軍事費		総額	関税	消費税	印紙税	地租 ・査定税	所得税			相続税
1802(a)	65.5	19.9	8	37.4		39.1	8.8	11.6	3.2	4.6	5.8		-26	498.6
1803	54.8	20.4	9.1	25.3		41.2	7.7	15.5	3.4	5.3	3.3		-14	516.4
1804	53	20.7	7.5	23.6		42.4	8.2	18.8	3.6	5.8	0.4		-11	523.8
1805	62.8	20.7	7.8	34.1		50.2	9.4	21.5	3.9	6	3.7		-13	539.6
1806	71.4	22.3	7.9	40.1		55	10.1	23.2	4.6	6.3	4.6		-16	564.4
1807	72.9	23.2	7.5	41.1		60.1	10.8	24.1	4.9	6.4	6.2		-13	583.1
1808	73.3	23.8	8.5	40.9		64.8	12.6	26.7	5	7	10.2		-8.5	591.3
1809	78	23.1	8.2	44.8		68.2	12.6	27.6	5.4	7.6	11.4		-9.8	599
1810	81.5	24.2	8.8	48.3		69.2	14.6	24.8	6	8.4	12.4		-12	607.4
1811	81.6	24.4	9	48	35.20%	73	14.4	27.4	6.2	7.7	13.5		-8.6	609.6
1812	87.3	24.6	9.1	53.4		71	13	27.9	6	7.4	13.2		-16	626
1813	94.8	26.4	9.5	57.3		70.3	14	25.9	6	7.5	13.1		-2.5	652.3
1814	111.1	27.3	9.7	72.1		74.7	14.4	27.5	6.3	7.9	14.3		-36	725.5
1815	112.9	30	10.4	72.4		77.9	14.8	29.5	6.5	8	14.5		-35	744.9
1816	99.5	32.2	10.8	56.4		79.1	14.3	29.5	6.7	9.5	14.6		-20	778.3
1817	71.3	32.9	10.3	28.2		69.2	11.9	26.9	6.8	7.3	11.8		-2.1	766.1
1818	58.7	31.5	9.5	17.7		57.6	13.4	23.2	7.2	8.2	2.3		-1.1	843.3
1819	57.6	31.3	10.5	15.7		59.5	13.9	26.4	7.2	8.2	0.6		1.9	844.3
1820	57.5	31.1	9.8	16.7		58.1	13	26.5	7	8.2	0.2		0.6	840.1
1821	58.4	32	9.7	16.7	19.40%	59.9	11.9	29.6	6.9	8.2			1.5	838.3
1822	58.4	31.9	9.9	16.7		61.6	12.7	29.9	6.8	8.3			3.2	831.1
1823	56.5	31.4	9.9	13.9		59.9	13	29.1	6.9	7.7			3.4	836.1
1824	54.3	30	9.9	14.3		58.5	13.9	27.2	7.1	6.7			4.2	828.6
1825	55.5	30.2	10.1	15.2		59.7	13.5	28.5	7.6	5.3			4.2	820.2
1826	54.1	29.2	9.8	15		57.7	18.7	22.6	7.7	5.4			3.6	811
1827	56.1	29.2	10.1	16.7		55.2	19.5	20.8	7	5.1			-0.9	810
1828	55.9	29.4	10.3	16.2		54.7	20.1	20	7.1	5.1			-1.2	806.4
1829	53.5	29.3	9	15.2		56.5	19.3	22.2	7.4	5.2			3	801.3
1830	53.7	29.1	9.4	15.2		55.3	19.2	21	7.4	5.3			1.6	798.2
1831	51.9	29.2	8.8	13.9	15.30%	54.5	19.4	20	7.3	5.4			2.6	786.2
1832	51.5	28.3	8.7	14.4		50.6	18.2	17.5	7.2	5.2			-0.9	784.2
1833	50.5	28.3	8.5	13.8		51.1	18.5	17.9	7.2	5.2			0.5	783
1834	48.8	28.5	8	12.3		50.2	17.8	17.7	7.1	5.2			1.4	781.3
1835	48.9	28.5	8.3	12.1		50.4	20	16.1	7.2	4.8			1.5	774.9
1836	(d) 65.2	28.6	8.2	11.7		50	22	14.4	7.2	3.9			-1.5	790.4
1837	(d) 54	29.4	8.3	12.1		52.6	23.1	15.7	7.4	3.9			-1.6	790.9
1838	51.1	29.6	8.7	12.8		50.4	22.1	14.6	7.1	3.9			-0.7	788.9
1839	51.7	29.4	9.2	12.6		51.3	22.4	14.8	7.2	3.9			-0.4	788.2
1840	53.4	29.6	9.4	13.8		51.8	23.2	14.6	7.2	3.9			-1.6	788.7
1841	53.2	29.5	9.2	13.9	11.80%	51.6	23.4	14.9	7.4	4.2			-1.6	790.2
1842	54.3	29.7	9.6	14.4		52.2	23.5	14.8	7.3	4.7			-2.1	793.9
1843	55.1	29.6	9.7	14.4		51.1	22.6	13.6	7.2	4.5	0.6		-4	793.5
1844	55.4	29.4	10.2	14.1		56.7	22.6	14	7.1	4.4	5.3		1.3	794.5
1845	54.8	30.6	10.2	13.5		58.2	24.1	14.4	7.3	4.4	5.3		3.4	789.9
1846	53.7	28.6	10	15.2		57.5	21.8	14.6	7.9	4.4	5.2		3.8	787.2
1847	55.4	28.3	10.9	16.4		58.2	22.2	15	7.7	4.5	5.5		2.8	785.2
1848	59.1	28.4	12.8	18		56.1	21.7	13.9	7.7	4.6	5.6		-3	792.7
1849	59	28.7	12.1	17		57.8	22.6	15.2	6.8	4.5	5.5		-1.2	794.3
1850	55.5	28.5	11.9	15.1		57.1	22.3	15	7	4.5	5.6		1.6	793.5
1851	54.7	28.3	11.8	14.7	10.50%	57.1	22	15.3	6.7	4.6	5.5		2.4	789.7
1852	54	28.3	11.8	13.7		56.3	22.2	15.4	6.5	3.8	5.4		2.3	785.7
1853	55.3	28.1	11.5	15.3		57.3	22.1	15.7	6.9	3.6	5.7		2	782.3
1854	55.8	28.1	13.4	17.2		58.5	22.5	16.3	7.1	3.3	5.7		2.7	774.4
1854(b)	14	6.6	2.1	2.2		13.5	5.1	2.6	1.8	0.2	2.7		-0.5	
1855(c)	69.1	28	11.8	27.5		62.4	21.6	16.9	7.1	3.2	10.6		-6.7	779.7
1856	93.1	28.2	14	46.7		69.7	23.2	17.5	7.1	3.1	15.1		-23	806.5
1857	76.1	28.8	13.8	33.5		72.2	23.5	18.3	7.4	3.1	16.1		-3.9	812
1858	68.2	28.7	15.4	22.5		66.9	23.1	17.8	7.4	3.2	11.6		-1.3	808.9
1859	64.8	28.7	14.6	20.7		64.3	24.1	17.9	8	3.2	6.7		-0.5	808.8
1860	69.6	28.7	15.1	24.9		70.1	24.5	20.4	8	3.2	9.6		0.5	806
1861	72.9	26.3	16.3	28.3	10.90%	69.7	23.3	19.4	8.3	3.1	10.9		-3.2	805.7
1862	72.3	26.3	16.4	29.1		69	23.7	18.3	8.6	3.2	10.4		-3.3	804.7
1863	70.3	26.2	16.4	28.7		68.8	24	17.2	9	3.2	10.6		-1.5	803.9
1864	67.8	26.2	16.2	26.2		68.4	23.2	18.2	9.3	3.2	9.1		0.6	794.8
1865	67.1	26.4	15.7	25.9		68.7	22.6	19.6	9.5	3.3	8		1.6	790.9
1866	66.5	26.2	15.7	24.7		66.1	21.3	19.8	9.6	3.4	6.4		-0.4	782.1
1867	67.2	26.1	16.1	25.8		67.8	22.3	20.7	9.4	3.5	5.7		0.6	778.1
1868	71.8	26.6	16.9	27.1		67.8	22.7	20.2	9.5	3.5	6.2		-4	749.8
1869	75.5	26.6	18.1	26.9		70.8	22.4	20.5	9.2	3.5	8.6		-4.7	751
1870	67.1	27.1	17.2	21.5		73.7	21.5	21.8	(e) 4	4.5	10	(e) 4.7	6.6	748.3
1871	67.8	26.8	18.5	21.1	7.40%	68.2	20.2	22.8	3.6	-2.7	6.4	4.8	0.4	738.1
1872	69.9	26.8	18.8	24.2		73.1	20.3	23.3	3.9	-2.3	9.1	5.2	3.2	736.9
1873	68.8	26.8	19	23.1		74.7	21	25.8	4.1	-2.3	7.5	5.1	5.9	732.2

[B. R. Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, 1971, pp. 392-393, 396-397, 402-403より作成。国民所得額は, P. Deane and W. A. Cole, *British Economic Growth 1688-1959*, 1969, p. 166に依拠し, それから比率を算出した。]

- (a) 以後1854年まで、1月5日に終わる年度
- (b) 4月5日に終わる四半期
- (c) 以後3月31日に終わる年度
- (d) 植民地奴隷所有者への補償支払を含む。1836年に16.7、1837年に4.1。
- (e) 相続税は1870年まで印紙税に含まれていた。

粗歳出額は1815年の£112m. から急減し、そして1830年代中葉の1834年の£48m. まで減少した。これは主に軍事費の減少によるものであり、この時期を通じて国債費が(£30m. 前後という)高水準で維持されていたことに留意しておきたい。その後、粗歳出額は、1830年代中葉から40年代に、軍事費とともに、増加しつつも£50m. 台で安定的に推移した。そして1854年3月28日の対ロシア戦争宣言から56年3月30日のパリ和平条約³⁰⁴⁾までの「クリミア戦争」Crimean Warにより急増したが、続く60年代には£70m. 前後で安定的に推移している。この60年代には軍事費が£20m. 台のまま減少傾向を示したのとは対照的に、民事費が£10m. 台であるが増加傾向を示していたことに留意しておきたい。

このような歳出額の推移を国民所得額のそれと対比すると、その比率はナポレオン戦争中の1811年の35%から、戦後の1821年の19%に減少した後、さらに1831年の15%、41年の12%と減少した後、51年の11%、61年の11%と維持し、そして71年には実に7%へと減少している。絶対額での1830年中葉からの増加にも拘らず、歳出額は、相対的には、この時期にも増加することなく抑制されて維持され、60年代には実に減少していたことに留意しておきたい。

他方、歳出をまかなう歳入面では、ナポレオン戦争終結直後の1816年に戦時「所得税」が廃止されたのち、この自由主義期には関税と消費税という間接税に依存する体制が、周知のように1842年以来、自由貿易的関税＝財政改革の一環として再導入された所得税によって補充されつつ、構築された。収支面では1820年代における多額の余剰に続いて、40年代後半から50年代前半にも余剰があるが、クリミア戦争後、ほぼ均衡が維持され、70年代初めに多額の余剰に至っている。このような余剰により国債が削減されたので、60年代後半から70年代初めに国債残高が減少している。

以上の数量的検討から、財政構造としていえば、「巨額国債残高」下での「緊縮財政型＝間接税依存(所得税補充)型財政」として、イギリスの古典的な自由主義財政が本格的に展開してくるといえる。

このような自由主義財政の展開を背景にして、まさに古典的な自由主義的財政政策として、議会とりわけ庶民院による財政統制が展開されてくるのである。

い(表19「1802年～1873年の国債残高(連合王国)、財務府[国庫]証券の起債と償還の推移(£m.)」参照)。

³⁰⁴⁾ *House of Commons Parliamentary Papers 1868-69, Vol. XXXV, Public Income and Expenditure, Part I, Appendix, No. 6, p. 479.*

(2) 予算制度面：近代イギリス予算制度の成立

財政構造に規定されて予算制度面では、予め結論的に一言でいえば、近代イギリス予算制度が、庶民院による予算・決算審議面での財政統制の「循環」が漸次的に構築されてくることによって、成立してくるのである。

従って、以下では、チャンピオンの指摘した3段階を念頭にしつつも、庶民院による財政統制循環の段階的構築の観点から、具体的には次の3段階に時期区分しつつ検討していきたい。すなわち、まず(1) 1815年～1820年代：ナポレオン戦争終結とトーリー政権下での財政統制の開始、続いて(2) 1830年～40年代：第1次選挙法改正とホイッグ・ピール政権下での財政統制の本格化、そして(3) 1850年～60年代：自由貿易推進・緊縮財政決議と財政統制の完成、である。

以下、順次、検討していきたい。

第1章 1815年～1820年代：ナポレオン戦争終結とトーリー政権下での自由主義的財政統制の開始

この時期は、ナポレオン戦争終結にともないトーリー政権の下で、歳出入、予算審議面で、また国債、国庫、決算審議面で、財政統制が開始してくる時期である。

(1) 歳出入、予算審議面

まず、歳出入、予算審議面での財政統制について検討していきたい。

① 1815年「穀物法」制定と1816年戦時「所得税」廃止

予め、後述する自由貿易政策と関連する限りで、歳入面について結論的に次の2点を指摘しておきたい。

(1) 間接税では、1815年過渡的恐慌対策として、1815年3月23日、1815年「穀物法」、正式には、「穀物輸入を規制する現行法を修正する法律」³⁰⁵⁾が制定されたこと³⁰⁶⁾。

(2) また、直接税では、戦時「所得税」の廃止、すなわち、翌1816年3月18日、所得税継続動議が否決(238対201)されたので1806年6月13日に成立した「所得税法」、正式には「現戦争中、また明確な平和条約の批准直後の4月6日まで、…更なる追加的税を陛下に譲与するため；また…ための現陛下治世45年法 [=1805年所得税法³⁰⁷⁾]を撤廃し、現陛下治世43年法 [=1803年8月11日制定のいわゆるアディントン所得税法³⁰⁸⁾]の一定部分を撤廃するた

³⁰⁵⁾ An Act to amend the Law now in force for regulating the Importation of Corn (55 Geo. III, c. 26).

³⁰⁶⁾ 同法の成立過程については、毛利健三「1815年穀物法の成立過程—イギリス自由貿易政策形成過程の論争史—」『商学論集』34(1)、1965年を参照。

³⁰⁷⁾ An Act for granting to His Majesty additional Duties in Great Britain, on the Amount of Assessments to be charged on the Profits arising from Property, Professions, Trades, and Offices (45 Geo. III, c. 15).

³⁰⁸⁾ An Act for granting to his Majesty, until the sixth Day of May next after the Ratification of a Definitive Treaty of Peace, a Contribution on the Profits

め；また前記税を徴収する諸規定を統合しヨリ有効にするための法律」³⁰⁹⁾の規定により、1816年4月5日に戦時「所得税」が廃止されたこと³¹⁰⁾。

② 1820年「シビル・リスト法」によるアイルランド世襲的収入の放棄

シビル・リストについて、アイルランド議会の1793年「アイルランド・シビル・リスト法」制定を前史として、1820年1月29日に即位した国王ジョージ4世 George IV も、イングランドの世襲的収入に加えて、今や新たにアイルランドにおける世襲的収入の権利をもまったく（連合王国）議会の自由裁量に置いた。

そのため、1820年6月6日に制定された「シビル・リスト法」、正式には「陛下の王室及び大ブリテン及びアイルランド連合王国王位の名誉と威厳の援助のための法律」³¹¹⁾により、収入面では「シビル・リスト」として、イングランドのための£850,000及びアイルランドのための£207,000の合計である年間純額£1,057,000が国王に譲与され、この年金額は（後述する）「（連合王国）統合国庫資金」に「従来資金に賦課され、又は以後賦課されるかも知れないところの、その他全ての支払に優先して」賦課された。他方、その支出面では、イングランドのためのシビル・リストは本法に添付の別表に従って8つの款に分割＝割当られ、またアイルランドでのシビル・リストはどの部分も君主の個人的支出に適用しえずに、全額が、年金目録を例外として、アイルランドでの民事統治の費用に割当てられた³¹²⁾。

arising from Property, Professions, Trades, and Offices (43 Geo. III, c. 122).

³⁰⁹⁾ An Act for granting to His Majesty, during the present War, and until the Sixth Day of April next after the Ratification of a Definitive Treaty of Peace, further additional rates and Duties in Great Britain [on the Rates and Duties on Profits] arising from Property Professions Trades and Offices; and for repealing an Act passed in the Forty-fifth Year of His present Majesty, for repealing certain Parts of an Act made in the Forty-third Year of His present Majesty, for granting a Contribution on the Profit arising from Property Professions Trades and Offices; and to consolidate and render more effectual the Provisions for collecting the said Duties (46 Geo. III, c. 65).

³¹⁰⁾ 同税廃止に関する議会と世論に関しては、新谷一伴「1816年のイギリス議会と世論—所得税廃止を事例として—」『史苑』50(1)、1990年を参照。

³¹¹⁾ An Act for the Support of His Majesty's Household, and of the Honour and Dignity of the Crown of the United Kingdom of Great Britain and Ireland (1 Geo. IV, c. 1).

³¹²⁾ Cf. *H. W. Chisholm's Return*, pp. 603 - 604. なお、国王は、スコットランドの世襲的収入（年間平均£109,000）を維持し、その殆どがスコットランド経費及び年金に充当されていたことに留意しておきたい。Cf. G Percival, "The Civil List and the

③ 1819 年、海軍の全支出のための「歳出予算」提出の開始

海軍の歳出予算について、軍事歳出予算が印刷された形態で議会に提出されたのは、ナポレオン戦争末期であり³¹³⁾、海軍の場合、1810 年 4 月 18 日付け印刷命令された『1810 年海軍通常歳出予算』*The Ordinary Estimate of His Majesty's Navy, for the Year 1810*, 1810(219) が最初であるが、これは全支出の 1 部分 (=通常費) のためのものであった。

これに対して、戦後の 1819 年 3 月 4 日付け印刷命令された『1819 年海軍通常及び戦艦建造・修繕歳出予算』*Estimates of Ordinary of the Navy; And Building and Repair of Ships; For the Year 1819*, 1819(81) によって、初めて海軍の全支出のための歳出予算が提出され印刷された³¹⁴⁾。

こうして、海軍の歳出予算に対する議会統制が拡大された。

④ 1821 年、軍事歳出予算提出時期に関する庶民院決議

軍事歳出予算の提出時期について、庶民院は 1821 年 2 月 19 日に次のように決議した。すなわち、「公的財布の保管者としてのわれわれの義務の履行のため、歳出予算はわれわれの召集後殆ど遅れなしに本院に提出されるべきことが本質的に必要であること；それ故に、議会在クリスマス前に召集される時にはいつでも、陸軍、海軍、その他の歳出予算は 1 月 15 日以前に提出されるべきこと；また議会在クリスマス後に召集される時には、歳出予算は議定費委員会に移行する動議後 10 日以内に提出されるべきことが適切であること」と³¹⁵⁾。

こうして、予算審議の時期面でも本格的な統制が開始された。なお、後者の時期が 1830 年以後より、通常となってくることに留意しておきたい。

⑤ 1823 年、インドでの陛下の軍隊の退役給料等のため、年間 £60,000 の財務

Hereditary Revenues of the Crown”, in *The Fortnightly Review*, March 1901, p. 2.

³¹³⁾ 議会資料として確認しうる限り、陸軍の場合、1805 年 1 月 8 日付け印刷命令された『1805 年陸軍歳出予算』*Estimates, presented to the House of Commons, of Army Services, for the Year 1805*, 1805(9) であり、兵站部の場合、1806 年 3 月 12 日付け印刷命令された『1806 年兵站部歳出予算』*Estimates of Charge of the Office of Ordnance, for That Part of the United Kingdom called Great Britain, for the Year 1806; Also, of the said Charge in Ireland, for the said Year. Land Service*, 1806 (33(2)) である。

³¹⁴⁾ Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 671.

³¹⁵⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., IX, 1287-1288.

府支払の開始

軍事費との関連で、インドの植民地化の進展に伴う財政的収奪（とそれに対する財政統制）についても、順次、注目していきたい。

まず、前史³¹⁶⁾としていえば、対フランス革命戦争開始直後の1793年6月11日に、1793年「東インド会社法」The East India Company Act, 1793、正式には「東インド会社に、更なる期間、インドにおけるブリテン領土の現有を、排他的貿易と一緒に、一定の制限下に継続するため；…；前記会社の収入と利益を一定の用途に割当ててため；…の法律」³¹⁷⁾が制定された。同法は、「監督局」Board of Control を設立し、また会社の勅許状及びその排他的貿易を更に20年間——1794年3月1日から1811年3月1日以後3年の通知で終了する期間——継続した(第I, II, III条)のであるが、その第CXXVIII条は、「1792年12月24日から、陸軍支払長官 Paymaster General of his Majesty's Forceによって、インドで仕える陛下の軍隊のために、或いはそのための補充兵を募集し支給するために支出される全ての金額が同会社によって払戻されること；また前記軍隊の援助と維持のために支出される実際の経費が同会社によって支払われること」を制定した。この取決めが戦後の1822年まで存続した。その下では、実際にインドで仕える国王の軍隊の全ての費用が会社に賦課されたに留まり、このような軍隊に関して、退職給と年金、またその性質のその他の費用のために招かれる費用については、規定されていなかった。

ナポレオン戦争終結後の1823年7月11日、「インドで仕える陛下の軍隊の退職給、年金その他同性質の経費の負担を支払うため；…の法律」³¹⁸⁾が制定された。同法によって、インドで仕える軍隊のため支払われるべき全ての金額を超え

³¹⁶⁾ インド統治関係諸法については、とりあえず、満鉄東亜経済調査局編『印度統治機構の史的概観』、1942年を参照。

³¹⁷⁾ An Act for continuing in the East India Company, for a further Term, the Possession of the British Territories in India, together with their exclusive Trade, under certain Limitations; for establishing further Regulations for the Government of the said Territories, and the better Administration of Justice within the same; for appropriating the certain Use the Revenues and Profits of the said Company; and for making Provision for the good Order and Government of the Towns of Calcutta, Madras, and Bombay (33 Geo. III, c. 52).

³¹⁸⁾ An Act for defraying the Charge of Retiring Pay, Pensions and other Expences of that Nature, of His Majesty's Forces serving in India; for establishing the Pensions of the Bishop, Archdeacons and Judges; for regulating Ordinations; and for establishing a Court of Judicature at Bombay (4 Geo. IV, c. 71).

て、更に年間£60,000の金額が、このような退職給料等のため、[遡って]1822年4月30日から会社によって四半期毎（具体的には7月30日、10月30日、1月30日、4月30日）に財務府に支払われることが制定された。このような規定を受けて、実際にも、「1824年1月5日に終わる年度における連合王国の粗公的収入と支出」の収入欄の「その他雑収入」項目に、「東インド会社から、退職給、年金等のため」として「£90,000」が記載され、また翌「1825年1月5日に終わる年度」のその同項目に「インド諸収入から、退職給等のため」として、丁度の金額である「£60,000」が記載されていることを確認しうる³¹⁹⁾。

こうして、今や、インド収入から植民地統治費の拠出（＝財政的収奪）が開始された。なお、後述するように、この規定は1861年まで実施され、その時、「セポイの反乱」Indian Mutiny 後インドでの陛下の軍隊の大増加の結果として、異なる取決めがなされてくることに留意してしておきたい。

(2) 国債、国庫、決算審議面

次に、国債、国庫、決算審議面での財政統制について検討していきたい。

① 1816年「統合国庫資金法」による1817年「連合王国統合国庫資金」設立
ナポレオン戦争終結後、戦争のために巨額に累積した国債残高に対する対応策が必要となり、その一環として、大ブリテン統合国庫資金とアイルランド統合国庫資金が統合されて、「連合王国統合国庫資金」が設立されてくる。

その経緯と財政史的＝国制史的意味を理解するためには、その前史＝前提として、予め、1707年のイングランドのスコットランドとの連合(それによる、その後の「大ブリテン統合国庫資金」設立)、続いて、1800年の大ブリテンのアイルランドとの連合(「アイルランド統合国庫資金」設立)について検討する必要があるが、管見の限り、わが国での財政史的＝国制史観点からの本格的な研究はほとんど欠落しているので³²⁰⁾、本書において、予め、詳細に検討しておきたい。

³¹⁹⁾ *House of Commons Parliamentary Papers 1868-69, Vol. XXXV, Public Income and Expenditure, Part II [366-1]*, pp. 52, 54.

³²⁰⁾ なお、いわゆる文学部的歴史学の観点からの最近の研究として、近藤和彦編『長

〈1707年「スコットランド連合法」の成立〉

まず、1707年「スコットランド連合法」の成立について検討していきたい。

成立の歴史的背景については、わが国ではすでに浜林正夫氏の詳細な研究³²¹⁾があるので、本書では関係する法律に即して、国制的及び経済的経緯の考察にとどめたい。

まず、国制的状況について。周知のようにスコットランドは、1603年、エリザベス1世 Elizabeth I の死後、スコットランドのジェームズ6世 James VI がイングランドのジェームズ1世 James I としてイングランド王位を継承した時以来、イングランドと「王冠連合」Union of Crown の下にあったのであるが、名誉革命期にイングランドとは異なる独自の議会、教会体制を構築していたことを、予め、確認しておきたい。

まず、議会に関していえば、イングランド王国の場合、1689年2月13日におけるイングランドの（国王の召集状なしに召集された）仮議会が「権利宣言」を宣言し、それに基づいて新国王ウィリアム3世と女王メアリー2世が即位し、そして仮議会が議会に移行した³²²⁾。

これに依拠しつつ、スコットランド王国の場合、1689年4月11日、スコットランドの同様な仮議会が「権利要求」Claim of Right³²³⁾、正式には「権利要求及びイングランド国王と女王への〔スコットランド〕王冠の提供を含む〔スコットランド王国の〕諸身分の宣言」The declaration of the estates containing the Claim of Right and the offer of the crown to the king and queen of England を宣言し、それに基づいて国王ウィリアム3世と女王メアリー2世が即位した。

い18世紀のイギリス：その政治社会』山川出版社、2002年所収の論考として、1707年スコットランド連合に関しては、「同君連合から合同へ」〔富田理恵稿〕、1800年アイルランド連合に関しては、「名誉革命体制とアイルランド」〔勝田俊輔稿〕があるが、特徴的にも、ともに関係する1707年法、1800年法それ自体の分析を欠いているので、それぞれの連合のもつ意義が十分に把握されているとは言い難い。

³²¹⁾ 浜林正夫『イギリス名誉革命史(下)』、未来社、1983年、370-379頁参照。

³²²⁾ *Cobbett's Parliamentary History of England, from the Norman Conquest, in 1066, to the Year 1803*, Vol. V, pp. 108 - 118.

³²³⁾ 関係するわが国のモノグラフとして、植村雅彦『『権利の要求』(1689年)についての一考察—名誉革命期のスコットランド史序説—』『愛知学院大学文学部紀要』16, 1986年を参照。

その後、同年6月5日に召集された議会において、「諸身分の会議を議会と宣言する法律」³²⁴⁾が制定され、その冒頭において、「国王と女王陛下が、本王国の諸身分の助言と同意をえて、1689年6月5日の本日会合したところの、貴族 noblemen, バロン barons及び都市(代表) burghsから成る、3身分[制議会] three estates ³²⁵⁾が合法的にして自由な議会 a lawful and free parliamentである…
ことを制定し宣言する」ことを規定した。こうして、イングランドと異なる独自の「合法的にして自由な議会」としてスコットランド議会 Parliament of Scotlandが確立された。

次に、教会体制に関していえば、前記の1689年4月11日の「権利要求」の中に、すでに「高位聖職者制」廃止条項、すなわち、「高位聖職者制 prelaty及び長老 presbytersを越える教会職の優位性は、この国民にとって重大で耐えられない悲しみであり、また宗教改革で教皇制 poperyから長老制に改革して以来、この国民一般の傾向に反しているので、廃止されるべきである」という条項が挿入されていた。これを受けて、同年、「高位聖職者制廃止法」³²⁶⁾が制定され、同法において、国王と女王陛下が、議会の諸身分の助言と同意をえて、「高位聖職者制及び長老を越える教会職の優位性」を廃止するとともに、「この王国におい

³²⁴⁾ Act declaring the meeting of the estates to be a parliament (c.1).

³²⁵⁾ この「3身分」の歴史的推移について、イングランド議会と異なるので、ごく簡単に言及しておきたい。

(1) スコットランドの初期議会史上、この「3身分 three estates」(tres communitates)の語句が最初に記録されたのは1357年であるが、この場合の3身分は、貴族 nobility, 高位聖職者 senior clergy, 及び都市代表委員 burgh commissioners から構成されていた。以後この用語は、諸身分の性質が変化しても、議会の構成員の名称になったようである。またイングランドの2院制議会と異なり、スコットランドの場合、単一院議会 a single chamber parliament のままである。

(2) 1560年、メアリー・スコットランド女王の許可を得て開催された「宗教改革議会」で長老制が成立したのち、議会における聖職者の場合、1567年以降、カトリック聖職者 Catholic clergy は排除されたが、プロテスタント司教 Protestant bishops は聖職者身分 clerical estate として存続した。これに対して、俗人の場合、1587年に各州のレアード lairds [=領主で、下級バロンに位置する]に各議会に2人の代表委員 two commissioners を送る権利を賦与する法律が制定され、実際にもこの「州代表委員」が1592年以降、議会に出席した。

(3) そして名譽革命期の(続いて、後述する)1689年「高位聖職者制廃止法」の成立により、1689年に「聖職者の出席する権利」が廃止された。このような推移をへて、「貴族、バロン及び都市代表」から成る3身分[制議会]として、スコットランド議会が確立したのである。Cf. <http://www.rps.ac.uk/>. (2010年9月21日閲覧)。

³²⁶⁾ Act abolishing prelaty (c.3).

て国民の傾向に最も合致している [長老制] 教会統治を法律によって決定する宣言をする」ことを規定した。こうして、イングランドとは異なる独自の「長老制教会統治体制」が確立したのである。

次に、このように独自の議会・教会統治体制の下にあるスコットランドの経済的状况について。

まず、対内的には、1690年代の不作で内部経済は弱体化していた。他方、対外的には、1695年にスコットランド議会在が制定した法律たる「アフリカ及び両インドと貿易する会社のための法律」³²⁷⁾に基づいて設立されたスコットランドの「アフリカ及び両インド会社」の、新世界にスコットランド貿易植民地を設立するためのいわゆる「ダリエン計画」Darrien schemeが、イングランド政府の援助する「東インド会社」との競争により、結局、1700年に失敗し、その結果、同会社は多額の負債を残して倒産した。

加えて、イングランドとの貿易関係では、1700年にスコットランド輸出の半分がイングランド向けであったが、この数値が18世紀初頭に減退し始めていた³²⁸⁾。当時、1660年9月13日に制定された「航海法」、正式には「海運業と航海業を鼓舞し増進させるための法律」³²⁹⁾は、イングランド王国とアイルランド王国等 (the Kingdome of England or Ireland or Principallity of Wales・・・) に適用されたが、スコットランド王国には適用されていなかったことに留意しておきたい。

このような状況を打開するべく、スコットランド議会在が、1702年5月に開始したスペイン継承戦争・アン女王戦争を遂行中のイングランドにとっては制約的な、独自の外交・貿易政策、更には王位継承政策を展開したので、イングランド議会在が連合を必要としてくることに注目していきたい。

まず、スコットランド議会在の独自の法律を確認すると、1703年には、国王の外交政策を制限するような「平和と戦争に関する法律」³³⁰⁾、加えて「ワインそ

³²⁷⁾ Act for a Company trading to Africa and the Indies (c. 8).

³²⁸⁾ Cf. [http://www.scottish.parliament.uk/vli/history/treaty of union/index.htm](http://www.scottish.parliament.uk/vli/history/treaty%20of%20union/index.htm) (2010年9月21日閲覧)。

³²⁹⁾ An Act for the Encouraging and Increasing of Shipping and Navigation (12 Char. II, c. 18).

³³⁰⁾ Act anent Peace and War (1703 c. 5).

の他外国産酒類の輸入を認める法律」³³¹⁾を制定した。続いて翌1704年には、独自の王位継承を求める「王国の安全保障のための法律」³³²⁾、加えて「羊毛等の輸出を認める法律」³³³⁾を制定した。

これに対して、イングランド議会は、1705年3月14日、いわゆる「外国人法」Alien Act、正式には、「スコットランド議会で最近成立したそれぞれの法律から生じるかも知れない明白な危険からイングランド王国を効果的に護るための法律」³³⁴⁾を制定した。その「前文」は制定理由として、「もしも、イングランドとスコットランドの2王国間でより親密にして完全なる連合がなされないならば、この2王国に直ちに起こるかもしれない多くの不都合を阻止する」ことを記している。

このような理由から制定された本法は、(1) いわゆる「外国人法」部分に関して、①「1705年12月25日以後、スコットランド人（イングランド等で定住する住民を除く）は、外国人Aliensと宣告され」、「土地、保有財産又は法定相続財産を相続しえないこと」、②「スコットランドに運ばれる馬、武器等は没収される」こと、③「イングランド等に持ち込まれたスコットランド家畜は没収される」こと、④「輸入されるスコットランド石炭は没収される」こと、⑤「スコットランド・リンネルも没収される」ことを規定する。

同時に、(2) 連合の交渉に関して、①「女王は両王国間連合の交渉のため、スコットランド議会によって権限を賦与される委員会と交渉するために、イングランド国璽下に委員会を任命してもよい」こと、② 但し、このような委任の開始は、「スコットランド王国において陛下に、2王国の連合に関して交渉する委員会を任命する、同王国国璽下の委任を与える権能を賦与する議会法が作成される」まで授与されないこと、③ さらに、「イングランド議会の法律によって確認されるまで、合意されたどんなことも効力を有しない」ことを規定している。

従って、本法は、前者の外国人法関係規定による威嚇により、後者の連合交渉を実現することを目的にしていたと言えよう。

331) Act allowing the Importation of Wines and other Foreign Liquors (1703 c. 11).

332) Act for the Security of the Kingdom (1704 c. 3).

333) Act allowing the Exportation of Wool etc (1704 c. 6).

334) An Act for the effectual securing the Kingdom of England from the apparent Dangers that may arise from several Acts lately passed in the Parliament of Scotland (3 & 4 Anne, c. 7).

このような威嚇の下で、スコットランド議会が、半年後の同年3月21日、「イングランドとの条約のための法律」³³⁵⁾を制定したので、イングランド議会は、先の「外国人法」部分の規定が効力を有する直前の、同年12月21日、「スコットランド議会で最近成立したそれぞれの法律からイングランド王国を護るため、現陛下の治世3年と4年に作成された制定法におけるそれぞれの条項を撤廃するための法律」³³⁶⁾を制定し、外国人法関係諸規定を撤廃した。

これを受けて、連合交渉のための「委員会」Commissionersが、まずスコットランドの場合、翌1706年2月27日に、続いてイングランドの場合、同年4月10日にそれぞれ任命された。両委員会間での交渉により、財政面では「ダリエン計画」でのスコットランドの損失を返済するというイングランドからの財政的提案、また貿易面では「イングランドとの連合が18世紀ヨーロッパで最大の自由貿易地域を創出する」との見通しもあり³³⁷⁾、同年7月22日、「連合諸条項」Articles of Unionが同意され締結された。これがいわゆる「連合条約」Treaty of Unionである。

続いて、まずスコットランド議会において、翌1707年1月、予め、宗教に関して、スコットランド王国内におけるプロテスタント宗教と長老派教会統治を保証するため「プロテスタント宗教と長老派教会統治を保証するための法律」³³⁸⁾が制定された後に、1月16日に、「イングランド連合法」Union with England Act、正式には「スコットランドとイングランドの2王国の連合条約を批准し承認する法律」³³⁹⁾が制定された³⁴⁰⁾。

³³⁵⁾ Act for a treaty with England (3 Anne, c. 4).

³³⁶⁾ An Act to repeal several Clauses in the Statute made in the Third and Fourth Years of Her present Majesty's Reign, for securing the Kingdom of England from several Acts lately passed in the Parliament of Scotland (4 Anne. c. 3).

³³⁷⁾ Cf. http://www.scottish.parliament.uk/vli/history/treaty_of_union/index.htm. (2010年9月18日閲覧)。

³³⁸⁾ Act for Securing the Protestant Religion and Presbyteian Church Government (1707 c. 6).

³³⁹⁾ Act Ratifying and Approving the Treaty of Union of the Two Kingdom of SCOTLAND and ENGLAND (1707 c. 7).

³⁴⁰⁾ この連合法制定の背後にある、「徹底的にブルジョア的な」利害に注目し、この連合を、独力でブルジョア革命を達成しえないスコットランド・ブルジョア階級の、名誉革命につづく「革命の輸入」でもあったという、歴史的意味づけについては、浜林正夫、前掲書、379頁を参照。

次にイングランド議会においても同様に、同年2月13日、予め、宗教に関して、「法律によって確立されたようなイングランド国教会を保証するための法律」³⁴¹⁾が制定された後に、3月6日、「スコットランド連合法」、正式には「イングランドとスコットランドの2王国の連合のための法律」³⁴²⁾が制定されたのである。

同法の「裁可」直後の貴族院における、「連合」に関する「女王演説 Queen's Speech」に注目しておきたい。

この中で、女王は、まず全体的に「貴族院議員及び庶民院議員達」My Lords, and Gentlemenに向かつて、イングランドとスコットランドを1つの王国に連合する法案に裁可を与えたことは最大の満足であること、この連合を全[ブリテン]島の富、強さ、そして安全にとって最大の重要性を持つ事柄であると看做すこと、また大ブリテンを通してプロテスタント王位継承の体制を確実にすることによって、国民の平和と平穩、また宗教の保証のために完全なる規定がされたことは特に満足であることを述べた。続いて（財政的規定に関して言及するために）、特に「庶民院議員達」Gentlemen of the House of Commonsに向かつて、本法によって指定された期限内に、（後述する、イングランド国債残高のうちのスコットランド転嫁額に相当するところの）「スコットランドへの相当額 Equivalentの支払」のため適切な支給をすることを求めたのである³⁴³⁾。

従って、本法の財政的規定については、特に、この「相当額」規定に注目していきたい。

<1707年「スコットランド連合法」の国制的・財政的諸規定>

このような経緯をへて制定された1707年「スコットランド連合法」は、その冒頭において、スコットランド議会の法律 [= 「スコットランドとイングランドの2王国の連合条約を批准し承認する法律」] で批准され承認された「連合諸条項」の文面 Tenor は以下であると記したうえで、その条項を順次列挙している。その主要な国制的、財政的諸規定を順次、検討していきたい。

³⁴¹⁾ An Act for securing the Church of England as by Law established (5 Anne, c. 5).

³⁴²⁾ An Act for a Union of the two Kingdoms of England and Scotland (5 Anne, c. 8).

³⁴³⁾ Cf. House of Lords Journal Volume 18: 6 March 1707', Journal of the House of Lords: volume 18: 1705-1709 (1767-1830), pp. 270-273. URL: <http://www.british-history.ac.uk/report.aspx?compid=29523> Date accessed: 19 September 2010.

まず、初めの諸条項における国制的諸規定を確認したい。

第 I 条「2 王国の連合」として、「1707 年 5 月 1 日 [=施行日] 以降、イングランドとスコットランドの 2 つの王国は、大ブリテン王国という名の 1 つの王国に連合されること」。

第 II 条「王位継承」として、「連合した大ブリテン及びそれに属する領土の王国の王位継承は、ハノーヴァー家…であること」。

第 III 条「1 つの議会」として、「連合した大ブリテン王国は、大ブリテン議会 Parliament of Great Britain という、全く同一の議会によって代表されること」と。(関連条項として、第 XXII 条「16 人のスコットランド貴族が貴族院に議席をもつ」、また「45 人の議員が庶民院に議席をもつ」こと)。

加えて、商業的規定として、第 IV 条「営業及びその他全ての権利等の自由」、第 V 条「スコットランド船舶がブリテン船舶になる」こと。以上を規定した。

続く諸条項における財政的諸規定は、イングランドとスコットランドの 2 地方の公的収入と支出に関して、次のように要約しうる³⁴⁴⁾。

第 VI 条、連合開始時にイングランドで設定されているのと同一の輸出と輸入に対する [関税] 税率が、連合王国で実施されること。

第 VII 条、同一の消費税率が、全連合王国を通して設定されること。

第 VIII 条、スコットランドに輸入される外国産塩はイングランドにおけるのと同一の [関税] 税率を賦課される、しかしスコットランドはそこで作られる [=スコットランド産] 塩について、イングランドで作られた塩について支払われるのと同一の [消費] 税率を支払うことを 7 年間免除される、またその期間後同一の税率を支払い、また同様の控除と戻税をうける；このような塩がイングランドに輸入される時、イングランド産塩と同一の税率を支払うこと。

第 IX 条、イングランドで £1,997,743.8s.4d. が議会によって譲与され、地租によって調達されることになる時、更に £48,000 がスコットランドでスコットランドの割当として、また比例してそのように調達される；このような割当はスコットランドで以前と同一の方法で調達され徴収されること。

第 X 条、当時イングランドで実施されている印紙を貼った紙、子牛皮紙、羊皮紙への [印紙] 税はスコットランドに拡大しないこと。

³⁴⁴⁾ Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 356.

第 XI, XII, XIII 条, イングランドでそれぞれ 1710 年と 1707 年に終了する窓, 石炭, 麦芽に対する税はスコットランドに拡大しないこと。

第 XIV 条, スコットランドは, 本条約で同意されたものを除いて, 連合以前に イングランド議会によって賦課されたその他の税を賦課されない, スコットランド議会は 1707 年についてその王国の国務を支弁する; スコットランドは関税又は消費税の新たな税率についてイングランドと等しく賦課される, しかしこの条約で同意されたようなある「相当額」を受けること。

第 XV 条 (スコットランド連合の時期に, 「国債残高」³⁴⁵⁾ はスコットランドの場合には £160,000, これに対してイングランドの場合には £15,585,722 であるが, このイングランド国債残高をスコットランドに, 関税と消費税額の割合に応じて, 転嫁し, その「相当額」を支払うことが提案されていたのであるが, このスコットランド転嫁額に相当するところの「スコットランドへの相当額の支払」に関する条項)

(1) (「相当額」について)

スコットランドは, 連合前に契約されたイングランドの国債 [の支払] に適用されるそれぞれの関税と消費税の税率に服し, 次の方法で, そこ [=スコットランド] の臣民がこのような国債の支払のために賦課されることになるものに対する「相当額」を, 受けること。

- 1, £398,085.10s. が, 次の割合に従って, 相当額として, 議会によって女王陛下に譲与される, すなわち, 当時 [1705 年ミカエルマスに終わる 3 年間の平均で] 計算されたスコットランドの関税がイングランドの関税に対して, 即ち年間 £30,000 が £1,341,559 に対して担った割合に従って [=見積もり関税額 £93,579]; また [1705 年ミカエルマスに終わる 3 年間の平均で] 計算されたスコットランドでの消費税がイングランドでの消費税に対して, 即ち年間 £33,500 が £947,602 に対して担った割合に従って [=見積もり消費税額 £304,506.10s.]。
- 2, 連合後, 計算されたスコットランドの関税と消費税の増加に関して, 連合後 7 年間このような増加の会計が記帳されること, またその期間の終了時にある年間支払が, このような増加のうち, イングランドの

³⁴⁵⁾ *H. W. Chisholm's Return*, p. 357.

国債に適用されるような部分に比例して、相当額としてスコットランドになされること。

- 3, また、一般的に、イングランドの国債のうち、スコットランドが本条項で述べられたもの以外に、連合の理由によって支払う責任を負うようになるかもしれないような部分について、相当額がスコットランドになされること。

(2) (「相当額」の適用について)

£ 398, 085. 10s. は、連合時から支払期日がきて支払うべきものになり、次のように、適用されること。

- 1, スコットランドの硬貨をイングランドの硬貨の標準と価値に換算 [比率については第 XVI 条参照] することによって民間人が被るかも知れない損失を埋合わせるために。
- 2, (「ダリエン計画」でのスコットランドの損失を返済するというイングランドからの財政的提案に基づいて) 一緒にして年間 5 % の利子付で、スコットランドの「アフリカ及びインド会社」 African and Indian Company of Scotland の資本金 capital stock の貸付金を返済するために。
- 3, 余りが、7 年の期間にスコットランドの関税と消費税収入での現在額に対する増加に対して、相当額として、適用される。

(3) (「相当額」の7年後の適用について)

7 年の期間後、その現在額に対する関税と消費税の増加の際に、スコットランドで支払われ、イングランド国債の支払に適用される、更なる金額の相当額に関しては、次のように適用されること。

- 1, 現議会によって調整された、スコットランド国債の支払に。
- 2, 年間 £ 2, 000 が 7 年間、きめの粗いウール coarse wool の製造を鼓舞し促進するために適用される；またその後、スコットランドで漁業その他の製造業と改善[事業]を鼓舞し促進するために。

第 XVI 条、硬貨は連合王国を通して同一の価値をもつ [以前には、12 £ Scotch が 1 £ sterling に等しかった]；またスコットランド貨幣鑄造所はイングランドと同一の規則下におかれること。

以上が、1707年「スコットランド連合法」の国制的、財政的諸規定である。

同法成立の財政史的＝国制史的意味を検討する先立ち、予め、財政的諸規定のうち、「相当額」規定について、その実際の処理如何を確認しておきたい。

まず、「相当額」は「連合時から支払期日がきて支払うべきもの」と規定されていたが、この一括支払の事実について、「1707年9月29日に終わる年度における大ブリテンの純公的収入と支出」の支出欄の「民事統治等」項目に、「スコットランドへの相当額支払委員会」として「£398,085.10s.」の支出の事実を確認しうる³⁴⁶⁾。

次に、実際の適用＝支出について確認すると、1707年にスコットランドに「相当額」として支払われる£398,085の金額が適用される国務が、次の2つの法律、すなわち、翌1708年4月1日に制定された「相当額金銭の支払を更に指図するための法律」³⁴⁷⁾、及び1712年6月21日に制定された「合同東インド会社の貿易と法人能力を、その資金が償還されるとしても、継続するための法律」³⁴⁸⁾によって更に拡大された。その上で、この金額が実際に適用される国務が、「連合」の7年目である1714年7月9日に制定された法律、すなわち、「相当額委員会が受領した£398,085.10s.の金額から彼らによって正当に支出された£381,509.15s.10と1/2d.の金額について彼らを放免するための法律」³⁴⁹⁾において、表21「相当額が実際に適用された国務」に表示したように、述べられている。最大の適用は、「ダリエン計画」でのスコットランドの損失を返済するイングランド提案に基づく「スコットランドでの『インド及びアフリカ会社』の株式、利子及び負債の支払」であり、その適用額£229,611は、相当額全体の実に57.7%を占めていたことを確認しうる。

さて、国制的、財政的諸規定と「相当額」の実際の処理に関する以上の考察を

³⁴⁶⁾ *House of Commons Parliamentary Papers 1868-69, Vol. XXXV, Public Income and Expenditure, Part I, p. 37.*

³⁴⁷⁾ An Act for the further directing the Payment of the Equivalent Money (6 Anne, c. 24).

³⁴⁸⁾ An Act for continuing the Trade and Corporation Capacity of the United East India Company, although their Fund should be redeemed (10 Anne, c. 28).

³⁴⁹⁾ An Act to discharge and acquit the Commissioners of Equivalent for the Sum of three hundred eighty-one thousand five hundred and nine Pounds fifteen Shillings ten Pence Half-penny, by them duly issued out of the Sum of three hundred ninety-eight thousand eighty-five Pounds ten Shillings, which they received (12 Anne, stat. 2, c. 13).

表21 「相当額が実際に適用された国務」

国 務	£	s	d	比 率
スコットランドでイングランド金銭をイングランドでの現行利率に換算することによって私人が被った損失	3,017	18	9	
スコットランドと外国の金銭を再鑄造し、イングランド標準に換算する費用	49,888	14	11	
スコットランドでの「 インド及びアフリカ会社 」の株式、利子及び負債の支払	229,611	4	8	57.70%
連合条約の委員会の費用等	30,498	12	2	
スコットランドでの軍事支出	32,209	3	9	
スコットランドでの軍需支出	28,646	3	5	
「相当額委員会」の藤給と経費	7,637	18	2	
未適用残額	381,509	15	10	
	16,575	14	2	
	398,085	10		100%

[H. W. Chisholm's Return, p. 358 より作成。]

踏まえて、1707年「スコットランド連合法」成立のもつ財政史的＝国制史的意義について指摘しておきたい。

(1)、1707年「スコットランド連合法」における国制的規定と財政的規定の関連について。

イングランド側からみて、財政的規定において、イングランド国債残高のスコットランド転嫁額に相当するところのスコットランドへの「相当額」の支払を規定し、また実際にも支払っている事実は、財政的規定からは直接的利益を得ていないことを示している。従って、イングランド側からみる限りでいえば、国制的規定、端的に議会合同による「大ブリテン議会」創設が主目的であり、その代価＝手段が財政的規定、とりわけ「相当額」支払規定であったと看做しうる。かくして、本法成立は、イングランドにとって、当時従事していた「スペイン継承戦争」遂行のため、独自の立法を制定していたスコットランド議会の吸収＝「大ブリテン議会」創設策たる意義をもつといえよう。

(2)、国制的規定について。

「大ブリテン議会」創設は、名誉革命期の1689年「権利章典」制定により成立したイングランド議会におけるいわゆる「議会主権」を、「大ブリテン議会」に拡大する意義をもつといえる。またこのように拡大した「議会主権」の下で「大ブリテン議会」により、新たな財政統制が進展してくることをも意味している。

(3)、財政的規定について。

財政的規定のうち、「相当額」規定とその一括支払は、イングランドとスコットランド間での当時の「国債残高」の相違を処理＝解決したことを意味している。

加えて、その他の財政的規定をうけて、(後述するスコットランド世襲的收入を別にして)スコットランド連合の時期以来、「公的収入と支出」として公表される会計において、大ブリテンの「総公的歳入」を、イングランド・ウェールズから得られる金額とスコットランドから得られる別個の金額とを区別することなしに、述べるのが一般的慣行となったこと、要するに、スコットランドの収入がブリテンの収入に含まれたこと³⁵⁰⁾に注目する必要がある。

このことは、スコットランド連合法が、(議会合同と同時に)事実上、財政合同(＝国庫合同)を実現していたことを意味しているといえよう。

なお、以上のような意味をもつ「スコットランド連合法」をへて、1760年「シ

³⁵⁰⁾ H. W. Chisholm's *Return*, p. 359.

ビル・リスト法」により、イングランド世襲的収入が議会に放棄されたのち、公的信用の強化策として、1787年「統合国库資金法」により「大ブリテン統合国库資金」が設立されてくることに留意しておきたい。

＜18世紀初期におけるアイルランド議会の従属化＞

「大ブリテン統合国库資金」は、ナポレオン戦争終結後、アイルランドのそれと合同して「連合王国統合国库資金」が設立されてくるのであるが、その経緯を理解するためには、1800年「アイルランド連合法」について検討する必要がある。

同法成立に至る背景について、わが国では、特に経済史的観点から松尾太郎氏の詳細な研究³⁵¹⁾があるので、本書では、管見の限り、わが国で本格的研究の欠落している財政史的＝国制史的観点から、関係する法律に即して、経緯を検討していきたい。

まず、名譽革命期から18世紀初期におけるアイルランド議会について、次の諸点を指摘しておきたい。

(1) 1691年10月の「リメリック条約」締結により、イングランドのアイルランド征服が完了した後、翌1692年、アイルランド議会は「国王承認法」Act of Recognition、正式には「[ウィリアム国王及びメアリー女王] 両陛下の疑いのないアイルランド王権を承認する法律」³⁵²⁾を制定し、これにより、アイルランド国王としてウィリアムとメアリーを承認したこと。

(2) 宗教面では、1695年以来、このプロテスタント議会はいわゆる「刑罰諸法」Penal Lawsを制定し、多数を占めるカトリック教徒を抑圧、貧困化させてきたこと。

(3) 商業・貿易面では、このようなアイルランドに対して、(すでにチャールズ2世の時期から)イングランド議会はいわゆる「商業諸法」Commercial Codesを制定し、アイルランドの大ブリテンその他の諸国への輸出に対して、またアイ

³⁵¹⁾ 松尾太郎『近代イギリス国際経済政策史研究』、法政大学出版社、1973年、特に第三章参照。

³⁵²⁾ An Act of Recognition of their Majesties undoubted Right to the Crown of Ireland (4 Will. & Mary, c.1).

ルランドへの商品の輸入に対して、重商主義的貿易制限政策を展開してきたこと。

(4) 更に、議会統治面では、18 世紀に入ると、スコットランド連合後のブリテン議会は、(15 世紀末のアイランド議会統治の実質的開始期に、国王代理 Lord Deputy (=アイランド総督) ポインニングズ Sir Edward Poyning's の下で、アイランド議会が制定した 1494 年「ポインニングズ法」[Poyning's Law³⁵³⁾354) の先例に基づいて) 1719 年、「ブリテン宣言法」British Declaratory Act, 正式には「アイランド王国の大ブリテン王位への従属を確実にするための法律」³⁵⁵⁾を制定し、アイランド議会がブリテン議会の事前承認なしに法案を審議することを禁止し、こうして立法的にも従属化したことである。

〈アメリカ独立戦争とアイランド議会の独立、アイランド銀行の設立〉

このような商業・貿易制限、更には議会的従属から脱却するための契機は、1775 年 4 月に勃発した「アメリカ独立戦争」であったので、脱却過程の検討に先立ち、予め、「アメリカ独立戦争」に注目しておきたい。

この「アメリカ独立戦争」に至る、植民地課税とそれに対する抵抗の内容について、わが国ではすでに周知の『原典アメリカ史』³⁵⁶⁾等で明らかにされているので、本書では、ブリテン議会による植民地課税原則の展開とその帰結(=放棄)

³⁵³⁾ 具体的には次の 2 点を制定した。すなわち、(1) 議会がアイランドで召集され又は開催される前に、「枢密院における総督」Chief Governor in Council は、その審議すべき事柄と原因及びそこで可決されるべく提案される法律の条項を、アイランド国璽のもとで、国王に証明すべきであること。(2) 国王がイングランド枢密院において、前述の法律又はそのどれかを審議し、承認又は変更し、それをイングランド国璽のもとで証明し、そして議会を召集し開催する許可を与えたのち、議会が召集され開催され、そして証明されたような前述の法律がそれ以外でなく提案され、承認され又は否決されるべきこと。Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 381.

³⁵⁴⁾ なお、その後 16 世紀中葉に至って、周知のように、アイランド議会はイングランド王ヘンリー 8 世が「アイランド王」King of Ireland であることを宣言する 1542 年「アイランド王位法」Crown of Ireland Act 1542, 正式には、「イングランド王、その相続人及び継承者がアイランド王である法律」An Act that the King of England, his Heirs and Successors, be Kings of Ireland (33 Henry VIII, c. 1) を制定し、以来、アイランドはイングランドと「人的連合」personal union の関係になった。

³⁵⁵⁾ An Act for the better securing the Dependency of the Kingdom of Ireland upon the Crown of Great Britain (6 Geo. I, c. 5).

³⁵⁶⁾ 『原典アメリカ史』第二巻、岩波書店、1976 年、第一部、一「アメリカ革命の背景」参照。

について、続く対アイルランド統治政策の前提として必要であるので、関係する法律に即して、課税原則の段階的な展開過程として、詳細に検討しておきたい³⁵⁷⁾。

(1) 最初の商業的規制を目的とした植民地課税として。

ブリテン議会在植民地で賦課した最初の税は、1672年の法律（「グリーンランド・イーストランド貿易の鼓舞とプランテーション貿易の確保のための法律」³⁵⁸⁾）下のものであった。それ以前の1660年「航海法」の場合、アメリカ、アジア又はアフリカにおけるプランテーションの一定の産物は、輸出又は輸入の関税なしにプランテーション外に運ばれることが許された。これに対して、1672年法は、このような産物が多量にヨーロッパの諸港に持込まれ、陛下の税関に、またこの王国の貿易と航海に損害をもたらし有害であることを列挙した。そしてその阻止のため、このような産物が船積みされる時、もしもその産物をイングランド又はウェールズに持込みそこに陸揚げされないならば、「イングランド関税委員会」の管理下に一定の明示された輸出税が賦課されることを制定した。このように、公然と「商業的規制」の目的のために意図された税は、「プランテーション税」と呼ばれ、また当然にもその結果は小額だった。

同様に公然と保護的な輸入税が、1733年5月17日に成立した法律、すなわち、「アメリカにおける陛下の砂糖植民地を確保し鼓舞するための法律」³⁵⁹⁾により、「砂糖植民地」で賦課された。同法下に、一定の税が1733年12月25日から限定された期間、アメリカにおける陛下の植民地又はプランテーションへの外国産ラム、蒸留酒、砂糖等の輸入に対して支払われることになった。これらの諸税は時々後の諸法によって継続された、しかしその場合、税の結果の割当なしに。

(2) 次に、イギリス帝国の収入のための植民地課税（関税）への拡大として。

このような植民地課税原則を拡大する最初の試みが、「7年戦争」の終結した1763年、帝国目的のため増収を確保するという公然たる目的の課税として拡大された。

すなわち、ブリテン議会は、同年、いわゆる「砂糖法」、正式には、「アメリカにおけるブリテン植民地、プランテーションで一定の税を譲与するため；…の

³⁵⁷⁾ Cf. *H. W. Chisholm's Return*, pp. 402 - 405.

³⁵⁸⁾ An Act for the Encouragement of the Greenland and Eastland Trades, and for the better Securing the Plantation Trade (25 Car. II, c. 7)).

³⁵⁹⁾ An Act for the better securing and encouraging the Trade of his Majesty's Sugar Colonies in America (6 Geo. II, c. 13).

法律」³⁶⁰⁾を制定した。同法は、「前文」で制定理由として、「アメリカにおける陛下の領土において、それを防衛、保護、確保する費用を支払うため、収入が調達されることが公正にして必要であること」を記したのち、(1) 1764年9月29日から、アメリカにおける陛下の植民地又はプランテーションに輸入されるところの列挙された外国産物、即ち、砂糖(1733年以来の保護的輸入税に加えて)、インジゴ、コーヒー、スペイントウガラシ pimento、ワイン、絹、キャリコ、リネン等に対して、一定の税を賦課した。この税の受領額は種々の議定費に適用された。(2) 加えて、同法は、1733年法及びその後の諸法によって賦課された保護的税を永久に継続(=永久税化)した。またこれらの税の全ての純結果を財務府に払込ませ、またその他全ての金銭から別個にして、「アメリカにおける陛下の植民地又はプランテーションを防衛、保護、確保する費用を支払うため」議会の処分に留保されるべく規定した。

(3) 更に、帝国諸目的のための植民地内国税課税への一層の拡大として。

翌1765年、ブリテン議会は、有名な「印紙税法」、正式には、「アメリカにおけるブリテンの植民地、プランテーションで一定の印紙税その他の税を、同地を防衛、保護、確保する費用をさらに支払うために譲与するため；…の法律」³⁶¹⁾を制定し、帝国諸目的のために、今や、(印紙税という)内国税を課徴することによって、植民地課税原則を更に一層拡大した。同法は、多数の指定された印紙

³⁶⁰⁾ An Act for granting certain Duties in the British Colonies and Plantations in America; for continuing, amending, and making perpetual, an Act passed in the sixth Year of the Reign of his late Majesty King George the Second, (intituled, *An Act for the better securing and encouraging the Trade of his Majesty's Sugar Colonies in America*); for applying the Produce of such Duties, and of the Duties to arise by virtue of the said Act, towards defraying the Expences of defending, protecting, and securing, the said Colonies and Plantations; for explaining an Act made in the twenty-sixth Year of the Reign of King Charles the Second, (intituled, *An Act for the Encouragement of the Greenland and Eastland Trades; and for the better securing the Plantation Trade*); for altering and disallowing several Drawbacks on Exports from this Kingdom, and more effectually preventing the clandestine Conveyance of Goods to and from the said Colonies and Plantations, and improving and securing the Trade between the same and Great Britain (4 Geo. III, c. 15).

³⁶¹⁾ An Act for granting an applying certain Stamp Duties, and other Duties, in the British Colonies and Plantations in America, towards further defraying the Expences of defending, protecting, and securing the same; and for amending such Parts of the several Acts of Parliament relating to the Trade and Revenues of the said Colonies and Plantations, as direct the Manner of determining and recovering the Penalties and Forfeitures therein mentioned (5 Geo. III, c. 12).

税を、1765年11月1日から、アメリカにおける陸下の領有する植民地又はプランテーションに賦課した。同法の前文と本税の割当は、1763年法のそれと同様だった。

周知のように、この「印紙税法」に対する抗議がアメリカ植民地における代議制議会 representative assemblies の幾つかで可決され、この代議制議会はこれらの植民地において税を賦課する唯一の排他的権利を主張したのである。「代表なくして課税なし」No taxation without representation, と。

翌1766年、印紙税に関する調査がブリテン議会の庶民院の全院委員会によって行われ、その結果、同年、次の2つの法律が制定された。

まず、「議会の前会期に作成された…法律を撤廃するため；…の法律」³⁶²が制定され、同法によって、1765年「印紙税法」が1766年5月1日から撤廃された。同時にもう1つの法律「アメリカ植民法」American Colonies Act, 正式には、「アメリカにおける陸下の領土の大ブリテンの王冠と議会への従属をヨリ確実にするための法律」³⁶³が制定された。同法は、どんな場合でもアメリカの植民地と人々を拘束する法律を作る大ブリテンの議会の権能と権利を宣言し、また前述の権能を否認する又は異議を唱えるこれら植民地の全ての決議と手続きを無効と宣言した。

(4) 最終的に、植民地への輸入税賦課に留まらず、その公的支出を規制するまでの更なる拡大として。

翌1767年、大蔵大臣タウンゼント Charles Townsend は、単にアメリカ植民地に課税するためのみならず、その公的支出を規制するというより重要な立法措置を提案した。彼は植民地の内国課税の権利の行使が実質的に消滅したことを認めたとしても、その他の国から植民地に輸入される商品に対する課税の権利を完全に有効であると確認した。

こうして、「アメリカにおけるブリテン植民地、プランテーションで一定の税

³⁶²) An Act to repeal an Act made in the last Session of Parliament, intituled, *An Act for granting an applying certain Stamp Duties, and other Duties, in the British Colonies and Plantations in America, towards further defraying the Expences of defending, protecting, and securing the same; and for amending such Parts of the severall Acts of Parliament relating to the Trade and Revenues of the said Colonies and Plantations, as direct the Manner of determining and recovering the Penalties and Forfeitures therein mentioned* (6 Geo. III, c. 11).

³⁶³) An Act for the better securing the Dependency of his Majesty's Dominions in America upon the Crown and Parliament of Great Britain (6 Geo. III, c. 12).

を譲与するため；…の法律」³⁶⁴⁾が制定された。同法は、「前文」で制定理由として「アメリカにおける陛下の領土で、必要と認められる場合、このような地方で司法行政費用と民事統治援助費を支払うため、また領土を防衛、保護、確保するための費用を支払うため、ヨリ確実にして適切な支給をするためにある収入が調達されることが適切である」ことを記したのち、1767年11月20日から、アメリカにおける植民地又はプランテーションに大ブリテンから輸入されるガラス、紙、絵の具及び茶に対して、一定の税を賦課した。

アメリカ植民地人達は、このような「港税」port duties を賦課する本法の成立、また特に本法のうち、国王がアメリカの全地方を通して一般的シビル・リストを確立し、また裁判官の俸給を決定するという権能、従来、植民地の「一般会議」General Assembly の議決に依存していたところの権能を賦与される諸規定に反対し、彼らはこの新税が課される品物を輸入しないという一般的合意に至った。

このような1767年法に対して、1770年に法律、正式には、「現陛下の治世7年に作成された法律のうち、アメリカにおける陛下の植民地に輸入された…大ブリテンの産品又は製造品の…部分を撤廃するため；…の法律」³⁶⁵⁾が制定された。同法は、これらの「港税」を、それらが大ブリテンの産物と製造品である商品に賦課される限り、1770年12月1日から撤廃した。実は、これらの撤廃は、

³⁶⁴⁾ An Act for granting certain Duties in the British Colonies and Plantations in America; for allowing a Drawback of the Duties of Customs upon the Exportation, from this Kingdom, of Coffee and Cocoa Nuts of the Produce of the said Colonies or Plantations; for discontinuing the drawbacks payable on China Earthen Ware exported to America; and for more effectually preventing the clandestine Running of Goods in the said Colonies and Plantations (7 Geo. III, c. 46).

³⁶⁵⁾ An Act to repeal so much of an Act made in the seventh Year of the present Majesty's Reign, intituled, *An Act for granting certain Duties in the British Colonies and Plantations in America; for allowing a Drawback of the Duties of Customs upon the Exportation, from this Kingdom, of Coffee and Cocoa Nuts of the Produce of the said Colonies or Plantations; for discontinuing the drawbacks payable on China Earthen Ware exported to America; and for more effectually preventing the clandestine Running of Goods in the said Colonies and Plantations*, as relates to the Duties upon Glass, Red-lead, White-Lead, Painters Colours, Paper, Paste-boards, Mill-boards, and Scale-boards, of the Produce or Manufacture of Great Britain, imported into any of his Majesty's Colonies in America; and also to the discontinuing the Drawbacks payable on China Earthen-ware, exported to America; and for regulating the Exportation thereof (7 Geo. III, c. 46).

ロンドン市の商人達の抗議書にもとづいて、また公然とそれらの賦課によって連合王国の貿易と商業に引き起こされた妨害を根拠に認められた。しかし、注目すべきことに、茶に対する不快な港税はなお継続された。

周知のように、アメリカにおける茶輸入税に対する抵抗が、1773年12月の「ボストン茶会事件」Boston Tea Party に至り、それに対するブリテン議会での厳格にして強制的措置が、1775年、アメリカ独立戦争に至った。

このように、ブリテン議会による植民地課税原則の段階的進展こそが、結局、アメリカ合衆国の独立に帰結したと言えるのである。

(5) 1778年、帝国目的のための植民地課税の公式的放棄

戦争中の1778年3月11日、ブリテン議会は法律、正式には、「北アメリカと西インドにおける植民地、属領、プランテーションにおいて大ブリテン議会による課税に関する全ての疑念と懸念を除去するため；また法律7 Geo. III, c. 12のうち、アメリカにおける植民地に大ブリテンから輸入される茶に税を賦課するような部分を撤廃するため法律」³⁶⁶⁾を制定した。

同法は「前文」で制定理由として、「北アメリカにおける陛下の植民地、属領、プランテーションで収入を調達する目的のための大ブリテン議会による課税が、経験によって陛下の忠実な臣民の間に重大な不安と無秩序を起こすことが認められた——にも拘わらず、彼らは、帝国の共同防衛に拠出する正義を、このような拠出がそれぞれの植民地、属領又はプランテーションの一般裁判所 General Court 又は一般会議 General Assembly の権限の下で調達されることを条件として、認める——」こと、また陛下の領土の平和と福祉を回復するため、前記不安を除去すると同様に、忠誠に復する陛下の臣民の精神を穏やかにするため、「国王と大ブリテン議会が植民地で収入を調達する目的のためにどんな税又は査定も賦課しないことを宣言することが適切である」ことを記している。

このような理由から、同法は、(1) 本法成立後から、議会は北アメリカと西インドの植民地等において支払うべき税を賦課しないこと、(2) 加えて、1767年法によって賦課されていた、アメリカ植民地へ大ブリテンから輸入される茶に対

³⁶⁶⁾ An Act for removing all Doubts and Apprehensions concerning Taxation by the Parliament of Great Britain in any of the Colonies, Provinces, and Plantations in North America and the West Indies; and for repealing so much of an Act, made in the seventh Year of the Reign of his present Majesty, as imposes a Duty on Tea imported from Great Britain into any Colony or Plantation in America, or relates thereto (18 Geo. III, c. 12).

する税を撤廃すること、を制定した。

こうして、大ブリテン議会は、この1778年法において帝国目的のための植民地課税を公式的に放棄したのであるが、同時に、それに至る経緯からのいわば歴史的教訓として、同法「前文」として、陛下の忠実な臣民が「帝国の共同防衛に拠出する正義」をそのような拠出が「一般会議」の権限下に調達されることを条件として承認している旨を明記するに至ったことに注目しておきたい。ただし、このような歴史的教訓＝認識を踏まえてこそ、大ブリテン議会は、後述するように、1783年にアイルランド議会上に立法的独立を承認し、その上で1793年に対フランス戦争という「帝国の共同防衛に拠出する」ことをアイルランド議会上に求めていくことになるからである。

さて、植民地課税原則の展開過程に関する以上の考察を踏まえて、次に、アイルランドに注目し、アイルランド議会上の立法的独立に至る経緯を検討していきたい。

まさに1778年、アメリカ独立戦争における、北アメリカ植民地の断固たる抵抗によって鼓舞されて、アイルランドにブリテン商品を輸入することに反対する諸協会が形成され、運動が展開された。

これに対して、ブリテン政府は、アメリカ独立戦争遂行のために、1778年、帝国目的のための植民地課税の放棄を制定したのち、翌1779年、アイルランドの貿易と商業に対するすべての既存の制限を撤廃するために、次の3つの法律を制定した。

すなわち、(1)「アイルランドの諸外国との商業と貿易を制限する、大ブリテンで作成された一定の諸法を撤廃する法律」³⁶⁷⁾、(2)「アイルランドとブリテン領のアメリカと西インドにおける植民地及びアフリカ沿岸における定住地間の貿易が、目下、大ブリテンと前記植民地及び定住地間で行われるような方法で行われるのを認める法律」³⁶⁸⁾、(3)「ヘンリー7世治世9年に作成された法律又はその他の法律のうち、本王国硬貨のアイルランドへの輸出を禁止する部分；

³⁶⁷⁾ An Act to repeal certain Acts made in Great Britain, which restrain the Trade and Commerce of Ireland with Foreign Parts (20 Geo. III, c. 6).

³⁶⁸⁾ An Act to allow the Trade between Ireland and the British Colonies and Plantations in America and the West Indies, and the British Settlements on the Coast of Africa, to be carried on in like Manner as it is now carried on between Great Britain and the said Colonies and Settlements (20 Geo. III, c. 10).

また大ブリテンで作成された一定の法律のうち、外国産ホップのアイランドへの輸入を禁止し、また大ブリテンからアイランドに輸出されたホップに対する割戻税を廃止する部分を撤廃する；またレバント海と貿易するイングランド商人によって、大ブリテンに輸入され、それから輸出されるような財貨のアイランドへの輸入とそれからの輸出を認める法律³⁶⁹⁾、以上である。こうして、まず、1779年にアイランドの貿易と商業に対する諸制限が撤廃されたのである。

続いて、このようにして達成された成果を確実にするため、翌1780年、アイランド議会の独立を達成するため、また「ポイニングズ法」を撤廃するために、全般的な扇動が展開された。アイランドでの武装義勇軍の増大する力と態度が、議会でのグラタン H. Grattan の雄弁に助けられて、すべての反対を裏ないものした。

その結果、ブリテン議会は、1782年に、1719年「宣言法」を撤廃する法律として、正式には「故ジョージ1世陛下の治世6年に作成された『アイランド王国の大ブリテン王位への従属をより確実にするための法律』と題された法律を撤廃する法律³⁷⁰⁾」を制定した。

続いて、この1782年法がアイランド議会にとって十分であるか否かに疑念が生じたので、そのような疑念を除去するため、翌1783年、「否認法」、正式には「立法と管轄権の事柄で、アイランドの議会と裁判所の排他的諸権利に関して生じた又は生じるかもしれない全ての疑念を阻止し排除するため；また同王国で陛下の裁判所から誤謬又は上訴の令状が大ブリテン王国での陛下の裁判所で受領、審理、判決されるのを阻止するための法律³⁷¹⁾」を制定した。同法は、(1)

³⁶⁹⁾ An Act to repeal so much of an Act made in the nineteenth Year of the Reign of Henry the Seventh, or of any other Acts which prohibit the exporting, carrying, or conveying, Coin out of this Realm into Ireland; and so much of certain Acts, made in Great Britain, which prohibit the Importation of Foreign Hops into Ireland, and which take off the Drawback upon Hops exported from Great Britain to Ireland; and to allow the Importation into, and Exportation from, Ireland, of such Goods as may be imported into, exported from, Great Britain, by the Merchants of England trading to the Levant Seas (20 Geo. III, c. 18).

³⁷⁰⁾ An Act to repeal an Act, made in the sixth Year of the Regn of his late Majesty King George the First, intituled, *An Act for the better securing the Dependency of the Kingdom of Ireland upon the Crown of Great Britain* (22 Geo. III, c. 53).

³⁷¹⁾ An Act for preventing and removing all Doubts which have arisen, or might arise, concerning the exclusive Rights of the Parliament and Courts of Ireland, in Matters of Legislation and Judicature; and for preventing any Writ of Error or Appeal

アイルランドの人々によって請求された権利が永遠にまた疑問なしに確立されると宣言されること、また (2) アイルランドの裁判所からの誤り又は上訴の令状が大ブリテンの裁判所で受領されるべきでないことを制定した。これによって、結局、1494 年「ポイングズ法」が撤廃され、こうしてアイルランドン議会の独立性が宣言されるに至ったのである³⁷²⁾³⁷³⁾。

加えて、アメリカ独立戦争は、(17 世紀末の対フランス戦争遂行の必要性の下で「イングランド銀行」が設立されたように) アイルランド政府に貸付うる政府銀行を必要ならしめ、「アイルランド銀行」Bank of Ireland の設立に至ったことを指摘しておきたい。

すなわち、1782 年、アイルランド政府及び同地方の金融諸利害(とりわけ David La Tuche) の要求を受けて³⁷⁴⁾、アイルランド議会の法律として「アイルランド銀行法」、正式には「アイルランド銀行の総裁及び会社の名称によって銀行を設立するための法律」³⁷⁵⁾が制定され、同法により、「アイルランド銀行」がアイルランド通貨で £600,000 の公募資本金で設立され、その £600,000 が、アイルランド財務府から発行されて額面高で引受けられる「4 %借入債券」Four per Cent. Loan Debentures を担保にして、政府に貸付られた。翌 1783 年 4 月、開封特許状が公布された時、この「借入債券」が無効にされ、その債券に対する利子の代わりに £ (Irish) 24,000 の年金が授与され、この年金が同 1783 年のヨハネの祭

from any of his Majesty's Courts in the Kingdom from being received, heard, and adjudged, in any of his Majesty's Courts in the Kingdom of Great Britain (23 Geo. III, c. 28).

³⁷²⁾ Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 385.

³⁷³⁾ 宗教面でのいわゆる「刑罰諸法」の撤廃に関して、結論的にいえば、まず、1791 年にブリテン議会在「ローマ・カトリック教徒救済法」Roman Catholic Relief Act を制定し、それに鼓舞されて、ようやく 1793 年にアイルランド議会在そのコピー版、正式には「陛下のアイルランドのローマ・カトリック教臣民の救済のための法律」An Act for the Relief of His Majesty's Popish or Roman Catholick Subjects of Ireland (33 Geo. III, c. 21) を制定し、こうして刑罰諸法を撤廃したのである。但し、周知のように、これは「救済法」に留まり、「解放法」でないことに留意しておきたい。

³⁷⁴⁾ Cf. E. M. Johnston-Liik, *History of the Irish Parliament 1692-1800: Commons, Constituencies and Statutes*, Vol. I Political Survey: Statutes at Large passed in the Parliament of Ireland 1692-1800, 2002, p. 395.

³⁷⁵⁾ An Act for establishing a Bank by the Name of the Governors and Company of the Bank of Ireland (21 & 22 Geo. III, c. 16).

日（6月24日）から開始した³⁷⁶⁾。こうして1783年6月25日、「アイルランド銀行」が営業を開始したのである。

〈対フランス戦争と1800年「アイルランド連合法」の成立〉

さて、立法的独立を達成したアイルランド及びアイルランド議会は、その対価として、(1778年法「前文」で明記された)「帝国の共同防衛に拠出する正義」を求められ、その結果、結局、1800年「アイルランド連合法」成立に至るので、その経緯を検討していきたい。

予め、アイルランド財政の概括的推移について確認したい。

名誉革命期までは、アイルランドにおける国王の世襲的収入が、王国の民事と軍事の全費用を賄うのに十分であったのみならず、かなりの余剰をもたらし、それが毎年国王に送金された。しかし、革命後、増大する支出は議定費の調達を必要とし、1695年以来、アイルランド議会在規制的に、通常2年に1度、開催され、毎会期に議定費が(世襲的収入以外のその他の「関税と消費税」からなる)「追加的諸税」additional duties の形態で譲与され、それが一般的には政府援助のため、また世襲的収入の不足を支弁する目的のために適用されたようである³⁷⁷⁾。

数量的に確認すると、表22「1689年～1801年アイルランド純支出額、純収入額、起債額、及び1782年～1801年アイルランドと大ブリテンの国債残高の推移(£1,000)」から、革命期に続き1782年頃までは、支出額は軍事費を中心としていること、しかし、網掛けで示した戦争期にも(大ブリテンの場合のような増加はなく)安定的に推移していること。これに対して、1783年のアイルランド議会の独立以降、支出額が£1,000,000台に増加しているが、これは民事費の増加によるものであったこと。更に、1793年を画期に、支出額が急増したが、これは軍事支出の増加によるものであったこと、を確認する。

また、このような軍事支出の増加の内訳は、表23「1794年～1801年のアイルランド軍事支出の内訳(£1,000)」によると、この期間の軍事支出総額約2,000万ポンドのうち、1793年以後の対フランス戦争による軍事支出額が約1,000万ポンド、更に1798年以後のいわゆる「アイルランド反乱」Irish Rebellion of 1798による軍事支出額が約600万ポンドであり、従って、1793年を画期とする軍事

³⁷⁶⁾ H. W. Chisholm's *Return*, p. 521.

³⁷⁷⁾ Cf. H. W. Chisholm's *Return*, p. 383.

表22 「1689年～1801年アイルランド純支出額、純収入額、起債額、及び1782年～1801年アイルランドと大ブリテンの国債残高の推移(£1,000)」

年次	アイルランドの純支出額、純収入額、起債額					国債残高	
	純支出額	純収入額			起債調達額	アイルランド	大ブリテン
		公債利子等	民事統治	軍事支出			
1689年6月24までの1年	191		24	167	153	16	
1689年12月25日までの半年	142		31	111	175		
1690年6月5日～1692年9月29日	880		47	833	277		
1693年9月29日までの1年	185	2	31	153	154	31	
1694年12月25日までの1と1/4年	210	5	28	177	211		
1695年12月25日までの1年	181	3	26	152	181		
1696	230	3	43	190	243		
1697	239	3	37	200	279		
1698	352	1	33	319	348		
1699	409		50	359	404		
1700	432		51	381	460		
1701	415		72	343	412		
1702	336		58	278	314		
1703	260		42	218	262		
1704	286		49	237	281		
1705	308		69	239	303		
1706	308		60	248	310		
1707	311		62	250	312		
1708	320		67	253	317		
1709	312		67	247	313		
1710	291		71	220	292		
1711	300		77	223	298		
1712	320		82	247	338		
1713	352		77	275	352		
1714	340		63	277	332		
1715	310		63	247	315		
1716	393	1	74	318	354	46	
1717	387	3	47	337	394		
1718	428	4	73	351	428		
1719	437	3	75	359	444		
1720	402	5	67	331	405		
1721	423	4	72	347	408		
1722	415	4	87	325	440		
1723	417	3	77	337	446		
1724	425	4	103	318	452		
1725	489	3	105	382	443		
1727年3月25日までの1と1/4年	571	4	117	450	568		
1728	432	4	84	344	433		
1729	399	3	102	294	400		
1730	588	4	101	483	451	138	
1731	408	10	100	297	405		
1732	479	12	84	382	388	92	
1733	489	13	109	367	491		
1734	408	14	82	312	424		
1735	452	12	100	333	455		
1736	417	12	95	310	432		
1737	429	12	103	313	439		
1738	484	11	105	368	485		
1739	459	12	96	351	475		
1740	400	11	84	305	404		
1741	442	11	96	335	441	9	
1742	488	13	127	348	416	217	
1743	474	12	112	350	451	28	
1744	431	13	102	317	452		
1745	443	13	126	304	444		
1746	427	14	111	303	433		
1747	434	13	102	310	440	37	
1748	501	14	103	385	493	14	
1749	398	13	108	276	513	3	
1750	464	15	105	343	650	2	
1751	627	13	131	483	600		
1752	499	8	118	373	579		
1753	478	7	113	359	611		
1754	568	4	161	404	658		
1755	535	2	120	412	593		
1756	515		134	381	552		
1757	695		210	492	544		
1758	585		172	413	498		
1759	708		255	452	576		
1760	598		130	468	552	138	
1761	774	5	196	573	572	138	
1762	716	15	169	532	693	46	
1763	903	17	273	613	687	185	

1764	654	9	189	457	705	92		
1765	805	47	227	530	762			
1766	733	25	202	506	768			
1767	836	22	284	531	712	92		
1768	679	21	186	473	710			
1769	825	25	283	517	771			
1770	698	23	192	482	721	74		
1771	809	25	211	572	708	46		
1772	738	26	207	504	676	92		
1773	807	31	235	541	719	92		
1774	672	33	172	468	663	49		
1775	912	43	283	585	721	106		
1776	734	44	196	490	714	32		
1777	1,007	55	326	626	877	129		
1778	742	57	234	450	658	91		
1779	873	75	215	583	592	339		
1780	833	77	231	525	550	231		
1781	1,015	95	291	629	764	322		
1782	838	101	237	500	764	193		
1783	1,314	121	584	609	1,107	388	1,918	216,678
1784	1,142	127	526	489	1,014	274	1,967	234,407
1785	1,009	130	376	502	881	350	2,136	245,509
1786	1,179	144	428	607	1,128	314	2,257	246,763
1787	1,178	140	468	570	1,228	85	2,259	247,096
1788	1,350	148	621	581	1,260	348	2,213	245,670
1789	1,235	143	521	571	1,233	592	2,213	245,630
1790	1,296	141	557	599	1,381	848	2,213	244,578
1791	1,384	129	583	672	1,313	108	2,213	244,460
1792	1,396	133	747	616	1,368	115	2,213	243,574
1793	1,363	133	616	615	1,364	132	2,252	241,051
1794	1,581	147	689	746	1,179	845	2,874	249,089
1795	2,509	214	741	1,554	1,475	1,135	4,003	261,909
1796	2,803	245	703	1,855	1,552	1,636	5,577	320,431
1797	3,102	408	661	2,032	1,703	1,387	6,537	358,477
1798	4,678	561	716	3,402	2,084	3,269	10,138	383,367
1799	5,373	628	880	3,866	2,146	3,735	15,806	416,908
1800	6,616	994	1,026	4,597	3,018	5,509	23,101	422,705
1801年1月5日までの3/4年	4,626	915	954	2,757	2,204	3,957	28,541	446,594
1783年～1801年間総額	45,134				28,638			

[純支出額, 純収入額, 起債調達額は, *House of Commons Parliamentary Papers, 1868-69, Vol. XXXV, Public Income and Expenditure, Part I* [366], pp. 434 - 439より作成。

国債残高は, *Royal Commission on the Financial Relations between Great Britain and Ireland, Minutes of Evidence, up to the 28th March 1895, taken from Her Majesty's Commissioners appointed to inquire into the Financial Relations between Great Britain and Ireland, with Appendices.* [C. 7720-I.], 1895, Appendix I. C - Tables relating to the Funded and Unfunded Debt of Great Britain and Ireland during the period 1782-83 to 1816-17, p. 380より作成。]

表23 「1794年～1801年のアイルランド軍事支出の内訳(£1,000)」

3月25日終わる年度	軍事支出合計	平時のアイルランド 軍事支出見積	対フランス戦争による 軍事支出追加見積	アイルランド反乱による 軍事支出追加見積
1794	746	584	161	
1795	1,554	584	969	
1796	1,855	584	1,270	
1797	2,032	584	1,447	
1798	3,402	584	1,447	732
1799	3,866	584	* 638	
1800	4,597	584	1,447	1,834
1801年1月5日までの3/4年	2,757	428	1,447	2,565
計	20,809	4,533	9,911	1,234
				6,365

* 「1796年以前陸軍臨時費」のための貸付額
 [Memorandum presented to the Commission by Sir Edward Hamilton, 1895, p. 323より作成。]

支出の急増はこの2つの要因によるものであったといえる。

このような支出額を賄うためには、表 22 に示したように、純収入額のみでは不十分であり、借入＝起債による調達が必要となり、その結果、国債残高が 1782 年以来、特に 1793 年以来、急増し、(後述する「連合」時である) 1800 年には、実に £28, 541, 000 に達していること。他方、この時、大ブリテン国債残高は更に巨額の £446, 594, 000 に達していること、を確認しうる。なお、この 2 地方間での国債残高の顕著な相違に留意しておきたい。

以上のように、アイルランド議会の独立後、とりわけ 1793 年の対フランス戦争、更に 1798 年以後のアイルランド反乱による、アイルランド支出、とりわけ軍事費の急増と、それを賄うための国債の累積的増加を財政的背景(＝実績)として、大ブリテン議会の側から、「アイルランド連合」が提案され、立法化されてくるのである³⁷⁸⁾。

当時の大ブリテンの内閣の動機(＝政策的意図)としていえば、それは、「当時従事していた大 [フランス] 戦争、および諸資源の集中と統合の明白な利益に鑑みて」、「この 2 つの地方間で貿易の自由を増しながら、アイルランドから海軍と陸軍の費用に対して、アイルランド議会が以前にしていた幾分不確かで計算しえない拠出の代りに、ある計算しうる規則的な拠出 a calculable and regular contribution を得る」こと、であったといえる³⁷⁹⁾。

このような動機＝意図に基づく、「アイルランド連合法」の成立に至る経緯を検討しておきたい³⁸⁰⁾。

まず、1799 年 1 月 2 日、最初に、2 地方の立法的合同のための計画がブリテン庶民院に「国王書信」の中で正式に表明された。そして 1 月 31 日、首相兼蔵相

³⁷⁸⁾ 大ブリテン議会それ自体の財政的対応策は 1799 年戦時「所得税」導入である。

³⁷⁹⁾ Royal Commission on the Financial Relations between Great Britain and Ireland, *Final Report by Her Majesty's Commissioners appointed to inquire into the Financial Relations between Great Britain and Ireland*, [C. 8262.], 1896, Draft Report prepared by the late Chairman, the Right Hon. Hugh C. E. Childers, p. 139.

³⁸⁰⁾ Royal Commission on the Financial Relations between Great Britain and Ireland, *Minutes of Evidence, up to the 28th March 1895, taken from Her Majesty's Commissioners appointed to inquire into the Financial Relations between Great Britain and Ireland, with Appendices*. [C. 7720-I], 1895, Appendix I. A - Memorandum presented to the Commission by Sir Edward Hamilton, K. C. B., in connection with the Evidence given by him [以下、*Memorandum presented to the Commission by Sir Edward Hamilton, 1895* と略記する], pp. 326-330.

ピット W. Pitt が「連合」のため、次のような財政的決議案を動議した。

すなわち、「(1) 連合以前にいずれかの王国で招かれた国債の利子あるいは元本削減のための減債基金の支払から生じる負担は、別個に、大ブリテンとアイルランドそれぞれによって支払われること、を提案することは適切であること。(2) 限定される年数間、平時あるいは戦時における連合王国の将来の通常の経費は、連合以前にそれぞれの議会によって確立されるような割合にしたがって、大ブリテンとアイルランドによって共同で支払われること；またそのように限定される期間の満了後、その割合は、同様な方法で連合以前に合意されるような規則と原則にしたがってを除いて、変更されるべきでないこと」と。

この決議案は約3週間の審議後、庶民院を通過し、また貴族院も通過し、その後、連合に賛成する両院の共同上奏文 a joint Address が国王に提出された。

これを受けて、アイルランドに対して、[周知のように、大ブリテン=アイルランド政府による多数派工作後の] 翌1800年2月5日に、立法的合同を強く勧奨する「アイルランド総督」の書簡に基づき、「アイルランド担当大臣」カッスルレー Lord Castlereagh が、アイルランド庶民院で連合提案の主要説明を行った。

この提案をめぐる審議過程における多数の発言のうち、ここで特に注目しておきたい発言は、「アイルランド大蔵大臣」ベレズフォード J. C. Beresford による、1707年「スコットランド連合法」の際の国債残高の相違に対する処理策との対比に関する、次の発言である。

すなわち、アイルランドを大ブリテンの諸税と国債に従わせることに対する反対 [の意見] は、もしも必要であるならば、連合条約に、次の規定、すなわち、アイルランドは公的負担のうち、アイルランドの資力と財源に適したような部分のみに義務をもつ、という規定を挿入することによって除去されるかもしれない。この規定は、スコットランドの場合になされていた、また注意深く遵守されていた。しかし、彼の意見では、それはアイルランドの場合には必要でないだろう。アイルランドの自然的資源はイングランドのそれと同じほど良かったし、また「連合」の下に等しく開発されるだろう、と³⁸¹⁾。

この発言は、大ブリテン=アイルランド政府が、1800年のアイルランド連合の場合には、1707年のスコットランド連合の際の国債残高の相違の処理策を採

³⁸¹⁾ Cf. *Memorandum presented to the Commission by Sir Edward Hamilton, 1895*, p. 328.

用せず、「アイルランドの自然的資源」のイングランドと同様な「開発」を意図していたことを示しているといえよう。このような発言に留意しておきたい。

さて、連合提案の審議後、アイルランド政府は庶民院で158対115票により多数を確保した。またアイルランド貴族院も通過し、続いて3月27日、アイルランド議会両院の審議結果を陛下に伝える上奏文が議決され、この上奏文が連合諸条件を含むアイルランド議会両院の諸決議と一緒に、4月2日、陛下によってブリテン議会に伝えられた。

ブリテン議会は、4月21日、アイルランド議会提案を審議して同意した。その結果、ブリテン議会両院の同意した諸決議及び国王への共同上奏文が、5月12日、アイルランドに送付された。これを受けて、アイルランド議会は諸決議を1つの「法案」に具体化した。5月21日、カッスルレーがその「法案」を上程し、それは審議後、6月7日に庶民院を通過し、貴族院に送付されて、通過した。続いて、同法案は、ウェストミンスターに送付され、ブリテン議会両院を通過し、1800年7月2日に裁可をえて、成立したのである。

〈1800年「アイルランド連合法」の国制的・財政的諸規定〉

このような経緯をへて成立した1800年「アイルランド連合法」Union of Ireland Act, 正式には、「大ブリテンとアイルランドの連合のための法律」³⁸²⁾の国制的、財政的諸規定を検討していきたい。

まず「前文」で制定理由として、大ブリテンとアイルランドそれぞれにおける議会の2院に対して、この2王国間関係を最もよく強化し統合するような立法措置を審議することを求める陛下の勸奨に従って、大ブリテン議会の2院とアイルランド議会の2院はそれぞれ、「大ブリテンとアイルランドの最も重要な利益を促進して確保し、またイギリス帝国の強さ、権能、及び資源を統合するため」、大ブリテンとアイルランドの2つの王国を1つの王国に統一するのに最も資するような立法措置に同意し決議したこと、その決議を推進し、前記の目的を達成するため、次のような一定の諸条項Articlesに同意したことを記している。

このような理由から制定された本法は、まず、最初のいわば国制的諸規定を次のように規定する。

³⁸²⁾ An Act for the Union of Great Britain and Ireland (39 & 40 Geo. III, c. 67).

第1条、「大ブリテンとアイルランドは1801年1月1日に1つの王国に統合すること、また王位に関連する称号は陛下が指定するようなものになること」。

第2条、「王位継承は現在のように限定され継承され続くこと」。

第3条、「連合王国は、大ブリテン及びアイルランド連合王国議会 Parliament of the United Kingdom of Great Britain and Ireland と呼ばれる、全く同一の議会で代表されること」。

第4条、「4人の聖職貴族と28人の俗貴族、及び100人の庶民院議員が連合王国議会におけるアイルランド部分で議席を占め投票すること」、また「アイルランド貴族は、もしも以前に貴族院に議席をもつべく選挙されていないならば、連合王国の庶民院に仕えるべく選挙されてもよい」こと等。

第5条、「イングランド国教会とアイルランド国教会は、合同して1つのプロテスタント監督教会 one Protestant Episcopal Church になる、またスコットランド国教会は目下確立されているように残る」こと。

加えて、商業的規定として、第6条、「大ブリテンとアイルランドの臣民は貿易と航海に関して同一の立場である、また諸外国列強との全ての条約において、アイルランド臣民はブリテン臣民と同一の特権をもつ」こと、また「1801年1月1日以降、いずれかの地方の他に対する商品、産物又は製造品の輸出に対する全ての禁止と奨励金は終わる」こと。

次に、続く第7条のいわゆる「財政的諸規定」は、便宜上、10項目に分割して、次のように要約しうる³⁸³⁾。

第1項、連合以前に大ブリテンとアイルランドによって負われた国債の利子と減債基金は、各王国によって別個に支払われ続くこと。

第2項、

- (1) 次の20年間、大ブリテンとアイルランドは連合王国の支出に共同で15対2というそれぞれの割合で拠出する；すなわち、このような支出のうち、大ブリテンは15/17、又は88.24%、アイルランドは2/17、又は11.76%を支払うこと。
- (2) その期間の終りに、もしも、連合王国の共同支出が無差別的に両地方で等しい諸税によって支払われることが規定されないならば、このよ

³⁸³⁾ Cf. *Memorandum presented to the Commission by Sir Edward Hamilton, 1895*, pp. 331-332.

うな支出への大ブリテンとアイルランドのそれぞれの醸出は、議会によってこの2地方のそれぞれの諸資源の比較に基づいて公正で合理的であると考えられるような割合で、支払われること。

- (3) このような公正で合理的な割合に到達する選択的基礎が指示された、すなわち：
- a. 最近3年間の平均で、ブリテンとアイルランドの輸出と輸入のそれぞれの価額；又は、
 - b. ビール、蒸留酒、砂糖、ワイン、茶、タバコ及び麦芽の消費された諸量のそれぞれの価額；又は、
 - c. これらの両考察の結合（それは、連合の最初の20年間、ピットとカッスレーによって採用された基礎だった）；又は、
 - d. もしもこのような税が存したならば、一般的所得税 a general tax on income の結果から確認されるような各地方のそれぞれの所得。
- (4) その後、改定が同様の基礎で20年より多くなく又は7年より少ない間隔でなされること；もしも、このような期間の前に、議会が連合王国の支出が無差別的に支払われることを宣言していなかったならば。

第3項、アイルランドの諸収入は、1つの統合国庫資金 a consolidated fund を構成する、それに対してアイルランドの連合前の国債に関する支払が第1次負担となり、収入の残りは共同支出へのアイルランドの醸出を支払うことに適用されること。

第4項、2つの地方のそれぞれの拠出は、議会が賦課することが適切であると考えるような、各地方における諸税によって調達されること；しかし、アイルランドにおけるどんな品物も、それがイングランドで課税されるよりもより高い率では課税されないこと。

第5項、もしも、アイルランドがその連合前の国債の費用及び連合王国の共同支出への比例的拠出を、アイルランドが負う別個の費用と同様に、支払った後に、余剰があったならば、それは、幾つかの方法の1つに適用されること、すなわち：

- a. 課税の免除に；又は
- b. 地方的諸目的に；又は、
- c. 平時にアイルランドの収入の不足を埋めることに；又は、

d. 戦時にアイルランド拠出を軽減するため、5,000,000 ポンドを超過しない、準備資金 a reserve fund を構築することに。

第6項、連合後、平時であれ戦時であれ、連合王国の国務のためにその議会によって負われた全ての国債は、共同国債と看做される、またその費用は、2地方によって、それぞれの拠出の割合で担われること。

しかし、もしも、議会が、年内に、1地方で他地方でよりもより大きな拠出割合を調達するならば、又は、1地方の勘定で調達された借入金を返済するために、他地方の勘定で調達された借入金を返済するためよりもより大きな減債基金を取っておくならば、その時、その国債は、別個にされ、またその費用は別個に担われること。

第7項、(後述するように、1816年法に至る決定的に重要な規定として)もしも、将来、大ブリテンとアイルランドの別個の国債が清算されるならば、又は、もしもこれらの国債の価額 [の割合] が 2 地方のそれぞれの [連合王国への共同支出への] 釀出 [の割合=15 対 2] に比例するならば、又は、国債のうちのより大きいもの (すなわち、ブリテン国債) がこのような割合から変動する際の額が、100 分 1 の部分より多くないならば、その時、議会は、もしも諸状況がそれを正当化するように思われるならば、次のこと、すなわち、連合王国の将来の全ての費用が、各地方で同一の商品に対して賦課される等しい諸税によって無差別的に支払われることを宣言してもよい、またアイルランドで、またスコットランドでも、事情が求めるような免除あるいは減額のみに従って、このような諸税を賦課しこれらの諸費用に適用してもよいこと。

第8項、議会によるこのような宣言の場合、連合王国の共同支出への 2 地方の釀出は、明確な割合では規制されない、連合前の別個の国債のうち清算も統合もされないかもしれないような部分に関してを除いて;またこれらの国債に関する諸費用は各地方で別個の諸税によって支払われること。

第9項、アイルランドが、1801年1月1日に終る6年間に、農業又は製造業の鼓舞、又は一定の慈善的諸制度の維持の援助に譲与していた金額より少くない金額が、連合後20年間、議会が命じるように、アイルランドでこのような地方的諸目的に、適用されること。

第10項、1801年1月1日以後から、領域的諸属領から連合王国に生じ、また連合王国の一般的支出に適用されるところの、全ての公的諸収入は、2地方のそれぞれの拠出の割合で、適用されること。

以上が、1800年「アイルランド連合法」の国制的、財政的諸規定である。以上の考察を踏まえて、同法成立のもつ財政史的＝国制史的意義について指摘しておきたい。

(1)、1800年「アイルランド連合法」における国制的規定と財政的規定の関連について。

大ブリテン側からみて、財政的規定において、アイルランドに対して、20年間という長期間に「連合王国の支出」への「15対2」という明確な割合での支出（＝まさに「帝国の共同防衛」への拠出）を規定し、（後述するように）実際にも拠出させた事実は、この財政的規定から明確に直接的利益を得ていることを示している。従って、大ブリテン側からみる限りでいえば、財政的規定、とりわけ「連合王国の支出」への「15対2」という明確な割合での支出規定こそが主目的であり、先立つ国制的諸規定、とりわけ議会合同による「連合王国議会」創設はそのための手段であったと看做しうる。かくして、本法成立は、大ブリテンにとって、当時従事していた「対フランス、ナポレオン戦争」遂行のため、アイルランドからの「連合王国の支出」への「15対2」という明確な割合での支出（＝「帝国の共同防衛」への拠出）確保策たる意義をもつといえよう³⁸⁴）。

³⁸⁴ なお、国債残高の相違に対する対応策として、1707年「スコットランド連合法」の場合の処理策を1800年「アイルランド連合法」の際には採用しえなかった客観的背景について言及しておきたい。

数量的に確認すると、1707年「スコットランド連合法」の場合、連合の時、国債残高はイングランドの£15,585,722に対して、スコットランドが£160,000であり、比率として言えば、後者は前者の1%。この国債残高の相違の処理策として、イングランド国債残高のスコットランドへの転嫁としての「相当額」£398,085は、イングランド国債残高の2.55% [この比率は、スコットランド関税・消費税合計÷イングランド関税・消費税合計の比率に近似している。]に相当したのであるが、これをイングランドは一括して支払うことにした。

もしも、(税収の相違等の条件を無視して、全く単純に)同一の原則をアイルランドの場合に適用すると仮定した場合、アイルランド連合の時、国債残高は1800年に大ブリテンの£422,705,000に対して、アイルランドが23,101,000であり、比率として言えば後者は前者の5.5%。この国債残高の相違の処理策として、大ブリテン国債残高のアイルランドへの転嫁として同様な「相当額」を計算すると、大ブリテン国債残高の2.55% [より正確にアイルランド連合法の場合を算出すると、連合当時のアイルランド純収入額(1800年に£3,018,000(表17参照)÷大ブリテン関税・消費税合計額(1801年に£17,400,000(表11参照))=17.3%である。]は、実に£10,778,977 [より正確にアイルランド連合法の場合を算出するため、17.3%の比率で算出すると、実に£73,127,965になる。]に相当する。当時の対フランス戦争下において、このような巨額(に相当するような金額)を一括支払

(2), 国制的規定について。

財政的規定のための手段としてであれ、結果としての「連合王国議会」創設は、1707年「スコットランド連合法」により「大ブリテン議会」に拡大していた「議会主権」を、この「連合王国議会」にまで一層拡大するという意義をもつといえる。またこのように拡大した「議会主権」の下で「連合王国議会」により、新たな財政統制が進展してくることをも意味している。

(3), 財政的規定について。

財政的規定のうち、アイルランドからの「連合王国の支出」への「15対2」という明確な割合での支出規定は、前述のように「帝国の共同防衛」への拠出策たる意義をもつのであるが、その客観的作用、効果について、すぐ後述する。

また連合当時に「国債残高」の相違を処理＝解決しなかったことは、その処理＝解決を先延ばしたことを意味しており、その客観的作用、効果についても、すぐ後述する。

なお、「連合王国の支出」への拠出のため、(アイルランド議会の法律である1793年「アイルランド・シビル・リスト法」の諸規定に従って)アイルランドに「統合国庫資金」が設立されたことは、後に大ブリテンのそれと合同しうる客観的条件が成立したことを意味しているといえよう。

さて、以上のような意味をもつ「アイルランド連合法」が大ブリテン議会の制定法として成立したのち、同1800年8月1日、アイルランド議会の制定法として「連合(アイルランド)法」³⁸⁵⁾が成立し、この2つの法律に基づいて、「アイルランド連合」が1801年1月1日に施行された。

これにより、とりわけその「財政的諸規定」のもとで、対フランス、ナポレオン戦争が続行され、周知のように、最終的には、1815年に勝利のうちに終了したのである。

<ナポレオン戦争終結と1816年法による1817年「連合王国統合国庫資金」設立>

対フランス革命、ナポレオン戦争において、「アイルランド連合法」、とりわけ

うことは不可能であり、従って、このスコットランド型の処理策は採用しえなかった、といえるのではあるまいか。

³⁸⁵⁾ Act of Union(Ireland), 1800 (40 Geo. III, c. 38).

その財政的諸規定は、実際にはどのように作用したのであろうか。

予め、一言で結論的にいえば、1801年から1815年の前例のない戦争支出が、帝国支出へのアイルランド輸出額についてピットとカッスルレーのすべての計算を覆し、また「連合法」の財政的取決めを、アイルランドの諸資源が担うには全く不適切なものにした、といえる³⁸⁶⁾。

数量的に確認するため、まずアイルランドの支出額とそれを賄うべき課税の関係について、大ブリテンのそれと対比しつつ、注目したい。「連合」前の約15年間、つまり表22「1689年～1801年アイルランド純支出額、純収入額、起債額、及び1782年～1801年アイルランドと大ブリテンの国債残高の推移 (£1,000)」の末尾に表示した1783年～1801年(1月5日まで)の期間の支出総額約£45,134,000を、「連合」後の約15年間、つまり表24(1)「1802年～1817年のアイルランドの支出額、収入額、不足額、及び国債残高の推移 (£1,000)」の末尾に表示した1802年～1817年間のアイルランドの「支出合計」額£159,738,000と比較すると、後者の時期には、前者の時期の実に3.5倍以上に達した。また前者の時期に、支出総額を賄うための収入＝課税総額£28,638,000は支出総額の63%に相当したが、後者の時期には、支出総額を賄う「収入」＝課税総額£77,844,000は支出総額のわずか49%のみであり、残りをアイルランドは借入＝国債で調達した。一方、大ブリテンの場合、表24(2)「1802年～1817年の大ブリテンの支出額、収入額、不足額、及び国債残高の推移 (£1,000)」の末尾に表示したように、後者の時期に「支出合計」額£1,301,621,000という巨額を賄う「収入」＝課税総額£927,659,000は支出総額の実に71%に相当していた。

かくして、最大の努力にも拘わらず、この後者の期間にアイルランドによって調達された、国債を除く、収入＝課税総額はアイルランドが賄うと想定された支出額の49%＝半分以下だったことを確認しうる。

実に、アイルランドの課税の限界がすでに到達されていたと信じる理由があった。というのは、「連合」に続く数年間に、収入＝課税総額が減少する傾向を示していたからである(表24(1)参照)。例えば、1803年の「収入」＝課税総額£4,022,000に対して、続く次の3年間にはそれ以下であり、同様に1809年の「収入」＝課

³⁸⁶⁾ Cf. A. E. Murray, *A History of the Commercial and Financial Relations between England and Ireland from the Period of the Restoration*, New York, 1903 (Reprinted 1970), pp. 371-378.

表24(1) 「1802年～1817年のアイルランドの支出額、収入額、不足額、及び国債残高の推移（£1,000）」

1月5日終わる年度	個別支出	共同支出	別賦課共同支出 割合延滞額	支出合計		収入	不足	国債残高
				支出合計	不足			
1802	3,379	4,249		7,628	3,187		4,441	32,245
1803	3,060	3,596		6,596	4,022		2,573	35,568
1804	2,402	4,176		6,578	3,373		3,204	38,652
1805	2,484	5,361		7,845	3,734		4,111	46,489
1806	2,688	5,019		7,707	3,902		3,805	49,417
1807	3,329	4,945		8,274	4,503		3,771	54,111
1808	3,164	5,144		8,308	4,991		3,317	58,653
1809	3,309	5,631		8,940	5,162		3,778	62,468
1810	3,658	5,719		9,377	5,081		4,296	66,081
1811	3,852	5,324	1,270	10,426	4,687		5,739	71,536
1812	4,246	5,595	1,465	11,306	5,018		6,289	73,952
1813	4,493	5,306	1,656	11,455	5,697		5,759	81,655
1814	4,923	5,319	2,603	12,845	5,892		6,954	91,708
1815	5,527	5,284	2,467	13,278	6,432		6,845	99,802
1816	5,967	4,982	6,108	17,057	6,599		10,458	113,227
1817	6,530	4,424	1,184	12,138	7,057		5,081	119,685
計	62,970	80,015	16,753	159,738	77,844		81,894	

表24(2) 「1802年～1817年の大ブリテンの支出額、収入額、不足額、及び国債残高の推移（£1,000）」

1月5日終わる年度	個別支出	共同支出	支出合計		収入	不足	国債残高
			支出合計	不足			
1802	37,053	27,245	64,278	35,263		29,015	489,127
1803	28,124	27,227	55,351	36,745		18,606	504,452
1804	26,718	25,094	51,812	38,133		13,679	510,407
1805	26,150	36,461	62,611	49,925		16,686	525,816
1806	28,865	42,389	71,254	50,228		21,625	551,543
1807	30,023	41,612	71,635	53,703		17,932	567,955
1808	30,610	42,111	72,721	58,972		13,748	576,176
1809	31,189	48,777	79,966	61,583		18,383	581,630
1810	32,839	49,782	82,621	63,490		19,131	588,477
1811	34,132	51,589	85,721	68,574		17,148	590,817
1812	34,563	57,140	91,703	66,376		25,328	606,112
1813	37,371	61,992	99,363	64,270		35,093	631,445
1814	39,026	75,125	114,151	71,614		42,536	703,358
1815	40,024	77,589	117,613	72,578		45,035	718,219
1816	40,085	62,372	102,457	76,869		25,588	751,551
1817	42,936	35,427	78,368	63,336		15,027	737,422
計	539,687	761,934	1,301,621	927,659		373,961	

[Memorandum presented to the Commission by Sir Edward Hamilton, 1895, p. 384; Royal Commission on the Financial Relations between Great Britain and Ireland, Minutes of Evidence, up to the 28th March 1895, taken from the Majesty's Commissioners appointed to inquire into the Financial Relations between Great Britain and Ireland with appendices. [c. 7720-1.], 1895, Appendix L. C. Tables relating to the Funded and Unfunded Debt of Great Britain and Ireland during the period 1782-83 to 1816-17, p. 380 L. v 作成.]

税額£5,162,000に対して、続く次の3年間にはそれ以下であった。

次に、アイルランドが収入＝課税額によって十分な支出額を調達しえなかったことは、国債での巨額の増加に至った。このようなアイルランドの国債残高について、大ブリテンのそれと対比しつつ、注目したい(表24(1)(2)参照)。後者の時期たる1802年～1817年の間に、大ブリテンの国債残高が£489,127,000から£737,422,000に1.5倍化したのみだったのに対して、アイルランドの国債残高は£32,245,000から£112,685,000に実に3.5倍化した。加えて、アイルランドの公信用＝借入能力に関していえば、この戦争中、アイルランドの公信用で金銭を調達する能力は殆ど限界に達しており、そのため、アイルランド国債の大部分は、大ブリテンの公信用に依存して、大ブリテンで調達されねばならなかったのである。

以上の数量的検討から明らかなように、アイルランドが、「アイルランド連合法」下の「連合王国の支出」へ「15対2」という割合での支出を果たすために、課税によってその支出総額の49%＝小部分のみを賄い得たという事実は、アイルランドの帝国支出に醸出する相対的能力が、大ブリテンのそれと同一の割合では増加しなかったこと、また「15対2」という割合が「連合」の時には公正だったのであれなかったものであれ、続く時期にはそれは非常に大き過ぎであったことを明白にしたといえる。

かくして、結論的にいえば、ナポレオン戦争終結とともに戦後処理として、アイルランドの財政的破産を回避するため、(1)国庫の合同と(2)15対2という比例的醸出制の廃止が不可避になってくるのである。

その政策的経緯を検討するに先立ち、予め、数量的に確認しておくとして、「連合」の時、1800年の国債残高(表22参照)は大ブリテンが£422,705,000、これに対してアイルランドが£23,101,000であり、前者に対する後者の割合は5.5%であったが、1815年の国債残高(表24参照)は大ブリテンが£718,219,000、これに対してアイルランドが£99,802,000であり、前者に対する後者の割合は、実に13.8%にも達したが、この割合は、「連合法」に規定された共同支出の割合たる15対2、アイルランドの場合 $2/17=11.76\%$ を超過するに至った、このことが注目されてくるのである。

このような数量的確認を踏まえて、政策的経緯を検討していきたい。

まず、「連合」後に1806年以来、2つの地方間での支払残高を確認する目的で

継続的に庶民院に(共同会計)「委員会」Committeeが設置されていた。1815年の最後の、大ブリテンとアイルランドの国債費を調査するために設置された議会の「委員会」は、その『報告書』の中で、アイルランドの国債の状態、またどれ程までに議会在「連合法」の第7条(うちの第7項)の規定(=但し書)、すなわち、2地方のそれぞれの国債[の割合]が互いに、将来のどの時期であれ、それぞれの[共同支出に対する]拠出の割合[=15対2]になる場合、連合王国の全支出が各地方で賦課される等しい諸税によって無差別的に支払われること、またそれ以後、特定の割合に従って、或いは以前に規定された諸規則に従って、連合王国の将来の支出に対する2地方の拠出を規制することは必要でないことを、議会在宣言する権能をもつことという規定、これに従って「国庫」を統合することで正当化されるか等の問題を検討した。そして、アイルランドを救済し、その諸資源をより生産的にさせる意図をもって、この2地方間での立法的と同様に財政的「合同」を「勧告」することによって、『報告書』を結んだ³⁸⁷⁾。

これを受けて、翌1816年5月20日に、「アイルランド担当大蔵大臣」Chancellor of the Exchequer for Ireland のフィツジェラルド V. Fitzgeraldは、議会で、大ブリテンとアイルランドの国庫の合同のための諸決議を動議した。その諸決議は、「状況が時々要求するように思われるかもしれないような・・・アイルランドに有利に特定の免除及び減額」に従ってではあるが、この2地方間での無差別的課税を含んでいたのである。この諸決議は同意され、それに基づいて、この2つの王国の債務と公的収入を統合するための「法案」が上程され、それが7月1日に成立した³⁸⁸⁾。

このような経緯をへて成立した1816年「統合国庫資金法」Consolidated Fund Act, 1816、正式には「大ブリテンとアイルランドのすべての公的収入を結合し1つの資金に統合するため;また連合王国の一般的国務へのその適用を規定するための法律」³⁸⁹⁾は、その「前文」で制定理由として、大ブリテンとアイルランド

³⁸⁷⁾ Cf. *House of Commons Parliamentary Papers 1868-69, Vol. XXXV, Public Income and Expenditure*, Part I, Appendix, No. 5, p. 463.

³⁸⁸⁾ Cf. *Memorandum presented to the Commission by Sir Edward Hamilton, 1895*, pp. 333-334.

³⁸⁹⁾ An Act to unite and consolidate into One Fund all the Public Revenues of Great Britain and Ireland; and to provide for the Application thereof to the General Service of the United Kingdom (56 Geo. III, c. 98).

の連合のための 2 つのそれぞれの法律（1つは、大ブリテン議会で現国王治世の 39 & 40 年に作成された、また他は、アイルランド議会で前記国王治世の 40 年に作成された）の諸規定と諸目的を更に達成するため、「大ブリテンとアイルランドのすべての公的収入が統合され、また連合王国の国務に適用されることが適切になった」ことを記している。

このような理由から制定された本法の主要な諸規定を検討していきたい。

第 I 条は、「大ブリテンとアイルランドの統合国库資金 が 1 つの一般的統合国库資金 One General Consolidated Fund になる」ことを、（大ブリテン統合国库資金を規定した 1787 年「統合国库資金法」の規定を受けつつ）次のように規定する。

まず、(1) 収入面に関して、1817 年 1 月 5 日以降、本法成立時に大ブリテンとアイルランドそれぞれで実施されている法律あるいは諸法律の下であるいはそれによって、1817 年 1 月 5 日の直前に、大ブリテンの統合国库資金及びアイルランドの統合国库資金と呼ばれる別個の資金の一部をなすあるいは形成する、あるいはそれに繰入れるべく命じられるところの、どんな性質あるいは種類のものであれ、すべての税収入 Rates, Duties, Taxes, Receipts, Sums of Money and Revenues は、「大ブリテン及びアイルランド連合王国統合国库資金」Consolidated Fund of the United Kingdom of Great Britain and Ireland と呼ばれる、1 つの一般的資金 One General Fund を形成し統合すること。

次に、この資金の (2) 支出＝適用面に関して、優先順位として、まず、第 1 に、1 つの合同統合国債 One joint Consolidated National Debt の利子及び減債基金として、大ブリテンとアイルランドの国債の利子の全体の支払、及びその削減に適用される減債基金を賦課され、また時々無差別にそれに適用されること、次に、大ブリテンとアイルランドにおける陛下のシビル・リスト定員の俸給その他の負担の支払を賦課され、またそれに適用されること；また次に、前記 1817 年 1 月 5 日直前に実施された法律又は諸法律下にまたそれによって、それぞれ大ブリテンとアイルランドの統合国库資金から支払われるべくされた、どんなものであれ、その他すべての負担の支払を賦課され、それに適用されること、最後に、前述の負担全ての支払と履行後、無差別に、大ブリテンとアイルランドの連合王国又はその一部分の国務に、以下で言及され命じられる方法と権限下に、議会によって命じられ支出され適用されるように、適用されること、と。

本法は、続いて、財務行政に関して、第 III 条 『大蔵委員会』Commissioners

of Treasury 等の用語は、大ブリテン財務府の財務官とアイルランド[財務府]の財務官の役所を執行する委員会に適用される」こと、また第 XIII 条「[アイルランド議会の制定法たる] 37 Geo. III(1)のうち、アイルランドで国債削減委員会を設置するような部分は撤廃される:ブリテン委員会が連合王国国債削減委員会になる」こと等を規定した。

最後に、注目しておきたい条項は、(会計年度との関連で、記載した) 1802 年法の第 IV 条「1803 年 1 月 5 日以後、大蔵省は毎年、大ブリテンの歳入、歳出、国債等の会計 [=公的会計] を 1 月 5 日まで作成させ、また毎年 3 月 25 日以前に議会に提出させる」旨の規定を、「大ブリテン」から「連合王国」に拡大規定する条項である、第 XXII 条「一定の公的会計が毎年議会に提出される」であるが、それは次のように規定した。

すなわち、(1) 1818 年 1 月 5 日から、大ブリテン及びアイルランド連合王国大蔵委員会は毎年、(大ブリテンとアイルランドそれぞれにおける全ての関税、消費税、印紙税及び付随事項、また前記連合王国のその他すべての通常の収入及び通常ならざる財源を含めて) 連合王国の総収入の会計を、各年 1 月 5 日に終わる 1 年について作成させること、また(2) 前記委員会は、各年にこのような諸会計を両院に、もしも議会が当時開会されているならば、各年の 3 月 25 日以前に、又はもしも議会が当時開会されていないならば、次の議会開会后 14 日以内に、提出させること、と。

このような内容をもつ 1816 年「統合国庫資金法」の成立により、翌 1817 年 1 月 5 日、「大ブリテン及びアイルランド連合王国統合国庫資金」が設立されたのである。

以上の考察を踏まえて、1816 年「統合国庫資金法」成立による「連合王国統合国庫資金」設立のもつ財政史的=国制史的意義について、次の 2 点を指摘しておきたい。

(1) 本法は制定理由として、「前文」で「アイルランド連合法」の諸規定と諸目的を更に達成する旨を記しているが、これに即していえば、「アイルランド連合法」の国制的・財政的諸規定のうち、後者の財政的規定であるアイルランドの「連合王国の支出」への 15 対 2 という割合での拠出により、ナポレオン戦争終結時にアイルランドが財政的破産 (=大ブリテンにとっては、1800 年法以来の財政的収奪の限界) に到達したために、同規定の修正が必要とされるに至った。

この修正は、1816年法の下での大ブリテンとアイルランドの国庫合同、15対2という共同支出割合の廃止、アイルランド収入の合同国庫への継続的納入の規定として導入された。従って、1816年法成立は、「アイルランド連合法」のうち、国制的諸規定を堅持した上で、その財政的規定に関して修正し、アイルランドの財政的破産を回避すると同時に、引き続き帝国抛出（＝財政的収奪）を継続するために、導入され実現されたことを意味している³⁹⁰⁾³⁹¹⁾。

³⁹⁰⁾ なお、アイルランドに関して、今から実に10余年前の研究成果である、拙著『第1次世界大戦前におけるイギリス・アイルランド間財政関係史研究』（平成8年度～平成9年度科学研究費補助金研究成果報告書）、1998年においては、地方財政問題 ⇒ 国家財政問題 ⇒ 統治問題という序列で、1800年「アイルランド連合法」成立からアイルランド統治問題の一応の解決策たる1914年「アイルランド統治法」Government of Ireland Act, 1914成立に至る経済史的＝財政史的背景、および同法成立のもつ財政史的＝国制史的意義を説明することを課題としたのであるが、本書での記述の補足として、このような「イギリス・アイルランド間財政関係史」の観点から、1816年法成立＝「国庫」合同のもつ実際的結果とその意味について、同『報告書』（6～7頁）から引用して、指摘しておきたい。

(1) まず、1816年法によるアイルランドと大ブリテン間での「国庫」合同の実際的結果について。結論的にいえば、それは、急迫しているアイルランドの破産を止め、またアイルランドを比較的支払能力ある地位に置くことだった。

数量的にみると、この国庫合同時に、アイルランドは£6,500,000の金額までの別個負担を賄わねばならなかった、またアイルランドは連合王国の共同支出に£4,700,000を齎出する義務があった。それ故に、アイルランドの総支払義務は、£11,200,000だった。またその年のためのアイルランドの収入は£5,560,000のみだったので、アイルランドは£5,640,000の不足をもった。もしもこの国庫合同がなかったとしたら、この不足は、追加的借入によって賄われねばならなかった。しかし、新しい取決め下で、アイルランドは、その全収入を「帝国国庫」に払込み、この時から不足のため新しい債務を負うことから解放された。

換言すれば、「連合」の取決めの下で、大ブリテンとアイルランドのそれぞれの齎出は15対2＝7.5対1だったが、1817年の国庫合同の取決めの下に、アイルランドは単にその全収入——それは、£5,500,000より多くなった——を払込んだ、一方、大ブリテンは帝国支出のうち残る£83,753,000に義務を負うようになった。かくして、この新しい取決めの下での実際の割合は、アイルランドの1に対して大ブリテンの15であった。あるいはアイルランドは「連合法」によってその公正な持ち分として固定されていた金額の半分のみを支払うことになったのである。但し、アイルランドは以前のようにアイルランドが調達しうるだけ支払続けたので、課税からどんな救済も無かった、つまり、破産から救われたがどんな救済も個々の国税納税者たちに与えられなかった。

(2) 次に、「国庫」合同の意味について。このような1817年国庫合同以来、大ブリテンはアイルランドから得ることのできるものを得ることに満足した、またより貧しいアイルランドの行政費用と同様に資本債務に対しても責任をもつようになった。他方、アイルランドは、決して再び、帝国支出にいずれかの固定齎出を支払うのを求められることはなく、単に、いわゆる「本当の収入」[＝アイルランドから帝国国庫への納入額]とそれ自体の「地方的支出」[＝帝国国庫からアイルランドへの支出額]と間での「差額」を表わす金額を支

(2)、加えて、1816年法による1817年「連合王国統合国庫資金」設立は、1787年法による「大ブリテン統合国庫資金」設立による国債費等を確実に支払う体制、公信用強化体制を、戦後の「巨額国債残高」累積の故に、さらに拡大して強化することを客観的に意味しているといえよう。

さて、以上に詳述した1816年法による1817年「連合王国統合国庫資金」設立に続いて、戦後のトーリー政権下における国債、国庫、決算審議面でのその他の財政統制策を順次、検討していきたい。

② 1817年法による（四半期毎「既定費」支払不足時に）「不足証券」に対するイングランド銀行貸付規定

まず、1817年「連合王国統合国庫資金」設立に伴う諸規定の一環として、従来の「不都合な慣行」が是正されることとなった。

その「慣行」とは、1817年以前には、1787年「統合国庫資金法」の下で、各四半期の満了後十分な金額が[次の]四半期毎費用の支払のため別に置かれるまで、どんな金額も財務府＝「統合国庫資金」から支出されえなかったことである。

払ったのである。

かくして、このような「地方的支出」の増加とともに、アイルランドの「帝国輸出」（＝大ブリテンにとっては、1816年法以来の継続的な財政的収奪）は減少し、19世紀末には新たな「財政問題」→アイルランド「統治問題」が顕在化してくるのである、と。

³⁹¹⁾ もう1つ、アイルランドの多数を占めるカトリック教徒の「解放」について付言しておきたい。

すなわち、1816年法による「国庫」合同後、アイルランドの「帝国輸出」は、「本当の収入」マイナス「地方的支出」として表示される金額であるが、それは1819年の£3,692,000から1829年の£4,157,000に、微増ではあるが増加していた（前掲拙著『第1次世界大戦前におけるイギリス・アイルランド間財政関係史研究』（1頁の次の表I-1参照）。

アイルランドのこのような帝国輸出の継続を基本的な背景とした世論を受けつつ、トーリーのウェリントンDuke of Wellington内閣の内務大臣ピールSir Robert Peelの下で、周知のように、1829年4月13日、「ローマ・カトリック教徒救済法」Roman Catholic Relief Act 1829、正式には「陛下のローマ・カトリック教臣民の救済のための法律」An Act for the Relief of His Majesty's Roman Catholic Subjects (10 Geo. IV, c. 7) が制定された。同法は、カトリック教徒がウェストミンスター議会の議席をもつことを認めたのであるが、同時に、アイルランドの場合、選挙権の財産資格を、従来の資格である£2（いわゆる「40シリング自由保有権」Forty Shilling Freeholders）から実に5倍の£10に上げ、有権者数を制限したことに留意しておきたい。

Cf. http://en.wikipedia.org/wiki/Catholic_Relief_Act_1829 (2010年10月3日閲覧)。

この慣行が次のような「不都合」をもたらした。すなわち、(1) 当時支払うべき永続的費用のためその四半期の始めに必要な支給がなされた直後に、「統合国庫資金」の収入は、それらが財務府で受領された時、可能な限りその四半期の最後の期日に、統合国庫資金の四半期毎の収入と費用の会計が作成される時まで、蓄積するままにされた。(2) もしもその時に支払うべき費用を支払うのに収入の不足がある場合、それはその年度の援助金又は議定費からの貸付によって埋め合わされた。(3) もしも収入に余剰があったならば、それは最初に、前四半期の不足を埋合わせるための貸付を返済することに適用された、またそれから議会が決定するように。(4) かくして、1つの四半期の余剰収入は、このような余剰が生じる四半期の終了まで、先行する四半期の不足をカバーするべく利用されえなかつた——財務府における多額の蓄積にも拘らず——、ことである³⁹²⁾。

このような「不都合な慣行」の是正策として、1817年6月27日に法律、正式には「連合王国統合国庫資金の勘定の清算のため、また大ブリテン又はアイルランドそれぞれにおいて前記資金で生じるかもしれない時々の不足を埋合わせるためにさらに規制するため；また国債削減委員会による金銭の適用を命じるための法律」³⁹³⁾が制定された。同法により、(国債利子等の、後述する1830年代以後の用語法上、いわゆる「既定費」支払のため) 四半期毎費用を賄うための統合国庫資金の不足額を、このような不足が各四半期の終わりに会計を作成する際に確認された時、大蔵省に借入れる権能、またイングランド銀行に貸付る権能を付与した。

この貸付は通常、いわゆる「不足証券」Deficiency Bills と呼ばれる財務府証券を担保にして行われることになり、これは続く四半期の増大する収入に負担され、また時々増大する収入から支払われた。このような「不足証券」に対する利子率は大蔵省とイングランド銀行間で各四半期貸付のために取り決められ、「議定費証券」の現行の利率が通常とられたようである³⁹⁴⁾。

なお、この規定は後述する1854年法(第IV条)に継承されてくること、その

³⁹²⁾ Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 519.

³⁹³⁾ An Act to make further Provision for the Adjustment of the Accounts of the Consolidated Fund of the United Kingdom, and for making good any occasional Deficiency which may arise in the said Fund in Great Britain or Ireland, respectively; and to direct the Application of Monies by the Commissioners for the Reduction of the National Debt (57 Geo. III, c. 48).

³⁹⁴⁾ Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 519.

上で1866年法(第12条)によって撤廃(=「不足証券」停止と大蔵省による書面での申請書に代替)されてくることに留意しておきたい。

③ 1823年、「国庫決算書」の最初の「貸借対照表」提出

「国庫決算書」について、1802年1月5日に終わる年度の「公的会計」(=「国庫決算書」)が作成されて議会に提出されたのであるが、その段階では公的収入の総計と公的支出の総計は一致していなかった。これに対して、ナポレオン戦争後、議会は、財政統制のための不可欠の資料として、その一致を要求してくることに注目したい。

その経緯を確認すると、まず、1822年、「連合王国の公的収入と支出、国債、そして貿易と航海に関する、それぞれの議会制定法に従って、貴族院と庶民院に毎年提出される会計を簡素化する最良の様式を考察するため;またそれについての所見を本院に報告するため」に、「議会に毎年提出される公的会計調査特別委員会」Select Committee on the Public Accounts of the United Kingdom annually laid before Parliamentが設置された。同委員会は、付託事項を審議した後、同年7月31日、議会に『報告書』³⁹⁵⁾を提出し、その中で、公的収入と支出の毎年の貸借対照表 balance sheet を作成し公表することを「勧告」した³⁹⁶⁾。

この勧告に基づいて、1823年、1823年1月5日に終る年のための「連合王国の公的収入と支出」の最初の「貸借対照表」Balance Sheet が、1823年のための「毎年の国庫決算書」として提出された。それを表示したのが、表25「1823年1月5日に終わる国庫決算書(£)」(「1823年1月5日に終る年における(返済、減額、割引、割戻及び割戻の性質の奨励金を控除した後の)大ブリテンとアイルランドの収入総計の会計、及び(同期間内に国債削減に適用された金額を除く)連合王国の公的支出の会計)である(端数切捨に留意)。収入欄と支出欄双方の末尾の総計(£60,102,740)が、一致していることを確認しうる。

この1823年「国庫決算書」における「貸借対照表」提出は会計面での改善であるが、それは決算審議の対象面での統制の開始を意味しているといえよう。

④ 1829年法による新たな「減債基金」規定

³⁹⁵⁾ *Report from the Select Committee on the Public Accounts of the United Kingdom annually laid before Parliament, 1822* (618).

³⁹⁶⁾ *Ibid*, p. 4.

表25 「1823年1月5日に終る年のための国庫決算書 (£)」

(「1823年1月5日に終る年における(返済、減額、割引、割戻及び割戻の性質の奨励金を控除した後の)大ブリテンとアイルランドの収入総計の会計、及び(同期間内に国債削減に適用された金額を除く)連合王国の公的支出の会計」)

収入の項目	純受取 (公的収入会計 記載のような)	[金額]	支 出	[金額]
[I] 通常の収入				
1822年1月5日の未支払の残高と証券		3,302,883		
関税	12,923,420		[II] 財務府への途中の収入からの支払	
消費税	28,976,344		徴収費	4,160,270
印紙税	6,880,494		その他の支払	<u>1,527,821</u>
諸税委員会管理下の諸税 (所得税延滞金含む)	7,517,643		財務府への支払前の収入からの総支払	5,688,091
郵便局	2,049,328			
年金と給与への1s. 5d. / £の税 及び年金への4s / £の税	68,730		[III] 財務府からの支払	
貸馬車税、及び行商人税	62,612		1822年10月10日までの4 四半期の公的有 其債の配当、利子、管理費(国債削減 委員会に支給した£15,811,710除く)	29,490,897
王領地	250,059		財務府証券とアイルランド大蔵省証券の 利子(減債基金用£301,250除く)	<u>1,430,596</u>
国王世襲収入の小部分 (富蔵懸賞金支払後)富蔵の余剰収入	13,195		陸軍と海軍年金の受託者への支払	30,921,494
規制官庁の余剰手数料 ポンド当たり手数料等	234,000			<u>1,400,000</u>
	53,872			
	7,870			
	<u>59,037,571</u>		1823年1月5日までの4 四半期の シビルリスト	1,057,000
	62,340,454		1822年10月10日までの4 四半期の 議会制定法による統合資金賦課年金	378,432
1823年1月5日の未支払の 残高と証券を控除	<u>2,999,888</u>		同期の給与と手当	72,953
総通常収入	59,340,565		同期の裁判所職員	83,377
			同期の造幣局費	14,750
			同期の奨励金	2,956
			同期の雑	183,716
[II] その他の財源			同期の雑(アイルランド)	<u>248,253</u>
1822年1月5日の未支払の残高	3,547			
旧海軍備品の収益	151,000			
イングランド銀行からの 受取金(未請求配当勘定)	1,666		陸軍	7,698,973
				<u>2,041,439</u>

1821年1月5日の シンピルリスト第3款の節約額 公共事業のための証券発行による 財務府払込金 公的改善諸法下の統合資金貸付勘定 でのアイルランド返済金 前渡金その他の財務府払込金	1, 119 197, 500 81, 516 328, 195 764, 545	海軍 Greenwich病院の海軍財務官(院外年金) 兵站部 種々雑多[=民事]費 上記議定費支給に賦課された、陸軍と 海軍年金の受託者への支給金を控除	4, 945, 642 248, 000 1, 007, 821 2, 105, 797 16, 006, 234 1, 400, 000
1823年1月5日の未支払の 残高と証券を控除	2, 369	アイルランド銀行、商業信用貸付支払残高 1821年にアイルランドで減債基金からの 貸付に対する利子 貧民雇用のための財務府証券発行のため 公共事業のためのイルランド統合資金貸付	105, 181 6, 546 34, 500 383, 734
1822年1月5日における受領部残高 1823年1月5日における受領部残高 1823年に1822年よりも少ない残高 財務府払込収入の支払に対する余剰 収入の支出に対する実際の超過額	762, 175 <u>60, 102, 740</u> 3, 306, 431 3, 002, 257 304, 173 4, 915, 519 <u>4, 611, 346</u>		529, 961 55, 187, 221 4, 915, 519 <u>60, 102, 741</u>
Whitehall Treasury Chambers, 1823年3月25日.			S. R. Lushington

[Finance Accounts of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, for the Year 1822, ended 5th January 1823, pp. 18-19より作成。]

この1823年「貸借対照表」提出を前提として、戦後の「巨額国債残高」累積に対応する「減債基金」について、新たな規定がされてくることに注目したい。

その経緯を確認すると、まず、1828年、(後述する)「公的収入と支出状態調査特別委員会」が設置され、減債基金に関して、同委員会は同年7月10日付け『第4次報告書』の中で、(1) [1786年「減債基金法」以来の] 固定した減債基金の代わりに、実際の歳入余剰のみが毎年国債の削減に割当てられるべきこと、(2) 議定費と財源を見積る上で、各年£3,000,000以下でない余剰の必要性に留意することが適切であること；しかし結果としての年間余剰が£3,000,000にならない場合、その不足は借入によって支給されるべきでないこと等を「勧告」した³⁹⁷⁾。翌1829年5月8日の「予算演説」でトーリー政権下の大蔵大臣グルバーン H. Goulburnは、勧告された「減債基金」計画を実施する政府の意図を宣言した。それを受けて、1829年6月1日に新減債基金法、正式には「国債の削減を規制する幾つかの法律を修正する法律」³⁹⁸⁾が制定された。

同法は、その「前文」で制定理由として、議会の庶民院によって、(前会期の法律9 Geo. IV, c. 90によって、国債削減に支出されるべく命じられた300万ポンドの代わりに) 1829年7月5日以降、財務府受領部で大ブリテン及びアイルランド連合王国統合国库資金から国債削減委員会に、彼らによって国債削減に適用されるべく、大ブリテン及びアイルランド連合王国の実際の年間支出を超過する実際の余剰収入であるような年額が支出されることが決議されたことを記している。

このような理由から制定された本法は、まず、第 I 条で、「大蔵省が各四半期に先行する4つの四半期について年間収入の会計を作成する、また年間余剰収入の1/4が国債削減委員会に支出される」ことを規定する³⁹⁹⁾。

³⁹⁷⁾ *Fourth Report from Select Committee on the Public Income and Expenditure of the United Kingdom*, 1828 (519), 1828 ; *H. W. Chisholm's Return*, p. 720.

³⁹⁸⁾ An Act to amend the several Acts for regulating the Reduction of the National Debt (10 Will. IV, c. 27).

³⁹⁹⁾ 本条は、財務四季支払日に即して具体的な規定をしているので、確認すると、次のように規定している。

すなわち、「このような余剰収入の実際の年間額を確かめるため、陛下の大蔵委員会は、4月5日に終わる年の四半期に関しては本法成立後30日以内に、また現1829年における7月5日、10月10日後30日以内に、また本法成立後続く各年における1月5日、4月5日、7月5日、10月10日後30日以内に、陛下の財務府受領部で金銭の実際の受取と支出に従って、4つの四半期に、このようなそれぞれの四季支払日 Quarterly Days にすぐ先行する

続いて、具体的な手順に即して、第 III 条「前年の余剰収入の 1/4 部分は、次の四半期について国債削減のために支出される」こと、第 IV 条「1829 年 7 月 5 日に国債削減委員会の名称で存する全ての国債と年金は無効にされ、配当は支出されるのを止める」こと等、第 V 条「また 1829 年 7 月 5 日以後に移転される全ての国債等は移転日から無効にされる」こと、第 VI 条「法律 57 Geo. III, c. 48 [=先の 1817 年法] 下に、委員会は財務府証券を購入し、或いは不足証券に基づいて金銭を貸付てもよい」こと、第 VII 条「このような財務府証券は各四半期後 7 日以内に無効にされる」こと等を規定している。

こうして、国債削減に対して、従来の（不足の場合には、借入によって支給した）固定額の規定に代り、今や（財政的により健全な）「年間余剰収入の 1/4」を規定する新たな国債削減策が導入されるに至った。（但し、予め、結論的に指摘しておくならば、後述する自由貿易的関税＝財政改革の本格化とともに、このような歳入余剰を減債基金に組織的に適用する政策は完全に放棄され、「余剰歳入を国債削減によりもむしろ課税削減に適用する政策」が一般的に採用されてくるのである⁴⁰⁰。）なお、本法の諸規定も、後述する 1866 年法に継承されてくることに留意しておきたい。

以上が、ナポレオン戦争終結後 1820 年代末までに、トーリー政権の下における、歳出入、予算審議面、及び国債、国庫、決算審議面の双方での財政統制策である。

この時期は、従来の重商主義戦争の下での重商主義的財政から、ナポレオン戦争終結により、平時下での自由主義的財政への転換期であり、それを促進、強化する方向で、とりわけ、「巨額国債残高」に対する対応＝統制を中心にして、財政統制が開始したといえる、しかし、同時に、トーリー政権の場合には、農業＝地主的利害に基づく一定の制約＝限界があったといえよう。

年の全体について、大ブリテン及びアイルランド連合王国の実際の受取と支出を示す毎年の会計を作成させる；またこのような毎年の会計によって、実際の年間余剰収入全体の金額であると思われる金額の 1/4 部分が、前記統合国庫資金から国債削減委員会に支出され、このような年間会計が前述のように作成される四半期に続く年の四半期中に彼らによって国債削減に適用される金額である；また大蔵委員会又はうち 3 人が前記国債削減委員会にこのような年それぞれの実際の余剰収入の金額を証明する …」、と。

⁴⁰⁰ Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 724.

(3) 1828年、議会の財政統制要求

1820年代におけるトーリー政権下での一定の限界を突破していくためには、経済的基礎過程における産業革命の完了＝産業資本の確立を背景とした、産業資本的利害に基づく新たな財政統制要求が必要であった。

このような観点から、財政統制が本格化すると想定される次の時期について検討するに先立ち、1828年、議会在が財政統制を要求してくることに注目しておきたい。

この要求は、予め、結論的にいえば、責任ある大蔵省と用心深い庶民院とによる共同財政統制 joint financial control by a responsible Treasury and a watchful House of Commonsを求める最初の権威ある議会要求であった⁴⁰¹⁾といえるからである。

すなわち、1828年、トーリーのウェリントン政権下の庶民院において、パネル Sir Henry Parnellを委員長として、「公的収入と支出状態調査特別委員会」 Select Committee on the Public Income and Expenditure of the United Kingdomが設置された。その付託事項は「連合王国の公的収入と支出の状態を調査し、また公金の受取、保管及び適用上での全ての負担に対して有効な統制を確立するためさらにどのような規制をすることが適切であるのか；また国務を害することなく、公的支出部分を削減するためさらにどのような措置が取られうるのかを検討し本院に報告する」ことであつた。同「委員会」は、付託事項を審議し、同年6月28日に、『第2次報告書』⁴⁰²⁾を提出し、その中で、財政統制の方法と対象について、およそ次のように主張した⁴⁰³⁾。

予め、「支出と削減の問題」に関する委員会の一般的な「原則」について、次のように明言する。前者の「支出」に関しては、「どんな政府も、もしも国民にある不可欠の利益をもたらすことを示す根拠を明白に確立しえないならば、国民から僅かな金銭でも取ることを正当化されない」のみならず、「より特別に、こ

⁴⁰¹⁾ H. Roseveare, *The Treasury: The Evolution of a British Institution*, p. 137.

⁴⁰²⁾ *Second Report from Select Committee on the Public Income and Expenditure of the United Kingdom*, 1828(420), 1828.

⁴⁰³⁾ *Ibid.*, pp. 4-6.

の国の立法府は、歴大な額の国債が国民に課している一大恒久的負担の結果として、決してこの原則から逸脱してはならない」こと。また後者の「削減」に関して、特に陸軍と艦隊の削減に一大困難があるとしても、「われわれの財政の現在の状況はこの試みを絶対的に必要欠くべからざるものにしている」、と。

このような一般的原則の明言に続いて、具体的な「改革と削減」という同一の目的 [=財政統制] の対象として、「第1に、すべての役所における明確で同一の会計制度；第2に、公的実務取引における簡素化と統合の原則；第3に、大蔵省における諸部局に対する有効な統制；そして最後に、帝国の平和と安全のために実際に必要であるものを超えないように、われわれの陸軍と海軍の兵員数の厳格な調整」を列挙した。

そして、具体的な財政統制の方法として、特に、「第3の主要目的、すなわち、大蔵省での有効な統制が確立されるべきこと」に即して、次のように指摘した。「この統制は、毎年の歳出予算で議決される金額のその国務への適用を確保する上で；その歳出予算に含まれないとしても、緊急時にその年内で必要であると考えられるかも知れない特別支出を規制する上で；また給料又は追加手当て又はその他報酬の増加が大蔵委員会の認可を表現する覚書なしに授与されるのを阻止する上で、不斷に行使されるべきことが必要である」。

その場合、そのような統制の方法として、本委員会は、更に、(1) この「大蔵省の古来の」統制を復活することのみならず、(2) それを再度無視されることから護ること、このことは、「大蔵省に各部局での全ての支出行為に対して責任をもたせることによって、その適用を不斷に強制する庶民院によるを除いて、達成されえない」、と。

なお、第4の目的たる、「支出上の効率的改革のため、達成される必要があるとして述べた第4のそして最後の目的、すなわち、国家の真の必要によるわれわれの陸軍と海軍兵力の量の規制」については、「陸軍と海軍は一大経費源泉であるので、それらを適切な限界内に維持することによってのみ、一大節約が達成されうる」、だから、平和の時期には、「削減と節約による歳入の改善」への転換が必要であることを指摘している。

以上のような、(1) 責任ある大蔵省と (2) 用心深い庶民院とによる「共同財政統制」を求める最初の権威ある議会要求を受けて、続く1830年代以降、1832年の第1次選挙法改正等に媒介されつつ、財政統制が本格的に進展してくるのである。

(4) 小括：1815年～1820年代における自由主義的財政統制の開始

1815年～1820年代における、ナポレオン戦争終結後トーリー政権の下での以上の考察を概括しておきたい。

(1) 歳出入、予算審議面について

① 自由貿易政策と関連する歳入面では、ナポレオン戦争終結直前の1815年3月に「穀物法」が制定され、また直後の翌1816年4月に戦時「所得税」が廃止された。

② シビル・リストについて、ジョージ4世が即位時にアイルランド世襲的収入も議会に放棄したので、1820年「シビル・リスト法」により、シビル・リストとして合計£1,057,000が国王に譲与されて、それが「連合王国統合国库資金」に優先的に賦課された。支出面ではイングランドとアイルランドのシビル・リストそれぞれが一定の款等に「割当」られた。

③ 海軍の歳出予算として、1819年に初めて、従来の通常支出に加えて戦艦建造・修繕支出を含めた全支出のための「歳出予算」が提出された。

④ 軍事歳出予算の提出時期について、1821年、庶民院が「公的財布の保管者」として歳出予算が召集後殆ど遅れなしに本院に提出されるべきことを求めて、その時期を「決議」した。

⑤ 軍事費との関連で、インドの植民地化の進展に伴う財政的収奪（とそれに対する財政統制）についていえば、1823年法(4 Geo. IV, c. 71)により、インドでの陛下の軍隊の退役給料等のため年間£60,000の財務府支払が開始した。

(2) 国債、国庫、決算審議面について

① 1817年に「連合王国統合国库資金」が設立されるのであるが、その前史＝経緯についていえば、

(1) イングランドにとって、当時従事していた「スペイン継承戦争」遂行のため、独自の立法を制定していたスコットランド議会の吸収＝「大ブリテン議会」創設策たる意義をもつ、1707年「スコットランド連合法」制定の後、1787年に「大ブリテン統合国库資金」が設立された。

(2) また「アメリカ独立戦争」の経験を踏まえて、1782年にアイルランド議会の立法的独立を承認したうえで、大ブリテンにとって、当時従事していた「対フランス、ナポレオン戦争」遂行のため、アイルランドからの「連合王国の支出」への「15対2」という明確な割合での支出（＝「帝国の共同防衛」への拠出）確保策たる意義をもつ、1800年「アイルランド連合法」が制定され、その下でのアイルランド拠出により、ナポレオン戦争終結時にアイルランドが財政的破産（＝大ブリテンにとっては、1800年法以来の財政的収奪の限界）に到達した。

(3) そのため、「アイルランド連合法」のうち、国制的諸規定を堅持した上で、その財政的規定に関して修正し、アイルランドの財政的破産を回避すると同時に、引き続き帝国拠出（＝財政的収奪）を継続するためにも破産を回避するため、1816年「統合国库資金法」が制定され、1817年に「連合王国統合国库資金」が設立された。

② この1817年「連合王国統合国库資金」設立に伴う諸規定の一環として、（以前には、1787年「統合国库資金法」の下で、各四半期の満了後十分な金額が[次の]四半期毎費用の支払のため別に置かれるまで、どんな金額も財務府＝「統合国库資金」から支出されえないという）不都合な慣行の是正策として、1817年法（57 Geo. III, c. 48）により（四半期毎「既定費」支払不足時に）「不足証券」と呼ばれる財務府証券に対するイングランド銀行貸付が規定された。

③ 「国库決算書」について、従来、公的収入の総計と公的支出の総計は一致していなかったのであるが、ナポレオン戦争終後議会は、財政統制のための不可欠の資料としてその一致を要求し、1823年、最初の「貸借対照表」が提出された。

④ 「減債基金」について、この「貸借対照表」提出を前提として、戦後の「巨額国債残高」累積に対応する「減債基金」として、1829年法により、従来の（不足の場合には、借入によって支給した）固定額の規定に代わり、今や（財政的にヨリ健全な）新たな「減債基金」（年間余剰収入の1/4支出）が規定され、導入された。

(3) このように1815年から1820年代におけるトーリー政権下で開始した財政統制政策には一定の限界があったので、それを突破していくためには、経済的基礎過程における産業革命の完了＝産業資本の確立を背景とした、産業資本的利害に基づく新たな自由主義的財政統制要求が必要であり、そのような要求が、1828

年, 責任ある大蔵省と用心深い庶民院による「共同財政統制」を求める最初の
権威ある議会要求として提示されるに至った。

第2章 1830年～40年代：第1次選挙法改正とホイッグ・ピール 政権下での自由主義的財政統制の本格化

この時期は、1832年の第1次選挙法改正〔運動〕等に媒介されつつ、ホイッグ・ピール政権の下で財政統制が本格化し、またその一環として1832年に3月31日に終わる「議定費年度」、4月5日に終わる「歳入予算年度」等が採用されてくる時期である。

第1節 1830年代における財政統制

(1) 歳出入、予算審議面

まず1830年代における、歳出入、予算審議面での財政統制について検討していきたい。

① 1830年ホイッグ政権の成立と1831年「シビル・リスト法」によるスコットランド世襲的収入及び「臨時的収入」の放棄、「王室費」と民事費の分離完成

まず民事費について、1831年「シビル・リスト法」により、結論的にいえば「王室費」と民事費の分離が完成するのであるが、従来の研究では必ずしも明白でない同法成立に至る基本的経緯を、同法成立のもつ意味とともに検討していきたい。

〈国王ウィリアム4世によるスコットランド世襲的収入及び「臨時的収入」の放棄〉

1830年6月26日に国王ウィリアム4世 William IV が即位し、続いて「慣例」に従っての君主の死後の総選挙⁴⁰⁴⁾後の新議会において、同年11月2日、貴族院における「開院勅語」で、ウィリアム4世は、「庶民院議員達」に向かって、次のように求めた。

⁴⁰⁴⁾ Sir L. Woodward, *The Age of Reform 1815-1870*, 1962, p. 77.

まず歳出予算に関して、「前議会在十分には支給しなかつた現 [1830] 年の国務のため歳出予算を諸君に提出させるべく命じた」、また「続く [1831] 年のための歳出予算は、私が公的支出のあらゆる部門で実施するべく決心したところの、節約を厳格に考慮して strict Regard to Economy 用意させる」、と。

続いて、シビル・リストに関して、「兄の前国王の崩御によって、シビル・リスト収入が終了した」こと。「私の [単にイングランドとアイルランドの「世襲的收入」のみならず、新たにスコットランドのそれを含めて] 世襲的收入における [権利]、及び戦時・海事収益権 Droits of the Crown or Admiraltyから、西インド [砂糖] 税 West India Dutiesから、或いは私の海外領土或いは連合王国における臨時的諸収入 any casual Revenues, either in My Foreign Possessions or in the United Kingdom から生じる諸資金における、私の権利を留保なしに、諸君の処分に委ねる」こと。その上で、「シビル・リストの以前の決定において国王に留保された諸収入における私の権利を諸君に放棄する際、私は諸君が民事統治の援助と私の王位の名誉と威厳に必要であるすべてを喜んで支給すること」を信頼する、と⁴⁰⁵⁾。

このように、君主による、新たにスコットランド世襲的收入及び「臨時的収入」を含めて、これらの資金全体の「放棄」が、この時初めて議会に提案されたのである^{406) 407)}。

このような「放棄」に対する新たなシビル・リスト提案と審議の検討に先立ち、このような放棄の金額について確認しておきたい。まず世襲的收入に関しては、1820年「シビル・リスト法」によって、イングランドとアイルランドの世襲的收入の放棄に対するシビル・リストとして、イングランドの場合の£850,000と

⁴⁰⁵⁾ From: 'House of Lords Journal Volume 63: 2 November 1830', Journal of the House of Lords: volume 63: 1830-1831, pp. 9-14.

URL: <http://www.british-history.ac.uk/report.aspx?compid=16923> Date accessed: 04 September 2011.

⁴⁰⁶⁾ Cf. *Report from Select Committee on Civil Government Charges: together with the minutes of evidence, and an appendix*, 1831 (337), p. 3.

⁴⁰⁷⁾ なお、この「放棄」に関して補足しておくならば、その後、CornwallとLancaster公領の歳入がこの放棄に含まれたのか否かという疑問が生じたようである。しかし、1830年11月5日に庶民院で、陛下の国王の世襲的收入の放棄はCornwallとLancasterのそれを含まないことが明確に述べられた。というのはCornwallのそれは王位の法定推定相続人がいない時を除いて国王の財産でないし、またLancasterの歳入は非常に早い時期から特定の規制に従って、君主の権限から全く独立していたが故にである。Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 605.

アイルランドの場合の£207,000の合計である、年間純額£1,057,000が国王に譲与された。これに新たに加えられた「スコットランド世襲的収入」は、従来、それに対する諸負担に従って、国王に生涯間継続されたのであるが、その収入は平均で年間£109,000⁴⁰⁸⁾であった⁴⁰⁹⁾。これらの合計は£1,166,000の年間収入となる。次に、初めて放棄提案された「臨時的収入」に関していえば、前国王ジョージ4世の治世10年間に受領された金額は£326,055、その平均年額は£32,605であった⁴¹⁰⁾⁴¹¹⁾。以上の合計は、前国王ジョージ4世の「シビル・リスト収入」総額に相当するのであるが、年間総額£1,198,605となる。

⁴⁰⁸⁾ Cf. *Report from Select Committee on Civil Government Charges : together with the minutes of evidence, and an appendix*, 1831 (337), p. 3.

⁴⁰⁹⁾ 「公的受取と支出」の「国庫決算書」Finance Accountsの面からいえば、従来、スコットランドの世襲的収入とそれらの割当の一大部分は、ウェストミンスター財務府を通過しなかったため、純受取と支出の会計から、排除されていたのであるが、1830年、国王ウィリアム4世の即位になって初めて、スコットランド収入の全体が財務府受取の一部を形成するに至った。Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 607.

⁴¹⁰⁾ Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 604. 具体的にいえば次のようである。

まず、国王ジョージ4世の臨時的収入の金額とその適用 [1820~30年]として、

戦時・海事収益権	£ 118,619
Gibraltar 収入余剰	55,928
Bahamas 免疫地代及びその他陛下の海外領土からの臨時収入	5,495
科料と没収	25,023
Molucca 諸島獲得からの香料結果	87,111
敵対関係開始以前に捕獲したアメリカ船舶の収益	10,100
国王復帰個人財産の収益	23,775
合計	£ 326,055
	[同額÷10=平均年間額 £ 32,605]

この金額は次のように適用された：

陛下の内帑金	£ 86,573
陛下の王室経費	193,520
陛下の慈善	17,648
アイルランドと Hanover への旅費	21,871
York 公の遺言執行者達へ	6,440
合計	£ 326,055

⁴¹¹⁾ 但し、ウィリアム4世の(実に平和な)治世中には£70,684.10s.5d.の金額に結果したことが、1837年に示された。Cf. *Report from the Select Committee, appointed to take into consideration the Accounts of Income and Expenditure of the Civil List, from 1st January 1831 to 31st December 1836; with an Estimate of the Probable Future Charge of the Civil List of her Majesty*, 1837 - 38 (22), p. 3. この「臨時的収入」は、以前のシビル・リスト設定の下では、国王の内帑金に適用しえたであろうが、放棄により、国務に適用されることになるのである。

〈トーリー党ウェリントン政権の「シビル・リスト」動議の否決、ホイッグ党グレイ政権の成立〉

さて、勅語での「シビル・リスト」要求を受けて、トーリーのウェリントン政府は、ジョージ4世の死の際に「シビル・リスト」に未支払の負債はなかったもので、標準的形態での法律が承認されると仮定した⁴¹²⁾。そして11月12日、庶民院において⁴¹³⁾、大蔵大臣グルバーン H. Goulburn の動議に基づいて、本院を「[全院] 委員会に移行する決議」をしたのち、グルバーンは、「陛下の王室、及び王位の名誉と威厳の援助と維持のため、£970,000の年額が陛下の生涯間、陛下に譲与されること、また前記収入が統合国庫資金から支払われること」を動議した。

しかし、この提案は予期しないほどに強い反対にあったことが注目される。とりわけ、アイルランドのホイッグであるパーネルは、言及された「節約」が「非常にとるに足りない」として、具体的には、「本院は、陛下の公的支出と私的支出を区別し、実際にはその他の人々によって消費される収入を陛下に譲与しないようにすべきである。支出の各特定項目の必要性が明確に示され、他の全てから区別されるべきである。以前のシビル・リストの譲与におけるこの分離の欠如からこそ、大きな混乱が生じ、また今日この国が陥っている浪費の多くが生じたのだ」と主張したうえで、委員会が再開される時に、「支出の詳細を調査するために特別委員会に付託する」動議を通知した。

続いて、委員会が再開される予定である11月15日、庶民院（の本院会議）において⁴¹⁴⁾、大蔵大臣が「本院がシビル・リストについて委員会に移行する」旨を動議したのに対して、パーネルは通知に従って、修正案として、「特別委員会が、シビル・リストに関連して陛下の命令によって本院に提出された諸会計を審議しそれについて報告するために、設置されること」を動議した。審議後の採決において、大蔵大臣動議が賛成204対反対233票の29票差で否決され、パーネルの修正案が「同意」された。こうして、同「委員会」が設置されたのである。

周知のように、ウェリントン内閣は、この敗北を受けて、また選挙法改正をめぐり政治的にも弱い立場にあった⁴¹⁵⁾ので、辞職し、ホイッグのグレイEarl Grey

⁴¹²⁾ Sir N. Chester, *op. cit.*, p. 185.

⁴¹³⁾ *Hansard' s Parliamentary Debates*, 3rd Ser., I, 429–471.

⁴¹⁴⁾ *Ibid.*, 525–549.

⁴¹⁵⁾ Cf. Sir N. Chester, *op. cit.*, p. 190 ; Sir L. Woodward, *op. cit.*, p. 78.

内閣が成立したのである。

〈「シビル・リスト調査特別委員会」報告書〉

こうして設置された「シビル・リスト調査特別委員会」 Select Committee on the Civil Listは、翌1831年3月21日、報告書として、『シビル・リストに関連して陛下によって提出された会計を検討するために設置された特別委員会からの報告書』⁴¹⁶⁾を提出した。その『報告書』の中で、同委員会は、「シビル・リストは国王の威厳と地位、及び陛下の王室の適当な維持に影響するような費用にのみ適用されることが適切である」ことを勧告した。加えて、「従来、多くの費用がシビル・リストに含まれ、それはこれらの諸目的と何ら直接的な関連をもたなかった；実際には国家の民事統治の費用であり、またそのようなものとして常に議会の認識の下で不断の統制に服すべきところの費用であったことを指摘した。その上で、この見解に基づいて、「本委員会はシビル・リストを、陛下の大臣達によって本院の審議のために提出された〔後述する〕5款に限定することを承認した」。

なお、この5款のうち第5款の「年金」に関して本委員会は、君主は世襲的収入に対して生涯権のみをもった故に、このような世襲的収入に対して賦課されるどんな年金も、国王の崩御を超えて支払われることは合法的でないとの理由で、故ジョージ4世の崩御の際に存したところの〔イングランドとアイルランドのシビル・リストとスコットランドの世襲的収入に賦課された〕年金額——粗額で£170,000、或いは純額では£145,000——を、純額で£75,000に削減すべきことを勧告したことに留意しておきたい⁴¹⁷⁾。

〈1831年「シビル・リスト法」の成立〉

このような『報告書』勧告を受けて提案され、1831年4月22日に成立したのが1831年「シビル・リスト法」、正式には、「陛下の王室及び大ブリテン及びアイルランド連合王国王位の名誉と威厳の援助のための法律」⁴¹⁸⁾である。

⁴¹⁶⁾ *Report from the Select Committee, appointed to take into consideration the Accounts, presented by Order of His Majesty, relating to The Civil List, 1830-31* (269).

⁴¹⁷⁾ *Ibid.*, pp. 1, 4.

⁴¹⁸⁾ An Act for the Support of His Majesty's Household, and of the Honour and Dignity of the Crown of the United Kingdom of Great Britain and Ireland (1 Will.

その「前文」は制定理由として、特に、陛下が世襲的収入及び臨時的収入から生じる資金における権利を庶民院の裁量に委ねることを示したことを記している。

このような理由から制定された本法の主要な規定内容を確認すると、まず「陛下の王室及び王位の名誉と威厳の援助のため、陛下に生涯間、£ 510, 000 の純年収入が譲与されること、またその収入が大ブリテン及びアイルランド連合王国統合国庫資金に賦課され、それから [その他のすべての費用に優先して] 支払われること…四半期毎に (すなわち) 3月31日、6月30日、9月30日、そして12月31日に、前記統合国庫資金の金銭から等しい部分によって各年に支払われる…」こと (第III条)、また次の5款に分割されること(附表)、また「大蔵省はいずれかの款での節約が [第5款を除いて] 年度末に他の款の援助に適用されることを命じてよい」こと (第VII条) 等を、規定している。

第1款	陛下の内帑金	£ 110, 000
第2款	陛下の王室の俸給	130, 300
第3款	陛下の王室の経費	171, 500
第4款	特別・機密費	23, 200
第5款	年金	<u>75, 000</u>
	[計]	£ 510, 000

このような内容をもつ1831年「シビル・リスト法」の成立により、(1)「国王の威厳と地位及び陛下の個人的慰めに影響する諸費用が、民事統治に関連する経費から完全に分離される」に至った、すなわち、シビル・リスト (=今や「王室費」と民事費の分離が完成した⁴¹⁹⁾。(2)「[ジョージ4世の世襲的収入£1, 206, 000 マイナス 1831年法下のシビル・リスト額£510, 000である] £696, 000もの金額が、従来、君臨する君主の生涯間国王に帰属したのだが、今や、初めて議会の認識と統制下にもたらされる」に至った。こうして、このような取決め直接的結果、単にヨリ大きな節約への道を開いたのみならず、公共的

IV, c. 25).

⁴¹⁹⁾ 民事議定費についていえば、以前には「世襲的収入」、「シビル・リスト」その他の基金に負担された多くの支出項目が、初めて、1833年度『種々雑多 [=民事] 費歳出予算』に導入されるに至った。Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 653.

な直接的節約が生じることを確実にしたといえるのである⁴²⁰⁾⁴²¹⁾。

② 1832年における議定費年度、歳入予算年度の採用

翌1832年に、(1802年法による「1月5日に終わる1年」という現行の財務会計年度規定を維持したうえで)会計年度の変更、具体的には(歳出予算の会計年度としての)「議定費年度」Supply Yearと(歳入予算の年度としての)「歳入予算年度」Budget Yearが採用されてくるので、(1854年における財務会計年度の変更の前史として)詳細に、その基本的経緯と意味を検討していきたい。

<前提：1832年、第1次選挙法改正>

会計年度変更の検討に先立ち、その前提として、周知の第1次選挙法改正、特に(従来の研究史では十分には注目されてこなかったところの)「納税条件」規定に注目しておきたい。いうまでもなく、新たな納税条件の導入を前提にしてこそ、続納税者(の代表でもある庶民院)による納税した金銭の支出=財政統制が本格化してくるからである⁴²²⁾。

⁴²⁰⁾ Report from Select Committee on Civil Government Charges : together with the minutes of evidence, and an appendix, 1831(337), p. 4.

⁴²¹⁾ なお、1837年6月20日に即位した女王陛下ヴィクトリアVictoriaの「シビル・リスト」について言及しておきたい。

それは1837年「シビル・リスト法」、正式には、「女王陛下の王室及び大ブリテン及びアイルランド連合王国王位の名誉と威厳の援助のための法律」An Act for the Support of Her Majesty's Household, and of the Honour and Dignity of the Crown of the United Kingdom of Great Britain and Ireland (1 Vict., c. 2)によって設定されたのであるが、同法は、「前文」で女王陛下による国王の世襲的収入の議会への放棄を列挙したのち、純年額£385,000を陛下の生涯間、統合国庫資金から、その他全ての費用に優先して、次の6款——金額は第5款年金額を含まない——で譲与した(第III条、付表)。また大蔵省がいろいろの款での節約を年度末に、第5款を除きその他の款の援助に適用することを命じてもよいことも規定した(第IX条)。

款1、女王陛下の内帑金	£ 60,000
款2、陛下の王室の給料と退職手当	131,260
款3、陛下の王室の費用	172,500
款4、国王奨励金、施しRoyal Bounty alms、特別費	13,200
款5、年間£1,200の程度まで授与される年金	—
款6、割当てられない金銭	<u>8,040</u>
[計]	385,000

⁴²²⁾ 実際にも、「現実的統制」として、「金銭を、その納税者からの徴収から、それ

予め、1830年11月に成立したホイッグのグレイ政権下の議会における第1次選挙法改正過程⁴²³⁾をごく簡単に確認すると、まず、翌1831年3月1日、ラッセル Lord John Russell が第1次選挙法改正法案 Reform Billを庶民院に上程し、同法案は4月に第2読会を1票差で通過したが、委員会で修正(8票差で敗北)されたので、議会を解散し、続く総選挙で改革論者が大勝した。

政府は、6月4日、新議会に第2次選挙法改正法案を上程し、同法案は、136票の多数で第2読会を通過し、9月22日に106票の多数で庶民院を通過した(その際、いわゆるチャンドス Chandos 条項が追加された)のであるが、10月8日、貴族院が法案の第2読会を58対199で否決し、議会が停会された。

12月に再会された庶民院に政府が第3次選挙法改正法案を上程し、同法案は、翌1832年3月末に庶民院を通過し、続いて、4月14日、貴族院の第2読会を9票の多数で通過したのであるが、5月7日、貴族院は、第3次法案修正法案を可決した。このような事態に直面して政府は、5月18日、国王ウィリアム4世に「保証」要求、つまり法案の貴族院通過に必要な、50人の新貴族創家要請をしたが、国王がそれを拒否したので、5月9日、内閣は総辞職した。しかし、組閣を要請されたトーリー党のウェリントンが世論の支持を得られないが故に、断念したので、結局、グレイが再組閣し、国王が「貴族創設約束」(=創家の確約)を賦与した。その結果、6月4日、法案が貴族院を84票の多数で通過し、こうして6月7日、「国民代表(イングランド及びウェールズ)法」として成立した。

このような経緯をへて、ようやく成立した同法、正式には「イングランド及びウェールズにおいて国民の代表を修正する法律」⁴²⁴⁾の内容について、新たな選挙権、とくに占有選挙権と納税条件に注目しておきたい。

すなわち、同法の第 XVIII 条～XX 条は、州選挙権として、(1)自由保有権 freehold (年価値を旧 40 シリングから 10 ポンドに引上げ)、(2)年価値 10 ポンドの贍本保有権 copyhold・[期間 60 年以上の] 定期保有権、(3)年価値 50 ポン

の公的債権者への支払への最終的割当まで追跡する」ことが主張された。Cf. *Report from the Select Committee on Public Monies; with the Proceedings of the Committee, and Appendix*, 1857, 1857 Session 2 (279), p. 28 .

⁴²³⁾ Cf. R. L. Schuyler and C. C. Weston, *British Constitutional History since 1832*, Princeton, 1957, pp. 26-29 など。

⁴²⁴⁾ An Act to amend the Representation of the People in England and Wales (2 Will. IV, c. 45). なお、本法における「選挙権」と「選挙区」に関しては、拙稿「欧米近現代財政史・国制史研究の一視角(中)」『アルテス・リベラレス(岩手大学人文社会学部紀要)』第59号、1996年、23—25、30頁を参照されたい。

ドの期間 20 年以上の定期保有権, これに加えて(4) [いわゆるチャンドス条項により] 50 ポンド以上の年賃借料 annual rent の賃借人 (=占有者) にも選挙権を付与した。また第 XXVII 条は, 都市選挙権として, 統一資格である「10 ポンド占有選挙権」ten pound occupation franchise を規定し, 具体的な要件としては, バラで純年価値 10 ポンド以上の家屋その他建造物の [所有者か賃借人としての] 12 ヶ月間占有者で, 救貧税 poor's rates を賦課され, 同税及び査定国税 assessed taxes を支払い, 更にバラ内から 7 マイル内に 6 ヶ月間居住していることを規定し, こうして占有選挙権とともに, 納税条件を規定した。

同法に続いて, 同 1832 年 7 月 7 日に成立した「国民代表 (スコットランド) 法」, 正式には「スコットランドにおいて国民の代表を修正する法律」⁴²⁵⁾は, 査定国税 Assessed Taxesの納税条件を規定 (同法, 第XII条) した。また 8 月 7 日に成立した「国民代表 (アイルランド) 法」, 正式には, 「アイルランドの国民の代表を修正する法律」⁴²⁶⁾は, 大陪審・都市税 Grand Jury and Municipal Cesses, 地方税 Rates, 国税 Taxesの納税条件を規定 (同法, 第V条) したのである。

このような 1832 年第 1 次選挙法改正による新たな選挙権, とりわけ, 納税条件の導入とともに, 納税者を代表する庶民院による財政統制が, 会計年度の変更を伴いつつ, 実現されてくるのである,

〈会計年度変更の背景〉

さて, 選挙法改正が実現した同じ 1832 年に会計年度が変更されてくるのであるが, 予め, その背景=歴史的要因を, 立入って検討しておきたい。

まず, (1) 財務会計年度との関連での議会会期及び歳出予算の提出時期について。

(公的受取と支出に関するいわば予算乃至予算審議の期間として, 1752年以後, 実際には, 新たな財務四季支払日である 1月 5 日に終わる年度が採用されていたのであるが) 1802年法により規定=制定されたこの「1月 5日に終わる1年」という財務会計年度との関連で, 表26「譲与金残額, 議会会期, 歳出予算提出日等一覧」に表示した「議会会期」と「歳出予算提出時期」に注目すると, ナポレオン戦争期である1815年までは, 議会会期は, (摂政期でもある1813~15年のように, 例外的に) 前年11月に開始する場合と (より通常の) 新年1月に開始する

⁴²⁵⁾ An Act to amend the Representation of the People in Scotland (2 Will. IV, c. 65).

⁴²⁶⁾ An Act to amend the Representation of the People of Ireland (2 Will. IV, c. 88).

表26 「歳入金残額、議定会期、歳出予算提出日等一覧」

暦年	「1月5日に終わる年度」の 歳入金残額(£)		議定会期	歳出予算提出[印刷命令]日		
	海軍費	陸軍費		海軍予算	陸軍予算	種々雑多[民事]予算
1810	0	0	1月23日～6月21日	1月30日	2月25日	
1811	0	0	1月11日～7月24日	2月19日	3月3日	
1812	0	0	1月 7日～7月30日	2月21日	2月21日	
1813	821,970	0	11月30日から ～1813年7月22日	3月11日	3月7日	11月30日, 12月1日
1814	0	0	11月 4日から ～1814年7月30日	5月12日	6月23日	
1815	0	0	11月 8日から ～1815年7月12日	11月13日	11月23日	
1816	0	619,684	2月 1日～7月 2日	2月28日, 3月5日	2月19日	3月13日
1817	1,247,247	2,856,155	1月28日～7月12日	2月16日	3月9日	4月11日
1818	1,615,624	680,985	1月27日～6月10日	2月 3日	3月1日	2月25日
1819	1,300,719	1,737,394	1月21日～7月13日	1月31日	5月6日	2月11日
1820	1,201,061	1,873,119	11月23日から ～1820年-2月28日	11月30日	12月16日	
1821	942,537	1,900,817	4月21日～11月23日	2月1日	3月8日	5月10日
1822	1,117,942	1,428,503	1月23日～7月11日	2月17日	3月3日	2月16日
1823	1,579,843	1,492,738	2月 5日～8月 6日	2月17日	3月3日	2月18日
1824	1,482,982	1,415,222	2月 4日～7月19日	2月20日	3月6日	2月26日
1825	989,807	1,260,105	2月 3日～6月25日	2月15日	4月1日	2月11, 12日, 3月26日
1826	1,029,565	1,465,091	2月 3日～7月 6日	2月13日	3月3日	2月7日
1827	623,935	898,226	11月1日から ～1827年7月 2日	2月16日	3月2日	3月8日
1828	335,058	1,156,322	1月29日～7月28日	2月11日	2月18日	3月9日
1829	1,063,053	1,032,799	2月 5日～6月24日	2月10日	2月21日	3月12日
1830	1,039,509	1,050,719	2月 4日～7月23日	2月26日	2月19日	3月2日
1831	1,324,858	1,580,367	10月26日から ～1831年-4月22日	2月19日	2月16日, 6月7日	2月26日
1832	1,505,551	2,138,752	1831年12月 6日 ～1832年-8月16日	2月15日	2月10日	2月28日

[議定会期]D. R. Fisher, *The House of Commons 1820-1832*, 2009, p. 413.
他は各年の『国庫決算書』, 歳出予算書等より作成。]

場合、財務会計年度との関連でいえば、年度の開始前の場合と開始後の場合の双方があったこと、また歳出予算もそれぞれの開始直後に提出されていたことを確認しうる。これに対して、1816年からの平時においては、1820年と1830年の新国王即位に伴う（及び1826年の通常の）総選挙等の時期を別にとすると、「議会会期」は新たな財務会計年度の開始後の1月末から2月初めに開始し、またそれに伴い「歳出予算」は2月から3月初め頃に提出されていることを確認しうる。

このような時期に提出された歳出予算に基づいて、議会が議定費譲与金を議決し、支出を法定するのは早くとも3月以降であり、財務会計年度との関連でいえば、年度開始後の第2四半期に入ってからといえよう。その結果、議定費譲与金の支出は、四半期毎に遅れ、1月5日の年度末には四半期相当額が残額として残るのではあるまいか。他方、当該年度開始後の第1四半期には議定費支出の財源はどこから調達するのであろうか。この点に留意しておきたい。

次に、(2)議定費譲与金の支出の様式について。

従来から、(歳出予算による)議定費譲与金はすべて、各[財務会計]年の「役務のために」for the Service、議決することが議会の慣行であった。また財務府(=国庫)からの支出においては、(新たに)続く年のために譲与された議定費の一部を支出する前に、(譲与されていた)ある年の議定費を使い尽くすことが財務諸部局の慣行であった。かくしてその残額は年々持ち込まれた。また実際、(歳出予算の)各「項」のために継続的現金勘定 a running cash account があり、ある[財務会計]年に議決された金銭がその後数年まで支出されも支払われもしないことが頻繁でなくなかった⁴²⁷⁾。

このような残額を数量的に確認するため、1802年法により毎年3月25日以前に議会に提出される、1月5日に終わる年度の「公的会計」たる『国庫決算書』において、1803年以来記載されている「譲与金の処分」Disposition of Grants について、まず表26に表示した「譲与金残額」欄から、ナポレオン戦争期には海軍及び陸軍の場合、年度末の1月5日に譲与金の残額がなかった⁴²⁸⁾のに対し

⁴²⁷⁾ Cf. H. W. Chisholm's *Return*, p. 658.

⁴²⁸⁾ このことの理由ないし意味はどのように理解しうるであろうか。海軍に限定して、「議決譲与金=支払額」と海軍費としての「支出額」を対比すると次のようである。(各年の大ブリテンのみに関する「国庫決算書」より作成)

暦年	1月5日に終わる年度の「譲与金=支払額(£)」	「支出額(£)」
1803	13,526,573	11,704,400

表27(1) 「1831年1月5日に終わる1830年、譲与金の処分(£)」

支出部局等	議決又は譲与額	支払額	残額	(残額/議決額)
海軍	5,594,955	4,270,096	1,324,858	23.70%
兵站部	1,689,444	1,105,000	584,444	34.60%
陸軍	7,403,651	5,823,284	1,580,367	21.30%
種々雑多[=民事]				
計	17,698,762	13,360,346	4,338,416	24.50%

表27(2) 「1831年1月5日に終わる1830年度の支出額(£)」

支出部局等	支出額
海軍	5,309,605
兵站部	1,613,908
陸軍	6,991,163
種々雑多[=民事]	
計	15,864,785

[The Finance Accounts of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, for the year 1830, ended fifth January 1831, 1830-31(285), pp.19, 159 - 168. より作成。]

て、戦後、多額の残額が存在していることを確認しうる。

より具体的に確認するために、表27(1)「1831年1月5日に終わる1830年、譲与金の処分(£)」は、(1831年3月25日付け印刷命令された)『1831年1月5日に終わる1830年のための、大ブリテン及びアイルランド連合王国の国庫決算書』⁴²⁹⁾において記載されている「譲与金の処分」から集計したものであるが、海軍の場合、議会による「議決又は譲与額」5,594,955ポンドに対して、1月5日までの「支払額」は4,270,098ポンド、残額は1,324,858ポンドであり、これは譲与額の実に23.7%である。これは財務会計年度末である1月5日に、更に続く四半期分の費用を支払う残額が存することを意味しているといえる。この点は、陸軍の場合にも、また種々雑多 [=民事] 費を含めて、議定費の合計の場合にも同様にいえる。

更に、(3)前年の議定費譲与金残額の、次の財務会計年度における支出について。

続いて、表27(2)「1831年1月5日に終わる1830年度の支出額(£)」は、財務府 [=国庫] 決算書の段階で、1831年1月5日に終わる1830財務会計年度における議定費支出額を表示したものであるが、これによると海軍の場合、「支出額」は£5,309,605であるが、この金額は、表27(1)に表示した、1831年1月5日に終わる1830年度の海軍の譲与額からの「支払額」である£4,270,096に対して、£1,039,509だけ多い。この金額は、1830年1月5日に終わる前年度たる1829年

1805	12,025,606	11,759,351
1808	16,977,837	16,775,761
1810	18,986,967	<u>19,236,036</u>
1812	20,276,144	19,540,678
1814	20,503,011	<u>21,996,624</u>
1816	18,644,200	16,373,870

1810年と1814年を除き、議決された「譲与金=支払額」が、海軍費としての「支出額」より多額であることを確認しうるのであるが、これは戦時下である故に、財務府から譲与金の全額が海軍部に「支払」われたが、その全額が年度内に海軍費として「支出」されずに、その部局内に残されたこと、また1810年、1814年の場合には、その残額を使って、「議定費=支払額」を超える「支出」がされたことを意味しているといえよう。

因みに、譲与金マイナス支払額として残額が表示されてくるのは、戦後の平和期に入って1817年1月5日に終わる年度からである(表26参照)。

⁴²⁹⁾ *The Finance Accounts of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, for the year 1830, ended fifth January 1831, 1830-31* (285), pp.159-168.

度の海軍の譲与金の残額に一致しているのである（表26の暦年1830年の海軍残額欄を参照）。つまり、前年度末の1月5日における譲与金残額が、次年度の（歳出予算の提出とそれに基づく議会の議定費譲与金の議決＝法定に先立って）第1四半期に支出されていたのであり、そのような慣行が存在していたといえよう⁴³⁰⁾。

このような慣行に対して、予め、先取りして結論的にいえば、議会による支出＝財政統制の観点から、(1)1832年に、会計年度が変更される。つまり（新たな法律が必要な1月5日に終わる財務会計年度はそのまま維持した上で、また議会の会期も現状のまま維持したうえで）、歳出予算の期日を従来よりも1四半期遅くし、新たに3月31日に終わる「議定費年度」を採用する（それに応じて、4月5日に終わる「歳入予算年度」をも採用する）。続いて、(2)（後述する）1832年「海軍法」成立を受けて、翌1833年に、まず海軍費に限定して、議定費譲与金の議決が「役務のために」から「当該会計年度内になされる支払」のためにへと変更されてくるのである。

以下、まず、1832年における会計年度の変更について、具体的に検討していきたい。

<1832年、「議定費年度」として3月31日に終る1年の採用、その経緯と意味>
まず、「議定費年度」として3月31日に終る1年が採用されてくるので、その経緯と意味について検討したい。

さて、議会の会期は1831年12月6日、貴族院における「会期開始勅語」King's Speech on Opening the Sessionで開始したのであるが、その中で、国王ウィリアム4世は特に「庶民院議員達」に向かって、次年のための「歳出予算」を作成し提出すること、またそれが「最も徹底的に節約を考慮して作成される」旨を指摘した⁴³¹⁾。

しかし、翌1832年2月に入っても歳出予算が提出されなかったため、2月6日、庶民院で、前トーリー党ウェリントン内閣大蔵大臣グルバーンは、「議会が

⁴³⁰⁾ 実際にも、1832年2月13日、海軍大臣曰く、「1830年末に財務府 [=国庫] に彼が見出し出していた残額によって、昨 [1831] 年の3月31日まで海軍の軍務を實行することを可能にされていた」と。Cf. *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., IX, 278.

⁴³¹⁾ *Ibid.*, 4.

クリスマス前に召集される時にはいつでも、陸軍、海軍、その他の歳出予算は1月15日以前に提出されるべきこと……」という1821年の庶民院決議にも拘わらず、まだ歳出予算が提出されていないこと等を指摘した⁴³²⁾。

このような質問に答えて、庶民院内総務 Leader of the House of Commons でもある⁴³³⁾大蔵大臣オールソープ Visct. Althorpは次のように指摘した。すなわち、「現行の慣行に従うと、われわれは、金銭が費やされた後に歳出予算を議決する習慣であること」、これに対して、現政府の意図は「会計年度が将来4月の始めに開始すること」であり、そのために「歳出予算は、現年のためには、2分割で提出されること；最初は、現四半期について、それらを4月1日まで繰越すために、また他は、それから続く年の4四半期について」である、と⁴³⁴⁾。

この指摘を受けて、各歳出予算が2分割で提出されてくるのであるが、2月6日には、まず、海軍予算が、『海軍歳出予算：第I号。1832年1月1日から3月31日まで』⁴³⁵⁾及び『海軍歳出予算：第II号。1832-3年度 [=1832年4月1日から1833年3月31日まで]』⁴³⁶⁾として同時に提出された。続いて、陸軍予算が、『陸軍歳出予算：第I号。1832年1月1日から3月31日まで：実効的軍務』⁴³⁷⁾及び『陸軍歳出予算：第II号。1832年1月1日から3月31日まで：非実効的軍務』⁴³⁸⁾として、現四半期に関する部分のみが提出された。このように、歳出予算の議定費の譲与年度として、(1月5日に終わる1802年法下の「財務会計年度」ではなく、)今や(従来の陸軍の場合の12月24日、或いは海軍の場合の12月31日に代わって) 3月31日に終わる議定費年度が採用されるに至っていること

⁴³²⁾ *Ibid.*, 1287-1288.

⁴³³⁾ Cf. D. R. Fisher, *The House of Commons 1820-1832*, 2009, p. 415.

⁴³⁴⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., IX, 1349.

⁴³⁵⁾ *Navy Estimates: No. 1. From 1st January to 31st March 1832, With Estimates of the Expense of the Victualling and Medical Departments of the Navy, From 1st January to 31st March 1832*, 1831-32(115).

⁴³⁶⁾ *Navy Estimates, No. II. For the Year 1832-3: With Estimates of the Expense of the Victualling and Medical Departments, From 1 April 1832 to 31 March 1833; Also, Papers (A.) and (B.) Naval and Victualling Effective Service; Papers (C.) and (D.) Naval and Victualling Non-effective Service; and also, Grand Total of Naval Estimates*, 1831-32(116).

⁴³⁷⁾ *Army Estimates: No. 1. From 1st January to 31st March 1832: Estimates of Effective Services.*

⁴³⁸⁾ *Army Estimates, No. II. From 1st January to 31st March 1832: Estimates of Non-effective Services*, 1831-32(117) (118).

に注目しておきたい。

続いて、同2月13日、庶民院において「海軍歳出予算」の審議のため、本会議から「議定費委員会」へ移行する動議を巡る審議⁴³⁹⁾において、会計年度変更（ヨリ正確には、歳出予算のための議定費年度採用）の理由に関して、次のような主張がなされたことに注目したい。

まず、前トリー党内閣の大蔵大臣グルバーンは、「歳出予算に関して…会計年度[＝議定費年度]を4月1日に開始させること」が政府の意図であると理解したうえで、その「変更の理由」の説明を求めた。

これに対して、まず庶民院院内総務でもある大蔵大臣オールソープは次のように返答した。すなわち、「今までとられた方針によって、歳出予算は、一定の金銭額が実際に費やされた後に提案されていた、また勿論その支出は議会の事前承認なしになされねばならなかった。歳出予算が提出された時にはその支出の一部が実際になされていたのに、その歳出予算に基づいてその年の国務のための議定費を議決することは、議事の変則的な様式である。この変則を回避する目的で、議定費が議決される前に、また政府がその金銭のいずれかを費やしてしまう前に、続く年度についての歳出予算を提出させることが本院の諸特権 privilegesに、また憲法の理論 theory of the Constitution に、ヨリ一致する」⁴⁴⁰⁾。

更に、続く審議過程で、海軍大臣 First Lord of the Admiraltyのグレアム Sir James Graham は次のように返答した。すなわち、「クリスマスの短期間前に集合するのが本院の慣行だった、しかし、その慣行は変えられていた。」「この実験の

⁴³⁹⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., IX, 272–278.

⁴⁴⁰⁾ その後の3月16日に、オールソープは、会計年度変更の理由＝意味を次のように説明しているので補足しておきたい。

(1) 1月5日に終る年に可決された議決額[の残額]がこれまで実際には4月まで国務を執行することに適用されていたことは本当だった、しかし、それらはその四半期のために譲与されていたのだが、それらは、合法的には、その費用に適用されなかった。

(2) それ故に、大臣たちは、本院に来て、別個に最初の四半期のための議定費を議決することが必要と考えた。のちに来て、1832年4月1日に開始し、1833年3月31日に終る年のための議決額を求めることを意図して。

(3) 会計年度がこのように変更されるので、これまで起っていたところの、議会によって先行する年の費用のために特に議決されていた金銭の1部分を、ある年の最初の四半期に適用するという不規則性 irregularity が回避されるだろう、と。Cf. *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., XI, 329–330.

成功は、全く、歳出予算が3月31日以前に議決されていることに依存した」が、会計年度を4月1日に開始する意図は、「本院の支出に対する真の統制 that real control of the House over the expenditure を確保する」ことである、と⁴⁴¹⁾。

このようなホイッグ党政府の返答に対して、前トーリー党内閣の大蔵大臣グロバーンは、「憲法上の異議 constitutional objectionがあるとして、次のように主張した。すなわち、「元々の憲法上の慣行によって、本院は、単に国務のための金銭を譲与するためのみならず、第一に、国民の苦情の種 public grievances を聞きそして除去するためにも集まった。この苦情の種の除去は、金銭の譲与に先行すべきだった。しかし、もしも、この取決めが実施されたならば、本院が議定費を議決するのを求められる前に、如何に本院が国民の苦情の種を聞きそして除去する時間をもちうるのか。現行制度によって、本院は国王に対する統制 a control over the Crown をもった、というのは、本院は支出自体に対する統制をもち、それを、本院が申立てた苦情の種が除去されるまで、保証するのを拒否してもよかったのだ。しかし、もしも、本院が、苦情の種を聞きそして除去する時間をもつ前に、議定費を議決するのを求められるならば、その統制はなくなるであろう」と。

一言でいえば、ホイッグ党政府は（市民革命後の「立憲王政」下での庶民院、とりわけ1831年総選挙での選挙法改正＝議会改革派大勝以後の庶民院による）「本院の支出に対する真の統制を確保する」ために、議定費年度を3月31日に終わる1年に「変更」しようとしたのに対して、トーリー党は（実に、14世紀中葉における「封建王政」下での庶民院による）「国王に対する統制」を維持するために、その変更「反対」したといえよう。

結局、本動議は可決され、「議定費委員会」で海軍歳出予算の審議が開始したのであるが、同時に、未提出の歳出予算の提出も続いたので、確認しておきたい。

翌14日、種々雑多 [=民事] 費歳出予算として、『種々雑多費歳出予算等、1833年3月31日に終わる5四半期』⁴⁴²⁾が提出され、また19日には、陸軍予算とし

⁴⁴¹⁾ なお、グレイアムは、政府の「会計年度を4月1日に開始する意図」が、昨1831年に、パネルを委員長とする「ある委員会の諸決議に準拠して採用された」ことを指摘している。Cf. *Ibid.*, p. 274.

⁴⁴²⁾ *I, II, III, IV, V. Estimates, &c. Miscellaneous Services; For Five Quarters to*

て、『陸軍歳出予算：第III号. 1832年4月1日から1833年3月31日まで：実効的軍務』⁴⁴³⁾及び『陸軍歳出予算：第IV号. 1832年4月1日から1833年3月31日まで：非実効的軍務』⁴⁴⁴⁾が提出された。

なお、兵站部予算の場合、陸軍予算のように、2月10日と16日に、『兵站部歳出予算，[実効的軍務，非実効的軍務] 1832年1月1日から3月31日まで』⁴⁴⁵⁾，また2月13日と3月6日に、『兵站部歳出予算，[実効的軍務，非実効的軍務] 1832 - 1833 年度』⁴⁴⁶⁾が提出された。こうして、歳出予算はすべて、それぞれ1832年3月31日までの現四半期の予算、及びそれとは別に1833年3月31日に終わる1年の歳出予算として、提出され審議されることになった。

かくして1832年に、歳出予算の議定費譲与金に限定して、「議定費年度」として「3月31日に終る1年」が採用⁴⁴⁷⁾され、以後、毎年議定費譲与金に適用されてくるのであるが、このような議定費年度採用は、「本[庶民]院の支出に対する真の統制を確保する」ためであり、そのような意味をもっていたといえる。但し、その後、結論的にいえば1854年法まで、1802年法で規定された「1月5日に終わる1年」という財務会計年度とそれに基づく「国庫決算書」は（その変更には特別立法の制定 a special legislative enactmentが必要でもあったが故に⁴⁴⁸⁾）存続しており、この「国庫決算書」が「本院の[議定費譲与金の]議決に決して対応しなかった」ことに留意しておきたい。

<1832年、「歳入予算年度」として4月5日に終る1年の採用，その経緯と意味
続いて、歳出面で「3月31日に終わる「議定費年度」にもとづく」既に議決

31 March 1833, 1831-32(157) (158) (278) (284) (362).

⁴⁴³⁾ *Army Estimates : No. III. From 1st April 1832 to 31st March 1833 : Estimates of Effective Services, With an Abstract*, 1831-32(291).

⁴⁴⁴⁾ *Army Estimates, No. IV. From 1st April 1832 to 31st March 1833 : Estimates of Non-effective Services, With an Abstract*, 1831-32(292).

⁴⁴⁵⁾ *I, II. Estimates of the Charges of the Ordnance Department, From 1 January to 31 March*, 1831-32 (138) (170).

⁴⁴⁶⁾ *III, IV. Estimates of the Charges of the Ordnance Department, For the Year 1832-1833*, 1831-32(145) (240).

⁴⁴⁷⁾ この経緯に関する最近の政府説明として、次を参照されたい。2nd Report from Public Accounts Committee Session 1990-91 (HC 71), Appendix 2. Memorandum submitted by Inland Revenue, p. 24.

⁴⁴⁸⁾ Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 330.

された歳出予算に従って、歳入面では、「歳入予算年度」として（新暦法下の財務四季支払日のクリスマスである1月5日に代わって）「（新暦法下の財務四季支払日のお告げの祭日である）4月5日に終る1年」が採用されてくるので、その経緯と意味を検討していきたい。

1832年7月2日、庶民院において質問として、「この国の財務についての毎年の一般的声明 [=財政演説]」について、「慣行に従うと、その声明がなされるべき通常の時期が過ぎていた」ことが指摘された。これに答えて、大蔵大臣オールソープは、「この年の歳出予算は [7月5日に終わる] 現四半期後まで実施されない」こと、またこれらの歳出予算で「この国の支出の削減」を意図していることを指摘したのち、議会の法律 [=新減債基金を規定した1829年法] に従って（財務四季支払日毎の）「諸会計の公表」を待たねばならない旨を回答した⁴⁴⁹⁾。

このような財務四季支払日たる7月5日後の（四半期毎諸会計公表後の）7月27日、庶民院の「財源委員会」で、大蔵大臣オールソープは「財政演説」 financial statement を行い、歳入予算 The Budget を次のように提出した⁴⁵⁰⁾。

まず、「（議定費）会計年度の計算において生じた変化の結果、過去に関する時には、1月5日に終る年を、しかし現年の見通に関する時には、公正な比較をするため、4月5日に終る年をとることが最も適切となるだろう」と。このことは、歳入予算の年度として従来の「1月5日に終る年」に代わり、今や新たに「4月5日に終る年」を採用することを意味している⁴⁵¹⁾。

その年度に基づいて、過去の数値を指摘⁴⁵²⁾した後、現年に関しては、「既に議決された歳出予算に従って、1833年4月5日に終る、現年の支出」は、国債利子及び「その他既定費」 Other charges upon the Consolidated Fund⁴⁵³⁾ とと

⁴⁴⁹⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., XIII, 1239.

⁴⁵⁰⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., XIV, 849–859.

⁴⁵¹⁾ Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 330.

⁴⁵²⁾ 具体的には、(1831年1月5日に終る) 1830年について、国家の収入は£50,056,616、支出は£47,142,943であり、余剰£2,913,673が残ったこと、また [1832年] 1月5日に終る年について、支出は£47,123,297、収入は£46,424,440であり、結果として、£698,857の不足があったこと、またこの不足が [1832年] 4月5日に£1,240,000に増加したこと、と。

⁴⁵³⁾ このように、1830年代に入ると、議会の予算審議において、「既定費」という費目が、既に統合国庫資金に対して法律で賦課され、従って毎年、新たな審議を必要としない費目として、(そうでない「議定費」と区別して) 使用され始めていることに留意してお

もに、合計 45,696,376 ポンド」である。これに対して、以前と同様の「諸税とその他の収入源泉の見込収入額」は合計 46,470,000 ポンドであり、余剰は 773,624 ポンドになる。従って、政府は「砂糖税の更新を提案する」と。具体的には、決議案として、「これまで砂糖及び糖蜜に賦課されたそれぞれの税が 1833 年 4 月 5 日まで継続されること」が動議されて、同意＝決議された。

続いて、この決議に基づく法案が上程され、こうして 1832 年 8 月 9 日に成立したのが、「1832 年の国務のため、1833 年 4 月 5 日まで、連合王国に輸入される砂糖に対する一定の税を陛下に譲与するための法律」⁴⁵⁴⁾である。

かくして、1832 年に、「4 月 5 日に終わる 1 年」という「歳入予算年度」が採用されるに至った⁴⁵⁵⁾のであるが、それは、それに先立つ「3 月 31 日に終わる 1 年」という歳出予算の「議定費年度」の採用に規定されて、採用されたことを意味していた。この結果、1 月 5 日、3 月 31 日及び 4 月 5 日に終わる年度という 3 つの会計年度が存在することになったが、後述するように、最終的には、1854 年法により 3 月 31 日に終わる 1 年という議定費年度に統一されてくることに留意しておきたい。

③「割当法」に先立つ、「統合国庫資金法」 [= 支出法] 制定の定着

ところで、1832 年における会計年度の変更、とりわけ「3 月 31 日に終わる 1 年」という議定費年度の採用は、このような期間の歳出予算を最終的に法定する「割当法」が 7 月ないし 8 月頃に成立するのに先立ち、続く 4 月 1 日から割当法成立までの期間に必要とされる議定費支出を可能にする法律の制定を不可避としてくるのである。

このような法律は、結論的にいえば、ナポレオン戦争後に、財務府 [= 国庫] における 1 月 5 日に終わる年度末の譲与金残額等を、続く新年度の国務に適用＝

きたい。

⁴⁵⁴⁾ An Act for granting to His Majesty, until the Fifth Day of April One thousand eight hundred and thirty-three, certain Duties on Sugar imported into the United Kingdom, for the Service of the Year One thousand eight hundred and thirty-two (2 & 3 Will. IV, c. 95).

⁴⁵⁵⁾ この経緯に関する最近の政府説明として、次を参照。2nd Report from Public Accounts Committee Session 1990-91 (HC 71), Appendix 2. Memorandum submitted by Inland Revenue, p. 24.

支出することを制定する法律（いわゆる、「議定費支出法」 Supply Acts）として制定されてくるのであるが、これに対して、その後、連合王国統合国庫資金の（「既定費」負担支払後の）「余剰」の増加とともに、それを歳出予算の「議定費」譲与金として支出する法律である「統合国庫資金法」 Consolidated Fund Acts として制定され、それが 1830 年代に入り、特に議定費年度採用以降、定着してくるといえる。（勿論、後述するように、その完成は 1854 年法以後であるが。）以下、この定着に至る経緯を概括していきたい。

まず、(1) 年度末の譲与金残額等を新年度の国務に適用する「議定費支出法」制定について。

表 28 「『議定費支出法』及び『統合国庫資金法』等の制定一覧」として表示した法律のうち、法律名称の冒頭が無印であるのが、いわゆる「議定費支出法」である。管見の限りでいえば、このような最初の法律は 1820 年、ジョージ 4 世即位に伴う総選挙後の新議会上に上程されて 6 月 22 日に成立した「1820 年の国務に本法で言及された一定金銭を適用するための法律」⁴⁵⁶⁾ であるが、同法は、(表 28 に表示した法律名称の下段に→印付きで記載したように) 1820 年の国務に[前年度の]「1819 年議定費を完成するため 1820 年 2 月 17 日に 財務府に 残る £7,000,000」を適用することを規定している(第 1 条)。以後、同法と基本的には同様な内容の議定費支出法が、毎年、各年の 3 月 31 日までに制定され、それは、結局、1832 年 2 月 20 日の制定法で、1832 年の国務に前年の「1831 年譲与援助金を完成するため 財務府に残る £3m.」を適用規定するまで継続していたことを確認しうる。

次に、(2) 統合国庫資金の（「既定費」負担後の）「余剰」を「議定費」譲与金の支出に適用する「統合国庫資金法」制定について。

ところで、議定費支出の財源として、財務府（残額）と区別される統合国庫資金（余剰）について、予め、再確認しておくならば、1787 年「統合国庫資金」設立以来、「公的収入」のうち（「永久税」からの受取などの）永続的収入が「統合国庫資金」の「所得」に繰込まれ、またそれからの「負担」が「公的支出」のうち永続的支出として支出された（他方、公的財務会計上、これと区別して、「毎年税」からの受取は、毎年の議定費譲与金に適用する財源の一部分をなした）。

⁴⁵⁶⁾ An Act for applying certain Monies therein mentioned for the Service of the year One thousand eight hundred and twenty (1 Geo. IV, c. 10).

表28 「議定書支出法」及び「統合国庫資金法」等の制定一覽

曆年	成立日		法律の名称等 (無印=議定書支出法、○印=統合国庫資金法、△印=双方を含む過渡的法律)
	3月31日 以前	4月1日 以後	
1819	3月31日		○「1820年7月5日まで、ボフリテンで生じる、連合王国統合国庫資金の増大する結果を、国務に利用可能にする法律」(c.19)
1820		6月22日	「1820年の国務に本法で言及された一定金額を適用するための法律」(c.10) →「1819年議定書完成のため1820年2月17日に発行の£7,000,000」を適用。
		7月16日	○「1821年7月5日まで、改定下の治世69年の法律」[c.19]を、ボフリテンで生じる連合王国統合国庫資金の増大する結果を国務に利用可能にするために、継続する法律」(c.44) →「1821年の国務に本法で言及された一定金額を適用するための法律」(c.4)
1821	2月23日		○「1821年1月29日に受領されるべく残る£5,000,000」を適用。
1822	3月11日		「1822年の国務に本法で言及された一定金額を適用するための法律」(c.7) →「1821年の譲与金のうち残る£4,000,000」を適用。
1823	3月19日		「1823年の国務に本法で言及された一定金額を適用するための法律」(c.6) →「1822年の譲与金のうち残る£3,000,000」を適用。
		5月2日	△「1824年の国務に一定金額を譲与し適用するための法律」(c.21) →「連合王国統合国庫資金の増大する結果から→これは、1823年4月5日以後に生じ、将来年負担に対する同資金の将来所得の剰余見積金額である→£8,000,000の金額」、その他1817, 1818, 1820, 1821, 1822年財源剰余金£469,047等を適用。
1824	3月5日		「1824年の国務に一定金額を譲与し適用するための法律」(c.3) →「1823年の譲与金から生じる£2,000,000;…東インド会社からの£60,000」その他を適用。
1825	3月4日		△「1824年の国務に1823年の譲与金の剰余及び統合国庫資金の剰余を適用するための法律」(c.42) →「1825年の国務に一定金額を譲与し適用するための法律」(c.1)
		3月31日	○「以前の諸援助金から生じる£5,000,000;…東インド会社からの£60,000」その他を適用。
1826	3月1日		△「1826年の国務に統合国庫資金から£10,000,000の金額を適用するための法律」(c.1) ○「1826年の国務に一定金額を譲与し適用するための法律」(c.1) →「以前の諸援助金から生じる£3,500,000, 統合国庫資金から£5,000,000, …東インド会社からの£60,000」その他を適用。
1827		4月12日	「1827年の国務に一定金額を適用するための法律」(c.16) →「東インド会社からの£60,000」その他を適用。
		6月21日	△「1827年の国務に一定金額を適用するための法律」(c.42) →「統合国庫資金から£11,600,000; 1826年の譲与金の剰余£81,754」その他を適用。
1828	2月19日		「1828年の国務に一定金額を適用するための法律」(c.1) →「以前の諸援助金から生じる£5,000,000」を適用。
		4月8日	○「1828年の国務に一定金額を適用するための法律」(c.10) →「東インド会社からの£60,000」その他を適用。
		5月8日	○「1828年の国務に統合国庫資金からある金額を適用するための法律」(c.19) △「1828年の国務に一定金額を適用するための法律」(c.3) →「1829年議定書完成のため財務府に残る£4,000,000; 統合国庫資金から£4,000,000」その他を適用。
1829	3月6日		△「1829年の国務に統合国庫資金からある金額及び財源の剰余金を適用するための法律」(c.27) →「一定の金額額を充当する法律」(c.2)
1830	3月4日		△「1830年の国務に統合国庫資金から、また1829年のために譲与された諸援助金から一定の金額額を充当する法律」(c.4) →「統合国庫資金から£4m, また1829年譲与援助金を完成するため財務府に残る£2.5m」を適用。
		3月19日	○「1830年の国務に一定の金額を割当てる法律」(c.4) →「…東インド会社から£80,000; 財源の剰余金から£80,528」その他を適用。
		6月23日	○「1830年の国務に統合国庫資金から一定の金額を充当する法律」(c.28) →「…東インド会社から£39mの金額を適用する法律」(c.1)
		12月10日	○「1830年の国務に統合国庫資金から£39mの金額を適用する法律」(c.1)

1831	3月11日	○	「1831年の国務に統合国庫資金から45m.の金額を適用する法律」(c.9)
	3月11日	○	「1831年の国務に一定の金額を割当てる法律」(c.10)
		→	「財務府に今ある42m.、また東インド会社からの£60,000.その他を適用。
		△	「1831年の国務に、財源の余剰金及び統合国庫資金からのある金額を充当する法律」(c.28)
1832	2月20日		「1832年の国務に一定の金額を適用する法律」(c.6)
		→	「1831年議定書と援助金を完成するため財務府に残る£3m.、東インド会社からの£60,000.その他を適用。
	4月9日	○	「1832年の国務に統合国庫資金から£3m.の金額を適用する法律」(c.30)
	6月23日	○	「1832年の国務に統合国庫資金から£4m.の金額を適用する法律」(c.55)
1833	3月26日		「1833年の国務に一定の金額を適用する法律」(c.1)
		→	「財務府に今ある£3,000,000;…東インド会社支払£60,000.その他。
1834	3月26日	○	「1833年度の国務に統合国庫資金から45m.の金額を充当する法律」(c.18)
		→	「財務府に今ある£3,000,000;…東インド会社支払£60,000.その他。
1835	3月26日	○	「1834年の国務に一定の金額を適用する法律」(c.12)
		→	「国庫に今ある£2,000,000;…東インド会社支払£60,000.その他。
1836	3月4日	○	「1835年度の国務に一定の金額を適用する法律」(c.9)
		→	「国庫に今ある£2,000,000;…東インド会社支払£60,000.その他。
1837	3月22日		「1837年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を適用する法律」(c.7)
		→	「国庫に今残っている£2,000,000.を適用。
1838	2月26日	○	「1837年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を適用する法律」(c.11)
		→	「国庫に今ある£7,200,000;…東インド会社支払£60,000.その他。
1839	3月15日	○	「1838年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を適用する法律」(c.2)
		→	「国庫に今残っている£2,000,000.を適用。
1840	2月24日	○	「1840年の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を適用する法律」(c.4)
1841	3月30日	○	「1841年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を適用する法律」(c.7)
1842	3月28日	○	「1842年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を適用する法律」(c.8)
1843	4月28日	○	「1843年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を適用する法律」(c.5)
1844	3月22日	○	「1844年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を適用する法律」(c.6)
1845	3月18日	○	「1845年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を適用する法律」(c.1)
1846	3月30日	○	「1846年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を適用する法律」(c.7)
1847	3月18日	△	「1846年度の国務に統合国庫資金から£4m.の金額、及び財源の余剰金を適用する法律」(c.47)
1848	3月7日	○	「1847年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を適用する法律」(c.8)
1849	3月9日	○	「1848年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を適用する法律」(c.33)
1850	3月25日	○	「1849年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を充当する法律」(c.3)
1851	3月25日	○	「1849年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を適用する法律」(c.3)
1852	3月30日	○	「1850年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を適用する法律」(c.3)
1853	3月15日	○	「1850年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を適用する法律」(c.1)
		○	「1850年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を適用する法律」(c.12)
		○	「1850年度の国務に統合国庫資金から£4m.の金額を適用する法律」(c.31)
1854	3月22日	○	「1851年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を充当する法律」(c.1)
		○	「1851年度の国務に統合国庫資金から£8m.の金額を充当する法律」(c.21)

[各年の関係するStatutes at Large等から作成。]

ナポレオン戦争終結後、1816年「統合国庫資金法」は、資金の支出＝運用面に関して、優先順位の最後として、(いわゆる既定費)負担全ての支払後、連合王国の国務[＝議定費]に、議会が命じ適用するように適用しうる旨を規定していた。

表 29 「1月5日に終わる年度の公的収入額と連合王国統合国庫資金の
「所得」及び「余剰」の推移(£)」

暦年	公的収入額	「所得」	「余剰」
1819		47,026,608	318,501
1823	60,102,740	49,777,710	507,944
1824	63,415,592	49,180,336	8,420,475
1830	55,934,963	47,828,825	14,264,778
1831	54,932,290	47,120,787	14,664,622
1835	50,831,271	43,792,341	11,359,068
1836	50,408,579	43,856,029	12,184,952
1840	53,440,287	46,252,050	14,002,857
1841	53,444,053	45,264,626	13,180,139
1845	58,459,751	53,547,297	15,896,536
1846	57,690,704	57,219,591	20,528,266
1850	57,578,785	54,122,501	21,590,178
1851	57,517,341	54,000,040	19,152,772

[各年の『国庫決算書』関係箇所から作成。]

これを受けて、表 28 に表示したように、1819年3月31日に「1820年7月5日 [=ヨハネ祭日] まで、大ブリテンで生じる連合王国統合国庫資金の増大する結果を、国務に利用可能にする法律」⁴⁵⁷⁾が制定され、続いて翌1820年7月15日、同法を継続するための法律が制定され、こうして統合国庫資金の増大する結果(＝余剰)を国務(＝議定費)に適用する「統合国庫資金法」が制定されてくるのである。

⁴⁵⁷⁾ An Act to render, until the Fifth Day of July One thousand eight hundred and twenty, the growing Produce of the Consolidated Fund of the United Kingdom, arising in Great Britain, available for the Public Service (59 Geo. III, c.19).

このような法律を具体的に検討するに先立ち、予め、その財源としての統合国庫資金の「増大する結果」たる「余剰」を数量的に確認しておきたい。1823年に最初の「貸借対照表」化された「国庫決算書」が作成されたのちの時期について、表29「1月5日に終わる年度の公的収入額と連合王国統合国庫資金の「所得」及び「余剰」の推移(£)」に表示したように、連合王国の公的収入額のうち、（「永久税」と対比して、「毎年税」の減少=停止等⁴⁵⁸）により）年々多くの割合が統合国庫資金に払込まれ、それとともに同資金の「余剰」額が1823年の£0.5m. から増加し、1830年代には£12~14m. 台に達し、そして（公的収入額の殆どが同資金の「所得」に払込まれた）1846年には£20m. 台に達するに至っている。

このような「余剰」の増加を受けて制定されてくる法律を具体的に検討すると、表28に表示したように、まず1823年5月2日に制定された（△印の）「1823年の国務に一定金銭額を譲与し適用するための法律」は、1823年の国務（=議定費）に「連合王国統合国庫資金の増大する結果——これは、1823年4月5日以後に生じ、将来年負担に対する同資金の将来所得の余剰見積金額である——から£8,000,000の金額」を、以前諸年の「財源余剰金」とともに、適用規定した。翌1824年5月28日にも同様の△印の「1824年の国務に1823年の譲与金の余剰及び統合国庫資金の余剰を適用するための法律」が制定された。そして翌1825年になって、最初の「統合国庫資金法」といえる「1825年の国務に統合国庫資金から£10,000,000の金額を適用するための法律」が制定されたのである。翌1826年から、△印の法律が続き、1830年3月4日にも（後に改めて注目する）△印の法律が制定された。そして特に議定費年度が採用された1832年には、3月31日以前の2月に「財務府残金」を適用する「議定費支出法」が制定された後、4月1日に入って、4月9日と6月23日に「統合国庫資金」の余剰を適用する「統合国庫資金法」が制定された。

翌1833年以降、表28に表示したように、各年の3月31日以前には「財務府=国庫」の金銭を適用する「議定費支出法」が、続いて4月1日以降には「統合国庫資金」の金銭を適用する「統合国庫資金法」が制定される体制が「定着」してくる。

⁴⁵⁸ 従来、麦芽税と砂糖税 duties on malt and on sugar が長期間、毎年議決され続いた。このうち、まず麦芽税が1822年に毎年譲与されるのを止めた。そして1846年に砂糖税が毎年税として停止された。Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 520.

そして、1841年から、最終的には1846年8月16日成立の（△印の）法律を最後に、翌1847年から一貫して、3月末以前にも以後にも「統合国庫資金法」のみが制定される体制が定着＝完成してくるのである。

(2) 国債, 国庫, 決算審議面

次に、1830年代における国庫、決算審議面での財政統制について検討していきたい。

① 1830年、（統合国庫資金「余剰」から「議定費」譲与金支払不足時に）「財源証券」に対するイングランド銀行貸付規定の開始

1817年から組織的に発行された（統合国庫資金からの「既定費」支払不足時に）「不足証券」に対するイングランド銀行貸付は「既定費」の支払のためのみに利用しえたので、更なる諸規定が、（統合国庫資金「余剰」からの）「議定費」譲与金の支払のための財源の不足に応じるために必要とされた。

このため、1830年3月4日に成立した（表28に記載の前述の）法律、正式には「1830年の国務に統合国庫資金から、また1829年のために譲与された諸援助金から一定の金銭額を充当する法律」An Act to apply certain Sums of Money, out of the Consolidated Fund, and from the Aids granted for the Year One thousand eight hundred and twenty-nine, to the Service of the Year One thousand eight hundred and thirty (1 Will. IV, c.2) は、同法下に統合国庫資金から譲与された金額 (£4m.) を調達するため、(1)大蔵省が法律 48 Geo. III, c. 1 (=1808年「財務府証券法」)によって規定された方法で、 (£4m. の) 財務府証券を発行してもよいこと、(2)財務府証券は日当り3と1/2 d. を超えない利子を担うこと、(3)財務府証券は発行する四半期に続く次の四半期に、統合国庫資金の増大する収入に賦課されること、(4)イングランド銀行はその財務府証券のクレジットに対してその金額を貸付けてもよいこと、以上を規定する諸条項を導入した。

このような「財源証券」Ways and Means Bill と呼ばれる財務府証券は、議定費譲与金の費用に応じるために貸付が必要とされた時に、イングランド銀行に対して時々、発行された。この証券は「不足証券」と同様であった——それらが次

の四半期に統合国庫資金の増大する収入から支払われべくされたこと、またこれらに基づいて調達された金銭が議定費のみに適用され得たことを除いて。

この1830年法成立以降、(1866年法施行直前の)1867年3月31日まで、同様な全てのいわゆる「財源諸法」Ways and Means Acts は「財源証券」の発行を認める諸条項を含んだ。そしてこの「財源証券」に基づいてかなりの貸付が時々イングランド銀行によって行われたのである⁴⁵⁹⁾。

なお、後述するようにこの「財源証券」も「不足証券」と同様に1866年法によって停止されることに留意しておきたい。

② 1832年、海軍費の「割当決算書」作成、会計検査、議会提出規定

予算面で歳出予算の議定費譲与金に関して3月31日に終わる議定費年度が採用された1832年に、決算面では歳出予算を法定する「割当法」における「割当」に関して、海軍費に限定して「割当決算書」Appropriation Account の作成、「割当会計検査」Appropriation Audit 及び議会提出が規定されてくるので、その経緯と意味を検討したい。

導入の直接的な原因は、海軍大臣グラハムによる1830年11月における就任後、海軍費のための割当が数年間無視されていたことの発見だったといわれている⁴⁶⁰⁾。

実際にも、1831年2月25日、庶民院の議定費委員会における1831年「海軍予算」の審議(=第I項の動議⁴⁶¹⁾審議)に先立ち、グラハムは、海軍予算における「諸会計の混合」、「ある部局の余剰を別の部局の不足に投入するという慣行」について、「海軍の部局で大規模な事業が議会の認識も是認もなしに、又はその主題が1度も庶民院に注目されることもなしに、開始され完成されそして支払われていた」こと、また「これらの事業[の経費]は、それらが適用されることが

⁴⁵⁹⁾ Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 520.

⁴⁶⁰⁾ チェスターによれば、海軍は議決額で支給されたよりもヨリ多い人を雇用していた、ある年には3,100人も超過して。その金銭は大部分、造船のための木材及び資材のための議決額から来ていた。木材の場合、4年間にわたって議決された金額は合計£3,705,000になったのに、£2,675,000のみが費やされていた、と。Cf. Sir N. Chester, *op. cit.*, pp. 212-213.

⁴⁶¹⁾ この第I項の動議は、具体的にいえば、「1人1ヵ月£2.12s. で現年の軍務のため、10,000人の海兵隊を含めて、32,000人の兵員の賃金のため、£1,081,600が陛下に譲与されること」であるが、これは審議後に「同意」された。Cf. *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., II, 954, 993.

意図された諸目的のために必要とされるよりもより多かつたその他の諸「項」における余剰から支払われた」ことを具体的に指摘した。そして「各項目での実際の支出がどれほど歳出予算と適合したのかを調査する」ため、「唯一の救済策は本院に毎年ある貸借対照表 a balance-sheet を提出すること」であると指摘した⁴⁶²。

グレイ内閣として救済策を実施するためには、このような割当無視ないし不正流用の諸原因を調査することが必要であった。1831年7月8日、「大蔵委員会が、明白で統一的な公的会計制度を導入する目的で、公金が受領され支払われるそれぞれの様式及びその出納簿を調査することの重要性を提示したので：また同委員会が同理由で特にこの調査のために委員会を設置することを勧奨したので」、王命により、パーネルを委員長として、「公会計調査委員会」Commissioners of Public Accountsが設置され、同委員会は、10月10日、その第1次報告書として『財務府に関する報告書』⁴⁶³を提出した。

この『報告書』によると、「諸原因」は次のことであった、すなわち、(1)この海軍業務の財政的必要を本当には表さないところの曖昧な歳出予算、(2)海軍支出を別々の譲与金の項目下に示さないし、示しえなかったところの不完全な会計制度、(3)会計の遅ればせの検査、そしてとりわけ、(4)庶民院への、議会の意図がいかに従われていたのかを示す報告書 return の欠如。

そして、これらすべての欠陥の根本に「不完全な会計制度」が存したことが明白だった。すなわち、(1)過去の支出についての正確な会計なしでは、将来の支出の正確な歳出予算を用意することは不可能だった。(2)現在の支出の正確な会計の欠如のため、毎年譲与金の適用を適切に規制することが不可能だった。(3)完全な会計制度なしには、会計検査されない支出の未払金は目の届く所に置きえなかった、また別個の譲与金と比較しての海軍支出の貸借対照表化された会計は議会の情報のために用意されえなかった、と。

このような認識にもとづく勧告として、「公会計調査委員会」は、(1)「全ての公的部局における、最も純粋で最も簡素な形態での、商業的な複式記入による記帳制度 commercial system of book-keeping by double entryの導入」を勧告し、

⁴⁶²) *Ibid.*, 947-957.

⁴⁶³) *First Report of the Commissioners of Public Accounts. Report on the Exchequer*; 1831, 1831 (313).

その適用を「真に重要な改善の必要な基礎を形成するものとして」考えた。また(2) 毎年、諸会計を検査する委員会 Commissionの設置を勧告したのち、彼らは加えた、「公金の忠実な割当のための新たな担保を提案すると同時に、われわれは最良の担保が、提言した諸原則に基礎づけられたような会計制度において得られるであろうことを繰返したい」と⁴⁶⁴。

この勧告の前者(後者については後述する)が、まず海軍に適用され、海軍の受取と支出の諸結果が簡潔で明確な貸借対照表で要約され、毎年の歳出予算が見直され、そして会計の全ての未払金が清算されることになった。しかし、さらに1歩進んで、これらの改善に永続性を与え、そして議会に毎年、譲与金の適用でどれほど議会の命令が従われたのかを忠実に表す会計の提出のための担保を規定することが必要だった⁴⁶⁵。

こうして、翌1832年2月14日に庶民院に上程して、6月1日に成立したのが、1832年「海軍法」Admiralty Act、正式には、「海軍の民事部局の実務に関する諸法を修正し、前述部局の職務をより効率的に実施するためその他の諸規則を作成する法律」⁴⁶⁶である。

本法は、第I条で「陛下が海軍と糧食部 Victualling の委員会を廃止する場合、それらに帰属する権能と権限が海軍省に移される」ことを規定したのち、特に注目すべき第XXX条で「海軍省が割当諸法で指定された海軍費諸項目下に毎年の支出決算書 an annual Account of Expenditure を作成する」こと、また「会計検査委員会 Commissioners of Audit が同一物を検査する、またその写し a Copy が彼らによって議会に提出される」ことを、次のように規定した、すなわち、

(1) 「海軍委員会」 Commissioners for executing the Office of Lord High Admiral は、現年度の満了後、続く各年における11月30日以前に、先行する3月31日に終る年度の海軍の受取と支出について、「海軍会計長官」 Accountant General of the Navy によって署名され証明されるところの決算書 Account を、

⁴⁶⁴) *Report from the Select Committee on Public Monies ; with the Proceedings of the Committee, and Appendix*, 1857, 1857 Session 2 (279), pp. 30-31 .

⁴⁶⁵) *Ibid.*, p. 32 .

⁴⁶⁶) An Act to amend the Laws relating to the Business of the Civil Departments of the Navy, and to make other Regulations for more effectually carrying on the Duties of the said Departments (2 & 3 Will. IV, c. 40).

その年度のための割当法又は諸法で述べられたようなそれぞれの海軍費諸項目下にその支出を区別して作成させること。

(2) またその決算書は、そのように作成され証明された時、公会計検査委員会 Commissioners for auditing the Public Accounts によってその取引証票 Vouchers と比較されること。

(3) 公会計検査委員会は本法によって、もしも議会がその時開会しているならば続く1月31日以前に、またもしもそうでないなら、議会が召集されて1週間以内に、庶民院に前記決算書の写しを提出するのを求められる、その際、取引証票と比較して前記決算書の正確さについて証明し、また各項目下に支出が、決算書が作成される年度の海軍費のために議会によって議決された金額を超過したのか又は不足したのかを注記すること、と。

なお、第 XXXVI 条は、本法成立後7日目に開始し施行される旨規定した。

こうして、1832年「海軍法」により、海軍費について「3月31日に終わる…その年度のための割当法又は諸法で述べられたようなそれぞれの海軍費諸項目下にその支出を区別して作成させる」決算書、すなわち、(後述する)「割当決算書」の作成と、その会計検査及び議会への提出が規定されるに至った⁴⁶⁷⁾。

これは、庶民院の支出統制が、海軍費に限定して、歳出予算からその割当決算書にまで及び始めたことを意味している。後述するように、これが、順次、1866年に至るまでに、他の部局の歳出予算にも拡大されていくのである。

③ 1833年～1834年、財務府の廃止、「陛下の国庫勘定」等の設置

続いて、「公会計調査委員会」の報告書での指摘を受けつつ、結局、財務府が廃止されてくることに注目したい。

予め、公的残高の削減＝節約の観点から、指摘しておくならば、残高として保有された公金の金額を削減するため、2つの可能なアプローチがあった。1つは、公的会計官の数を削減することであり、これは行政費を削減するという追加的利点をもたらえた。他は、個々の銀行勘定の数を削減することだった。最初の方法は、第2の方法の一部を、各支払官が彼自身の銀行勘定を持つことが必要であると考

⁴⁶⁷⁾ 実際にも、本法に従って庶民院に提出された最初の「海軍決算書」は、1832-33年度についてものだった。 Cf. *Report from the Select Committee on Public Monies ; with the Proceedings of the Committee, and Appendix*, 1857, 1857 Session 2 (279) , p. 32.

えられた限りで達成した。しかし、銀行業及び会計方法での改善とともに、イングランド銀行での単一の国庫勘定 single Exchequer accountに向かうことが可能とわかった、たとえ、金銭が多数の公的会計官の手中を通過したとしても⁴⁶⁸⁾。

〈1833年、上級財務府の廃止〉

まず、1833年8月29日、(イングランド銀行券を「法貨」legal tenderとすること等を規定した、周知の1833年「イングランド銀行法」Bank of England Act, 1833⁴⁶⁹⁾と同一の日に、それに続いて)法律、正式には、「州長官の任命と彼らの会計のより迅速な検査と通過を容易にするため；また料料、支給品、没収誓約書、罰金、贖罪物のより迅速な報告と回復のため；また財務府裁判所における一定の役職を廃止するための法律」⁴⁷⁰⁾が成立した。

同法は、「前文」で、「州長官の任命及び彼らの会計の財務府裁判所における検査と通過が不必要な経費、遅れと困難に伴われているので」、その救済のために制定する旨を記したのち、財務府裁判所における一定の役職を廃止することによって、財務府のうち、「上級財務府」又は「会計裁判所」と呼ばれる構造を廃止した⁴⁷¹⁾。

〈1834年、下級財務府の廃止、陛下の「国庫勘定」、国庫監理長官等の設置〉

次に、下級財務府に関して言えば、1831年に設置された「公会計調査委員会」は第1次報告書としての『財務府に関する報告書』の中で、「経験と文明が金銭取引についてかくも一般的に導入した広範な変化と改善にも拘らず、財務府の形

⁴⁶⁸⁾ Cf. Sir N. Chester, *op. cit.*, pp. 174 - 175.

⁴⁶⁹⁾ An Act for giving to the Corporation of the Governor and Company of the Bank of England certain Privileges, for a limited Period, under certain Conditions (3 & 4 Will. IV, c. 98).

⁴⁷⁰⁾ An Act for facilitating the Appointment of Sheriffs, and the more effectual Audit and passing of their Accounts ; and for the more speedy Return and Recovery of Fines, Issues, forfeited Recognizances, Penalties, and Deodands ; and to abolish certain Offices in the Court of Exchequer (3 & 4 Will. IV, c. 99).

⁴⁷¹⁾ そして、「大蔵大臣」、「国王側債権徴収官」Kings' s Remembrancer 及び「財務府裁判所」judicial court of Exchequer pleas の役所のみを残した。Cf. H. Roseveare, *The Treasury*, p. 134.

この時に、「大蔵省」Treasury が大蔵大臣の下での大臣部局 a ministerial department になったのである。Cf. http://www.hm-treasury.gov.uk/about_history (2011年12月25日閲覧)。

態は殆んど又は全くどんな変化又は変更も経験していない」ことを指摘したうえで、非常にヨリ効率的で節約的な制度を導入するため、具体的提案として、受領財務府 Exchequer of Receipt の機能は新たな役人——当時雇用された 68 人に対して、総スタッフ 9 人を雇用する、「国庫監理長官」Comptroller-General of the Exchequer——の手中に置かれるべきことを提案していた⁴⁷²⁾。

このような提案を受けて、ようやく、1834 年、「出納部会計検査官」Auditor of the Receipt たるグレンヴィル Lord Grenville の死を受けて、5 月 22 日に、「国庫法」Exchequer Act, 正式には、「陛下のウェストミンスター財務府受領部を規制する法律」⁴⁷³⁾が制定された。

同法は、その「前文」で、制定理由として、(1817 年の「イングランドとアイルランドそれぞれにおける陛下の財務府を規制する法律」⁴⁷⁴⁾に言及した⁴⁷⁵⁾のち)、公会計調査委員会の報告書で、「財務府受領部裁判所の構成で、またその会計を記帳する慣行と様式での種々の取決め、変更及び改善が採用されるべく提案された」こと、また「前記報告書で提案された規則の一定部分を実施し、またその目的のためにウェストミンスター財務府の構成を改め、また意図された改善を實

⁴⁷²⁾ Cf. Sir N. Chester, *op cit.*, p. 212.

⁴⁷³⁾ An Act to regulate the Office of the Receipt of His Majesty's Exchequer at Westminster (4 Will. IV, c. 15).

⁴⁷⁴⁾ An Act to regulate the Offices of His Majesty's Exchequer in England and Ireland respectively (57 Geo. III, c. 84).

⁴⁷⁵⁾ すなわち、(1) 故ジョージ 3 世の治世 57 年に成立した「イングランドとアイルランドそれぞれにおける陛下の財務府を規制する法律」と題された法律 [57 Geo. III, c. 84] によって、イングランドとアイルランドそれぞれにおける陛下の財務府の会計検査官と出納官、またイングランドとアイルランドそれぞれにおける記録官の役職が、当時既存の権利の終了後、それぞれの職務のヨリ節約的執行が適切である役職であることが宣言されたこと、また (2) それによって、以後時々このようなそれぞれの役職が空きになる時に、当面的大ブリテン及びアイルランド連合王国の財務府長官又は大蔵委員会が、このように空きになる役職の職務と定員を規制し、前記職務が、前記委員会が十分に必要であると考えるように適切な人物本人によって、前記委員会によってそのために命じられ指定されるような俸給又は報酬で履行されるようにすることが合法的であり、また彼らがそうすることを求められること——そのために、前記委員会は議会に、そのように規制されるそれぞれの役人の新たな定員の会計、上述された全ての規則を、役人の数とそれぞれ各人の俸給額の明細書付きで、そのように規制されるそれぞれの役職の以前の定員の明細書と一緒に、提出する——が制定されたこと、(3) 実際にも、前記法律によって大蔵委員会に帰属された権能下に、アイルランド財務府の会計検査官と記録官の役職が廃止され、またその他の一定の取決めがアイルランド財務府の出納官とイングランドの記録官の役職で作成されたこと、である。

施することが、まだ終了していない財務府でのそれぞれの役職における既存の権利にも拘らず、適切である」ことを記している。

このような理由から制定された同法は、次のように規定する。まず、(1)「受領部会計検査官、出納官、記録官の役職及びそれらに付随する役職が廃止される」こと、代わりに、「陛下の国庫の受領と支出の監理長官」Comptroller-General of the Receipt and Issue of His Majesty's Exchequerと意図される「国庫監理長官」Comptroller General of Exchequerが、1人の副監理官Assistant Comptroller及びその他の役人と共に任命されること(第I条)。この国庫監理長官は、以前に会計検査官、出納官及び記録官によって行使された権能と権限のうち、本法によって影響されなかったようなものを賦与されること(第IV条)⁴⁷⁶。(2)財務府で以前になされた詳細な支払に関連する全ての実務が(国債役所に移転された一定の終身年金を例外として)「民事費支払官」Paymaster of Civil Servicesとよばれる新たな役人に移転されること⁴⁷⁷。(3)10月11日に、財務府の出納官達は彼らの手中にあるすべての金銭等をイングランド銀行に支払うこと、その勘定は「陛下の国庫勘定」Account of His Majesty's Exchequerと呼ばれること(第VIII条)、また10月11日以降、本法の開始前に財務府に払込まれたすべての公金はイングランド銀行における国庫勘定に払込まれること(第IX条)、またこのような「国庫勘定 Account of the Exchequerに払込まれた金銭は、銀行帳簿で1つの資金を形成する」こと(第X条)。また本法は1834年10月11日に開始すること(第XXXVI条)等、と。

こうして、1834年法により、国庫金はイングランド銀行の「陛下の国庫勘定」に預託され、その国庫金の管理のため「陛下の国庫の受領と支出の監理長官」＝「国庫監理長官」が設置されるに至った。

④ 1835年法による「支払総監」の設置

1834年国庫法による「民事費支払官」設置に続いて、翌1835年8月25日、法律、正式には「支払長官、Chelsea病院支払・財務官、海軍財務官、及び兵站

⁴⁷⁶ 彼の特別の職務は、「議会の議定費及び割当の承認 parliamentary authorizations of Supply and appropriation に対して、大蔵省の金銭支給命令 Treasury orders to issue money の正当性を照合すること」であるといえる。Cf. H. Roseveare, *The Treasury*, p. 134.

⁴⁷⁷ 彼は、議定費議決額のうち、(軍事費以外の)「種々雑多 [=民事] 費」Miscellaneous Services のためのすべての支払、及び「統合国庫資金」からすべての民事支払を行うことになった。Cf. Sir N. Chester, *op. cit.*, p. 175.

部財務官の役職を統合するための法律」⁴⁷⁸⁾が成立した。

同法は、(1) 一定の役職、すなわち、陸軍受領・支払長官 Receiver and Paymaster General of His Majesty's Guards, Garrisons, and Land Forces, チェルシー病院支払・財務官 Paymaster and Treasurer of all Monies …in His Majesty's Royal Hospital near Chelsea, 海軍財務官 Treasurer of His Majesty's Royal Navy, 及び兵站部財務官 Treasurer of His Majesty's Ordnance の役職が廃止され、代わりに1つの役職に統合されること(第I条)、またこれらの廃止される役職の代わりに設置される役職が、「陛下の支払総監」His Majesty's Paymaster General であること(第II条)等を規定した。

こうして軍事費支払官関係役職のすべてが、この「支払総監」の役職⁴⁷⁹⁾に統一されたのである。

⑤ 1830年代、国庫面における「既定費」と「議定費」の2区分の定着
公的支出における区別化という観点からいえば、統合国庫資金の支出に関して、1830年代に、「厳格な優先権制度という元々の概念が重要性を減じた」ことが注目される。というのは、この「資金」の所得が優先的諸負担を賄うのに十分以上になったからである。それに代わり、毎年の承認なしに負担される支出 [=「既定費」]と各年承認されねばならないそれ [=「毎年議定費」]との間での区別が発展するに至った⁴⁸⁰⁾。

具体的に、毎年の「国庫決算書」を順に確認してくると、1832年1月5日に終わる年度の「国庫決算書」になって初めて、支出欄において、「(後述する)国庫途上での所得からの支払」後、「有基債」、「無基債」、「シビル・リスト」以下の末尾に「種々雑多な既定費 Miscellaneous Charges on Consolidate Fund」と

⁴⁷⁸⁾ An Act for consolidating the Offices of Paymaster General, Paymaster and Treasurer of Chelsea Hospital, Treasurer of the Navy, and Treasurer of the Ordnance (5 & 6 Will. IV, c. 35).

⁴⁷⁹⁾ なお、この役職は、それが代替したそれらと同様に、庶民院での議席とともに保有しうるものである。Cf. Sir N. Chester, *op. cit.*, p. 175.

⁴⁸⁰⁾ Cf. *Ibid.*, p. 182.

なお、補足しておくならば、「議定費」Supplies という用語は、1730年代以来の毎年の「割当法」で使用されている。また「既定費」Charges on the Consolidated Fund という用語は、1804年1月5日に終わる年度の大ブリテンの公的支出 (=国庫決算書)でも使用されている。しかし、公的支出において、この両者が対比されて区別されてくる時期としては、1830年代に入ってからと理解しうるのである。

いう項目が記載されていること、これに続いて「陸軍」「海軍」「兵站部」、最後に「種々雑多な毎年議会議譲与金負担 Miscellaneous, chargeable upon the Annual Grants of Parliament」という項目が記載されていることを確認する⁴⁸¹⁾。

従って、1830年代に入ると、公的支出において「既定費」と毎年議会議譲与金負担＝「毎年議定費」という2区分が定着するに至ったといえる。

第2節 1840年代における財政統制

続いて1840年代に入ると、周知のように1842年、1845-46年にピールにより自由貿易的関税＝財政改革が本格化してくるのであるが、それに対応しつつ、財政統制も進展してくる。

(1) 歳出入、予算審議面

まず、1840年代における歳出入、予算審議面での財政統制を検討していきたい⁴⁸²⁾。

① 1846年、「陸軍と兵站部譲与金」への「当該会計年度内になされる支払」適用

海軍の場合、1832年「海軍法」により「割当会計検査」制度が導入されたので、それを完全に実施するため、翌1833年の海軍譲与金においては、「役務のために」譲与金を議決する従来からの慣行が廃止されて、譲与金が「当該会計年度内になされる支払」に適用されるようになったといわれる⁴⁸³⁾。

確認のため、まず『1833-34年度海軍歳出予算』に注目すると、「1833-34年度の軍務のため必要とされる」Required for the Service of the Year 1833/34

⁴⁸¹⁾ *The finance accounts I. -VIII. of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, for the year 1831, ended fifth January 1832, 1831-32 (310), p. 19.*

⁴⁸²⁾ 歳入面では、周知のように、1842年、自由貿易的関税＝財政改革の一環として、1842年「所得税法」The Income Tax Act 1842 (5 & 6 Vict., c. 35)により所得税が再導入され、以後、継続されたことに留意しておきたい。

⁴⁸³⁾ *H. W. Chisholm's Return, p. 658.*

として⁴⁸⁴⁾、役務に加えて期間も同時に記載されている。また1833年「割当法」に注目すると、「海軍軍務のため」、すなわち「1834年3月31日までの1年間のため」For One Year to 31st March 1834として、同じく役務に加えて期間も同時に記載されていることを確認しうる。

これが、1846年の陸軍と兵站部譲与金においても、(後述する1846年法により)割当会計検査が導入され、それを完全に実施するために、「役務のために」譲与金を議決する従来からの慣行が廃止されて、譲与金が「当該会計年度内になされる支払」に適用されるようになったといわれる⁴⁸⁵⁾。確認のため、1846年「割当法」に注目すると、「陸軍軍務のために、1846年4月1日から1847年3月31日まで、すなわち…」、また「兵站部軍務のため、1847年3月31日まで、すなわち…」として、役務に加えて期間も同時に記載されていることを確認しうる。

しかし、「割当法」における各費目、さらに続く項目の割当額記載の仕方が、箇条書であるため、議定費議決の様式を明確には確認しえない。

これに対して、1848年「割当法」、正式には、「1848年度の国務に統合国库資金からある金額、またその他の一定額を適用し、また議会の本会期に譲与された議定費を割当てる法律」⁴⁸⁶⁾の場合、従来の箇条書き一覧表示でなく、各条文別に記載するようになったので、規定内容がより明示的である。確認すると、同法第XII条は、海軍費割当について、「…を超えない金額Sums of not exceeding …」,そして「3月31日に終わる年度の間に支払う…」in course of Payment during the Year ending on the Thirty-first Day of March…」と規定していること、続いて第XIII条は、陸軍費割当について、第XIV条は、兵站部割当について、同様に規定していることを確認しうるのである。

② 1846年、「割当法」における軍事費の「費目流用」条項の導入

軍事費の割当に関して、もう1つ注目すべきは、費目流用 virementの慣行、すなわち、1つの目的又は業務のため割当てられた資金の他への移転の慣行に関してである。1846年まで、海軍省は、ある項目下の余剰を他項目での不足を賄

⁴⁸⁴⁾ *Navy Estimates, for the Year 1833-34*, 1833 (10), p. 2.

⁴⁸⁵⁾ *H. W. Chisholm 's Return*, p. 658.

⁴⁸⁶⁾ An Act to apply a Sum out of the Consolidated Fund, and certain other Sums, to the Service of the Year One thousand eight hundred and forty-eight; and to appropriate the Supplies granted in this Session of Parliament (11 & 12 Vict., c. 126).

うために使用することには、大蔵省の承認は必要とされないという見解をとった。但し、海軍費のための総譲与金が超過されないことを条件として⁴⁸⁷⁾。

これに対して、1846年「割当法」は、新たな条項を導入した。すなわち、同法は、第XXIII条で、従来のように一般的に、「議定費が上述 [=限定] された目的のみに適用される」ことを規定した後、新たに、第XXIV条で、「海軍、陸軍及び兵站部軍務のための支出はそれぞれ、譲与されたそれぞれの軍務に限定される。大蔵省は申請にもとづいてこのようなそれぞれの軍務のための比例的金額を変更してもよい、但し、各部局への総譲与金が超過されないことを条件にして。」と規定し、このような「費目流用」条項を導入したのである。

以上により、軍事費の予算審議に関して、譲与金割当統制が本格的に進展したといえよう。

③ 1849年、「民事費」歳出予算の提出開始

民事費に関して、その前史についていえば、議定費に関する歳出予算としての最初は、管見の限り、1814年のための『種々雑多費歳出予算』⁴⁸⁸⁾である。

その後の割当=区分に関して確認すると⁴⁸⁹⁾、まず1824年に最初の区分がなされ、また1831年にはそれぞれの款 classesのために概要が初めて採用されたようである。そして1843年に至って、次のような（完成形態に至るような）新たな7区分が採用された。すなわち、

- 款1—公共事業
- 款2—公的諸部局の給料と費用
- 款3—法と司法
- 款4—教育、科学と芸術
- 款5—植民地と領事業務
- 款6—年金、慈善等
- 款7—特別と臨時目的、である。

そして1840年代における民事費の漸増傾向（表20参照）を反映して、1848年2月22日、庶民院に「種々雑多な国務のための支出を調査し、削減が達成さ

⁴⁸⁷⁾ Cf. Sir N. Chester, *op. cit.*, p. 192.

⁴⁸⁸⁾ *Estimates, miscellaneous services, for the year 1814*, 1813-14 (39) (51) (61) (233).

⁴⁸⁹⁾ Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 653.

れうるか、或いは、この公的支出部門を議会審議する様式で改善がされうるかを本院に報告するため」に「種々雑多費支出調査特別委員会」Select Committee on Miscellaneous Expenditureが設置され、同年7月27日に『報告書』が提出された⁴⁹⁰⁾。

これを受けて、管見の限り、従来の「種々雑多費」という用語に代わり、初めて「民事費」という用語を使用して、1849年5月7日、1850年3月31日に終わる年度のための『民事費歳出予算』⁴⁹¹⁾が提出されるに至ったことを指摘しておきたい。

(2) 国債、国庫、決算審議面

次に、1840年代における国庫、決算審議面での財政統制を検討していきたい。

① 1846年、陸軍費の「割当決算書」作成、会計検査、議会提出規定

まず、軍事費の決算面について注目すべきは、1846年8月26日に法律、正式には、「海軍・陸軍部局の毎年の受取及び支出決算書の作成、会計検査及び議会への提出を規定する法律」⁴⁹²⁾が制定されたことである。

その「前文」は、制定理由として、(1)1832年に「海軍の民事部局の実務に関する諸法を修正し、前記部局の職務をより効率的に実施するためその他の諸規則を作成する法律」[=1832年「海軍法」]と題された法律によって、毎年の海軍の受取と支出の決算書の作成と議会への提出が規定されたこと、(2)この法律の諸規定を修正し、そして海軍と陸軍軍務のために毎年譲与される金銭の割当の決算書の、作成、会計検査及び議会提出を規定することが適切であることを記している。

⁴⁹⁰⁾ *Report from the Select Committee on Miscellaneous Expenditure; together with the minutes of evidence taken before them, 1847-48 (543) (543-II).*

⁴⁹¹⁾ *Estimates, &c. Civil services; For the year ending 31 March 1850, 1849 (268-I-VII).*

⁴⁹²⁾ An Act to provide for the Preparation, Audit, and Presentation to Parliament of annual Accounts of the Receipt and Expenditure of the Naval and Military Departments (9 & 10 Vict., c. 92).

このような理由から制定された本法は、第II条で、「海軍、陸軍、糧食部及び兵站部の軍務のための受取等の決算書が公会計検査委員会 Commissioners for auditing Public Accountsによって毎年会計検査され、そして大蔵省に渡される。もしも誤りが発見されるならば、決算書は訂正のため関係役所に返却される」こと⁴⁹³⁾、また第VII条で「決算書、それに対する会計検査官報告書 Auditors Reportsが、大蔵省によって庶民院に提出される」こと、また第VIII条で「本法の開始」について、本法は1847年3月31日に終わる年度のための海軍及び陸軍軍務のための譲与金の適用について提出される決算書について、開始し効力をもつこと等を規定している。

こうして、海軍に続いて、陸軍、糧食部、兵站部等についても「割当決算書」の作成、会計検査、議会提出が規定されるに至ったのである。

② 1848年、国庫支払行政の「支払総監」への統合＝簡素化

次に、国庫支払行政面に注目すると、1848年に「支払総監法」 Paymaster General Act, 正式には、「国庫証券支払官と民事費支払官の役職を支払総監の役職と統合するため、また統合された役職に関するその他の規定を作成するための法律」⁴⁹⁴⁾が制定された。

⁴⁹³⁾ 本規定は軍事費の「割当決算書」会計検査を規定しているので、本文を掲載すると、次のようである。すなわち、

「各年の11月30日以前に、先行する3月31日に終わる年度のための海軍軍務のため譲与された金額の受取と支出の決算書が、また各年の4月30日以前に、先行する年の3月31日に終わる年度のための陸軍、糧食部、及び兵站部軍務のため譲与された金額の受取と支出の同様な決算書が、同年のための割当法又は諸法で述べられたようなそれぞれの役務項目の下に区分されて、前記決算書の作成に責任をもつ各部局によって、公会計検査委員会に渡される、この公会計検査委員会は前記決算書をそれに負担された金額の正確さについて、それぞれの部局の帳簿及び取引証券と比較して、検査し、それについて証明する；また前記委員会は、そのように検査され証明されたような前記決算書の写しを、陛下の大蔵委員会に渡すことを本法によって求められる：

但し、もしも、公会計検査委員会が前記受取と支出の決算書の中に、不正確を発見するならば、彼らは、もしもそうすることを大蔵委員会によって求められるなら、前記決算書を、そこに発見された誤りの明細書付きで、関係するそれぞれの部局に、是正のため返却すること；

前記部局によって、是正のため返却された決算書の代わりに、修正された決算書が作成され、会計検査委員会に送達される；

また前記委員会はこのような修正決算書の写しを、前述のように検査され証明されて、大蔵委員会に渡すこと」と。

⁴⁹⁴⁾ An Act for consolidating the Offices of Paymasters of Exchequer Bills and

その「前文」は、制定理由として、(1)1808年制定の「財務府証券の発行と返済を規制する法律」[48 Geo. III, c. 1]で設置された「財務府 [国庫] 証券支払官」Paymasters of Exchequer Billsの職務、また(2)1834年制定の「陛下のウェストミンスター財務府受領部を規制する法律」[=1834年国庫法]で設置された「民事費支払官」の職務を、(3)1835年制定の法律で設置された「陛下の支払総監」Her Majesty's Paymaster Generalの役職により執行することが適切であることを記している。

このような理由から制定された本法は、第I条で「国庫証券支払官と民事費支払官の役職を廃止する大蔵省にとっての権能」、第II条で「廃止された役人の職務が支払総監に移転される」ことを規定している。

こうして、「支払総監」に、国家の全ての海軍、陸軍及び民事費のために国庫金を支払う機能が統合され帰属した。またこの統合によって、スタッフが108人から73人に削減された⁴⁹⁵⁾。

③ 1848年、「内国収入委員会」の設置＝統合

収入行政面での統合についていえば、前史として、(1)1833年まで、消費税、印紙税及び諸税の収入は、3つの別個の部局——各々が必要な役人のスタッフをもつ「委員会」Board of Commissionersからなつた——の管理下にあつたが、まず、(2)1834年に「印紙税委員会」が「諸税委員会」に結合された。そして(3)1848年1月に、「消費税委員会」と「諸税委員会」の代わりに、消費税、印紙税及び諸税の全体の徴収と統制のために、「内国収入委員会」Board of Inland Revenueが設置されるに至つたのである⁴⁹⁶⁾。

第3節 小括：1830年～40年代における自由主義的財政統制の本格化

1830年～40年代における、ホイッグ・ピール政権下での以上の考察を概括しておきたい。

Paymaster of Civil Services with the Office of Paymaster General, and for making other Provisions in regard to the consolidated Offices (11 & 12 Vict., c. 55).

⁴⁹⁵⁾ Cf. Sir N. Chester, *op. cit.*, p. 175.

⁴⁹⁶⁾ Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 410.

(1)歳出入、予算審議面について

① シビル・リストについて、ウィリアム4世が即位の際に、今やスコットランド世襲的収入及び「臨時的収入」をも放棄したのであるが、1830年11月、トリー党ウェリントン政権の提出した「シビル・リスト」動議が「節約」不足として否決されたので辞職し、代って成立したホイッグ党グレイ政権の下で、「シビル・リスト調査特別委員会」の報告書に基づいて、1831年「シビル・リスト法」が制定された。

同法により、今や「王室費」（純収入£510,000）と民事費の分離を完成し、かつ後者の節約を確実にした。したがって、この時点で「国王の家計」から「国家の財政」への移行が最終的に完了したといえよう。

② 1832年「議定費年度」等採用についていえば、議定費全体に関して、1832年、第1次選挙法改正による新たな選挙権、とりわけ納税条件の導入を前提として、（1802年法による「1月5日に終わる1年」という現行の財務会計年度規定を維持したうえで）納税者を代表する庶民院による会計年度の変更、具体的には、「本〔庶民〕院の支出に対する真の統制を確保する」ために、（歳出予算の会計年度たる）「議定費年度」として「3月31日に終わる1年」が採用され、続く（歳入予算の会計年度たる）「歳入予算年度」としての「4月5日に終る1年」も採用された。

③ 1830年代における財源法としての「統合国庫資金法」制定についていえば、議定費財源について、会計年度の変更とりわけ「3月31日に終わる1年」という議定費年度の採用は、このような期間の歳出予算を最終的に法定する「割当法」が7月ないし8月頃に成立するのに先立ち、続く4月1日から割当法成立までの期間に必要とされる議定費支出を可能にする法律[＝一般的にいえば、「財源法」]の制定を不可避とした。

結局、それは、「連合王国統合国庫資金」の（「既定費」負担支払後の）「余剰」の増加とともに、それを歳出予算の「議定費」譲与金として支出する「統合国庫資金法」として制定され、それが1830年代に入り、特に議定費年度採用以降、定着した。

④ 続いて1840年代に入り、「当該会計年度内になされる支払」適用について、（1833年の「海軍譲与金」に続いて）1846年に「陸軍と兵站部譲与金」についても「当該会計年度内になされる支払」が適用化された。

⑤ 「費目流用」について、1846年「割当法」に軍事費の「費目流用」条項が導入された。こうして軍事費の予算審議面で、譲与金割当統制が本格的に進展した。

⑥ 民事費の歳出予算について、1849年に（従来の「種々雑多費」に代わり）「民事費」という用語を使用して、「民事費歳出予算」の提出が開始した。

(2) 国債、国庫、決算審議面について

① 「無基債」（財務府証券）による国庫資金の資金繰りについて、「不足証券」に対するイングランド銀行貸付は「既定費」の支払のためのみに利用しえたので、更なる諸規定が、（統合国庫資金「余剰」からの）「議定費」譲与金の支払のための財源の不足に応じるために必要とされた。

結局、それは、1830年法 (1 Will. IV, c. 2) に、（統合国庫資金「余剰」から「議定費」譲与金支払不足時に）「財源証券」と呼ばれる財務府証券を発行し、またそれに対するイングランド銀行貸付を規定する諸条項を導入することによって、開始した。

② 「割当決算書」について、1832年「海軍法」により、海軍費に限定して、初めて「割当決算書」の作成、「割当会計検査」及び議会提出が規定された。

③ 財務府（国庫）について、まず1833年法 (3 & 4 Will. IV, c. 99) が制定され、同法により、財務府裁判所における不必要な経費等を救済するため、財務府の「上級財務府」又は「会計裁判所」と呼ばれる構造を廃止した。

翌1834年、「公会計委員会」の報告書の「ヨリ効率的で節約的制度を導入する」ための提案を受けて、「国庫法」が制定され、同法により、下級財務府を廃止し、国庫金はイングランド銀行の「陛下の国庫勘定」に預託され、その国庫金の管理ため「陛下の国庫の受領と支出の監理長官」＝「国庫監理長官」が設置されるに至った。以後、旧「財務府」は「国庫」と表現する。

④ 国庫金の支払官職について、1834年「国庫法」により民事費に関して「民事費支払官」が設置され、翌1835年法 (5 & 6 Will. IV, c. 35) により、軍事費支払官関係役職のすべてを「支払総監」の役職に統一した。

⑤ 国庫金の支出区分について、1830年代に入ると、公的支出において「既定費」と毎年議会議譲与金負担＝「毎年議定費」という2区分が定着するに至ったといえる。

④ 続いて 1840 年代に入り、「割当決算書」について、1846年法 (9 & 10

Vict., c. 92)により、陸軍費についても「割当決算書」作成、会計検査、議会提出が規定された。

⑤ 国庫金支払行政について、1848年「支払総監法」が制定され、同法により、今や「支払総監」に国家の全ての海軍、陸軍及び民事費のために国庫金を支払う機能が統合され帰属されるに至った。

⑥ 収入行政面での統合について、従来の消費税、印紙税及び諸税という収入の3つの別個の部局について、1834年に「印紙税委員会」が「諸税委員会」に結合されたのち、1848年には「消費税委員会」と「諸税委員会」の代わりに、消費税、印紙税及び諸税の全体の徴収と統制のため「内国収入委員会」が設置＝統合された。

以上のように、1830～40年代に自由主義的財政統制が本格化したのである。

第3章 1850年～60年代：自由貿易推進・緊縮財政決議と自由主義的 財政統制の完成

この時期は、自由貿易推進決議及び緊縮財政決議を受けて、財政統制が完成されるとともに、その一環として3月31日に終わる会計年度が規定されてくる時期である。

第1節 1850年代における財政統制の進展

まず、1850年代に入ると、1852年11月28日、庶民院で自由貿易推進決議が圧倒的多数(468対53票)で可決され、1852年12月、アバディーンE. of Aberdeen内閣が成立し、翌1853年、大蔵大臣グラッドストーンW. E. Gladstoneにより、第1次自由貿易的関税＝財政改革⁴⁹⁷⁾が行われるとともに、予算制度も改革されてくることになった。

(1) 歳出入、予算審議面

まず、1850年代における歳出入、予算審議面での財政統制を検討していきたい。

① 1854年、「収入諸部局歳出予算」の提出の開始

1854年に初めて「収入諸部局歳出予算」が提出されたのであるが、その経緯についていえば、従来から(1854年まで)、収入の徴収と管理の全費用等を、国庫への途中の収入から支払うという慣行があり、そのため、毎年の収入帳簿から作成される貸借対照表化された決算書は(表25の「国庫決算書」の収入と支出欄に記載したように)、「純受取と支出」を示した。すなわち、それは収入と支出の双方の側で、財務府(＝国庫)への途中での粗収入のうち、(1)徴収と管理

⁴⁹⁷⁾ 吉岡昭彦『近代イギリス経済史』、岩波全書、1981年、121-123頁参照。

の全費用に適用される金額、また(2)その他の国家的目的のための支払⁴⁹⁸⁾に適用される金額を控除した⁴⁹⁹⁾。

このような慣行に対して、1846年「穀物法撤廃法」⁵⁰⁰⁾成立後の1848年5月30日、ラッセル政権下の庶民院は、「関税や消費税のような諸部局は日々の支払のための資金をもたねばならない」というラッセルの反対主張にも拘らず、僅かな多数で次のように「決議」した。すなわち、「もしも、公的会計のために受領される諸税とその他種々の所得源泉の金額が国庫に払込まれない或いはそのために会計されないならば、本院は国家収入の実効ある擁護者たりえないこと。いかなる収入部局も、議会の事前の承認なしには、その粗受取のいかなる部分もその国庫への途上で阻止するのを許されるべきでないこと。いかなる支出部局も、議会の事前の議決によって承認された以外の金額を国務に割当ててを許されるべきでないこと、また備品の販売その他の源泉からのすべての受取は国庫に払込まれるべきこと。」と⁵⁰¹⁾。

このような庶民院決議を経て、ようやく、1852年12月に成立したアバディーン内閣は、今や「本院の一般的意見」に従って、1853年に「収入徴収費用の歳出予算」を提出する意向を表明し⁵⁰²⁾、実際にも、翌1854年3月23日、1854年度『収入諸部局歳出予算』⁵⁰³⁾を提出した。こうして、初めて「収入諸部局の歳出予算」が提出されるに至った。

②1854年、「収入諸部局譲与金」への「当該会計年度内になされる支払」適用

「当該会計年度内になされる支払」適用についていえば、「収入諸部局の議定費譲与金」に関して、1854年「割当法」、すなわち、「1854年度の国務に統合国庫資金からある金額及びその他一定金額を適用し、また議会の本会期に譲与され

⁴⁹⁸⁾ 具体的にいえば、製造業等を鼓舞するための奨励金 bounties, 年金 pensions 及びそのすべてが厳密には支出の項目であるところのその他の諸支払である。Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 328.

⁴⁹⁹⁾ Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 328.

⁵⁰⁰⁾ 正式には、1846年6月26日に成立した「穀物輸入関係諸法を修正する法律」An Act to amend the Laws relating to the Importation of Corn (9 & 10 Vict., c.22)である。

⁵⁰¹⁾ Cf. P. Einzig, *op. cit.*, pp. 191 - 193.

⁵⁰²⁾ Cf. *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CXXX, 216.

⁵⁰³⁾ *Estimates, revenue departments, for the year 1854, ending 31 March 1855*, 1854 (264).

た議定費を割当てる法律⁵⁰⁴⁾は、第XXIV条において、「収入諸部局」割当について、軍事費の場合と同様に、「…を超えない金額」，そして「3月31日に終わる年度の間に支払う…」ことも規定した。こうして、「収入諸部局の議定費譲与金」に関しても「当該会計年度内になされる支払」が適用されるに至ったのである。

③ 1857年、所得税の「毎年税」化

歳入面では、結論的に、1857年以来、所得税が「毎年税」an Annual taxとなったこと⁵⁰⁵⁾を指摘しておきたい。

(2) 国債、国庫、決算審議面

次に、1850年代における国庫、決算審議面での財政統制を検討したい。

① 1854年「公的收入及び統合国庫資金負担法」成立と3月31日に終わる財務会計年度規定

1854年に「公的收入及び統合国庫資金負担法」が成立し、同法において3月31日に終わる財務会計年度も規定されてくるので、その政策的意図と具体的内容を立ち入って検討していきたい。

〈政策的意図〉

さて、1854年2月2日、会期開始直後の庶民院の全院委員会において、大蔵大臣グラッドストーンは、「公的收入及び統合国庫資金負担法案」Public Revenue and Consolidated Fund Charges Billの上程許可を求める動議を提出した。その際、政策的意図を次のように指摘した⁵⁰⁶⁾。

(1) 本院で種々の機会に、公的支出と決算書に関して、「議会の監督と統制なしに、受取から収入を徴収する費用を支払い、かつ同様にこれらの受取から、それらが国庫に入る前に、かなり多様なその他の諸負担を支払うことが慣行である」

⁵⁰⁴⁾ An Act to apply a Sum out of the Consolidated Fund and certain other Sums to the Service of the Year One thousand eight hundred and fifty-four; and to appropriate the Supplies granted in this Session of Parliament (17 & 18 Vict., c. 121).

⁵⁰⁵⁾ S. Buxton, *op. cit.*, p. 378.

⁵⁰⁶⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CXXX, 215 - 219.

ことについて討論があった。

(2) この慣行に対する「本院の一般的意見である」と考えることに従って、前者の「国家の3大[収入]部局」たる、内国収入委員会、税関 Customs department、郵便局 Post-office department に関して、これらの国務に関連する歳出予算を早い期日に提出する。

(3) しかし、「この種類の歳出予算を編成する際に、この国の収入からそれが国庫に渡される前に、支払うのが慣行であったところのその他全ての負担を認識すること、またそれらを最善と思われるように処分することが必要であることは明白である。」これらの負担の目録に立ち入らずに、原則としていえば、「収入徴収費用のための歳出予算を編成する機会は、[その他の全ての負担を含めて]、2つの支出部門——一方での既定費、他方での議定費——間での負担のよりよい区分の全問題を提起する。適切な支給様式であると思われる特定の負担を、場合により統合国庫資金に置く又はそれに維持するのを提案する；またその他全ての負担に関して、それらを毎年の歳出予算に置く提案をする。」

(4) これが達成される時、「完全に明瞭で、包括的で、また正確な公的会計制度 a perfectly clear, comprehensive, and accurate system of public accounts を確立することに向かって一大前進がなされる」だろう。またこの立法措置は、「公的会計の簡素化として、またわれわれの諸負担が収入から支払われる様式を、われわれの財務を統括すべき原則に、より調和させるもの」である、と。

審議後に、「法案」を上程する許可が与えられ、本会議に報告後、「公的収入及び統合国庫資金負担法案」が上程されたのである。

〈審議過程における発言〉

続く3月28日の「対ロシア宣戦」によりクリミア戦争が勃発したが、戦争中の同1854年6月2日から14日まで、同「法案」について委員会審議（逐条審議）がなされた。この法案に対する議会の認識を示すものとして、本審議中における次のような議員発言を指摘しておきたい。

第1条（別表Aでの諸負担が統合国庫資金から支払われ、また別表Bでの諸負担が議決されることを制定する）をめぐる審議においては、これによって、「議会の歴史上始めて、本院は、年間約250万ポンドに達した負債に対する利子とその他の負担を例外として、全支出に対する統制をもつことになった」

(W. Williams), と⁵⁰⁷⁾。

第2条(毎年为国庫決算書が3月31日まで作成される)をめぐる審議においては、「[1832年の]変更は部分的なもので、決算書の全体に拡大しなかった、そして不都合と不調和をもたらした。…国庫決算書は1月5日まで作成された、また決して本院の議決又は本院によって認可された支出に対応しなかった。」本条は1832年の変更を「完成」させることだった(J. Wilson), と⁵⁰⁸⁾。

〈「公的収入及び統合国库資金負担法」の成立とその具体的内容〉

このような経緯を経て、1854年8月10日、1854年「公的収入及び統合国库資金負担法」Public Revenue and Consolidated Fund Charges Act, 1854, 正式には「目下、公的収入の一定諸部門と統合国库資金とに負担されている一定の諸経費を支給する様式を変更する法律」⁵⁰⁹⁾が成立した。

その「前文」は、制定理由として、次のように記している。すなわち、(1)「本法の別表(A.)に記載されているそれぞれの負担と支払は、種々の議会制定法又はその他によって、公的収入の一定諸部門に負担されている」こと。また(2)「本法の別表(B.)に記載されているその他のそれぞれの負担と支払も、同様の権威によって、それぞれ前記収入と統合国库資金とに負担されている」こと。(3)「連合王国及びマン島 Isle of Man の総収入と支出を議会のヨリ直接的な審議と統制下に置くために、このような負担と支払が本法下文で言及されるように別様に支給されること、また議定費が目下一般に議会によって譲与される期間 [=3月31日に終わる議定費年度] に関して、国庫決算書が作成され、また支払が規制されるべきことが適切である」、と。

このような理由から制定された本法は、いわば完成形態を規定しているので、その規定内容を順次、詳細に検討していきたい。

第I条は、「別表(A.)における負担が統合国库資金から支払われる；また別表(B.)における負担が一定の場合におけるを除いて、議会によって議決される援助金等から支払われる」として、次のように規定する。

⁵⁰⁷⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CXXXIII, 1265.

⁵⁰⁸⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CXXXIV, 149.

⁵⁰⁹⁾ An Act to alter the Mode of providing for certain Expenses now charged upon certain Branches of the Public Revenues and the Consolidated Fund (18 & 19 Vict., c. 94).

すなわち、(1) 1854年4月1日から、本法の別表(A.)と(B.)に記載され、それぞれ言及された同一の別表における法律及び権威の下で言及されたこのような別表における公的収入のそれぞれの諸部門に、又はこのような収入の委員会又は徴収官又はその他の受領官の手中にある金銭に、負担され又はそれから支払われるところの、又は、さもなくば、目下、それぞれこのような収入のすべて又はいずれかの部分に、又は連合王国統合国库資金に、負担され又はそれから支払われるところの、それぞれの負担と支払は、そのように負担され支払われるのを止める；(2) また、前記負担と支払のうち、前記別表(A.)に記載されているようなものは、前記統合国库資金に負担されまたそれから支払われる；(3) また、前記負担と支払のうち、前記別表(B.)に記載されているようなものは、その目的のために議会によって時々支給されまた割当てられるかもしれないような援助金又は議定費から支払われる、と。

第II条は「毎年の国库決算書は、1月5日の代りに、3月31日まで作成される」として、次のように規定する。

陛下の大蔵委員会が、もしも適切であると考えるならば、また適切であると思われるかもしれないような時から、次のことは合法的である、すなわち、

(1) 次の決算書、(すなわち、目下、法律 [=1802年法(42 Geo. III, c. 70)] によって、各年の1月5日に終わる1年について毎年用意され作成されるべく命じられているところの次の決算書、すなわち、連合王国の総収入——その全ての通常の収入及び通常ならざる資源を含む——、また前記統合国库資金の収入、またそれからの実際の支払、また前記資金に対する将来の毎年の負担、また、連合王国の全ての永久税の純収入、また全ての公的会計官から支払われるべき延滞金及び残高、また連合王国の輸出と輸入、また陛下の領土のそれぞれの諸港で登録され又はそれに属する船舶、また連合王国の公的支出、また連合王国の公的有基債とそれの削減、また、連合王国の無基の未支払債務の決算書)の代りに、また次の決算書、(すなわち、前記1月5日に先行する年度について連合王国の国務のために与えられた国库金が如何に処分されたかを示すところの決算書)の代りに、諸決算書を、3月31日に終わる1年間について、また全ての点でこのような日に関して、あたかもこのような決算書の作成に関連して目下実施されている諸規定において、3月31日が1月5日に代替されるかのような方法で、毎年作成させること；

(2) また、前記委員会は各年にこのような諸決算書を議会の両院に、もしも議会が開会しているならば、6月30日又は以前に、もしも議会が開会していないならば議会の次の会合後14日以内に、提出させること、と。

第 III 条は、(1829 年法(10 Geo. IV, c. 27)を修正して)「連合王国の受取と支出の四半期毎の会計は、旧四季支払日の代りに、3月、6月、9月、12月の末日まで作成される」として、次のように規定する。

すなわち、(1) 陛下の大蔵委員会が、適切であるとおもわれるような時から、次の会計、(すなわち、目下、法律 [=1829 年法(10 Geo. IV, c. 27)] によって、その年における4つの期日たる、それぞれ4月5日、7月5日、10月10日、及び1月5日の後30日以内に、作成することを命じられているところの、国庫受領部での国庫金の実際の受取と支出に従って、それぞれこのようなそれぞれの四季支払日に先行する年度の全体について4つの四季支払日における連合王国の実際の受取と支出を示すところの会計)の代りに、各年の3月31日、6月30日、9月30日、及び12月31日の後30日以内に、それぞれこのような四季支払日に終る年度の全体について、4つの四半期におけるこのような受取と支出を示すところの同様の会計を、作成させることは合法的であること。

(2) また、前記統合国庫資金から、国債削減委員会に支出するのを命じられる総額は、あたかも最後に言及された四季支払日がそこで言及された四季支払日の代りに本法で言及されていたかのように、このような会計に従って確認される、と。

第 IV 条は、(1817 年法(57 Geo. III, c. 48. s. 6)を修正して)「統合国庫資金の収入と負担の会計は、旧四季支払日の代りに、3月、6月、9月、12月の末日まで作成される」として、次のように規定する。

すなわち、(1) 陛下の大蔵委員会が、適切であるとおもわれるような時から、各年の4月5日、7月5日、10月10日、及び1月5日に終る四半期について前記統合国庫資金の収入と負担の会計を作成する代りに、このような会計を、各年の3月31日、6月30日、9月30日、及び12月31日に終る四半期について作成させることは合法的である、

(2) また、前記会計が最初にこのような最後に言及された四半期のいずれかまで作成される時から、陛下の大蔵委員会に、いずれかの年にこのような四半期

のいずれかに終る四半期についてこのような会計を作成する際に、前記資金の収入が、次の旧四半期に支払われるべきであるような負担を含めて、それに対する負担を支払うのに十分でないと思われる場合には、ジョージ3世の治世57年の法律 [=1817年法(57 Geo. III, c. 48. s. 6)] の諸規定に従って、このような委員会が時々彼らの手中の指図書 Warrant によってその不足に対して国庫証券 Exchequer Bills を振出させる、又はそう命じることは合法的である、と⁵¹⁰⁾。

第V条は、([4 Will. IV, c. 15 [=1834年法] 23条の諸規定下に)「四半期毎の国庫会計が作成されることになる期間」について、次のように規定する。

すなわち、(1) 陛下の大蔵委員会が、適切であるとおもわれるような時から、ウィリアム4世の治世4年の法律 [=1834年法(4 Will. IV, c. 15)] の23条の諸規定下に、目下、国庫監理長官によって作成される四半期毎会計が、毎年、3月31日、6月30日、9月30日、12月31日に終る四半期の終了まで作成されるように命じること、(2) また、前記法律の第I条によって、イングランド銀行の主たる出納官 Principal Cashier によって与えられることが求められる国庫の貸方に残る総額の証明書と一緒に、作成されて議会の各院に提出されるように命じられたところの毎年の会計が3月31日に終る年度について作成されることを命じることは合法的である；(3) また、このような四半期毎会計は、その時以降、公的会計を会計検査するためこの委員会に送達される；また、このような毎年の会計は、前記法律によってこのような目的のため固定された期日の後、10日以内に、議会の各院に提出される、と。

第VI条は、「別表(B.)における負担が、新四季支払日に支払われてもよい」

⁵¹⁰⁾ この「不足証券」に関連して、同じ1854年に、「配当のために不足証券を支給する様式での変化」について指摘しておきたい。すなわち、

(1) 公債に対する配当は統治国庫資金に対する四半期費用の最大部分を成したのであるが、1854年まで四半期の初日にイングランド銀行の貸方に置き、それから配当の全額が支払われることが常に慣行であった。この慣行は一般的に多額の「不足証券」の発行を含み、利子のための対応する費用をともなった。

(2) 1854年4月に、当時蔵相のグラッドストーンは、この問題に銀行の注目を向け、そして将来、日々、配当のための日々の要求に応じるのに必要とされるような金額のみを銀行の貸方に置くという彼の意図を述べた。こうして、結局、「不足証券」に基づくイングランド銀行による政府への貸付を減少させることによって、国務に有益を齎していることを宣言しえたのだった。Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 519.

として、次のように規定する。

すなわち、陛下の大蔵委員会が、もしも適切と考えるならば、目下、3月31日、6月30日、9月30日、12月31日以外の四季支払日に支払われるところの、前記別表(B.)に記載されている前記負担と支払の全て又はいずれかを、このような最後に言及された日に支払わせること、又は、このような負担又は支払がこのような日のいずれか以外の日に毎年又は半年毎に支払われる場合、同一のものが前述されたような日の(場合が求めるように)1つ又は2つに支払わせること、は合法的である、と。

末尾に別表(A)と(B)が掲載されている、すなわち、

別表(A.)：諸法律 Acts 7 Anne, cap. 11 [=1708年法], 10 Anne, cap. 26 [=1711年法], 50 Geo. III, c. 31 [=1810年法], 及び続く諸法の下で、関税、消費税、及び諸税の総収入に負担されたが、統合国库資金に負担されることになるところの俸給、年金、補償その他の支払の別表。

別表(B.)：種々の議会制定法の下で、統合国库資金及び公的収入のそれぞれの諸部門に負担され又はそれから支払われたが、毎年の議決額によって又はさもなくば第I条及び第VII条で規定されたように支給されることになるところの、俸給及び支払の別表。

以上のように本法は、連合王国の「総収入と支出を議会のヨリ直接的な審議と統制下に置くため」(前文)に、(1)負担と支払について、「統合国库資金に負担されることになるところの俸給、年金、補償その他の支払」(=「既定費」)と「毎年の議決額によって…支給されることになるところの俸給及び支払」(=「議定費」)に2区分すること、また(2)会計年度に関して、3月31日に終わる議定費年度を、「国库決算書」が作成される財務会計年度として採用し、こうして会計年度として、統一的に、各年の3月31日に終る年度を採用すること、また(4月5日、7月5日、10月10日、及び1月5日という旧四季支払日に代わり)「3月31日、6月30日、9月30日、及び12月31日」を新たな四季支払日とすること、を規定した。

従って、古典的自由主義期には、「財務会計年度」が、1854年法により、総収入と支出を議会のヨリ直接的な審議と統制下に置くために、それに適的なよう

に、従来の1月5日から3月31日に終わる年度(=1832年に採用された「議定費年度」)に最終的に変更されたといえるのである。

また、「国庫決算書」に関していえば、本法により、1854年1月5日から同54年4月5日までの四半期間の「国庫決算書」⁵¹¹⁾が作成されるとともに、1854年4月1日以降、粗収入額と支出額で、3月31日に終る「国庫決算書」の作成が規定された。

但し、実際には、収入諸部局の年金のための費用がその他の非実効的費用と一緒に、総収入から支払われ続いた⁵¹²⁾ので、「1857年3月31日になって初めて、ついにすべての受取諸項目とすべての支出諸項目が議会に提出される[国庫]決算書で統合された」⁵¹³⁾。

こうして、ともかく、1854年法によって、「完全に明瞭で、包括的で、また正確な公的会計制度を確立することに向かって一大前進がなされる」ことになったのである⁵¹⁴⁾。

(3) 1856~57年、「公金調査特別委員会」の設置と1857年『報告書』

最後に、1850年代における財政統制を踏まえて、続く60年代におけるその進展=完成過程を検討するに先立ち、指摘しておきたいことは、クリミア戦争が1856年3月30日に終結した後の5月9日、「国庫、支払部局Pay Office、会計検査部局 Audit Department における公金の受取、支出及び会計検査を調査するために」、庶民院に「公金調査特別委員会」Select Committee on Public Moneies が設置されたことである。

⁵¹¹⁾ *The finance accounts I. -VII. of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, for the quarter ended fifth April 1854, 1854-55* (68).

⁵¹²⁾ *H. W. Chisholm's Return*, p. 664.

⁵¹³⁾ J. E. D. Binney, *op. cit.*, p. 290.

⁵¹⁴⁾ 収入諸部局との関連でいえば、1854年法は、収入諸部局によって、彼らの受領額を国庫に支払う前に応じられた支出の大半を除去し、それを将来、明示的に「統合国庫資金」に、又は「議定費」の毎年の議決によって支給される金銭に負担させるようにした。しかし、本法は、徴収と管理の費用が将来毎年の議決額から賄われることを明示的には言及しなかった。これは1854年8月の「大蔵省覚書」Treasury Minuteによって達成されたのである。Cf. Sir N. Chester, *op. cit.*, p. 181.

同委員会は、翌 1857 年 5 月 12 日に再設置され、8 月 18 日に『報告書』⁵¹⁵⁾を提出し、その中で種々の勸告を行なった。これが、続く 1860 年代における財政統制の最終的完成に向かって、具体化されてくるのである。

第 2 節 1860 年代における財政統制の完成

さて、1859 年 6 月に成立した第 2 次パーマストーン Visct. Palmerstone 自由党内閣の下で、1860 年 1 月、周知の「英仏通商条約」が締結され、それを受けて、大蔵大臣グラッドストーンにより、歳入面で同年第 2 回自由貿易的関税＝財政改革⁵¹⁶⁾が行われて完成されてくるとともに、歳出面では 1862 年 6 月 3 日、いわゆる財政緊縮が圧倒的多数(367 対 65 票)で決議され、更に予算制度も最終的に完成されてくることになる。

(1) 歳出入、予算審議面

まず、1860 年代における歳出入、予算審議面での財政統制を検討したい。

① 1861 年、諸部局の「歳出予算」の大蔵省による事前承認規定

まず、大蔵省統制についていえば、1820 年代以来、民事諸部局の歳出予算が大蔵省によって提出されていたのであるが、1861 年になると、諸部局の「歳出予算」が議会に提出される前に大蔵省によって [いわゆる事前] 承認されねばならないことが (制定法によってではないとしても) 規定された⁵¹⁷⁾。

② 1862 年、「民事費譲与金」への「当該会計年度内になされる支払」適用
次に民事費に関して、予め、結論的にいえば、1862 年に「民事費譲与金」への「当該会計年度内になされる支払」が規定され、また翌 1863 年にイギリスの

⁵¹⁵⁾ *Report from the Select Committee on Public Monies ; with the Proceedings of the Committee, and Appendix*, 1857, 1857 Session 2(279).

⁵¹⁶⁾ 吉岡昭彦, 前掲書, 123-125 頁参照。

⁵¹⁷⁾ Lord Bridges, *op. cit.*, p. 25.

予算制度において特徴的な「民事費（内金議定費）予算」が提出されてくるので、その経緯を検討していきたい。

まず、「民事費譲与金」の場合に、1854年以後においても、「当該会計年度内になされる支払」の適用を困難にしていた理由は、(1)軍事費譲与金の場合と異なり、異なる項間での「費目流用」が許されなかったこと、それに加えて(2)民事費歳出予算の多くが新会計年度に入って、6月又は7月まで議定費委員会で完全には議決されないという、議決される会期の遅い時期の結果であった⁵¹⁸⁾。

このような困難の解決策に関していえば、この主題について、1856年に設置された「公金調査特別委員会」はかなり討論し、また翌1857年の『報告書』のなかで、次のような見解を表明した⁵¹⁹⁾。

すなわち、(1)この諸困難が前会期に議会によって既に承認されていたような民事費のために、その会期のより早い時期に「内金で」1つの集合議定費 one aggregate vote upon account を採ることによって克服されるかも知れないこと。また(2)この手段によって、当該会計年度内になされる支払に対してのみ支給するという当時、陸軍と海軍の譲与金に適用されたのと同一の原則が民事費のための譲与金に適用しうるようにされるかもしれないこと。つまり、(3)この取決めの下で、その諸会計は、全ての国内役務のためには当該会計年度の終了後まもなくして、また海外でなされた支払に関しては各年に3月31日までになされた支払の諸会計の受領後直ちに、閉じられ得た、また全ての使尽くされていない残額は引渡されえた、また適用されていないが、割当てられていた役務の完成のために必要とされる譲与金は再議決されえた、と。

この解決策の実施についていえば、「公金〔調査特別〕委員会の報告書」に関する1858年3月15日付「大蔵省覚書」Treasury Minuteのなかに、議会に提出するべく提案された法案においてこれらの諸勧告を実施するための諸指図が含まれた⁵²⁰⁾。しかし、提出されなかった。

結局、「民事費譲与金」の場合、1862年「割当法」、すなわち、「1862年度の国務に統合国庫資金からある金額及び財源の余剰金を適用し、また議会の本会期に

⁵¹⁸⁾ Cf. Sir N. Chester, *op. cit.*, p. 195.

⁵¹⁹⁾ *Report from the Select Committee on Public Monies ; with the Proceedings of the Committee, and Appendix*, 1857, 1857 Session 2(279), p. 7 ; H. W. Chisholm' s *Return*, p. 658.

⁵²⁰⁾ H. W. Chisholm' s *Return*, p. 658.

譲与された議定費を割当てる法律⁵²¹⁾において、初めて、譲与されるそれぞれの金額が「3月31日に終わる年度中に支払われるそれぞれの民事費の費用を支払うために支出され適用される」べく命じる諸規定が挿入されたといわれる⁵²²⁾。しかし、同法では、管見の限り、従来の割当法のように箇条書き一覧として規定しているのみである。

これに対して、1865年「割当法」、正式には「1866年3月31日に終わる年度の国務に統合国库資金からある金額及び財源の余剰金を適用し、また議会の本会期に譲与された議定費を割当てる法律⁵²³⁾」に至ると、同法の「附表」として各予算について（後述する表34に記載したような）「項別一覧表」の形式が採用されるに至り、そして民事費の場合にも、「…を超えない金額、そして「3月31日に終わる年度の間に支払う…」ことが規定されていることを確認しうる。

③ 1863年、「民事費（内金議定費）予算」提出の開始

こうして、ともかく、1862年「割当法」で、「民事部局の議定費譲与金」に関しても「当該会計年度内になされる支払」が適用されたことを受けて、翌1863年に入って、2月23日に、1863-4年度『民事費歳出予算』⁵²⁴⁾が提出され、続いて3月22日に、1863-4年度『民事費（内金議定費 votes “on account”）予算』⁵²⁵⁾が提出された。

こうして、1863年に、グラッドストーンは大蔵大臣として、「我々の財政史上初めて、全ての国務はその貸方にある残高を放棄することを求められた」ことを主張しえたのだった。

このような「民事費（内金議定費）予算」の提出を受けて、1863年3月27日

⁵²¹⁾ An Act to apply a Sum out of the Consolidated Fund and the Surplus of Ways and Means to the Service of the Year One thousand eight hundred and sixty-two, and to appropriate the Supplies granted in this Session of Parliament (25 & 26 Vict., c. 71).

⁵²²⁾ Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 659.

⁵²³⁾ An Act to apply a Sum out of the Consolidated Fund and the Surplus of Ways and Means to the Service of the Year ending Thirty-first March One thousand eight hundred and sixty-six, and to appropriate the Supplies granted in this Session of Parliament (28 & 29 Vict., c. 123).

⁵²⁴⁾ *1863-4. Estimates, &c. civil services; for the year ending 31 March 1864*, 1863 (55-I-VII).

⁵²⁵⁾ *Civil services. Estimates for civil services, 1863-4. Estimate showing the several services for which votes “on account” are required for the year ending 31st March 1864*, 1863 (120).

に「統合国庫資金法」、正式には「1863年度の国務に統合国庫資金から£10m.の金額を適用する法律」が制定されたのであるが、その場合、多数の項目下に議決された金額は、2つの部分、すなわち、「内金に」と「[総]費用を支払うために必要とされうる金額を完成するために」である。(例えば、商務院のため数値は£15,000と£47,181だった。) その一般的原則は、「内金」議決額が全議決額の1/4以上でないことだったようである⁵²⁶⁾。

以後、このような「民事費(内金議定費)予算」が毎年提出されてくるのである。

④ 1861年、インドで陛下の軍隊のため退職給等に年間1人当たり£3.10s., 及び1862年、在インド戦闘的兵士に年間£10.の頭割り補助金の支払開始

軍事費との関連で、「セポイの反乱」後のインドについて、予め、1858年8月2日に制定された1858年「インド統治改善法」⁵²⁷⁾における次の諸規定に注目しておきたい。

まず、冒頭の「インド統治の女王陛下への移転」として、具体的には、第I条「東インド会社の統治下の領土が女王陛下に帰属され、諸権能が陛下の名前で行使される」こと、第II条「インドが女王陛下によってまたその名前で統治される」こと、第III条「担当大臣 [= 「インド担当大臣」 Secretary of State for India] が、今、会社或いは監督局 Board of Control によって行使される権能を行使する」こと等を規定し、続いて「インド参事会」 Council of India 関係を規定する。

その上で、財政に関する「収入」として、具体的には、第XLI条「インド収入の支出は参事会における担当大臣の統制に服する」こと、続いて第XLII条「会社の株式に対する配当、現在と将来の負債 Debts, 債務 Liabilities はインド収入に賦課される」ことを規定する。

この第XLII条について、インド・ナショナリストのダット R. Dutt が次のように指摘[=糾弾]している。すなわち、「この不思議な条項によって、東インド会社の資本元本と負債が実質的に、『インド公債』 Public Debt of India に加えられた; またインドが非常に長い間その株式に対する利子として賦課されていた毎年の貢納が永続的にされた。国王[女王]は、1 シリングを支払うことなしに、会

⁵²⁶⁾ Cf. Sir N. Chester, *op cit.*, p. 195.

⁵²⁷⁾ An Act for better Government of India (21 & 22 Vict., c. 106).

社からインド大帝国を引受けた；インド国民はその購買金を支払い、またなお支払っている。これはイギリス帝国史で検討されないブリテン属領に対する不正行為だった。それは、『反乱』鎮王のための£40m.の支出が国民に背負わされたのち、国民を重く圧迫する不正行為だった。』と⁵²⁸⁾。

このような条項を含む本法は、第 LXXIV 条の規定により「成立後 30 日」満了時の 1858 年 8 月 31 日に施行されたのである。

表 30 「インドで仕える陸下の軍隊に関して、陸軍費用のためインド収入から
国庫への拠出額、1861-62 年～1868-69 年、 (£)」

年度	退職給料等 のため	戦時的負担 のため	陸下軍隊の超過 のため	補充員等 のため	合計
1861—62	230,000	-	-	-	230,000
1862—63	233,000	673,000	151,750	-	1,057,750
1863—64	245,000	550,000	68,540	301,349	1,164,889
1864—65	217,150	655,000	-	-	872,150
1865—66	222,500	645,000	-	-	867,500
1866—67	210,000	600,000	-	-	810,000
1867—68	220,500	630,000	-	-	850,500
1868—69	217,000	620,000	-	-	837,000

[*H. W. Chisholm's Return*, p. 537. より作成。]

さて、同法に続く、新たな財政的収奪（とそれに対する財政統制）の進展過程を、簡単に確認していきたい⁵²⁹⁾。

(1) まず、1861 年 6 月 12 日に、「年金、イギリス軍(インド)法」Pensions, British Forces (India) Act, 正式には、「インドで仕える陸下のイギリス軍の退職給、年金及びその性質のその他経費に関して、インドの収入から支

⁵²⁸⁾ R. Dutt, *Economic History of India*, Vol. Two, 1963, pp. 167—168.

⁵²⁹⁾ Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 537.

払う金額を増加するための法律」⁵³⁰⁾が制定された。同法により、まず1823年の法律(4 Geo. IV, c. 71)によるインドで仕える陛下の軍隊の退職給等のための拠出として£60,000の年間支払のため作られた規定が、招かれる費用を支払うのに不十分であるとして、撤廃された。その代わりに、国庫にインド収入から、1861-62会計年度について、月毎の隊員名簿 muster-roll によって示されるような、インド収入に賦課されるインドでの陛下の軍隊の数に基づいて、年間1人当たり£3. 10s. の率で計算された月額が支払われることになった。表30「インドで仕える陛下の軍隊に関して、陸軍費用のためインド収入から国庫への拠出額、1861-62年~1868-69年、(£)」に表示したように、同法下に1861年度に実際に受領された金額は、1823年の法律下での£10,000の延滞金を含めて、£230,000になった。

(2) 翌1862年6月30日に、「在インド・イギリス軍法」British Forces in India Act, 正式には、「インドで仕える陛下のイギリス軍の退職給、年金及びその性質のその他経費に関して、インドの収入から更なる期間支払を認める法律」⁵³¹⁾が制定され、同法によって、1867年3月31日までの5年間、インドでの非戦闘的軍務の勘定で年間£3. 10s. の頭割り費用の支払の継続が規定された。このように行われた取決めは、以来、大蔵省とインド政府間での相互協定によって実施されることが認められた。

(3) 1862-63年に、更なる取決め⁵³²⁾も行われ、それによって、インドでの全ての戦闘的兵士に対する年間£10. の頭割り補助金 a capitation grant が、

⁵³⁰⁾ An Act to increase the Amount payable out of the Revenues of India in respect of the Retiring Pay, Pensions, and other Expenses of that Nature, of Her Majesty's British Forces serving in India (24 & 25 Vict., c. 89).

⁵³¹⁾ An Act to authorize Payments for a further Period out of the Revenues of India in respect of the Retiring Pay, Pensions, and other Expenses of that Nature, of Her Majesty's British Forces serving in India (25 & 26 Vict., c. 27).

⁵³²⁾ この取決めはある程度、インドでの陛下の軍務のためにインドで別個のヨーロッパ軍を停止するため、1860年8月20日に制定された「ヨーロッパ軍(インド)法」European Forces (India) Act, 正式には「法律22 & 23 Vict., c. 27及びその他の一定の法律のうち、参事会における担当大臣が、陛下のインド陸軍のためヨーロッパ軍を徴集する命令を出す権限を付与するような部分を撤廃する法律」An Act to repeal so much of the Act the Twenty-second and Twenty-third Victoria, Chapter Twenty-seven, and of certain other Acts, as authorizes the Secretary of State in Council to give Directions for raising European Forces for the Indian Army of Her Majesty (23 & 24 Vict. c. 100) の施行の結果だった。

ある平均年数間の純支出を基礎にして、実施された。その金額は、インド政府によってこの支出への彼らの純拋出を表すものとして、国庫に支払われることになった。

(4) こうして、この項目下での受領と費用は、初めて「公的収入と支出」の会計に、また議会の直接的認識のもとに持ち込まれたのである。

こうして、表 30 に表示したように、インドからの財政的収奪とそれに対する財政統制も着実に進展するに至ったといえる⁵³³⁾。

⑤ 1863 年、茶税の「毎年税」化

歳入面では、結論的にいえば、1863 年に「茶税」*duty on tea* が翌 1864 年 8 月 1 日までのみ譲与され、以来、毎年の議決により継続される「毎年税」化された⁵³⁴⁾。

こうして、庶民院は、直接税での所得税に加えて、間接税では茶税を毎年税とすることによって、それぞれ 1 つの重要な収入部門を年々のみ議決する収入統制体制を完成させたのである。

(2) 国債、国庫、決算審議面

次に、1860 年代における国庫、決算審議面での財政統制を検討したい⁵³⁵⁾。

⁵³³⁾ 続く「1870 年度」の関係する数値について、松本睦樹『インド植民地政府による本国への送金—東インド会社統治の終焉と送金の推移、1858 - 1877 年—』、長崎大学東南アジア研究所、2002 年、54 頁掲載の表 4 を参照。

⁵³⁴⁾ S. Dowell, *op. cit.*, p. 227 ; Sir T. E. May, *op. cit.*, p. 589 .

⁵³⁵⁾ 1860 年代における国債に関して、次の 2 点を指摘するのに留めたい。

(1) クリミア戦争後の議定費 [国庫] 証券に関して、1861 年 4 月 18 日に「国庫証券法」、正式には、「議定費国庫証券に関する法律を修正し、同一物を統合国庫資金に賦課する法律」An Act to amend the Law relating to Supply Exchequer Bills, and to charge the same on the Consolidated Fund (24 Vict., c. 5) が制定され、とりわけ、議定費国庫証券によって調達される全ての金銭が連合王国統合国庫資金に払込まれ、また元本と利子が同資金に賦課され、それから支払われること(2 条) が規定されるに至ったこと。

(2) 1866 年 5 月 18 日に、統合法として「国庫証券法」、正式には、「国庫証券と国庫債券の作成、発行、支払に関するそれぞれの法律を統合し修正する法律」An Act to consolidate and amend the several Laws regulating the Preparation, Issue, and Payment of Exchequer Bills and Bonds (29 Vict., c. 25) が制定されたこと。なお、同法「開始」は 1867 年 4 月 1 日である (31 条)。

この時期には、1856年に設置された「公金調査特別委員会」の翌1857年『報告書』における諸勧告が、大蔵大臣グラッドストーンの下で、順次、具体化されてくるのである。

① 1861年、収入諸部局の「割当決算書」作成、会計検査、議会提出規定

まず、割当決算書についていえば、「公金調査特別委員会」は、1857年『報告書』における「諸勧告」のうち「割当照合の拡大と会計検査済み決算書の議会への提出」項目で、次のように指摘した。

すなわち、(1) 現下の会計検査或いは割当照合は「議会の譲与金」の厳密な割当を確実にするために導入された新たな担保であること。またこれが、議決額の適用誤り、或いは議会によって承認された割当からの逸脱を探索するのに十分な調査権能を賦与された独立した当局によるそれらの会計の見直しを確実にすることを意図されたこと。また(2) この照合は今や、「海軍及び陸軍支出」に適用し、また1846年に可決された法律(9 & 10 Vict., c. 92)の諸規定によって規制されていること。その上で(3) この「公金の適用に対する重要な照合」を「収入諸部局」の会計等に拡大することを勧告する、と。

このような勧告(の1部)を受けて、1861年8月6日、「収入諸部局議決金の毎年の割当決算書の作成、会計検査及び議会提出を規定する法律」⁵³⁶⁾が制定された。同法によって、収入諸部局、すなわち、税関、内国収入、郵便局のそれぞれの議決金について毎年の割当決算書の作成、会計検査、議会への提出が規定され、こうして「割当決算書」の原則が収入諸部局に拡大されるに至ったのである⁵³⁷⁾。

なお、その後、周知のように1877年3月16日、「大蔵省証券法」、正式には、「大蔵省証券の作成、発行、支払を規定し、また国庫証券に関して更に規定するための法律」An Act to provide for the preparation, issue, and payment of Treasury Bills, and make further provision respecting Exchequer Bills (40 Vict., c. 2) が制定されてくるのであるが、その経緯に関しては、とりわけ加藤三郎、前掲論文、45—56頁を参照。

⁵³⁶⁾ An Act to provide for the Preparation, Audit, and Presentation to Parliament of annual Accounts of the Appropriation of the Moneys voted for the Revenue Departments (24 & 25 Vict., c. 93).

⁵³⁷⁾ 実際にも、1861-2年度譲与金に関して、収入諸部局のための議定費譲与金の最初の「割当会計検査報告書」Appropriation Audit が1863年2月に議会に提出された。Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 666.

② 1861 年、「決算委員会」の設立

次に、議会における決算審議についていえば、1856 年設置の「公金調査特別委員会」は、1857 年『報告書』における「割当照合の拡大と会計検査済み決算書の議会への提出」項目の勧告の中で、「各会計年に議会によってそれぞれの国務に割当られた金額に関して、公的支出の会計検査された決算書が、議長によって指名されることになる庶民院のある「[決算]委員会」の見直しに毎年提出されるべきである」旨を勧告していた。

このような勧告を受けて、1861 年 4 月 9 日、庶民院において、大蔵大臣グラッドストーンは、「決算委員会」設置を動議し⁵³⁸⁾、「この委員会の目的が公的支出の決算書をそれらが執行政府の手中で規則的検査過程を通過した後、見直すること」であり、これは「公金に関連する本院の職務の真の完成」であると明言した。また「公金調査特別委員会」が満場一致でこの勧告をしていたことを指摘したのち、具体的には、「特別委員会が、年々、公的支出の会計検査された決算書の審議のため設置されること」を動議し、更に「もしもその動議が採用されるならば、将来の日に、その性質の委員会が全ての会期の初めに設置されること、また同様に、その委員会の設置の命令が本院の議事規則にされること」をも動議した。

この動議は可決され、「公的支出の会計検査された決算書の年々の審議のため」特別委員会が設置された。こうして、1861 年 4 月、「庶民院決算特別委員会」 a House of Commons Select Committee on Public Accounts として、「決算委員会」が設立された。

更に、翌 1862 年 3 月 31 日、再度、グラッドストーンの勧告に基づいて、庶民院は、「公的支出を賄うため議会によって譲与された金額の割当を示す決算書の審議のため、9 人の議員——彼らは各会期の開始時に指名される、またうち 5 人が定足数となる——からなる『決算委員会』 Committee of Public Accounts となる特別委員会が設置される」ことを決議し⁵³⁹⁾、これが、同年 4 月 3 日、「議事規則」 Standing Order になった⁵⁴⁰⁾。

これにより、「公金に関連する本院の職務の真の完成」が実現してくるのである。

⁵³⁸⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CLXII, 318.

⁵³⁹⁾ Cf. H. Roseveare, *The Treasury*, p. 139 ; Sir N. Chester, *op. cit.*, p. 218.

⁵⁴⁰⁾ Cf. *Standing orders of the House of Commons. 1868-9, 1868-69* (414), p. 86.

③ 1866 年「国庫及び会計検査院法」の成立とその適用、統制循環の完成

〈諸勧告と 1865 年国庫監理長官の引退表明〉

続いて、会計検査についていえば、(前述のように) 1831 年に設置された「公会計調査委員会」は第 1 次報告書としての『財務府に関する報告書』の中で、「毎年、諸会計を検査する委員会の設置」を勧告していた。更に、「公金調査特別委員会」は、1857 年『報告書』における「割当照合の拡大と会計検査済み決算書の議会への提出」項目の末尾で、「会計検査委員会 Audit Board の職務と権能の一大拡張」を勧告していた。にも拘らず、「国庫監理長官」モンティーン Lord Monteaigle は 1839 年就任以来、1860 年に 70 歳であったが在職していた。

しかし、1865 年、国庫監理長官モンティーンは引退する意思を表明した。これを受けて、政府は迅速に、1865 年「国庫監理長官等法」⁵⁴¹⁾を制定し、国庫監理長官の職務を会計検査委員長 Chairman of the Audit Board に移した⁵⁴²⁾。

このような一時凌ぎ措置をへて、翌 1866 年に「国庫及び会計検査院法」が成立してくるのであるが、その経緯と具体的規定内容を立ち入って検討していきたい。

〈1866 年法案の政策的意図と審議過程〉

まず、1866 年 2 月 9 日、庶民院において大蔵大臣グラッドストーンは「国庫及び会計検査院法案」Exchequer and Audit Departments Bill, 正式には、「国庫及び会計検査院の職務を統合し、国庫金の収納、保管及び支給を規制し、そしてその会計の会計検査を規定する法案」を上程する許可をもとめる動議を提出した⁵⁴³⁾。

その際まず、法案の取扱い方針として、上程後、その重要性を考慮して、第 2 読会を動議する前に 2 週間経過するのを許すこと、次に、法案が殆ど全く公的会計に関連する法案であるので、公平で権威のある徹底的な審理を受けるように、「決算委員会」に付託することを提案した。

その上で、法案の目的を次のように指摘した。

541) Comptroller of the Exchequer, etc. Act (28 & 29 Vict., c. 93).

542) Sir N. Chester, *op cit.*, p. 219.

543) *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CLXXXI, 275 - 276.

本法案の目的は、第1に、国庫及び会計検査部局を統合すること、一方、国庫長官の個人的機能には干渉しないことである。

第2に、国庫照合 Exchequer check と呼ばれるものに、「公金調査委員会」が勧告していた修正諸原則を適用すること、すなわち、国庫照合の合法的形態を保持しつつ、その操作に続く全ての手続きを一致させるべく、目下続けられている非常に多くの不必要にして費用かかる簿記を廃止することである。

第3の最も重要な目的は、割当会計検査を公的支出の全体に拡大することである。というのは、昨年、議会での討論で、会計検査を受けない公的受取と支出の多くの部門があること、また会計検査の全制度が最も不満足な状態にあることが以前よりもよく知られた。すなわち、支出のあるものは会計検査委員会によって会計検査されるが、これは正しい。また支出のあるものは大蔵省によってなされるが、これは誤りである、というのは、大蔵省は支出を統制する部局であり、会計検査する部局ではないので。そして最後に、支出の非常に多くが全く会計検査されていない。従って、政府はこの3重の不規則にして変則的な手続き方法を均一の方法に代替すること、それによって支出の全体がその目的のために設置される適切な部局たる会計検査委員会によって会計検査されることを提案する、と。

審議後、この動議は同意され、こうして「法案」が提出された。

翌3月1日、「国庫及び会計検査院法案」の第2読会が動議された⁵⁴⁴⁾。その討論において最も注目しておきたいことは、大蔵大臣グラッドストーンが、本法案が実施された場合の議会（庶民院）の財政統制の「循環」の完成形態を、次のように指摘したことである。

「本院が金銭を議決した時、金銭は一定の用途のために本院と別れる、それから金銭は大蔵省の財務部局の統制下に移り、そして全世界中にある国家の種々の機関に配分された。それから金銭の決算書が作成され、そして会計検査委員会に恒久的に送られた。しかしこの循環の最後の部分は、決算委員会がその職務を行うまで不完全のままだった。その時になって初めて、国庫金の真に権威ある管理人として、本院の任務が果たされたと公正に言われ得たのである」、と。

審議後、法案は第2読会を通過し、「決算委員会」に付託された。

⁵⁴⁴⁾ *Ibid*, 1368-1375.

同 3 月 15 日、法案を付託された「決算委員会」は「特別報告書」を提出し、「法案が法律になる場合、法案の別表(B)に記載されたところの、割当決算書と統合国庫資金決算書に対する全ての報告書及び大蔵省覚書が決算委員会に付託されることを、本院の議事規則にすることを勧告」した⁵⁴⁵⁾。

〈1866 年「国庫及び会計検査院法」成立とその具体的内容〉

こうして、1866 年 6 月 28 日、「国庫及び会計検査院法」、正式には、「国庫及び会計検査院の責務を統合し、国庫金の収納、保管及び支出を規制し、またその勘定の会計検査を規定する法律」⁵⁴⁶⁾が成立した。

その「前文」において、制定理由として、(1) 陛下の国庫長官 Comptroller of Her Majesty's Exchequer 及び公会計検査委員会 Commissioners for auditing the Public Accounts の権限と責務を統合すること、また従来彼らの下で別個の施設によって行われた職務を 1 つの部局において結合すること、(2) また連合王国の公的会計のヨリ完全な検査のためにその他の規定を作成すること、以上が適切である旨を記している。

このような理由から作成された本法は、近代イギリス予算制度を最終的に成立させてくると推断しうるので、その規定内容を詳細に検討していきたい。

第 1 条は「略称」、第 2 条は「用語の定義」を規定したのち、第 3 条から第 9 条は「国庫及び会計検査院長」等の権限等について、概略、次のことを規定している。

すなわち、

第 3 条は「陛下の『国庫及び会計検査院長』及び『国庫及び会計検査院次長』 Assistant Comptroller and Auditor を任命する権限、彼等は失行のない間、他の官職を保有しないし、また庶民院議員でも貴族でもない」こと。

第 4 条は「陛下の本法に示すような給料及び年金を譲与する権限」。

第 5 条は「現在の国庫長官及び会計検査委員会の役職は廃止される。再任され

⁵⁴⁵⁾ Cf. *English Historical Documents 1833-1874*, 1956, p. 600.

⁵⁴⁶⁾ An Act to consolidate the Duties of the Exchequer and Audit Departments, to regulate the Receipt, Custody, and Issue of Public Moneys, and to provide for the Audit of the Accounts thereof (29 & 30 Vict., c. 39).

ない会計検査委員会に補償手当を譲与する権限)。

第6条では「国庫及び会計検査院長等の役職が空席の際に、継承者が任命される」こと。

第7条は「国庫及び会計検査院次長等は、国庫及び会計検査院長等が不在の際に、行動してもよい」こと。

第8条は「大蔵省は、[国庫及び会計検査院の部局における] 役人、事務官等を任命する、また数と給料を規制する」こと。

第9条は「国庫及び会計検査院長は、事務官等を昇任し、停止し、又は解雇する、また承認をえて規則を作成する」こと。

その上で、続く10条から20条は、いわば「国庫金の収納、保管及び支出」について、主要部分を確認していくと、次のように規定している。

第10条は、「粗収入が国庫に支払われる、また毎日の報告が国庫及び会計検査院長に送付される」ことを次のように規定する。

関税委員会、内国収入委員会、及び郵政長官 Postmaster-General は、戻税、戻税の性質の奨励、返済、及び割引のための支払の控除後に、それぞれの部局の総収入を、大蔵省が時々規定するような時にまたそのような規則下に、イングランド銀行とアイルランド銀行それぞれで「陛下の国庫勘定」The Account of Her Majesty's Exchequer と呼ばれる勘定に支払わせる⁵⁴⁷⁾、また国庫に支払われるべきその他すべての国庫金が同勘定に支払われる、またこのようなすべての支払の会計が国庫及び会計検査院長に毎日大蔵省が規定するような書式で提出される、と。

第11条は、「国庫金は、イングランド銀行とアイルランド銀行の帳簿で1つの資金を形成し、国庫支出に適用される」ことを次のように規定する。

国庫勘定でイングランド銀行とアイルランド銀行に払込まれたすべての国庫金は、それぞれ前記銀行によって、それらの帳簿において1つの一般的資金 One general Fund を形成すると見なされる。また国務のために、のちに規定されるように、国庫及び会計検査院長により授与されるクレジットから、大蔵省によ

⁵⁴⁷⁾ スコットランドの場合、スコットランドにおいて公的収入を銀行に預け、またそれを「イングランド銀行」に送金する業務はスコットランドの6つの銀行によって毎年輪番で行われることを補足しておきたい。Cf. H.Higgs, *op. cit.*, p. 19.

って前記銀行に対してなされる全ての支出の命令は、このような一般的資金から応じられる。また国庫金残高を節約する目的で、大蔵省は、のちに規定されるように、前記銀行の主たる会計官の勘定の貸方に時々支給又は移転される金額を、このような主たる会計官に委託された国務のための経常的支払を行うのに必要であると考えような総額に、制限する。また前記の主たる会計官は、このように彼等の勘定に移転される金額を、彼等の責任があるすべての国務の支払に適用しうる彼等の一般的引出残高の一部分を成すものと看做してもよい。しかし、このような金額は、このような会計官の帳簿において、このような命令で明記されたように、同一のものが支出されるところのそれぞれの国務の貸方に、記載される、と。

第12条は、「統合国庫資金の収入と負担の四半期毎の会計が作成される」こと、「もしもこのような会計によって、統合国庫資金の不足があることが明らかであるならば、国庫及び会計検査院長等は、イングランド銀行又はアイルランド銀行に証明する、銀行は貸付をしてもよい」ことを次のように規定する。

各年における3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日に終る四半期の各々の終了時に、大蔵省は、このような四半期について大ブリテン及びアイルランド統合国庫資金の収入と負担の会計を作成する、また4月5日、7月5日、10月10日及び1月5日に支払うべき国債のための諸負担は、後者の期日に先行する期日に終る前記の四半期についての負担の会計に含まれる。またこのような会計の写しが直ちに大蔵省によって国庫及び会計検査院長に送達される。

またもしも、このような会計によって、この四半期についての大ブリテン及びアイルランド統合国庫資金の収入がそれに対する負担を支払うのに十分でないことが明らかであるならば、国庫及び会計検査院長は、もしもその不足の正確さを確信するならば、その金額を、場合に依じて、イングランド銀行又はアイルランド銀行に証明する、またこのような証明書に対して、前記銀行は、時々、続く四半期の間に、大蔵省によって時々決定される書式で文書による大蔵省の申請で、このような証明書で明記された金額を総計で超えない金額まで、貸付する権限を付与される。またこのようなすべての貸付は、前記銀行における国庫勘定の貸方に置かれる、また国庫及び会計検査院長によって前記勘定に対して授与された又はされることになるクレジットに対する〔支出〕命令に応じることを利用される。またこのようなすべての貸付の元本と利子は、前記の続く四半期におけ

る統合国庫資金の増大する金額から支払われる、と⁵⁴⁸⁾549)。

第13条は、「既定費のためクレジットが大蔵省に授与される」こと、「国務のための追加的クレジットが増大する金額に賦課される」こと、「主たる会計官への支出」、「支出の毎日報告が国庫及び会計検査院長に送達される」ことを次のように規定する。

国庫及び会計検査院長は、大蔵省に対して、時々、同一物を認める要求書に基づいて、もしもその正確さを確信するならば、前記の統合国庫資金の収入と負担の四半期会計において未支払のままの負担の金額を超えないで、イングランド銀行とアイルランド銀行の国庫勘定又はその増大する残高に対するクレジットを授与する。

また国庫及び会計検査院長は、時々、大蔵省に対して同様の要求書に基づいて、統合国庫資金の増大する金額から、また前記の四半期会計に含まれないところの、法律下に支払うべき国務に対して追加的クレジットを授与する。

また主たる会計官に委託された支払をするのを可能にするために彼らによって時々要求される国庫金の支出又は移転は、このようなクレジットから、大蔵省次官の1人又は彼らがいなかった場合大蔵省が時々その責務に任命するような役人によって署名され、前記銀行に対して発行される命令に基づいてなされる、またこのようなすべての命令において、支出を認められる国務が述べられる。

このような命令に従って、国庫勘定からなされる支出又は移転の毎日の会計が前記銀行によって国庫及び会計検査院長に送達される、と。

第14条は、「議定費に対する国命」について、次のように規定する。

⁵⁴⁸⁾ 従って、本条の規定によって、1817年法が撤廃され、またイングランド銀行への「不足証券」の発行が停止されたのである。

⁵⁴⁹⁾ 「不足証券」に関連して「財源証券」に関していえば、この1866年法が、1867年4月1日に施行された後、(1)「財源証券」は「不足証券」と同様に停止され、またその年の国務に統合国庫資金から金額を適用するためのそれぞれの「財源諸法」は、イングランド銀行に大蔵省の申請に基づいて、同法によって適用されるのを認められた金額を超えないで、議決され議定費の支払のために必要とされるような貸付を行う権限を付与した。また(2)このような貸付の元本と利子は、以前のように、貸付が行われた四半期に続く次の四半期に統合国庫資金の増大する収入から支払われることが命じられた。Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 520.

明記された国務のための費用を支払うため、庶民院の決議によって、又は議会の法律によって、国庫金額が陛下に対して譲与された時、陛下が時々、大蔵省によって副署された国王親署下の王命によって、大蔵省が、そのように議決又は譲与された金額を超えないで、このような費用を支払うため時々要求されるかも知れない金額を、下文に規定されるように彼らに授与される国庫勘定に対するクレジットから、支出するのを認可し要求することは合法的である、と。

第15条は、「議定費に対するクレジット」と「主たる会計官への支出」について、次のように規定する。

議会の法律又は庶民院の決議によって、陛下に譲与された議定費を補うために財源が議会によって譲与された時、国庫及び会計検査院長は、大蔵省に対して同一のものを認めるその要求書に基づいて、全体でそのように譲与された財源の金額を超えないで、イングランド銀行とアイルランド銀行の国庫勘定又はその増大する残高に対してクレジットを授与する。

そのように大蔵省に対して授与されたクレジットから、大蔵省次官の1人又は彼らがいなく場合大蔵省が時々その責務に任命するような役人によって署名されて、前記銀行に発行される命令に基づいて、支出が主たる会計官に対して時々なされる。またその支出が認可される国務又は項が、このような命令で、述べられる。但し、常に、陸軍と海軍のための支出はそれぞれ「陸軍」と「海軍」という一般的見出の下でなされる。

このような命令に従って、国庫勘定からなされるすべての支出の毎日の会計が前記銀行によって国庫及び会計検査院長に送達される、と。

第16条は、「大蔵省は国債の削減に適用しうる余剰収入を示す会計を作成することを次のように規定する。

各年における3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日に終る四半期の満了後15日以内に、大蔵省は、それぞれこのような四季支払日に終る12カ月間におけるイングランド銀行とアイルランド銀行の国庫勘定での実際の国庫金の受取と支出に従って、連合王国の公的収入と支出の会計を作成する。またもしも、このような会計によって、支出を超える収入の余剰があることが明らかであるならば、大蔵省は、同一物を国債委員会に証明する、またこのような余剰の4分の1の部分は、下文で命じられるように国債の削減に適用しうる。また国債

委員会は、時々、ロンドン・ガゼット *London Gazette* [英国政府官報] に、続く四半期にそのように適用される金額を、公表する。

大蔵省は、このような余剰収入の4分の1の部分をこのような会計の終了に続く四半期に統合国庫資金に負担させる。またこのように負担された金額は、大蔵省によって時々、次の続く四半期に、国債委員会に支出される。

国債委員会は、同一物を前記の四半期中に、有基債又は無基債を償還することに、又は本法の諸規定下に、前記の四半期中に統合国庫資金の不足を埋め合わせるためになされた借入金をイングランド銀行又はアイルランド銀行に返済することに、適用する。またこのように償還された全ての負債は、直ちに、帳消しにされる。

また前記のように大蔵省によって作成され、国庫及び会計検査院長によって証明されたすべての会計の写しは、もしも議会在当時開会されているならば、前記の四半期の期間の満了後15日以内に、又は当時開会されていないならば、議会在次に召集された後1週間以内に、庶民院に提出される、と。

なお、続く第17条から第20条は概略、次のことを規定している。すなわち、第17条は「請負契約又は賃貸借契約下の一定支払は、支払総監によってなされる」こと。

第18条は「大蔵省はどんな会計が公的会計であるかを決定する」こと。

第19条は「大蔵省は銀行にある会計の統合を命じてよい」こと。

第20条は「公債の会計が公的役人の公的役職の下に銀行の帳簿に開設されてもよい」こと、「銀行は配当を受取り、公債を売却するのを認められてもよい」こと。

続いて、第21条から第32条は「割当決算書 Appropriation Accounts」について、主要な部分を確認すると、次のように規定している。

第21条は、「毎年の既定費支出決算書 Annual Accounts of Issues for Consolidated Fund Services が議会のために作成され会計検査される」ことを次のように規定する。

大蔵省は、毎年、9月30日又は以前に、先行する3月31日に終わる会計年度に大ブリテン及びアイルランド統合国庫資金から、公的有基債と無基債の利子と運営のため、王室費のためになされた支出、及び前記資金に直接的に負担される

国務のためその会計年度におけるその他全ての支出を示すところの、決算書を検査のために作成させ、また国庫及び会計検査院長に提出させる。また国庫及び会計検査院長は、同一物について、その権威の下でこのような支出が命じられたかもしれないところの議会の法律に照合して証明し報告する。またこのような決算書と報告書は、もしも議会が当時開会しているならば、翌年の1月31日又はその前に、またもしも開会していないならば、議会が次に召集されたのち1週間以内に、大蔵省によって庶民院に提出される、と。

第22条は、「毎年の国庫金割当決算書 Annual Accounts of the Appropriation of Public Money が、庶民院のために作成される」ことを次のように規定する。

本法に付された別表(A)のそれぞれの欄で明記された日又は以前に、各年の割当法に含まれたそれぞれの議定費譲与金の割当決算書が、それぞれの部局によって作成され、また検査のため国庫及び会計検査院長に及び大蔵省に提出される、また下文に命じられるように証明され報告された時、それらは庶民院に提出される。またこのような決算書は、それらがそれぞれ関連する国務のために費やされた国庫金の「割当決算書」と呼ばれる。また大蔵省は、どんな部局によってこのような決算書が作成され国庫及び会計検査院長に提出されるかを決定する、また国庫及び会計検査院長は、下文に命じられるようにこのような決算書を証明し報告する。またそれについての報告書は、国庫及び会計検査院長によって署名される。

続く、第23条は「各部局は大蔵省によって規定されるかもしれないような会計の帳簿をつける」こと、第24条は「決算書の記載」について、第25条は「貸借対照表、又は明細書が、割当決算書に付随する」こと、第26条は「割当決算書は残高の処分等を説明する明細書によって付随される」ことを規定する。

その上で、第27条は「どんな仕方で、割当決算書の検査が、国庫及び会計検査院長によっておこなわれるか」について、次のように規定する。

すべての割当決算書は国庫及び会計検査院長によって庶民院のために検査される。またこのような決算書の検査において国庫及び会計検査院長は、第1に、決算する部局がその譲与金に負わせたところの支払が支払の取引証券又は証拠書類によって確認されるかどうか、また第2に、費やされた国庫金がこのような

譲与金が支給するべく意図された目的又は諸目的に当てられたかどうかを確認する。

但し、常に、前記の国庫及び会計検査院長が、大蔵省によって、割当決算書に含まれた又は含まれることになる支出又はこのような支出の一部分が大蔵省の権威によって裏づけられているかどうかを確認することを要求される時にはいつでも、国庫及び会計検査院長はこのような支出をその目的で検査し、また大蔵省に、このような検査に基づいて、このような権威なしに招かれたと思われる支出を報告することがこれによって制定される。 またもしも大蔵省がその結果このような権限のない支出を認可することが適切でないと考えるならば、それは議会譲与金に負わせることが適切でないと看做され、また下文に規定されるような仕方では庶民院に報告される、と。

続く第 28 条は「国庫及び会計検査院長は決算する部局における会計の帳簿等にアクセス権をもつ」こと、第 29 条は「如何に、別表 (B) に含まれる割当決算書の取引証票が検査されるか」について、第 30 条は「如何に、その他の取引証票が検査されるか」について、第 31 条は「国庫及び会計検査院長等によってなされる異議は、決算する部局に、また一定の場合、大蔵省に報告される」こと、第 32 条は「どんな報告書を、国庫及び会計検査院長が議会への提出のために作成するのか」について規定する。

続く 33 条以下では「割当決算書以外の決算書」等に関して規定し、最後の第 47 条では「法の開始」を 1867 年 4 月 1 日と規定する。

更に、別表 A では、「割当決算書」の提出期日について、陸軍決算書は国庫及び会計検査院長に 12 月 31 日、大蔵省に 1 月 31 日、庶民院に 2 月 15 日まで、海軍その他決算書は、それぞれ 11 月 30 日、1 月 15 日、1 月 31 日までと規定している。

1866 年「国庫及び会計検査院法」は、およそ以上のように規定している。本法が、「公金の全支出に対する完全なる議会統制を確保するための強力にして統一的な機構を規定する」ことによって、「公金調査特別委員会」の願望に応じた

ことが指摘されている⁵⁵⁰⁾。

これに対して、提案者たる大蔵大臣グラッドストーンの目的と意図に即していえば、本法の成立により「連合王国の公的会計のヨリ完全な検査のため」(前文)、とりわけ、(1) 統一的な「国庫及び会計検査院長」を設置する、(2)そして「割当会計検査を公的支出の全体に拡大」する、(2) これは「議会(庶民院)の財政統制の『循環』を完成させ」、「国庫金の真に権威ある管理人として、本院の任務が果たされた」ことになる。

このような意味で、本法の成立により、まさに「歳出予算」、「割当」、「支出」及び「会計検査」の諸手続きが1つに一貫して制度化され⁵⁵¹⁾、法的に財政統制の「循環」が完成するに至ったといえるのである。

〈1866年法の適用とそれによる財政統制「循環」の実際的完成〉

1866年法は、1867年4月1日に開始する旨を規定されていたのであるが、実際には、「1868-9年度が、1866年『国庫及び会計検査院法』の必要条件が完全に応じられた初年」であった⁵⁵²⁾。

従って、確認すべきは、このような1868年度の歳出予算のうち、同法によって初めて、法的に「割当決算書」の作成、会計検査及び議会提出等を規定されることになった「民事費」の場合の実際的経緯である。

確認すると⁵⁵³⁾、1868-9年度民事費譲与金の「割当決算書」たる1868年度「民事費割当決算書」は、(1870年 1月 5日付で国庫及び会計検査院長の日付をもち、また1870年 2月14日付で大蔵省覚書の日付をもって) 会期開始 [2月 8日] 直後の庶民院に提出され、それは1870年 2月16日に印刷命令され、3月19日に印刷された決算書として配布された。

これを受けて庶民院は、3月28日、決算委員会に関する [1862年 4月 3日の] 庶民院議事規則の議員数を「9人」から「11人」に修正したのち、11人からなる「決算委員会」を設置した⁵⁵⁴⁾。同「委員会」は、これらの1868年度割当決算書

⁵⁵⁰⁾ *English Historical Documents 1833-1874*, 1956, p. 559.

⁵⁵¹⁾ Cf. H. Roseveare, *op. cit.*, 1969, p. 140.

⁵⁵²⁾ *H. W. Chisholm's Return*, p. 660.

⁵⁵³⁾ Cf. *Ibid.*, p. 660.

⁵⁵⁴⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CC, 788. なお、委員11人は具体的に、以下である。Mr. [George Ward] Hunt(委員長), Mr. Candlish, Lord Frederick Cavendish, Mr. Algernon Egerton, Mr. William Fowler, Mr. Goldney, Mr. Liddell,

を審議し、1870年 6月22日、(民事費及び収入部局に関する)『第1次決算委員会報告書』⁵⁵⁵⁾、続いて1870年 7月18日、(軍事費に関する)『第2次決算委員会報告書』⁵⁵⁶⁾を庶民院に提出した。この『第1次決算委員会報告書』の冒頭において、同委員会が指摘した、「1868-9年度は、1866年国庫及び会計検査院法の必要条件がこの点で完全に応じられた初年であるので、われわれの財政史上新たな時代の開始をしるすものと看做される」⁵⁵⁷⁾、と。

従って、この時点で、1868年度歳出予算に関する財政統制の「循環」が実際にも完成し、この完成により、近代イギリス予算制度が「成立」するに至ったといえるのである。

④ 1867年、インド会計年度の4月30日から「3月31日に終わる年度」への変更最後に、イギリス本国における庶民院の財政統制の完成は、その直轄植民地たるインド財政にも及び、その会計年度の修正を余儀なくさせてくることに注目しておきたい。

すなわち、結論的にいえば、庶民院で審議されるインド財政に関して、「1867年に、決算書が作成される期間が[従来の]4月30日から3月31日に変えられた、また本院[全院]委員会の諸決議は以来、会期開始に続く、3月31日に終わる会計年度 financial year のための決算書について可決される」⁵⁵⁸⁾に至った。

続いて翌1868年、インド政府の国内決算書が、初めて庶民院の「決算委員会」に付託されるに至った⁵⁵⁹⁾。こうして直轄植民地たるインドに対する財政統制も完成したといえよう。

Mr. Pollard-Urquhart, Mr. Sclater-Booth, Mr. Seely (Lincoln), Mr. Stansfeld.

⁵⁵⁵⁾ *First report from the Committee of Public Accounts; together with the proceedings of the committee, minutes of evidence, and appendix*, 1870 (301).

⁵⁵⁶⁾ *Second report from the Committee of Public Accounts; together with the proceedings of the committee, and minutes of evidence*, 1870 (358)

⁵⁵⁷⁾ *First report from the Committee of Public Accounts; together with the proceedings of the committee, minutes of evidence, and appendix*, 1870 (301), iii.

⁵⁵⁸⁾ *First report from the Select Committee on East India Finance; together with the proceedings of the committee upon Tuesday, the 29th April 1873*, 1873 (179), iv.

⁵⁵⁹⁾ *H. W. Chisholm's Return*, p. 662.

第3節 1850年～60年代における貴族院関係及び国王関係に関する議事規則の修正＝完成

最後に、庶民院の貴族院及び国王との関係に関する1860年代における到達点＝完成形態を検討しておきたい。

(1) 貴族院との関係：1861年、貴族院の金銭法案に対する否決権行使の制約化
まず、貴族院との関係についていえば、市民革命(前後)期に、1671年と1678年の庶民院「決議」によって、貴族院は、国家の支出あるいは収入を扱う法案(＝金銭法案)を「先議する、あるいは修正する権能」から排除されたが、なお、1689年に庶民院が認めたように「金銭法案を否決する権能」は有していた。

これに対して、古典的自由主義期に入って、1860年、自由党政権の下で庶民院を通過した個別法案たる「紙税撤廃法案」Paper Duties Repeal Bill (＝金銭法案)を、貴族院が否決し、貴族院問題が発現した。

これに対して、政府の動議にもとづいて庶民院は、今後、貴族院による否決権能の行使を制するように税を賦課し免除する旨を「決議」し、それにもとづいて、翌1861年、紙税撤廃を含む課税諸提案を一括して、単一の包括的な「関税及び内国収入法案」として上程して、結局、1861年「関税及び内国収入法」⁵⁶⁰⁾として成立させることによって、以後、貴族院が金銭法案に対して有している否決権能の行使を困難にしたのである⁵⁶¹⁾。

(2) 国王との関係：1866年、「発議権」を国王へ限定する議事規則の修正＝完成

次に、国王との関係についていえば、市民革命(前後)期の1713年6月11日、庶民院は「財政的発議権」を国王に限定する「議事規則」として、「本院は、国王の勸奨であるものを除いて、国務に関連して金銭を求める請願を受理しな

⁵⁶⁰⁾ An Act to continue certain Duties of Customs and Inland Revenue for the Service of Her Majesty, and to alter and repeal certain other Duties (24 & 25 Vict., c. 20).

⁵⁶¹⁾ この時期の貴族院問題については、とりあえず、拙著『近代イギリス財政政策史研究』勁草書房、1994年、第1部 第四章を参照されたい。

い」⁵⁶²⁾ことを採用していた。

これに対して、古典的自由主義期に入ると、まず、1852年6月25日、少数政府である保守党のダービー Lord Derby 政権 (ディズレーリ B. Disraeli 大蔵大臣) の下で、庶民院は、陣笠議員の「新たな関税を発議する動議」の動きに対応して、W. E. グラッドストーンを含む「会期及び議事規則改定委員会」 Sessional and Standing Orders Revision Committee の報告書にもとづいて、1713年の議事規則を次の決議に修正 (= 拡大) した。すなわち、「本院は、国王から勸奨されるものを除いて、国務に関連して、金銭額を求める請願を受理しない、或いは金銭を譲与する動議について手続きをとらない」⁵⁶³⁾。

その後、この規則における落とし穴、すなわち、議員たちによる「議会によって供給される金銭から」賄われるという趣旨での動議を阻止することが必要となり、1713年議事規則に対する第2の修正 (= 拡大) として、1866年3月20日、自由党のラッセル政権 (グラッドストーン 大蔵大臣) の下の庶民院は、グラッドストーンの完全な支持を得て、エアトン C. J. Ayrton の次の動議を可決した。すなわち、「本院は、もしも国王から勸奨されないならば、国務に関連して金銭を求める請願を受理しない、或いは、統合国庫資金から支払われるのであれ議会によって供給される金銭から支払われるのであれ、譲与金或いは公的収入に対する負担を求める動議で手続きをとらない」⁵⁶⁴⁾。

こうして、「発議権」を国王へ限定する議事規則が完成されたのである⁵⁶⁵⁾。

第4節 小括：1850年～60年代における自由主義的財政統制の完成

1850年～60年代における、自由貿易推進・緊縮財政決議下での以上の考察を概括しておきたい。

⁵⁶²⁾ Cf. *Standing orders. Standing orders of the House of Commons. 1685-1851*, 1851 (644), p. 75.

⁵⁶³⁾ G. Reid, *op. cit.*, p. 39.

⁵⁶⁴⁾ *Ibid.*, pp. 40-41; Sir T. E. May, *op. cit.*, p. 929.

⁵⁶⁵⁾ 因みに、この「規則」を、1886年、アンソン Sir W. Anson は、「民主主義に賛成して互いに競争入札する無節操な政治家たち間での公金争奪戦に対する、納税者の偉大な防衛措置」と看做した。Cf. G. Reid, *op. cit.*, p. 41.

(1) 歳出入、予算審議面について

① 収入諸部局の歳出予算について、背景として、従来から(1854年まで)、収入の徴収と管理の全費用等を、国庫への途中の収入から支払うという慣行があり、それに対して1846年「穀物法撤廃法」成立後の1848年、庶民院が「もしも、公的会計のために受領される諸税とその他種々の所得源泉の金額が国庫に払込まれない或いはそのために会計されないならば、本院は国家収入の実効ある擁護者たりえないこと」を決議していた。

結局、1852年自由貿易推進決議後の1854年、「本院の一般的意見」に従って、初めて1854年度「収入諸部局歳出予算」が提出されるに至った。

② 「当該会計年度内になされる支払」適用について、このような「収入諸部局の議定費譲与金」に関して、1854年「割当法」により、軍事費の場合と同様に、「…を超えない金額」，そして「3月31日に終わる年度の間に支払う…」ことが規定され、こうして「当該会計年度内になされる支払」が適用されるに至った。

③ 歳入面では、1857年以来、所得税が「毎年税」となった。

④ 続いて1860年代に入り、大蔵省の事前統制について、1861年、諸部局の「歳出予算」の大蔵省による事前承認が規定された。

⑤ 「当該会計年度内になされる支払」適用について、民事費の場合、「費目流用」が許された軍事費と異なり諸困難があったのであるが、1857年「公金調査委員会の『報告書』」を受けつつ、ようやく1862年「割当法」により「民事費譲与金」への「当該会計年度内になされる支払」適用が規定されるに至った。

⑥ 民事費の歳出予算について、1863年2月に1863-4年度『民事費歳出予算』が提出され、それに続いて3月に、通常「割当法」の成立する8月末頃までの4～5ヵ月間に各「項」毎に「内金として」必要とされる金額を示すところの、イギリスの予算制度において特徴的な、1863-4年度『民事費(内金議定費)予算』が提出され、以後、毎年提出されることになった。

⑦ 軍事費との関連で、「セポイの反乱」後1858年「インド統治改善法」によって直轄植民地化したインドからの財政収奪についていえば、1861年法(24 & 25 Vict., c. 89)により、インドで陛下の軍隊のため退職給等に年間1人当たり£3. 10s. の支払、続いて1862年法(25 & 26 Vict., c. 27)により、在インド戦闘的兵士のために年間£10. の頭割り補助金の支払が開始した。

⑧ 歳入面では、1863年、間接税の茶税が「毎年税」化された。こうして、庶

民院は、直接税での所得税に加えて、間接税では茶税を毎年税とすることによって、それぞれ1つの重要な収入部門を年々のみ議決する収入統制体制を完成させた。

(2) 国債、国庫、決算審議面について

① 国庫＝公的会計について、1854年「公的収入及び統合国庫資金負担法」が制定されるのであるが、その政策的意図として、次のことが指摘された。すなわち、(1)「収入徴収費用のための歳出予算を編成する機会は、[その他の全ての負担を含めて] 2つの支出部門（一方での「既定費」、他方での「議定費」）間での負担のヨリよい区分」を行う機会であること、(2)また、それが達成される時、「完全に明瞭で、包括的で、また正確な公的会計制度を確立する」こと、「公的会計の簡素化」であること、と。

このような意図から制定されたこの1854年法は、連合王国の「総収入と支出を議会のヨリ直接的な審議と統制下に置くため」(前文)に、主要な規定内容として、(1)負担と支払について、「統合国庫資金に負担されることになるところの俸給、年金、補償その他の支払」(＝「既定費」)と「毎年の議決額によって…支給されることになるところの俸給及び支払」(＝「議定費」)に2区分すること、また(2)会計年度について、3月31日に終わる議定費年度を、「国庫決算書」が作成される財務会計年度として採用し、こうして会計年度として、統一的に、各年の3月31日に終る年度を採用すること、また(4月5日、7月5日、10月10日、及び1月5日という旧四季支払日に代わり)「3月31日、6月30日、9月30日、及び12月31日」を新たな四季支払日とすることを規定した。

② 国庫、決算審議に関する報告書として、「クリミア戦争」終結後の1856—57年、「国庫、支払部局、会計検査部局における公金の受取、支出及び会計検査を調査する」ために「公金調査特別委員会」が設置され、1857年『報告書』が提出された。これが1860年代に具体化されることになる。

③ 続いて、1860年代に入ると、「割当決算書」について、1857年『報告書』を受けて、1861年法(24 & 25 Vict., c. 93)により、「収入諸諸部局」、すなわち、税関、内国収入、郵便局のそれぞれの譲与金について毎年の「割当決算書」の作成、会計検査、議会への提出が規定され、こうして割当決算書の原則が収入諸部局に拡大されるに至った。

④ 議会における決算審議について、1857年『報告書』を受けて、1861年4

月、「公金に關連する本〔庶民〕院の職務の眞の完成」であるとして、庶民院「決算委員会」が設置され、翌1862年4月、それが「議事規則」化された。

⑤ 国庫、会計検査について、1857年『報告書』を受けつつも、ヨリ直接的には1865年「国庫監理長官」の引退表明を受けて、1866年「国庫及び会計検査院法」が制定された。

大蔵大臣グラッドストーンは、本法が実施された場合の議会（庶民院）の財政統制の「循環」の完成形態として、次のように指摘した。すなわち、「本院が金銭を議決…、この循環の最後の部分は、決算委員会がその職務を行うまで不完全のままだった。その時になって初めて、国庫金の眞に権威ある管理人として、本院の任務が果たされたと公正に言われ得たのである」、と。

このような1866年法は、「連合王国の公的会計のヨリ完全な検査のため」（前文）、主要な規定内容として、統一的な「国庫及び会計検査院長」設置（第3～9条）を規定した上で、「国庫金の収納、保管及び支出」（第10～20条）について、続いて「割当決算書」（第21～32条）については、特に「毎年の『既定費支出決算書』が議会のために作成され会計検査される」こと（第21条）、（最後まで残る民事費の「割当決算書」を含めて）「毎年の『国庫金割当決算書』が庶民院のために作成される」こと（第22条）、「どんな仕方で、割当決算書の検査が、国庫及び会計検査院長によっておこなわれるか」（第27条）等を規定し、最後の第47条では「法の開始」を1867年4月1日と規定した。

こうして、同法により、「歳出予算」、「割当」、「支出」及び「会計検査」の諸手続きが1つに一貫して制度化され、法的に庶民院による財政統制の「循環」が完成するに至った。

これを受けて、1866年法の必要条件を満たす初年度である1868-69年度歳出予算の『決算委員会報告書』提出（1870年7月）により、実際にも庶民院による財政統制の「循環」が完成した。

⑥ インドについていえば、イギリス本国における庶民院の財政統制の完成は、その直轄植民地たるインド財政にも及び、まず1867年、インド会計年度が4月30日から「3月31日に終わる年度」に変更され、続いて翌1868年、インド政府の国内決算書が、初めて庶民院の「決算委員会」に付託されるに至った。こうして直轄植民地たるインドに対する財政統制も完成したといえる。

(3) 貴族院との関係について

1861年、庶民院は（従来までの個別的な課税法案に代わり、課税諸提案を一括して）単一の包括的な「関税及び内国収入法」を成立させることにより、以後、貴族院が金銭法案に対して有している否決権能の行使を困難にした。

(4) 国王との関係について

庶民院は、「財政的発議権」を国王に限定する1713年「議事規則」を、1852年に修正（＝拡大）し、更に1866年に第2の修正（＝拡大）によって、完成させた。

以上のように、この古典期自由主義期（1815年～1870年）には、「古典的自由主義」財政政策として、庶民院による財政統制が展開された⁵⁶⁶）。

こうして、予算制度面で、近代イギリス予算制度が、1860年代末に、庶民院による財政統制の「循環」過程の完成によって、成立するに至ったといえるのである⁵⁶⁷）。

⁵⁶⁶） 自由貿易論者コブデン R. Cobden がグラッドストーンによって、初代の「国庫及び会計検査院長」になるべく求められた事実が、この点を象徴的に示している。Cf. H. Roseveare, *op. cit.*, 1969, p. 142.

⁵⁶⁷） このような近代イギリス予算制度の下では、1854年法による「3月31日に終わる1年」という財務会計年度の成立は、まさにイギリスにおける「財政民主主義」の成立を表示しているといえるのである。

第4章 1871-72年度予算の審議過程：庶民院の財政統制の「循環」過程

本章では、近代イギリス予算制度成立後の最初の本格的な予算と看做しうる1871-72年度予算について、予算及び決算の審議過程を、庶民院による財政統制の「循環」過程如何の観点から、具体的に考察していきたい。

第1節 予算の審議対象と編成

予算の審議過程を検討するに先立ち、予め、予算の審議対象と編成について極く簡単に確認しておきたい。

(1) 予算の審議対象

まず、表31『1872年3月31日に終わる1871-72会計年度について、大ブリテン及びアイルランド連合王国の国庫決算書』、その総括表である表31(2)「1871-72年度における公的收入と支出、及びその他の国庫受取と支払：1872年3月31日に終る年度に国庫受取と支払の全体、及び年度開始と終了時の国庫残高を示す現金勘定」に注目し、そこにおけるいわゆる「一般会計」部分——すなわち、「公的支出」側の[I]と[II]、「公的收入」の側の[II]——に即して、例年の予算審議の主要な対象項目を確認しておきたい。

歳出に関していえば、[I]「既定費」Consolidated Fund Servicesは、恒久的な議会制定法によってその支出が承認されており、従って、議会による毎年の議決を要しない費目である。

因みに、このような「既定費」を支出するために、「統合国庫資金」が不足していた場合には、1866年「国庫及び会計検査院法」第12条の規定により、不足額をイングランド銀行ないしアイルランド銀行から一時的に借入れることが認められていた。これは「一時的貸付」Temporary Advancesの中でも、「統合国庫資金不足貸付」Advances for Deficiency of the Consolidated Fundと呼ばれ、

表31 『1872年3月31日に終わる1871-72会計年度について、大ブリテン及びアイルランド連合王国の国庫決算書』

表31(1) 「『1871-72会計年度について、大ブリテン及びアイルランド連合王国の国庫決算書』の目次」

- I. 国庫受取と支出全体の決算書、年度の始めと終りの国庫残高とともに
- II. 国庫受取の詳細な明細書、種々の収入項目下に
- III. 国庫支出の詳細な明細書、種々の支出項目下に
- IV. その他の明細書：
有基債と無基債の元本と費用、及び年度起債あるいは償還額
国庫支出金の貸付による前払の詳細

表31(2) 「1871-72年度における公約収入と支出、及びその他の国庫受取と支払；
1872年3月31日に終る年度に国庫受取と支払の全体、及び年度開始と終了時の国庫残高を示す現金勘定」

公約収入とその他受取の項目	金額 (£)	公約支出とその他支払の項目	金額 (£)
[I] 1871年4月1日の国庫残高		[I] 既定費のための支払	
インクランズ銀行	5,678,914	有基債利息	21,947,385
アイルランド銀行	1,344,520	国債管理費	209,366
		有期年金	4,512,706
		無基債利息	169,943
			26,839,601
		王室費	406,238
		年金	304,879
		給与及び手当	103,320
		裁判所	649,200
		雑費 (通常)	282,966
		電信減債基金	50,869
			1,797,475
[I I] 国庫受取の収入		[I I] 議定費のための支払	
関税	20,326,000	陸軍費	15,861,580
消費税	23,326,000	海軍費	9,900,486
印紙税	9,772,000	信用議定費 (欧州での戦争)	101,096
地租及び家屋税	2,330,000		25,863,162
所得税	4,084,000	種々民事費	10,362,818
郵便局	4,680,000	税関及び内国税収入部局	2,578,093
電信事業	755,000	郵便局	2,465,691
王領地 (純収入)	375,000	電信事業	454,477
雑	4,060,314	郵便小包事業	1,138,700
総収入	74,708,314	総通常支出	42,852,943
			71,490,020
[III] その他の国庫受取		[III] 防衛工事費 (有期年金	
事業債起債による調達金	370,000	調達金からの支払)	370,000
防衛工事費のための年金創設による調達金		総支出 (防衛工事費含む)	71,860,020

<p>統合国庫資金貸付の返済 地金購入のため 公共事業・改善等のため サルブニーヤ貸付利子・減債基金</p>	<p>900,000 1,407,079 <u>80,000</u></p>	<p>2,387,079 138,991</p>	<p>[IV] その他の国庫支払 統合国庫資金負担貸付 硬貨用地金購入のため 公共事業・改善等のため</p>	<p>900,000 703,443 <u>1,603,443</u></p>
<p>議定費前払の返済 Greenwich病院のため</p>	<p>138,991</p>	<p>138,991</p>	<p>議定費前払 Greenwich病院のため 有基債の償却</p>	<p>138,991</p>
<p>国庫証券（無基債）発行</p>	<p>5,123,200</p>	<p>5,123,200</p>	<p>(1866年法[16条]による) 余剰収入 から有基債償却への適用金額 無基債の償却 (反対側のように) 国庫証券の新証券との交換 国庫証券の金銭での償却 国庫証券の償却</p>	<p>5,123,200 235,900 <u>700,000</u></p>
<p>一時的貸付の受取 財源援助貸付(1871年割当法[2条])[受取] 統合国庫資金不足貸付(1866年法[12条]) 以下のようを受取： 1871年9月30日に終わる四半期 1871年12月31日に終わる四半期 1872年3月31日に終わる四半期</p>	<p>1,000,000 1,800,000 1,300,000 1,700,000</p>	<p>1,000,000 4,740,000 <u>60,000</u></p>	<p>一時貸付の返済 財源援助貸付の増大収入から返済 統合国庫資金不足貸付の返済 増大収入から 余剰収入(減債基金)から</p>	<p>1,000,000 4,740,000 <u>60,000</u></p>
	<p><u>5,800,000</u> 95,551,020</p>		<p>[V] 1872年3月31日の国庫残高 イングランド銀行 アイルランド銀行</p>	<p>7,706,923 1,635,728 <u>9,342,652</u> 95,551,020</p>

[Finance Accounts of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, for the Financial Year 1871-72, ended 31st March 1872, 1872, pp. 8-9. より作成.]

表の網掛下のいわゆる「欄外会計」部分の収入側の [III] の項目に記載される（1871-72 年度の場合、「統合国库金資金不足貸付」の受取として、計 £4,800,000）。これによって、「既定費」の支出は確実に行われることになる。

これに対して、[II]「議定費」Supply Services は、議会に提出される「歳出予算」にもとづいて、議会によって毎年議決されねばならない費目である。従って、これが——必要により「既定費」のうちで変更される費目と共に——歳出関係の予算審議の主要な対象項目である。

なお、このような「議定費」の財源が資金繰り上で不足していた場合には、（後述するように）関係する財源法である「統合国库金（金額）法」、最終的には「割当法」の規定により、不足額をイングランド銀行ないしアイルランド銀行から一時的に借入れることが認められていた。これは「一時的貸付」の中では、「財源援助貸付」Advances in aid of Ways and Means と呼ばれ、表のいわゆる「欄外会計」部分の収入側の [III] の項目に記載される（1871-72 年度の場合、「財源援助貸付」の受取として £1,000,000）。これによって、「議定費」の支出も確実に行われることになる。

他方、歳入に関していえば、[II] 収入の大部分は税収入によって調達されているのであるが、このような税の大部分は、恒久的な議会制定法によってその賦課が承認されており、従って、議会による毎年の議決を要しないところの「永久税」Permanent Taxes であった。

これに対して、直接税の一つである「所得税」は 1857 年から、また間接税の一つである「茶関税」は 1863 年から、国王ないし政府に対する議会の統制を維持するために、議会によって、毎年一年間を限度として議決されるどころの「毎年税」Annual Taxes となった。従って、これが——必要により、「永久税」のうちで変更される税目および新しく賦課される税目と共に——歳入関係の予算審議の主要な対象項目である。

このように、例年の予算審議の対象となる費目と税目は限定されていた。

(2) 予算の編成

次に、例年の予算審議の対象となる予算自体の編成過程に注目したい。

表 32 「1871-72 年度の款 I から款 VII までの民事費歳出予算の概要」

款 I	公共事業と建築費
款 II	民事諸部局の給与と費用
款 III	法と司法費
款 IV	教育、科学及び芸術費
款 V	植民地、領事館その他外交費
款 VI	退職年金・退職手当、及び慈善その他の目的のための賜金費
款 VII	雑費
収入諸部局及び郵便小包業務	

[「1871 年度民事 [・収入部局] 費歳出予算」より作成。]

「歳出予算」Estimates の編成は、前年末に開始する。12 月 1 日ないしそれ以前に大蔵省は、政府の各種の民事諸部局および収入諸部局に対して、次年度についての各部局の歳出予算を大蔵省に提出することを求める。

これを受けて編成された民事及び収入諸部局の予算は、最終的には大蔵省承認 Treasury Sanction を経て、大蔵省財務次官 Financial Secretary to the Treasury によって署名され、陛下の命令 Her Majesty's Command により、庶民院に提出されてくる。

予算の書式についていえば、民事諸部局予算は各部局に対応してそれぞれの「款」Class に分割される。(1871-72 年度「民事 [・収入部局] 費歳出予算」⁵⁶⁸) の場合、表 32 「1871-72 年度の款 I から款 VII までの民事費歳出予算の概要」に表示したように、第 I 款「公共事業と建築費」、第 II 款「民事諸部局の給料と費用」、第 III 款「法と司法費」、第 IV 款「教育・科学及び芸術費」、第 V 款「植民地、領事館その他外交費」、第 VI 款「退職年金・退職手当、及び慈善その他の目的のための賜金費」、第 VII 款「雑費」、以上の 7 つである。)

この各「款」は更に多数の「項」Vote に分割されている。(1871-72 年度民事 [・収入部局] 費歳出予算の場合、項の合計数は 114 である。)

⁵⁶⁸) 1871-72. Estimates for civil services: for the year ending 31 March 1872, 1871 (125-I-VII).

このような「項」はそれぞれいわば支出目的を表しており、予算審議の際における「議決」の単位であるのみならず、予算の執行および決算の段階を通じて一貫して予算の単位となることに留意しておきたい。

これに対して、海軍省と陸軍省の予算の場合、まずそれぞれの総額が両省大臣と大蔵大臣との間での協議を経て、最終的には閣議において決定される。これを受けて両省で細部が決定された両省の予算は、大蔵省承認を経て、それぞれ海軍省委員会 Board of Admiralty と陸軍評議会 Army Council によって署名され、両大臣によって陛下の命令により庶民院に提出されてくる。

予算の書式についていえば、それぞれ、雇用されるべき兵員数に関する「A項」Vote A（陸軍の場合、さらに土着インド軍に関する「B項」）の外に、いくつかの「項」に分割されている。（1871-72年度予算の場合、項の合計数は、「海軍予算」⁵⁶⁹）で17、「陸軍予算」⁵⁷⁰）で26である。）

また、民事・収入諸部局予算と異なり、海軍・陸軍予算の場合、大蔵省の認可の下で各「項」間での「費目流用」Virement が認められている。

庶民院への提出の時期について、1821年2月19日の庶民院決議により、議会がクリスマス前に召集される場合には、翌年の1月15日以前に、以後に召集される場合には、庶民院の議定費委員会設置後10日間以内に提出することを命じられていた。

ところで予期せぬ事情により、元々の予算において議決された金額を超過する支出が必要となった場合には、「追加予算」Supplementary Estimates が必要となるが、このような予算は、大蔵省の承認の下で、各部局の元々の予算と同一の仕方で議会に提出される。提出の時期は、通常、庶民院の議定費委員会が閉会する直前の6月ないし7月（この場合には「夏期追加予算」Summer Supplementaries と呼ばれる）、および会計年度が終了する直前の2月（この場合には「春季追加予算」Spring Supplementaries と呼ばれる）である。（1871-72年度予算の場合、後

⁵⁶⁹) *Navy estimates for the year 1871-72, with appendix. [Account of naval old store moneys and extra receipts in 1869-70.], 1871 (4).*

⁵⁷⁰) *Army estimates of effective and non-effective services, for 1871-72, 1871 (5).*

述するように、1871年7月28日に『1871-72年度民事費追加予算』及び8月3日に『1871-72年度海軍追加予算』等が提出された。）

以上のように編成され庶民院に提出された歳出予算にもとづいて、例年の予算審議が始まるのである。

第2節 1871-72年度予算の予算審議過程

さて、議会（庶民院）による財政統制の「循環」過程はどのように貫徹してくるのであるか。このような観点から、第1次グラッドストーン政権下の議会に提出された1871-72年度予算について、予算及び決算の審議過程を具体的に考察していきたい。

まず、本節では、1871-72年度予算について、予算審議過程を検討したい。

予め、時期区分する必要がある。議会の会期は、通常、2月中旬に始まり、8月末頃に終るのであるが、このような会期は、3月31日に終了する会計年度と4月1日に開始する会計年度という2つの会計年度に跨っており、このことが各会期における予算審議を複雑にしている。

従って、予算の審議過程を時期区分し、まず3月31日までの前期とそれ以降の後期に大別したうえで、更に前期を、(1) 会期開始期＝予算審議準備期と(2) それ以降、3月31日以前の「統合国庫資金(金額)法」成立までの時期に2分し、また後期を、(3) 4月1日以降、歳入関係での「財政演説」以後、「関税及び所得税法」(及び「関税及び内国収入法」)成立までの時期と(4) それ以降、8月末頃における「割当法」成立までの時期に2分することにより、以上の4つの時期について、表33「1871-72年度予算の審議過程」を手掛りとして、予算審議過程を順次検討していくことにしたい。

(1) 会期開始期＝予算審議準備期

1871年の議会会期は、1871年2月9日(木曜日)、貴族院における女王の「議国会期開会勅語」Queen's Speechによって開始する。

具体的にいえば、貴族院の玉座に着席後、女王は庶民院議員の出席を求める旨

5・26 (金)				更に内金決議、民事第43、850	1871年「關稅、所得稅法」成立
6・1 (木)				決議、民事、I-1-(1)～(29)	
6・7 (火)				決議、民事、I-1-(30)～(41)、III-1-(1)～(3)	
6・16 (月)				決議、民事、I-1-(4)～(13)、III-1-(5)～(96)、取入部局、I-V	
6・20 (木)				決議、民事、I-1-(1)～(6)	
6・21 (金)				決議、民事、I-1-(7)～(22)、(26)～(30)、VI-1-(1)～(4)	
6・23 (日)				決議	
6・25 (月)				統一資金(10,000,000)法案上程	
6・27 (火)				同上、全院委員会同意	
6・30 (金)				同上、第2議院通過	
7・10 (月)				同上、第3議院通過	
7・11 (火)				同上、全院委員会同意	
7・12 (水)				同上、第2議院通過	
7・13 (木)				同上、第3議院通過	
7・14 (金)				決議、雜字算、IV-(11)	
7・17 (月)				統一資金(10,000,000)法案上程	
7・18 (火)				同上、全院委員会同意	
7・20 (木)				同上、第2議院通過	
7・24 (月)				同上、第3議院通過	
7・28 (金)				「統一資金(10,000,000)法」成立(34 & 35 Vict., c. 51)	
7・31 (月)				1871-72年度民事追加予算提出(2218, 840)	
8・7 (月)				決議、民事、I-1-(1)～(2)、IV-(1)～(10)、(12)～(16)、V-(1)	
8・8 (火)				決議(7) (8)	
8・9 (水)				決議(9) (12) (13) (14) 追加(16) (17)	
8・9 (火)				決議	
8・11 (金)				決議(3)	
8・12 (土)				決議、民事、I-1-(23)～(24)、IV-(3) V-(2)～(5)、追加、決議(9)～(25) (26) [追加]	
8・14 (月)				決議、民事、I-1-(6)～(9) [追加] 決議(22, 132)	
8・15 (火)				統一資金(10,000,000)法案上程	
8・16 (水)				同上、第2議院通過	
8・17 (木)				同上、全院委員会同意	
8・18 (金)				同上、第2議院通過	
8・19 (土)				統一資金(10,000,000)法案上程	
8・21 (月)				同上、第2議院通過	
				1871年「前当法」成立	
				(34 & 35 Vict., c. 89)	
				1871年「關稅、内國收入法」成立	
				(34 & 35 Vict., c. 105)	

[Hansard' s Parliamentary Debates. の関係箇所より作成。]

を黒杖官 Gentleman Usher of the Black Rodに命じ、そして庶民院議員がその議長 Speakerとともに出席したのち、女王の指示で大法官 Lord Chancellorが読み上げる。この「開会勅語」のなかで女王は、特に「庶民院議員達」Gentlemen of the House of Commonsのみに向かって、来る年度のための「歳出予算」を提出させる旨を伝える⁵⁷¹⁾。

この「開会勅語」を受けて、貴族院では直に「勅語奉答文」Address to Her Majesty on Her Most Gracious Speechが動議されるのであるが、庶民院では、議長が「開会勅語」の写しCopyを読んだ後に、同様の「勅語奉答文」が動議され、審議後、翌10日、同意される⁵⁷²⁾。

また庶民院に予算審議のための2つの全院委員会、すなわち、議定費を審議するための「議定費委員会」Committee of Supplyと議定費を調達するための「財源委員会」Committee of Ways and Meansが設置される。加えて、「決算委員会」も設置される。

また審議の対象となる各種歳出予算が、会期開始日以降、王命により庶民院に提出され、直ちに議定費委員会に付託される。

具体的にいえば、2月9日に『1871-72年度海軍歳出予算』⁵⁷³⁾、翌10日に『1871-72年度戦闘的及び非戦闘的軍務の陸軍歳出予算』⁵⁷⁴⁾、その後3月25日に『1871-72年度民事(内金議定費)予算：1872年3月31日に終わる年度について「内金」議定費が必要とされるそれぞれの国務を示す歳出予算』(£1,786,100)⁵⁷⁵⁾、及び『1871-72年度収入部局(内金議定費)予算：1872年3月31日に終わる年度について「内金」議定費が必要とされるそれぞれの国務を示す歳出予算』(£70,000)⁵⁷⁶⁾、そして同月27日に『1871年度民事[・収入部

⁵⁷¹⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CCIV, 1-2, 7.

⁵⁷²⁾ *Ibid.*, 53, 146.

⁵⁷³⁾ *Navy estimates for the year 1871-72, with appendix. [Account of naval old store moneys and extra receipts in 1869-70.]*, 1871 (4).

⁵⁷⁴⁾ *Army estimates of effective and non-effective services, for 1871-72*, 1871 (5).

⁵⁷⁵⁾ *Civil services. 1871-72. An estimate showing the several services for which a further vote "on account" is required for the year ending 31st March 1872*, 1871 (126) (249).

⁵⁷⁶⁾ *Revenue departments. 1871-72. Estimates for revenue departments. Estimate showing the service for which a vote "on account" is required for the year ending*

局] 費歳出予算』⁵⁷⁷⁾が提出された。

その他に、前年度及び前々年度に関する予算として、3月13日に『1870-71年度民事費追加予算：1870年会期に提出された歳出予算で既に支給された金額に加えて、1871年3月31日に終わる年度の支出のために議決される必要のある金額の歳出予算：£211,642』⁵⁷⁸⁾及び『1870-71年度収入部局費追加予算：1870年会期に提出された歳出予算で既に支給された金額に加えて1871年3月31日に終わる年度の支出のために議決される必要のある金額の歳出予算：£148,265』⁵⁷⁹⁾、また続く16日には『1869-70年度民事費超過明細書：1870年3月31日に終わる年度について一定の民事譲与金での超過を補うために議決される必要のある金額の明細書：£63,973 3s. 4d. (注：国庫に戻されることになる同年度の残る民事譲与金での余剰は£623,286になる)』⁵⁸⁰⁾が提出された。

加えて、2月9日、庶民院において「女王からの書信」Message from the Queenが議長によって読まれ、その中で、女王は「ルイーゼ Louise 王女とローン Lorne 侯爵の間での近づきつつある婚姻」に関して、庶民院が「この婚姻に鑑みて、国王の威厳に適切なような支給を Louise 王女に対して行うこと」を求めた⁵⁸¹⁾。

以上のことにより、予算審議の準備が完了したといえよう。

(2) 「統合国庫資金(金額)法」成立までの時期

3月31日までのこの時期に必要とされることの一つは、特別な(追加予算要求

31st March 1872, 1871 (127).

⁵⁷⁷⁾ 1871-72. *Estimates for civil services: for the year ending 31 March 1872*, 1871 (125-I-VII).

⁵⁷⁸⁾ *Civil services. 1870-71. Supplementary estimate. An estimate of sums required to be voted for the expenditure of the year ending 31st March 1871, in addition to the sums already provided in the estimates presented in the session of 1870*, 1871 (89).

⁵⁷⁹⁾ *Revenue departments. 1870-71. Supplementary estimate an estimate of sums required to be voted for the expenditure of the year ending 31st March 1871, in addition to the sums already provided in the estimates presented in the session of 1870*, 1871 (90).

⁵⁸⁰⁾ *Civil services. 1869-70. Statement of excesses. A statement of sums required to be voted in order to make good excesses on certain grants for civil services, for the year ending 31 March 1870*, 1871 (104).

⁵⁸¹⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CCIV, 146.

である)「女王書信(婚姻持参金支給要求)」等の他に、一般的にいえば、必要により現会計年度についての「追加予算」、及び超過収入等の利用によって既に超過支出を行なった場合、その承認を求めて提出されるところの「超過議定費 Excess Votes 予算」を審議・承認することである。

このために、具体的には、議定費委員会において、2月16日、首相グラッドストーンにより、「£30,000の金額が、ルイーゼ王女 Her Royal Highness the Princess Louise Caroline Alberta の婚姻持参金のため、女王陛下に譲与される」旨の決議が動議され、審議後に(349対1で)議決された⁵⁸²⁾⁵⁸³⁾。

議定費委員会での以上の決議は、翌17日、本会議に報告された。

また3月20日、(1870-71年度民事費追加予算たる)「£211,642を超えない追加額が、1871年3月31日に終わる年度中に支払われる民事費のため、女王陛下に譲与される」旨の動議が個別的に審議されて議決され、続いて(1870-71年度収入部局費追加予算たる)「£148,265を超えない追加額が、1871年3月31日に終わる年度中に支払われる内国収入及び郵便小包業務のため、女王陛下に譲与される」旨の動議、及び(1869-70年度民事費超過予算たる)「£63,973 9s. 11d.を超えない金額が、1870年3月31日に終わる年度について次の民事費の譲与金を超える支出の超過を埋合せるため、女王陛下に譲与される、すなわち…」という旨の動議も議決された⁵⁸⁴⁾。

翌21日、以上の決議が本会議に報告された。

また同日、議定費委員会で(1870-71年度(民事費)追加予算たる)「£8,700を超えない追加額が、1871年3月31日に終わる年度中に支払われる Greenwich 病院及び学校のため、女王陛下に譲与される」旨の動議も議決された。

議定費委員会での決議が本会議に報告され、審議後に承認されたのち、同21

⁵⁸²⁾ *Ibid*, 359-371.

⁵⁸³⁾ この決議にもとづき、2月28日、「女王陛下がルイーゼ王女殿下 Her Royal Highness the Princess Louise Caroline Alberta に対する年金を支払うのを可能にする法律」An Act to enable Her Majesty to settle an Annuity on Her Royal Highness the Princess Louise Caroline Alberta (34 Vict., c. 1) が制定された。同法は、第1条で、「女王陛下がルイーゼ王女殿下に生涯間、6,000ポンドの年金を譲与する権能」、また第2条で、「年金は統合国庫資金に賦課される」ことを規定している。

⁵⁸⁴⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CCV, 308-328.

日、「財源委員会」において、以上のような決議によって承認された議定費を調達するための決議（£462,580 9s. 11d.）が議決された。

続いて、この決議が、翌22日、本会議に報告され承認された時、本院は、この決議に効力を与えるための「統合国库資金（£462,580 9s. 11d.）法案」Consolidated Fund（£462,580 9s. 11d.）Bill が財源委員会委員長ドッドソン J. G. Dodson、大蔵大臣ロウ R. Lowe、及び大蔵省財務次官バクスター W. E. Baxter によって上程されることを命じる。こうして上程された同法案は、庶民院において審議後の27日、第3読会を通過＝「承認」され、続いて貴族院で30日、第3読会を通過＝「同意」されたのち、庶民院議長を経て、国王裁可により同30日、「統合国库資金（£462,580 9s. 11d.）法」として立法化された。

同法、正式には、「1870年と1871年の3月31日に終る年度の国務に、統合国库資金から£462,580. 9s. 11d.の金額を適用する法律⁵⁸⁵⁾」は、その「前文」において、制定理由として、「大ブリテン及びアイルランド連合王国庶民院は、召集された議会で、本会期にわれわれが陛下に快く譲与した議定費を補うために、下文に言及される金額を陛下に譲与することを決議した」ことを記している。

そして、第1条で「£462,580. 9s. 11d.を統合国库資金から支出する権能」、すなわち、「女王陛下の大蔵委員会」が、£462,580. 9s. 11d.を「大ブリテン及びアイルランド連合王国統合国库資金」から支出し、1870年及び1871年の3月31日に終わる年度の国務のため女王陛下に譲与した議定費を補うのに適用してもよいこと。第2条で「大蔵省に対する上記金額のクレジットで借入れる権能」、すなわち、大蔵委員会が、総額でこの金額を超えない範囲で借入れ、その金額を次の四半期までに年間5%を超えない利子付きで、統合国库資金の増大する結果から返済してもよいこと、またそのように借入れた金額が陛下の国库勘定の貸方に置かれ、統合国库資金の一部を成し、このような資金が利用されうる方法で利用されうることを規定している。

かくして必要とされた支出が法的に確実に行われることになるのである。

⁵⁸⁵⁾ An Act to apply the sum of four hundred and sixty-two thousand five hundred and eighty pounds nine shillings and eleven pence out of the Consolidated Fund to the service of the years ending the thirty-first day of March one thousand eight hundred and seventy and one thousand eight hundred and seventy-one (34 Vict., c. 6).

更にもう1つ、3月31日までのこの時期に特に必要とされることは、新会計年度についての各部局の予算に関して、それを8月末項の最終的承認に先立って、4月1日以降8月末項までの4~5ヵ月間に各部局によって必要とされる議定費を審議し承認することである。

この目的のため、海軍及び陸軍予算の場合、各「項」間での「費目流用」が認められているため、8月末項までの期間に必要とされる議定費のためには、予め、海軍及び陸軍大臣が、それぞれ本会議から議定費委員会に移行するために必要とされる「議長退席」動議を提出し、そこで海軍・陸軍予算の説明を行い、そしてこの動議が可決されたのち議定費委員会において、委員長の動議により、まず雇用されるべき兵員数についての「A項」の決議が審議されて議決され、そのうえで通常、このような兵員の給与についての「第1項」を含むいくつかの「項」の決議が審議され議決される。

具体的には、陸軍予算の場合、2月16日、議定費委員会において、陸軍大臣カードウェル E. Cardwellが「A項」決議、すなわち「1872年3月31日に終わる年度の軍務のため地上軍の数は、土着インド軍1,760人と一緒に、135,047人に定められる」旨の決議を動議したが、それは討論後に撤回されたのち、3月23日、再動議され、具体的には、(1)「兵員135,047人を超えない数の地上軍が、(インドで勤務する諸連隊の大ブリテン及びアイルランド連合王国における兵站部 Depots とともに雇用される全階級の平均数6,385人を含めて) 1871年4月1日から1872年3月31日まで大ブリテン及びアイルランド連合王国の軍務のため維持されること」及び(2)「1,760人の土着インド軍」が議決された。続いて「第1項」決議、すなわち、「£5,411,900を超えない金額が、1871年4月1日から1872年3月31日までに支払われる、インドを除く内外で地上軍の給与、手当て及びその他費用を支払うため、陛下に譲与される」旨の決議が議決された⁵⁸⁶。

同23日、財源委員会において、この決議によって承認された議定費を調達するための決議 (£5,411,900) が議決された。

続いて、翌24日、この決議は本会議に報告され承認された時、本院は、この決議に効力を与えるための「統合国库資金 (£5,411,900) 法案」 Consolidated Fund (£5,411,900) Bill が、財源委員会委員長、大蔵大臣及び大蔵省財務次官

⁵⁸⁶) *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CCIV, 327 ; CCV, 517, 533, 544.

によって上程されることを命じる。こうして上程された同法案は、庶民院において審議後の29日、第3読会を通過＝「承認」され、続いて貴族院で翌30日、第3読会を通過＝「同意」されたのち、庶民院議長を経て、国王裁可により翌31日、「統合国庫資金(£5,411,900)法」として立法化された。

同法、正式には「1872年3月31日に終る年度の国務に、統合国庫資金から£5,411,900の金額を適用する法律」⁵⁸⁷⁾も、「前文」で制定理由として、「大ブリテン及びアイルランド連合王国庶民院は、召集された議会で、本会期にわれわれが陛下に快く譲与した議定費を補うために、下文に言及される金額を陛下に譲与することを決議した」ことを記している。

そして、第1条で「£5,411,900を統合国庫資金から支出する権能」、すなわち、大蔵委員会が、£5,411,900を大ブリテン及びアイルランド連合王国統合国庫資金から支出し、1872年3月31日に終る年度の国務のために陛下に譲与した議定費を補うのに適用してもよいこと。第2条で「大蔵省に対する上記金額のクレジットで借入れる権能」、すなわち、大蔵委員会が、総額でこの金額を超えない範囲で借入れ、そのように借入れた金銭を次の四半期までに年間£100当たり£5を超えない利子付きで、統合国庫資金の増大する結果から返済してもよいこと、またそのように借入れた金額は陛下の国庫勘定の貸方に置かれ、統合国庫資金の一部を成し、またこのような資金が利用されうる方法で利用されること、を規定している。

かくして4月1日以降8月末項までの期間に、陸軍によって必要とされた支出が法的に確実に行われることになるのである。

また海軍予算の場合、3月27日、議定費委員会において、海軍大臣ゴーシェン G. J. Goschenが「A項」決議、すなわち「1872年3月31日に終わる年度の海上及び沿岸軍務のため、海兵隊員14,000人を含めて、兵員と見習い水兵61,000人が雇用される」旨の決議を動議し、それが議決されたのち、「第1項」決議、すなわち、「£2,693,336を超えない金額が、水兵・海兵隊の費用を支払うため

⁵⁸⁷⁾ An Act to apply the sum of five million four hundred and eleven thousand nine hundred pounds out of the Consolidated Fund to the service of the year ending the thirty-first day of March one thousand eight hundred and seventy-two (34 Vict., c. 7).

陛下に譲与される」旨の決議も議決された⁵⁸⁸⁾。

この決議は、翌28日、本会議に報告され承認された。(それに基づく法案については後述する。)

これに対して、民事及び収入諸部局予算の場合、陸軍及び海軍予算と異なり、各「項」間での「費目流用」が認められていなかったため、3月25日に、新会計年度全体について各「項」毎に必要なとされる総額の他に、8月末頃までの4～5ヵ月間に各「項」毎に「内金として」on account 必要とされる金額を示すところの『民事(内金議定費)予算(£1,786,100)』及び『収入部局(内金議定費)予算(£70,000)』が提出された。

これらの予算は、それを付託された議定費委員会において審議され、31日、それぞれ「£1,786,100を超えない金額が、1872年3月31日まで、次の民事費を支払うため、内金として、女王陛下に譲与される、すなわち…」という旨の決議、及び「£70,000を超えない金額が、1872年3月31日まで、郵便電信業務の費用を支払うため、内金として、女王陛下に譲与される」旨の決議が議決された⁵⁸⁹⁾。

新会計年度に入って、この決議は、4月3日、本会議に報告され承認された。

そして、この内金議定費決議に法的効力を与えるため、先の海軍予算決議、続く4月17日の陸軍議定費決議、更に27日の海軍議定費決議とともに、まず5月11日、財源委員会において、以上の決議によって承認された議定費を調達するための決議(£7,000,000)が議決された。

続いて15日、この決議が本会議に報告され承認されたのち、本院は、「統合国库資金(£7,000,000)法案」Consolidated Fund (£7,000,000) Bill が財源委員会の委員長、大蔵大臣及び大蔵省財務次官によって上程されることを命じる。

こうしてようやく上程された同法案は、庶民院において審議後の19日、第3読会を通過＝「承認」され、続いて貴族院で22日、第3読会を通過＝「同意」されたのち、庶民院議長を経て、国王裁可により25日、「統合国库資金(£7,000,000)法」として立法化された。

同法、正式には、「1872年3月31日に終る年度の国務に、統合国库資金から

⁵⁸⁸⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CCV, 689, 713.

⁵⁸⁹⁾ *Ibid.*, 1028, 1038-41.

£7,000,000 の金額を適用する法律⁵⁹⁰⁾も、同様に「前文」で制定理由として、「庶民院は、召集された議会で、本会期にわれわれが陛下に快く譲与した議定費を補うために、下文に言及される金額を陛下に譲与することを決議した」ことを記し、そして第1条で「大蔵省は£7,000,000を統合国庫資金から支出してもよい」こと、第2条では「大蔵省に対する上記金額のクレジットで借入れる権能」を規定している。

かくして4月1日以降8月末項までの期間に、民事及び収入諸部局、及び海軍によって必要とされた支出が法的に確実に行われることになるのである。

(3) 歳入関係での「財政演説」以後、「関税及び所得税法」成立までの時期

3月31日に国庫勘定が閉じられ（従って、前1870-71会計年度の国庫勘定決算が明らかにされ）、新1871-72会計年度に入ってから出来るだけ早い時期たる4月20日、大蔵大臣ロウは、財源委員会において「財政演説」Financial Statementを行い、「歳入予算」Budgetを公表する。

この演説において⁵⁹¹⁾、まず、前1870-71年度の歳入及び歳出の実績額について、歳入面では、見積額£67,634,000に対して、実績額が£69,945,220で、超過額が£2,311,220であったこと、歳出面では、「ヨーロッパでの戦争」[＝普仏戦争]勃発に伴い、8月における「信用議定費」£2,000,000からの支出額£1,350,000を加えて、見積額£69,486,000に対して、実績額が£69,548,539で、超過額が£63,539であったこと、従って、歳入実績額マイナス歳出実績額として、残額＝余剰は£396,681であったこと、を明らかにした。

次に、新1871-72年度について、まず歳出予算で示された議定費および現行法のもとで必要とされる既定費の合計額たる歳出見積額は£72,308,000であり、これは前年度の「割当法」で示された歳出見積額£69,876,000に対して£2,432,000の増加であること。これに対して、現行の課税にもとづく歳入見積額は£69,595,000であり、これは前年度歳入実績額£69,945,000に対して、

⁵⁹⁰⁾ An Act to apply the sum of seven million pounds out of the Consolidated Fund to the service of the year ending the thirty-first day of March one thousand eight hundred and seventy-two (34 Vict., c. 20).

⁵⁹¹⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CCV, 1391-1418.

£350,000 の減少であること。従って、歳出見積額マイナス歳入見積額として、不足額が£2,713,000 であること、を明らかにした。

続いて、この不足額を賄うため、政府が歳入面で必要とするところの永久税の変更、毎年税の継続及び変更を提案する。

すなわち、(1) まず、[印紙税 Stampsの項目下で、相続税の一種である] 遺留動産税 Probate Duty, 非継承的動産取得税 Legacy Duty, 不動産・継承的動産取得税 Succession Duty(に関して⁵⁹²⁾)、① 遺留動産税については、無遺言の場合と遺言の場合での税率の相違を廃止することなど、② 非継承的動産取得税と不動産・継承的動産取得税については、その血族関係等級別税率を直系親の場合には1%から2%に、兄弟姉妹あるいはその卑属の場合には3%から3.5%に引上げることであり、これらによる増収額は最終的には£1,020,000 であるが、現年には£300,000 である。

(2) [消費税 Excise の項目下で] 「マッチ税」 Matches Duty を新設し、普通マッチの場合、100本の箱毎に1/2d.の印紙、耐風マッチ等の場合、100本の箱毎に1d.の印紙を賦課することであり、これによる収入額は現年に£550,000 である。

(3) [毎年税である] 所得税については、査定様式を(「ペニー」 penny から)「百分率」 percentage に変更し、現行税率である£当り4d.が£100 当たり£1 13s. 4d.に相当するので、これを£100 当たり£2 4s.に引上げることであり、これによる増税額は£1,950,000 である。

以上の提案による増税額£2,800,000 を加えて、最終的な歳入見積額は£72,395,000 となり、歳出見積額との差額として余剰£87,000 が残ることが明らかにされた。

大蔵大臣による財政演説終了後、委員長により必要とされる予算決議 Budget Resolution として、最初に次のような「マッチ税」決議が動議された。すなわち、

「陛下に譲与された議定費を調達するため、1871年5月10日以後、連合王国で販売される又は販売用に陳列される、又は販売のため提供される又は用意され

⁵⁹²⁾ これらの相続税の内容に関しては、前掲拙著『近代イギリス財政政策史研究』第1部 第四章を参照されたい。

るところの、連合王国で製造されたのであれ輸入されたのであれ、摩擦によって、又は実際の火又は熱の充用による以外によって点火されるように用意された黄燐マッチ、耐風マッチその他のマッチ（下文で「マッチ」Matches と呼ばれる）の箱又はその他の封入物毎に対して、次のような消費税率が賦課され支払われること、すなわち：

その箱又は封入物が、点火のための物質とは別に、全く木材からなる場合、
もしも、そこに含まれるマッチの数が 100 本を超えないならば、1/2d.

もしも、そこに含まれるマッチの数が 100 本を超えるならば、このような数のうち 100 本毎に、また 100 本の端数に対して、1/2d.

その箱又は封入物が、点火のための物質とは別に、全く又は部分的に木材以外のものからなる場合、

もしも、そこに含まれるマッチの数が 50 本を超えないならば、1/2d.

もしも、そこに含まれるマッチの数が 50 本を超えるならば、このような数のうち 50 本毎に、また 50 本の端数に対して、1/2d.

またマッチの箱又は封入物に対する本税はこのような箱又は封入物に添付される印紙 Label によって示され、またそれによって徴収されること⁵⁹³⁾。

この決議は、続く審議後に、201 対 44 の多数で議決された⁵⁹⁴⁾。

続いて翌 21 日、財源委員会での予算決議が本会議に報告され、審議後に 113 対 51 の多数で承認された時、本院は、決議にもとづく法案が上程されることを命じ、こうして「マッチ税法案」が財源委員会委員長、大蔵大臣及び大蔵省財務次官によって上程された。

ところが、その後、院の内外からの反対のため、予算提案全体が撤回され変更されることになったので、その過程を確認しておきたい。

まず、翌週の 24 日(月曜日)、主に少年と少女からなるマッチ製造業者が庶民院まで抗議行進を行い⁵⁹⁵⁾、また同夜、財源委員会に移行するための議長退席動議に対して、自由党議員のホワイ ト J. White が「本院の意見では、政府によって提案された追加課税は、既存の状況によって正当化さえない諸負担を国民に伴

⁵⁹³⁾ *Ibid.*, 1418-19.

⁵⁹⁴⁾ *Ibid.*, 1454.

⁵⁹⁵⁾ S. Buxton, *op. cit.*, p. 126.

う」旨の修正案を動議したが、この動議は257対230の僅少差で否決された⁵⁹⁶⁾。

続いて、翌25日、保守党議員ディズレーリは、「政府の財政的諸提案は満足なものではなく、また政府がそれを再考することが適切である」旨の決議案を動議する通告を与えた⁵⁹⁷⁾。

これに対して、政府はマッチ税提案を撤回することを決定し、翌26日、ディズレーリ動議が提出されるのに先立ち、大蔵大臣は政府が残念ながら、提案したマッチ税を放棄する決定をしたこと、しかし「その他の諸提案が次の木曜日[4月27日]に続行されること」を表明した。こうして、まず「マッチ法案」が撤回された。

しかし、保守党の反対に加えて、自由党議員の多くが、このマッチ税の放棄のみでは決して彼等のこの「予算」に対する敵対を排除しないことを政府に理解させた。そのため、内閣は大蔵大臣を見捨てねばならなかった⁵⁹⁸⁾。

そして木曜日(4月27日)に、財源委員会へ移行する議長退席動議が出された時、首相のグラッドストーン自身が政府のために、元々の「予算」のうち残る諸提案の全てを撤回し、代わりに2ペンスの所得税を賦課する旨を表明した⁵⁹⁹⁾。

こうして元々の予算提案が全て撤回され、代わりに所得税の4d. から6d. への引上げが提案されるに至った。

これを受けて、5月1日、財源委員会へ移行する議長退席動議に対して保守党議員スミス W. H. Smith が提出したところの「所得税が政府の財政提案で熟慮された程度にまで増加されることは不適切である」旨の修正案が、335対250で否決されたのち、移行した財源委員会で、大蔵大臣が次のような所得税「決議」を動議した。すなわち、

「陛下に譲与された議定費を調達するため、陛下の治世16&17年に成立した34号の法律 [=1853年所得税法] で財産、専門的職業、商売及び官職から生じる利潤に対する税を陛下に譲与するために賦課されるように言及され又は規定された全ての財産、利潤及び利得に対してまたそれに関して、1871年4月6日に開始する1年間、次の税率が賦課され徴収され支払われること、(すなわち)：

⁵⁹⁶⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CCV, 673.

⁵⁹⁷⁾ *Ibid.*, 1780.

⁵⁹⁸⁾ S. Buxton, *op. cit.*, p. 127.

⁵⁹⁹⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CCV, 1780.

(前記法律の別表(B)下に賦課されるものを除いて)このような全ての財産、利潤及び利得の年価値又は額のうち20 シリング毎に対して、6 ペンスの税率；

また前記法律の別表(B)下に賦課される土地、保有財産、法定相続財産及び世襲財産占有に関して、その年価値のうち20 シリング毎に対して；イングランドでは、3 ペンスの税率；またスコットランドとアイルランドでは2と1/4 ペンスの税率；

全ての源泉からの総所得が年間100 ポンド以下である人の免除、及び所得が年間200 ポンド以下である人の軽減のための、ヴィクトリア治世26年に成立した22号法律 [=1863年「関税及び内国収入法」Customs and Inland Revenue Act]の3条に含まれる諸規定に従って。」

この決議は同意された⁶⁰⁰⁾。

続いて5月4日、財源委員会での所得税決議が本会議に報告され、それに対する自由党議員トレズ W.M. Torrensの「6 ペンス」の代わりに「5 ペンス」にする旨の修正案が294対248で否決されて、決議が承認された時に、本院は、決議にもとづく法案が上程されることを命じ、こうして「所得税法案」Income Tax Billが上程された⁶⁰¹⁾。

更に5月8日、財源委員会で、毎年税である「茶税」Tea Dutiesを継続する次のような決議が議決された。すなわち、

「女王陛下に譲与された議定費を調達するため、今茶に対して賦課されている関税 Duties of Customsが、1871年8月1日から1872年8月1日まで、大ブリテン又はアイルランドへの輸入の際に賦課され続けること(すなわち)：茶1重量ポンドに対して6 ペンス」⁶⁰²⁾。

この茶税決議が翌9日に本会議に報告されたのち、5月11日、本会議において先の所得税法案が撤回されるとともに、所得税決議と茶税決議双方に基づく「関税及び所得税法案」Customs and Income Tax Billが財源委員会委員長、大蔵大臣及び大蔵省財務次官によって上程された。

⁶⁰⁰⁾ *Ibid*, 2035, 2039.

⁶⁰¹⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CCVI, 155ff.

⁶⁰²⁾ *Ibid*, 453.

同法案は、翌12日に審議後に第2読会を通過し、18日に全院委員会において条項毎の審議後に同意されたのち、19日に本会議で審議後に第3読会を通過し、こうして庶民院によって承認された。同法案は同日に貴族院に送付され、22日に審議を経て第2読会を通過し、委員会段階を経ることなく、直ちに討論なしに第3読会を通過し、こうして貴族院によって同意された。同法案は、国王裁可により、25日に1871年「関税及び所得税法」Customs and Income Tax Act, 1871として立法化された。

同法、正式には「関税及び所得税を譲与する法律」⁶⁰³)は、その「前文」で制定理由として、「庶民院は、陛下の公的費用を支弁するために必要な議定費を調達し、また公的収入に追加するため、陛下に対して下文で言及されるそれぞれの税を付与し譲与することを自由かつ任意に議決した」ことを記し、そして、(第1条「略称」に続き)第2条で「茶関税は [1871年8月1日以後] 1872年8月1日まで継続される」こと、また第3条で「所得税税率の [1871年4月6日に開始する1年間] 譲与」を規定し、財源委員会の茶関税決議及び所得税決議に対して法的に遡及的効果を与えている。

かくして、収入諸部局によるこれらの租税の仮徴収に対して法的効力が与えられるのである。

(4) 「割当法」成立までの時期

表33「1871-72年予算の審議過程」に表示したように、この間、議定費委員会においては歳出予算の審議と議決が継続され、続いて、3月末までとはほぼ同様に、財源委員会において、その決議によって承認された議定費を調達するための決議が議決され、この決議が本会議に報告され承認された時、本院は、決議に効力を与えるための「法案」が、財源委員会の委員長、大蔵大臣および大蔵省財務次官によって、上程されることを命じ、その法案が提出され、制定されてくるのである。

具体的に確認すると、まず、3月末日の「内金議定費」の議決後、4月に陸軍及び海軍予算の議決を受けて、5月15日に「統合国庫資金 (£7,000,000) 法案」が上程され、同法案は、庶民院において審議後に「承認」され、続いて貴族院で

⁶⁰³) An Act to grant Duties of Customs and Income Tax (34 Vict., c. 21).

「同意」されたのち、庶民院議長を経て、5月25日、国王裁可により、「統合国库資金(£7,000,000)法」、正式には「1872年3月31日に終る年度の国務に、統合国库資金から£7,000,000の金額を適用する法律」⁶⁰⁴⁾として立法化された。

同25日には、3月末の内金議定費予算に加えて、更に『1871-72年度民事(内金議定費)予算：1872年3月31日に終わる年度について更なる「内金」議定費が必要とされるそれぞれの国務を示す歳出予算』(£843,850)⁶⁰⁵⁾が提出され、議定費委員会で「更に£843,850を超えない金額が、1872年3月31日まで、次の民事費用を支払うため、内金で、陛下に譲与されること、すなわち・・・」が議決された⁶⁰⁶⁾。その後、6月には民事及び収入諸部局予算が審議され議決された。この場合、各「項」毎にすでに一定額の「内金議定費」が議決されているので、各「項」の決議は、「・・・必要とされる金額を完全なものとするため(・・・)ポンドを超えない金額が陛下に対して譲与される」という形式をとる。

これらを受けて、7月11日に、「統合国库資金(£10,000,000)法案」が上程され、同法案は24日、「統合国库資金(£10,000,000)法」、正式には、「1872年3月31日に終る年度の国務に、統合国库資金から£10,000,000の金額を適用する法律」⁶⁰⁷⁾として立法化された。

これ以降、会期末になると、追加予算が提出されてくる。(1)7月28日に『1871-72年度民事費追加予算書：1871年会期に提出された歳出予算で既に支給された金額に加えて1872年3月31日に終わる年度の支出のために議決される必要のある金額の歳出予算 [£218,840]』⁶⁰⁸⁾、次に(2)8月3日に『1871-72年

⁶⁰⁴⁾ An Act to apply the sum of seven million pounds out of the Consolidated Fund to the service of the year ending the thirty-first day of March one thousand eight hundred and seventy-two (34 Vict., c. 20).

⁶⁰⁵⁾ *Civil Services. 1871-72. Estimates for Civil Services. An Estimates showing the several Services for which a further Vote "On Account" is required for the Year ending 31st March 1872*, 1872(249).

⁶⁰⁶⁾ *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CCVI, 1314.

⁶⁰⁷⁾ An Act to apply the sum of Ten million pounds out of the Consolidated Fund to the service of the year ending the thirty-first day of March one thousand eight hundred and seventy-two (34 Vict., c. 51).

⁶⁰⁸⁾ *Civil services. 1871-72. Supplementary estimate. An estimate of sums required to be voted for the expenditure of the year ending 31st March 1872, in addition to the sums already provided in the estimates presented in the session of 1871*, 1871 (395).

度海軍追加予算書：項 11 目 U [石炭・運輸補給所，£17,600]，項 14 目 Y [魚雷実験，£16,000]』⁶⁰⁹⁾，(3) 最後に陸軍予算については新たな第 26 項「陸軍将校職購買委員会の定員費及び支出」として『「1871 年陸軍規制法」Regulation of the Forces Act の諸規定下に「陸軍将校職購買委員会」Army Purchase Commissioners の定員費及び支出を支払うため，1872 年 3 月 31 日に終わる年度に必要とされる金額の歳出予算 [£603,000]』⁶¹⁰⁾が提出された。

これらを含めて，議定費委員会では，未だ議決されていない全ての「項」が海軍，陸軍，民事各予算全てについて集中的に審議され議決されてくる。

続いて，財源委員会において，この決議によって承認された議定費を調達するための決議が議決される。この決議が本会議に報告され承認された時，本院は，決議に効力を与えるための法案が上程されることを命じる。こうして 8 月 15 日，「統合国库資金割当法案」Consolidated Fund Appropriation Bill が，財源委員会委員長ドッドソン，大蔵大臣，大蔵卿 Lord of Treasury のグラッドストーン W. H. Gladstone によって上程され，同法案は，庶民院において審議後に「承認」され，続いて貴族院で「同意」されたのち，庶民院議長を経て，8 月 21 日，国王裁可により単に 1871 年「割当法」Appropriation Act, 1871 として立法化された。

同法，正式には，「1872 年 3 月 31 日に終る年度の国務に統合国库資金からある金額を適用し，また議会の本会期に譲与された議定費を割当てる法律」⁶¹¹⁾は，本会期に成立したそれぞれの「統合国库資金(金額)法」の場合と同様の「前文」及び（「指定した金額」は異なるが）「統合国库資金からの譲与」Grant out of Consolidated Fundに関する 2 つ条文，すなわち，第 1 条「統合国库資金から

⁶⁰⁹⁾ *Navy. Supplementary estimate of Her Majesty's Navy, for the year 1871-72. Vote no. 11. (new works, &c.) sub-head U. Vote no. 14. (miscellaneous serv. , es.) sub-head Y, 1871 (412).*

⁶¹⁰⁾ *Estimate of the Amount required in the Year ending 31st March 1872, to defray the Charges for the Establishment of and Expenditure incurred by the " Army Purchase Commissioners ", under the Provisions of the " Regulation of the Forces Act, 1871 ", 1871 (425) .*

⁶¹¹⁾ An Act to apply a sum out of the Consolidated Fund to the service of the year ending the thirty-first day of March one thousand eight hundred and seventy-two, and to appropriate the Supplies granted in this session of Parliament (34 & 35 Vict., c. 89).

£22, 132, 036 の支出」規定と第2条「大蔵省が借入れる権能」規定に続いて、それらとは異なり、「譲与金の割当」Appropriation of Grantsに関する条文を含み、統合国庫資金から譲与されるすべての金額を特定の費目に「割当」している。

具体的に確認すると、まず、第3条は「議定費のために議決された金額たる£45, 006, 516. 9s. 11d. の割当」について次のように規定する。すなわち、

「本法及び本法別表(A.)で言及されたその他の諸法によって前記の統合国庫資金から陛下に譲与された議定費を補うために譲与されたところの、前記表によって明白であるように、総計で£45, 006, 516. 9s. 11d. に達する全ての金額は、前記表(A.)で言及された諸法の最初の成立の期日からとして、本法別表(B.)に表示された目的及び役務のために、割当てられ、また割当てられたと看做される」と。

続いて、第4条は「大蔵省は、一定の緊急の場合、規定されない支出を承認してもよい；但し、海軍軍務のための、また陸軍軍務のための総譲与金それぞれは超過されない」ことを次のように規定する。すなわち、

「もしも、本法によって海軍と陸軍の軍務に割当てられた金額で規定されない支出を招く必要性が起り、しかもそのための規定が議会によって通常の経過でなされうるまで延期することが軍務に有害であるかも知れないならば、前記軍務の統制を託された部局の各々が書状で大蔵委員会に対して、同一部局内で議定費に対する支出の節約によって達成された又はされるかも知れない剰余からこのような支出を一時的に支払う権限を直ちに申請する、またそれについて前記委員会は前述のように規定されていない支出が同一部局内で議定費に対して前述のように達成された又はされるかも知れない剰余から支払うのを承認してもよい；また海軍及び陸軍諸部局が前述のようにそれぞれの議定費で規定されない支出に対する前記委員会の承認を得た全ての場合を示す明細書が、前記部局によってそれになされた申立ての写しを添えられて、庶民院に同年度のための海軍及び陸軍の軍務の割当決算書とともに、このような手続きが議会の承認を受けるために、また議会が決定するような仕方で行うべき軍務のためにそれぞれの議定費に対する不足のための規定がなされるために、提出される。

大蔵委員会は、海軍軍務及び陸軍軍務それぞれのために本法によって割当てられた総額に対する超過を引き起こす支出を認めない」と。

加えて、第5条は「規定されない1869-70年のための海軍と陸軍の支出に対する承認」について、次のように規定する。すなわち、

「大蔵委員会は、陛下の治世32 & 33年に開催の会期の第93号法 [=1869年「割当法」]によって賦与された権能下に、前記法律によって海軍と陸軍の軍務に割当てられた金額で規定されない支出が1870年3月31日に終わる年度のため同一部局内で議定費に対する支出の節約によって生じた剰余から一時的に支払われることを、次のように承認したので、(すなわち)

第1に、前述年度のため海軍軍務のため譲与金で規定されなかった海軍軍務のための、£296,245.18s.11d.が、一時的に£237,713.18s.1d.の程度まで、同一年度のため海軍軍務のための一定の議定費に対して生じた前記最後に言及された金額までの剰余から支払われる：

第2に、前述年度のため陸軍軍務のため譲与金で規定されなかった陸軍軍務のための、£237,713.18s.1d.が、一時的に£624,665.17s.11d.になる剰余及びその他の金額から支払われる、すなわち、同一年度のため陸軍軍務のための一定の議定費に対して生じた前記最後に言及された金額までの剰余たる、£481,169.5s.11d.及び見積もられた支出補充金の超過で実現されたところの、84,669.1s.3d.及び58,827.10s.9d.：

前記不足をカバーする前記金額の適用がこれによって承認されることが制定される」と。

最後に、「本法が言及する別表(A.)及び(B.)の概要」が規定される。これを表示したのが表34「1871年割当法」の「別表」の諸表である。

本表に即して確認すると、(1)「概要」に続く(4)「海軍」費や(5)「陸軍」費の場合、全体の金額を、1から17、あるいは26という番号のついた項目、この「項」に「割当」ていること。また(6)以下の「民事」費の場合には、予め、大きく、いくつかの「款」に区分し、その上でさらに「項」に「割当」ていること。しかも、その場合、各「項」の金額を「超えない金額」Sums not exceedingとして割当ていること。更に、表34の(4)から(13)の海軍、陸軍、民事、収入各予算の最初の1行目に記載されているように、「年度の間に支払う」in course of payment during the yearと限定していることを確認しうる。

この「項」は予算書の段階から、審議、執行、さらに最後の検査まで一貫して

表34 「1871年割当法」の「別表」

表34 (1) 本法が言及する別表 (A.) (B.) の概要
 別表 (A.) 統一統合国庫資金からの譲与金 (£) 45,006,516
 別表 (B.) 譲与金の割当 (£)

I	部 不足, 1869-70年	63,973
II	部 追加, 1870-71年	398,607
III	1871-72年	
IV	部 海軍	9,789,956
V	部 陸軍	16,454,700
VI	部 民事	
VII	部 民事	1,486,874
VIII	部 民事	1,852,536
IX	部 民事	4,026,660
X	部 民事	2,285,027
XI	部 民事	592,764
	部 民事	500,413
	部 民事	69,884
XII	部 総民事	10,814,158
XIII	部 収入部局等	6,644,255
XIV	部 国庫債券	700,000
[総計]	病院・学校のための貸付 Greenwich	140,867
		45,006,516

表34 (2) 別表 (B.) 一I 部。

不足 (£)

1870年3月31日に終わる年度について、ここで特に言及され幾つかの譲与金における不足を補うために譲与された金額の表、すなわち：

63,973

総民事

表34 (3) 別表 (B.) 一II 部。

ルイズ女王の結婚特参金 (£)

追加 (£)

1871年3月31日に終わる年度について、ここで特に言及され幾つかの国務のための費用を支払うために譲与された追加金額の表、すなわち：

368,607

計

398,607

表34 (4) 別表 (B.) 一III 部。

海軍。

No.	1872年3月31日に終わる年度の間に支払うであろうところの、ここで特に言及される海軍の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち、起えない金額 (£)	
1	61,000人の水兵・海兵隊員への給与等のため	2,693,336
2	水兵・海兵隊員のための食糧・衣類のため	1,038,202
3	海軍本部の費用のため	163,499
4	沿岸警備隊、海軍沿岸義勇兵、海軍予備役の費用、及び水兵・海兵隊員年金準備金のため	187,830
5	幾つかの海軍技術部局の費用のため	67,103
6	国内・海外の海軍工廠・海軍農場の費用のため	967,418
7	国内・海外の軍需部倉庫の費用のため	68,334
8	国内・海外の海軍医療施設の費用のため	57,906
9	海兵隊分艦隊の費用のため	18,021
10	艦隊・沿岸警備隊を建設、修理、搬送するための海軍備品のため	837,965
11	蒸気機関船のため、及び契約による造船に対してなされる支払いのため	751,716
12	海軍施設での新工事、建設、機械類及び修理のため	780,994
13	薬剤、医療備品等のため	67,600
14	軍法及び法律的費用のため	16,005
15	種々の雑務の費用のため	125,617
16	海軍将校及び海兵隊員への休職給、予備・退職給のため	829,238
17	軍人年金・手当てのため	633,785
18	文官年金・手当てのため	312,237
19	陸軍部局のため食糧供給と軍隊運輸船の運賃のため、海軍総額	173,150
		9,789,956

表34 (5) 別表 (B.) — IV 部。

No.	1872年3月31日に終わる年度の間に支払うべきであらうところの、ここで特に言及される陸軍の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち： 陸軍。	超えない金額 (£)
1	国内・海外 (インド除く) での地上軍の参謀本部及び連隊の給与、手当て及び費用のため	5,411,900
2	典礼のため	46,400
3	軍法のため	28,900
4	医療施設及び医務のため	248,300
5	民兵給与・手当てのため	957,300
6	義勇騎兵団のため	81,700
7	義勇兵団のため	485,700
8	陸軍予備役軍 (兵籍年金受給者含む) のため	129,200
9	統制の施設、給与等のため	374,300
10	軍隊の糧食、馬糧、燃料と照明、展開等のため	1,735,600
11	衣類の施設、業務及び支給のため	878,300
12	地上・海上軍務のための軍事その他備品の支給、製造及び修理 (製造部局施設含む) のため	1,815,800
13	国内・海外での工事、建設、修理の監督施設及び支出のため	983,800
14	軍事教育のため	139,700
15	雑務のため	43,300
16	陸軍の行政のため	194,000
17	卓越した軍務に対する報酬のため	27,400
18	将官の給与のため	72,800
19	限定・退職将官の満額給、半給、及び満額・半給将校任命辞令の購入のため	543,600
20	募財年金及び特別手当のため	155,200
21	将校将官の年金及び手当のため	19,900
22	Chelsea 及び Kilmainham 病院 及び同院内年金受給者のため	33,900
23	Chelsea 病院の院外年金受給者等のため	1,262,900
24	老齢退職手当等のため	162,900
25	民兵、義勇騎兵団及び義勇兵団の非表効的軍務のため	18,900
26	陸軍将校職購買委員会の施設、及びそれによる支出のため	603,000
	陸軍総額	16,454,700

表34 (6) 別表 (B.) 一 V 部。
民事-I 款 (公共事業と建築)

No.	1872年3月31日に終わる年度の間に支払うてあろうところの、ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち、 超えない金額 (€)	
1	王宮の維持と修繕のため	42,072
2	王立公園及び兜葉花園のため	101,451
3	大プリテンの公的建築物、記念碑の維持と修繕、給水、公的部局の一次的設備用家賃及び附属費用のため	132,017
4	大プリテンの公的部局での家具の供給と修繕のため	14,000
5	ウエストミンスターでの新宮殿用地の購入のため	79,650
6	国会議事堂の建築物のため	30,578
7	ダウニング街での内務・植民地大臣、救済委員会等の執務室建築のため	80,000
8	ウエストミンスターへの参事会会議場の修理と修復のため	1,500
9	スコットランドの州裁判所の裁判所又は執務室を建設、改善、維持する費用の半分のため	14,583
10	国立絵画館の拡大事業のため	27,000
11	グラスゴー大学の建築物の補助金のため	20,000
12	エディンバラの産業博物館の拡大のため	12,000
13	種々の学識団体の占有のため、パーリーントンハンハウスの両翼面の敷地と中庭の一部に新建築物の建築のため	40,000
14	郵政庁と内閣購入庁で一定の事業と建築物を建築し維持するため、また両庁に関連する他の事業のため	150,995
15	大英博物館の建築物の維持、家具敷賃料、家具支給及び附属費用のため	5,170
16	州裁判所の新建築物、裁判所の維持、家具・燃料等の支給及び附属費用のため	48,460
17	科学芸術部局の新建築物のため	56,047
18	連合王国の測量、アイルランドの測量改訂、アイルランド土地裁判所用地図、地図公表、及び地理的測量の印刷のため	128,700
19	商務省下の一定の港の建設のため	67,993
20	ボートランド港での事業と費用のため	600
21	京都消防隊の設立と維持への拠出のため	10,000
22	救済及びその他の一定政府財産関連目的のための地方査定補助拠出のため、及び政府財産への地方税請求の調査と関連する給与と費用、又は地方税の代わりの拠出のため	36,223
23	ウェリントン記念碑のため	4,000
24	自然史博物館の建設のため	40,000
25	アイルランドの公共事業委員会の幾つかの公的建築物の建築、修繕と維持のため	155,465
26	アールスター運河事業の復旧のため	5,226
27	海外の一定の灯台の維持と修繕のため	18,310
28	海外大使館邸の維持と修繕のため	2,800
29	コンスタンチンノーブル、中国、日本、テヘランでのイギリス大使館邸、礼拝堂、領事館邸等のため	54,415
30	ロンドン大学のための建築物の建築のため	2,320
31	新裁判所と執務室の敷地購入、建築物建築及び他の費用のため	98,299
32	Anstruther 港の完成のため 民事、I 款の合計	7,000
		1,486,874

表34 (7) 別表(B.) — VI部.

民事II款 (民事諸部局の給与と費用)

No.		起らない金額(円)
1	貴族院事務室の給与と費用のため	45,054
2	庶民院事務室の給与と費用のため	50,082
3	大蔵省部局の給与と費用のため	54,964
4	内務大臣部局及び附属事務室の給与と費用のため	88,430
5	外務大臣部局の給与と費用のため	64,674
6	植民地大臣部局の給与と費用のため	31,249
7	枢密院部局及び附属部局の給与と費用のため	55,885
8	枢密院諮務委員会及び附属部局の給与と費用のため	97,390
9	王國尚書執務室の給与と費用のため	2,739
10	イングリランド及びウェールズの慈善事業監督委員会の給与と費用のため	17,956
11	公務員人事委員会の給与と費用のため	16,882
12	曆本保有一回い込み・10分の1税委員会の給与と費用のため	18,848
13	囲い込み・非水諸法下での前私費用のため	10,750
14	国庫及び会計検査院の給与と費用のため	37,533
15	イングリランド及びウェールズ人口調査費用を含め、ロンドンの出生等登記所の給与と費用のため	135,250
16	イングリランド精神異常者委員会の給与と費用のため	15,432
17	製造費用を含め、造幣局の給与と費用のため	37,375
18	国庫事務所の給与と費用のため	21,306
19	特許法修正法関連の給与と費用のため	32,539
20	イングリランド救貧関連諸法の給与と費用のため	22,166
21	イングリランド公文書館の給与と費用のため	226,648
22	公共事業貸付委員会及び西インランド話島救済委員会下の施設の給与と費用のため	22,823
23	イングリランド、ウェールズ、アイルランドでの友愛協会登記官執務室の給与と費用のため	4,503
24	イングリランド、ウェールズ、アイルランドでの友愛協会登記官執務室の給与と費用のため	2,369
25	政府印刷局の給与と費用を含め、幾つかの公的部局のための文具具、印刷、製本、印刷書籍のため、また2議院のための文具具、印刷、製本、用紙のため	370,531
26	木材、森林及び土地収入手配及び土地収入手配所の給与と費用のため	25,961
27	事業及び公的建築物委員会の給与と費用のため	38,741
28	外務その他機密調査部のため	25,000
29	スコットランド財務府王室収入徴収官事務所の給与と費用、及び以前に世襲収入から支払われた他の費用のため	5,926
30	スコットランド出生等登記所の給与と費用のため	12,817
31	スコットランド精神異常者委員会の給与と費用のため	31,300
32	スコットランド救貧諸法の行政関連の給与と費用のため	6,003
33	スコットランド救貧諸法の行政関連の給与と費用のため	17,786
34	アイルランド総督世帯の職員と付添い人の給与及びその他費用のため	6,231
35	アイルランド担当大臣のダブリンとロンドンの執務室及び附属部局の給与と費用のため	26,935
36	アイルランド境界測量関連費用のため	400
37	アイルランド慈善常備・選贈委員会の給与と費用のため	2,293
38	アイルランド出生等登記所の給与と費用のため、及び農業と移民統計、人口調査の費用のため	36,168
39	アイルランド救貧関連諸法の行政のため	102,211
40	アイルランド公文書館及び政府関係文書保管官の給与と費用のため	4,564
41	アイルランド公共事業所の給与と費用のため	26,822
	民事II款の合計	1,852,536

表34 (8) 別表 (B.) — VII 部。

民事-III 款 (法と司法)

No.	1872年3月31日に終わる年度の間に支払うであろうところの、ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち、 超えない金額 (€)	
1	法費用のため、及び本職省事務弁護士部局での硬質関連訴訟を含む給与、手当て及び附随費用のため	44,310
2	刑事裁判・少年犯罪者諸法下の判決を含め、以前にカウンテイ檣から支払われたイングラントの巡回・四季裁判所訴訟、	201,173
3	州長官費用、巡回裁判所書記等の給与、及び刑事裁判諸法下の治安書記補償その他費用のため	176,202
4	イングラント民法裁判所の既定費負担でないような給与と費用のため	60,788
5	イングラント普通法高等法院の既定費負担でないような給与と費用のため	63,777
6	州裁判所の給与と費用のため	414,706
7	イングラント承認・離婚・婚姻原因裁判所の給与と費用のため	91,977
8	イングラント海軍高等法院の補助裁判官・執行官室の給与と費用のため	13,160
9	土地登記所の給与と附随費用のため	5,310
10	ロンドンとシアネスの警察裁判所の給与と費用のため	19,726
11	首都警察の給与と費用及び旧騎馬・徒歩巡査の退職年金のため	222,470
12	イングラント・ウェールズのバタとカウンテイ警察及びビスケットラント警察のため	312,500
13	イングラントと種民地の既決囚施設の監督のため、及び既決囚維持のため	497,332
14	カウンテイ・バラ刑務所の囚人、矯正院、授産学校の少年犯罪者及び 大ブリテンの民間精神病院の刑事精神異常者の維持のため	326,980
15	イングラントのアロームア刑事精神異常者病院の刑事精神異常者の維持のため	33,710
16	イングラントの種々の法費用のため	20,350
17	スコットランドの刑事手続き関連の給与と附随費用のため	73,675
18	スコットランド裁判所職員等の給与と費用のため	56,267
19	エディンバラの一般登記所の給与と費用のため	30,240
20	スコットランド刑務所維持のため、パースとエアーの刑務所囚人の維持のため、及び司法統計部局のため	24,987
21	アイルランド刑事訴訟費用その他費用のため	77,903
22	アイルランド大法官裁判所の既定費負担でないような給与と費用のため	44,503
23	アイルランド普通法高等法院の既定費負担でないような給与と費用のため	29,377
24	アイルランド破産・債務超過裁判所の給与と附随費用のため	8,570
25	アイルランド土地所置裁判所の給与と費用のため	12,721
26	アイルランド海軍裁判所及び地区登記所の給与と費用のため	11,426
27	アイルランド海軍裁判所登記所の給与と費用のため	2,090
28	アイルランド証書登記所の給与と費用のため	15,408
29	アイルランド判決登記所の給与と費用のため	3,066
30	ダブリンの警察委員会の給与、及び警察裁判所と市警察の費用のため	98,173
31	アイルランドの警察隊のため	918,260
32	アイルランドの政府刑務所の監督・査察、常習犯罪者、及び政府刑務所の囚人維持のため	46,500
33	アイルランドのカウンテイ・バラ刑務所の囚人維持、及び矯正院、授産学校の費用のため	52,223
34	アイルランドの Dundrum 刑事精神異常者病院での刑事精神異常者の給与と費用のため	5,550
35	ダブリンのアイルランド最高法院王座部監獄の給与と費用のため	2,480
36	アイルランドの種々の法費用のため 民事, III 款の合計	4,026,660

表34 (9) 別表 (B.) — VIII 部。

民事-V 款 (教育、科学及び芸術)

1872年3月31日に終わる年度の間に支払うであろうところの、ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち：

No.		起えない金額 (£)
1	大ブリテンの公的教育のため	1,438,402
2	科学芸術部局及び関連施設の給与と費用のため	233,179
3	大英博物館の給与と費用のため	97,969
4	ロンドンの国立絵画館の給与と費用のため	6,148
5	国立肖像画美術館の設立に関連する給与と費用のため	2,000
6	大ブリテンの字識譯団体の費用への補助金のため	12,450
7	ロンドン大学のため	9,642
8	寄付学校委員会の給与と費用のため	14,747
9	スコットランド諸大学への補助金のため	18,880
10	連合条約下の相当物履行上、スコットランド製造業委員会への年金、及び Torrie コレクション 展示その他のため	2,100
11	アイルランドの国民教育委員会下の公的教育のため	416,825
12	アイルランドの教育委員会の費用のため	695
13	アイルランド国立絵画館の給与と費用、及び絵画購入のため	2,340
14	アイルランド・アカデミーのため	1,684
15	アイルランドのクイーンズ大学のため	3,703
16	アイルランドのクイーンズカレッジのため	4,263
	民事、IV 款の合計	2,285,027

表34 (10) 別表 (B.) — IX 部。

民事-V 款 (植民地、領事館その他外交)

1872年3月31日に終わる年度の間に支払うであろうところの、ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち：

No.		起えない金額 (£)
1	海外大使館及び公館の費用のため	215,876
2	海外領事館施設、及び領事館議定費負担のその他費用のため	268,179
3	総督等の給与と手当で、及び一定植民地のその他の費用のため	63,564
4	オレンジ川条約 (喜望峯) の負担及びセントヘレナ島のため	3,968
5	奴隷取引禁止のため諸外国との条約下に設立した達成委員会の給与と費用のため	1,780
6	船舶助成金・奴隷助成金、及び解放フリカ部局の費用のため	18,702
7	王国の異なる港での移民委員会と移民職員、及びその他の移民関連費用のため	9,745
8	インドからフランス植民地へのクエーラーの移民関連費用のため	950
9	大蔵省金庫のため	100,000
	民事、V 款の合計	592,764

表34 (11) 別表 (B.) — X 部。

民事-VI 款 (退職年金・退職手当、及び慈善その他の目的のための贈金)

1872年3月31日に終わる年度の間に支払うべきであらうところの、ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち：

No.		超えない金額 (£)
1	以前の国防雇用者への退職年金と退職手当のため	387, 972
2	商船隊員基金法下の商船の雇用者と船員、その寡婦・子供への年金、及び旧商船隊員基金受託団職員への補償のため	45, 410
3	海外運搬イギリス船員の救済のため	35, 400
4	アイルランドの一定病院・診療所の援助のため	19, 033
5	大ブリタンの種々の慈善その他手当のため	6, 363
6	アイルランドの種々の慈善その他手当のため	6, 235
	民事, VI 款の合計	500, 413

表34 (12) 別表 (B.) — XI 部。

民事-VII 款 (雑)

1872年3月31日に終わる年度の間に支払うべきであらうところの、ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち：

No.		超えない金額 (£)
1	一時的委員会の給与と附随費用のため	18, 442
2	互恵条約下にイギリスと海外の船舶によって支払われる差額の支払いのため	46, 147
3	アイルランドの雇麻栽培奨励のため	1, 000
4	種々の費用のため	4, 295
	民事, VII 款の合計	69, 884

表34 (13) 別表 (B.) — XII 部。

収入諸部局

1872年3月31日に終わる年度の間に支払うべきであらうところの、ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち：

No.		超えない金額 (£)
1	國稅部局の給与と費用のために	979, 888
2	内国収入部局の給与と費用のために	1, 625, 625
3	郵便業務の給与と費用、及び郵便貯蓄銀行、政府年金・保険、郵便収入徴収の費用のため	2, 470, 358
4	郵便小包業務のため	1, 148, 387
5	郵便電信業務の給与と費用のため	420, 000
	収入諸部局、合計	6, 644, 255

表34 (14) 別表 (B.) — XIII 部。

國庫債券

1872年3月31日に終わる年度の間に満期となるであろう國庫債券を償還するため

700, 000

表34 (15) 別表 (B.) — XIV 部。

Greenwich 病院と学校

Greenwich 病院と学校の費用を支払うため、1872年3月31日に終わる年度の間の前払

140, 867

予算の基本的単位であり、その「項」間での「費目流用」は、民事費の場合には出来ない。陸海の軍事費の場合、出来るが、その場合には、「大蔵省の承認」が必要となる。

以上のような「1871年割当法」の成立により、1871-72会計年度末までの期間に各部局によって必要とされる議定費の特定費目への支出が法的に確実に行われることになる。

なお、この1871年「割当法」成立の直後に成立した(表33参照)、1871年「関税及び内国収入法」について一言しておきたい。

すなわち、同法案は、5月に1871年「関税及び所得税法」が成立した後の7月10日に大蔵省財務次官バクスターと大蔵卿グラッドストーンによって上程され、ようやく8月末の21日に成立したのであるが、同法、正式には、「関税及び内国収入に関連する法律を修正する法律」⁶¹²⁾は、その「前文」で「関税から生じる金銭の受取、支払及び出納簿のヨリよい規制のために、関税に関連する諸法の一定の諸規定を撤廃しまたそれを他に代え、関税に関連する諸法を修正しまたその一定の税率を変更し…、また内国収入に関連する諸法を修正することが適切である」旨を記したうえで、その第I部では「関税に関連して」、また第II部では「内国収入に関連して」、関連する法律を修正している。

かくして、1871年「割当法」(及び「関税及び内国収入法」)の成立により、予算の審議過程が完了するとともに、通常、議会の会期も終了するのである

第3節 1871-72年度予算の決算審議過程

1871-72年度予算の予算審議過程の終了とともに、予算関係諸法に基づいて予算が執行され、そして、年度の終了後に、その決算書が議会に提出され、決算審議過程が始まる。

本節では、1871-72年度予算について、決算審議過程を検討していきたい。

(1) 「国庫決算書」の提出

⁶¹²⁾ An Act to amend the Law relating to the Customs and Inland Revenue (34 & 35 Vict., c. 103).

まず、1854年「公的収入及び統合国库資金負担法」の第II条に基づいて、1872年6月28日、大蔵省により、同省作成の1871-72年度の「国库決算書」、正式には『1872年3月31日に終わる1871-72会計年度について、大ブリテン及びアイルランド連合王国の国库決算書』⁶¹³⁾が、庶民院に提出された。

それを表示したのが先の表31『1872年3月31日に終わる1871-72会計年度について、大ブリテン及びアイルランド連合王国の国库決算書』である。

概括的に確認しておくとして、この長いタイトルが示しているように、「公的収入と支出」Public Income and Expenditure 及びその他の「国库受取と支払」Exchequer Receipts and Payments が、「国库残高」Balances in the Exchequer とともに、「現金勘定」Cash Account として提出されている。

この場合、年度初めと終りの「国库残高」の欄を除き、上段、すなわち収入側の [II] の「国库受取の収入」と支出側の [I] の「既定費のための支払」、及び [II] の「議定費のための支払」が、通常予算ないし一般会計の歳入と歳出に相当する項目であり、いずれも「純」net ではなく「粗」gross の歳入・歳出額を表示していること。

次に、この通常会計の下の網掛け線の下が、「欄外会計」under the line といわれる項目であり、内容的には支出側でいえば [III] は(「事業債 additional debt 起債による調達金」からの) いわゆる資本支出 capital expenditure の項目、それ以下の [IV] は統合国库資金の「貸付」、国債である「有基債の償却」Redemption of Funded Debt 及び「一時的貸付の返却」Temporary Advances Repaid のような統合国库資金の資金繰り関係の項目である。加えて、この表31(2)の左右の末尾の総額が一致していること、つまり貸借対照表化されていること、以上を確認しうる。

さて、数値を確認すると、既定費と議定費の合計たる歳出総額は、£71,490,020 であるが、うち議定費£42,852,943 は、その割当額(割当法の関係する譲与金額£43,703,069)との対比で、£850,126 だけより少なく、この意味で歳出が統制されていたといえよう。他方、歳入額は£74,708,314 であるが、これは4月27日の歳入見積額£72,315,000 より多いが、それは過小見積りによるものであ

⁶¹³⁾ *Finance Accounts of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, for the Financial Year 1871-72, ended 31st March 1872, 1872.*

った⁶¹⁴⁾。この歳出入の結果は、£3m. 余の余剰であり、それは主として国債の削減に充当されることになる。

(2) 「既定費支出決算書」と「国庫及び会計検査院長の報告書」の提出

この「国庫決算書」提出に続いて、既定費に関して、翌1873年2月14日、1866年「国庫及び会計検査院法」の第21条に基づいて、大蔵省によって、1871-72年度の「既定費支出決算書」が「国庫及び会計検査院長の報告書」とともに庶民院に提出された。すなわち、『1871-72年度既定費決算書：1872年3月31日に終わる会計年度に、連合王国統合国庫資金から公的有基債と無基債の利子と運営のため、王室費のためになされた支出、及び前記資金に直接的に負担される国務のためこの会計年度におけるその他すべての支出を示す概要決算書；国庫及び会計検査院長の報告書と一緒に(法律29 & 30 Vict., c. 39 [=1866年「国庫及び会計検査院法」], 第21条に従って提出される)』⁶¹⁵⁾。

この決算書における「概要決算書」を表示したのが、表35「『既定費支出決算書』の「概要決算書」」であるが、その末尾で、国庫及び会計検査院長ダンバーWm. Dunbarは次のように「証明」している。すなわち、「私はこれによって確かに、法律29 & 30 Vict., c. 39 [=1866年「国庫及び会計検査院法」]の21条に従い、前記決算書が、その権威の下で支出がされたところのそれぞれの議会制定法に照合して検査されたこと；またそれに対する私の所見が庶民院の情報のために作成された添付の報告書に見出されることを証明する」、と。

(3) 各種「割当決算書」と「国庫及び会計検査院長の報告書」の提出

議定費に関しては、同じく1873年2月、1866年「国庫及び会計検査院法」の第22条に基づいて、大蔵省によって、各部局が作成した1871-72年度の「割当

⁶¹⁴⁾ Cf. S. Buxton, *op. cit.*, pp. 120, 347.

⁶¹⁵⁾ *Consolidated Fund. Abstract account, 1871-72. Abstract account, showing the issues made from the Consolidated Fund of the United Kingdom, in the financial year ended 31 March 1872, for the interest and management of the public funded and unfunded debt, for the civil list, and all other issues in the financial year for services charged directly on the said fund; together with the report of the comptroller and auditor general, 1873 (44).*

表35 「既定費支出決算書」の「概要決算書」

項目	金額 (£)
有基債利子	21,947,385
国債管理費	209,566
有期年金 (減債基金年金を含む)	4,512,706
無基債利子	169,943
王室費	26,839,601
年金	406,238
給与及び手当	304,879
裁判所	103,320
雑費 (通常)	649,200
電信減債基金	282,966
	50,869
統合国庫資金直接負担の通盤支出の総支出	1,797,475
	71,490,020
防衛工事務費	370,000
地金購入と種々公事業のための『統合国庫資金負担』貸付	1,603,443
国庫証券 (無基債) の金銭での償却	1,235,900
財源援助貸付の増大収入から返済	1,000,000
統合国庫資金不足貸付の返済	4,740,000
減債基金 (余剰収入) 適用	
有基債の償却	746,812
不足貸付の返済	60,000
統合国庫資金直接負担国務のため、1871-72年度の総支出	806,812
	37,393,232
大蔵省 1872年9月7日	R. R. W. Lingen

私はこれによって確かに、法律29 & 30 Vict., c. 39 [=1866年「国庫及び会計検査院法」]の21条に従い、前記決算書が、その権威の下で支出がされたところのそれぞれの議會制定法に照合して検査されたこと；またそれに対する私の所見が庶民院の情報のために作成された添付の報告書に見出されることを証明する。

国庫及び会計検査院 1873年2月8日 国庫及び会計検査院長 Wm. Dunbar

決算書」が「国庫及び会計検査院長の報告書」とともに、会期開始〔2月6日〕直後の庶民院に提出された。

まず、民事及び収入部局について、『1871-72 年度民事及び収入部局割当決算書：1872 年 3 月 31 日に終わる年度について、款 I から款 VII の民事、収入諸部局（郵便小包と電信業務を含む）、及び国庫債券元金 Principal of Exchequer Bonds のため、議会によって譲与された金額の割当決算書；それに関する「国庫及び会計検査院長の報告書」と一緒に（法律 29 & 30 Vict., c. 39 [=1866 年「国庫及び会計検査院法」]、第 22 条に従って提出される）⁶¹⁶⁾が、1873 年 2 月 13 日に提出された。

次に、陸軍について、『1871-72 年度陸軍割当決算書：1872 年 3 月 31 日に終わる年度について陸軍のため議会によって譲与された金額の割当決算書；それに関する「国庫及び会計検査院長の報告書」及び「大蔵省覚書」 Treasury minute と一緒に（法律 29 & 30 Vict., c. 39, 第 22 条に従って提出される）』が 1873 年 2 月 14 日に提出された。

これには同時に次の明細書等が含まれている。すなわち、『また、法律 32 & 33 Vict., c. 93 [=1869 年「割当法」]、第 27 条に従って、同部局によって大蔵省になされた申立の写しと一緒に、同年度の譲与金で支給されなかった支出に対する大蔵省認可を陸軍省が得た全ての事例を示すところの、1872 年 3 月 31 日に終わる年度について陸軍譲与金における剰余と不足の明細書 Statement；及び 1864 年 11 月 7 日付の書簡に含まれる大蔵委員会の指図に従って提出されるところの、1871-72 年度の陸軍の受取と支出の会計が閉じられる期日たる 1872 年 9 月 30 日における原簿残高を詳述する貸借対照表 Balance Sheet（法律 32 & 33 Vict., c. 93, 第 27 条に従って提出される）⁶¹⁷⁾。

⁶¹⁶⁾ *Civil services and revenue departments. Appropriation accounts, 1871-72. Appropriation accounts of the sums granted by Parliament for civil services, classes I. to VII., and for the revenue departments (including the Post Office Packet and Telegraph Services), for the year ended 31st March 1872; together with the reports of the comptroller and auditor general thereon, 1873 (26).*

⁶¹⁷⁾ *Army. Appropriation account, 1871-72. Appropriation account of the sums granted by Parliament for army services for the year ended 31 March 1872; together with the report of the comptroller and auditor general, and Treasury minute thereon. Also, statement of the savings and deficiencies upon the grants for army services, for the year ended 31 March 1872, showing all cases in which the War Department has*

表36 「1872年3月31日に終わる年度に海軍のため、譲与された金額と比較して、支出された金額の概要決算書」

項	軍務	譲与 (追加予算 を含む)		A 総支出		A欄に含まれ るAbysinia 運征の支出		B 純支出		余剰		不足	
		£	£	£	£	£	£	£	£	£	£	£	£
1	水兵・海兵隊員への給与 追加予算	2,693,336	2,696,702	85	2,696,616		26,633		14,709				
2	同上のための食糧・衣類	30,000	1,052,911		1,052,911		2,058						
3	海軍本部	1,038,202	161,440		161,440		25,196						
4	沿岸警備隊、海軍沿岸義勇兵、海軍予備役	163,499	162,633		162,633		6,810						
5	沿岸警備隊、海軍沿岸義勇兵、海軍予備役	187,633	60,292		60,292		1,112						
6	海軍技術部局	67,103	964,870		964,870		477						
7	国内・海外の海軍工廠、海軍糧庫	967,410	67,221		67,221		1,059						
8	国内・海外の軍需部倉庫	68,334	57,906		57,906		86,040						
9	国内・海外の海軍医療施設	18,021	16,961		16,961		79,355						
10	海兵隊分艦隊	837,965	915,320		915,320		718						
11	部 I 艦隊、沿岸警備隊の建設、修理、継装するための海軍備品 部 II 蒸気機関及び契約による造船 新工事、建設、機械類及び修理 追加予算	751,716	665,675		665,675		31,395						
12	薬剤、医療備品	763,394	824,751		824,751		25,242						
13	軍法及び法的費用	87,600	68,318		68,318		701						
14	雑務	67,600	15,303		15,303								
	追加予算	109,617	159,012		159,012								
	実効的軍務の合計	7,943,546	7,889,843	85	7,889,757		177,966		124,778				124,778
15	海軍非実効的軍務												
16	海軍学校及び海兵隊員への休職給、予備・退職給 部 I 軍人年金・手当 部 II 文官年金・手当	829,238	793,463		793,463		35,774						
	他の政府部局の業務のため (軍隊運搬)	633,785	622,692		622,692		12,092						
	海軍のための合計	312,237	308,413		308,413		3,823						
17	陸軍部局(軍隊運搬)	9,718,806	9,614,413	85	9,614,328		124,778						124,778
	回収不能として償却額	173,150	256,557		256,557		33,970						
	総計	9,891,956	9,870,971	49,523	9,821,448		158,148		228,570				83,407
	回収不能として償却額	9,891,956	9,875,981	49,523	9,826,458		5,009		5,009				5,009
	戻される純余剰	9,875,981	15,974		15,974		65,497		228,570				212,896
	戻される純余剰	15,974					Abysinia運征を除く 通常譲与金での純余剰		Abysinia運征を含む 通常譲与金での純余剰				
	国庫に支払う超過受取の目録額	£											
	1871-72年度に実現され、国庫に支払われる超過受取額	47,000											
	海軍省、1872年12月31日	319,099											

H. Wallter, 海軍会計長官

私はこれによって確かめ、この決算書が法律29 & 30 Vict. c. 39の第29条に依り、またそれに規定された程度にまで私の指図で下に職責により検査されたこと、及び、添付の報告書に含まれる所見を条件として、上記が1872年3月31日に終わる年度について海軍のための取戻と支出の暫当決算書として正しい明細書であることを証明する。
Wm. Dunbar, 国庫及び会計検査院長

続いて、海軍について、『1871-72年度海軍割当決算書：1872年3月31日に終わる年度について海軍のため議会によって譲与された金額の割当決算書』が1873年2月14日に提出された。

これにも同時に次の明細書等が含まれている。すなわち、『また、海軍省によって大蔵省になされた申立の写しと一緒に、同年度の譲与金で支給されなかった支出に対する大蔵省認可を海軍部局が得た全ての事例を示すところの、1872年3月31日に終わる年度について海軍譲与金における剰余と不足の明細書；及び1871-72年度の海軍の受取と支出の会計が閉じられる期日たる1872年9月30日における原簿残高を詳述する貸借対照表(法律32&33 Vict., c. 93 [=1869年「割当法」, 第27条に従って提出される]』⁶¹⁸⁾。

この海軍割当決算書における「概要決算書」を表示したのが、表36「1872年3月31日に終わる年度に海軍のため、譲与された金額と比較して、支出された金額の概要決算書」であるが、その末尾で、国庫及び会計検査院長ダンバーは次のように「証明」している。すなわち、「私はこれによって確かに、この決算書が法律29 & 30 Vict., c. 39 [=1866年「国庫及び会計検査院法」]の第29条に従い、またにそれに規定された程度にまで私の指図の下に職員達により検査されたこと；及び、添付の報告書に含まれる所見を条件として、上記が1872年3月31日に終わる年度について海軍のための受取と支出の割当決算書として正しい明細書であることを証明する」、と。

(4) 庶民院への「決算委員会報告書」の提出

obtained the sanction of the Treasury to expenditure not provided for in the grants of the year; and a balance sheet, detailing, in classes, the ledger balances on 30 September 1872, the date on which the army account of receipt and expenditure for 1871-72 was closed; &c, 1873 (42).

⁶¹⁸⁾ *Navy. Appropriation account, 1871-72. Appropriation account of the sums granted by Parliament for navy services, for the year ended 31 March 1872. Also, statement of the surpluses and deficits upon the grants for navy services in the year ended 31 March 1872, showing all cases in which the Navy Department has obtained the sanction of the Treasury to expenditure not provided for in the grants for that year, together with copies of the representations made to the Treasury by the Board of Admiralty; also the balance sheet, showing the ledger balances on 30 September 1872, the date on which the account of naval receipt and expenditure for the year 1871-72 was closed, 1873 (43).*

庶民院に提出された『議定費支出決算書』、各部局の『割当決算書』は、同院の「議事規則」に基づいて会期開始直後の2月7日に設置されていた11人⁶¹⁹⁾の議員からなる「決算委員会」で審議され、その報告書として、1873年3月20日に、『第1次決算委員会報告書』⁶²⁰⁾が庶民院に提出された。

この『報告書』の第1パラグラフで、決算委員会は、「[前1870-71年度の割当決算書に対する]1872年の第2次報告書⁶²¹⁾との関連で、本委員会はそこで提示した諸論点及び諸勧告が大蔵省で考察され取扱われた様式を詳述する声明書 statement を [大蔵省財務次官の]バクスター氏から受取った：従って、彼の証言に特に注目を求める」ことを明記している。

このことは、財政統制の循環として、まず決算委員会が、各部局の『割当決算書』を審議して、その「報告書」の中で「諸論点及び諸勧告」を提示する。これに対応して、大蔵省が取り扱った結果を「明細書」として提出する。これを受けて、決算委員会が(大蔵省財務次官等を)証人として喚問して証言を求める。このような決算委員会=庶民院による財政統制の循環を示しているのである。

『報告書』の以下では、海軍費(第2~5パラグラフ)、陸軍費(第6~8パラグラフ)、民事費(第9~94パラグラフ)、既定費決算書を含む「その他の決算書」(第95~99パラグラフ)について、報告している。

その後、同年7月9日に、『第2次決算委員会報告書』⁶²²⁾が庶民院に提出された。この中で、決算委員会は、『第1次報告書』で言及した、郵便及び電信業務の「不規則性」について調査報告をしている。

以上のような、庶民院への『第2次決算委員会報告書』の提出によって、1871-72年度予算に対する議会(庶民院)による財政統制の「循環」が完了したのである。

⁶¹⁹⁾ 具体的には以下である。Mr. [George] Sclater-Booth (委員長), Mr. Baxter, Mr. Candlish, Lord Eustance Cecil, Mr. Crawford, Mr. Algernon Egerton, Mr. Goldney, Mr. Liddell, Mr. O' Reilly, Mr. Rylands, Mr. Seely.

⁶²⁰⁾ *First report from the Committee of Public Accounts; with the proceedings of the committee, minutes of evidence, and appendix*, 1873 (110).

⁶²¹⁾ 具体的にいえば、1872年5月13日に庶民院に提出された1872年『第2次決算委員会報告書』*Second report from the Committee of Public Accounts; together with the proceedings of the committee, minutes of evidence, and appendix*, 1872 (198)である。

⁶²²⁾ *Second report from the Committee of Public Accounts; together with the proceedings of the committee, minutes of evidence, and appendix*, 1873 (290).

第4節 小括：1871-72年度予算における庶民院の財政統制「循環」過程の完成

近代イギリス予算制度成立後の最初の本格的な予算と看做した1871-72年度予算について、予算及び決算の審議過程に関する、以上の考察を概括しておきたい。

(1) まず、予算の審議過程について

① 会期開始期＝予算審議準備期：1871年2月、会期開始期における女王の「会期開會勅語」で、特に「庶民院議員」のみに向かって、来る年度のための「歳出予算」を提出させる旨を伝える。

それを受けて、2月～3月に歳出面で海軍、陸軍、民事(内金議定費)、収入部局(内金議所費)、民事[・収入]部局の各『歳出予算』が、前年度及び前々年度追加予算とともに、提出された、

② 「統合国庫資金(金額)法」成立までの時期：3月31日以前のこの時期に特に必要とされることは、新会計年度についての各部局の予算に関して、それを8月末項の最終的承認に先立って、4月1日以降8月末項までの4～5ヵ月間に各部局によって必要とされる議定費を審議し承認することである。

この目的のため、海軍及び陸軍予算の場合、各「項」間での「費目流用」が認められているため、8月末項までの期間に必要とされる議定費のためには、まず雇用されるべき兵員数についての「A項」の決議が審議されて議決され、そのうえで通常、このような兵員の給与についての「第1項」を含むいくつかの「項」の決議が審議され議決される。1871年度予算審議では、まず陸軍予算決議に基づいて、「統合国庫資金(金額)法」が3月31日に制定された。

これに対して、民事費及び収入諸部局費予算の場合、「費目流用」が認められていなかったため、新会計年度全体について各「項」毎に必要とされる総額の外に、8月末項までの4～5ヵ月間に各「項」毎に「内金として」必要とされる金額を示す民事(内金議定費)、収入部局(内金議定費)の予算が提出され、それが審議され議決される。1871年度予算審議の場合、先の海軍予算決議とともに、この内金議定費決議に基づいて、「統合国庫資金(金額)法」が4月25日に制定された。

③ 歳入関係での「財政演説」以後、「関税及び所得税法」成立までの時期：歳

入関係では、3月31日に国庫勘定が閉じられ、新1871-72会計年度に入ってから出来るだけ早い時期たる4月20日、大蔵大臣が「財政演説」を行い、「歳入予算」を公表した。

それに基づいて「予算決議」が決議されたのであるが、1871年度予算審議の場合、院の内外からの反対のため、予算提案全体が撤回され変更され、結局、所得税決議と茶税決議に基づいて、5月25日、1871年「関税及び所得税法」が制定された。

④「割当法」成立までの時期：この間、歳出予算の審議と議決が継続され、続いて、その決議によって承認された議定費を調達するための決議が議決され、この決議が本会議に報告され承認された時、本院は、決議に効力を与えるため、7月24日に「統合国庫資金（金額）法」、そして最終的には8月21日に1871年「割当法」が制定された。同法の成立により、1871-72会計年度末までの期間に各部局によって必要とされる議定費の特定費目への支出が法的に確実に行われることになる。

(2) 続いて、予算の執行と決算の審議過程について

関係法にもとづく予算執行をへて、1871年度終了後、その決算書が議会に提出され、決算審議過程が始まる。

①「国庫決算書」の提出：まず、1854年法に基づいて1872年6月、大蔵省から1871年度『国庫決算書』が庶民院に提出された。

②「既定費支出決算書」と「国庫及び会計検査院長の報告書」の提出：続いて、1866年法に基づいて、翌1873年2月、既定費に関して、1871年度『既定費決算書』が、国庫及び会計検査院長の報告書とともに、大蔵省により庶民院に提出された。

③各種「割当決算書」と「国庫及び会計検査院長の報告書」の提出：また、同じく1866年法に基づいて、1873年2月、議定費に関して、各支出部局作成の1871年度『割当決算書』が、国庫及び会計検査院長の報告書とともに、大蔵省により庶民院に提出された。

④庶民院への「決算委員会報告書」の提出：庶民院に提出された『議定費支出決算書』、各部局の『割当決算書』は、「議事規則」に基づいて設置されていた11人の議員からなる「決算委員会」で審議され、その報告書として、1873年3月に『第1次決算委員会報告書』、7月に『第2次決算委員会報告書』が庶民院

に提出された。この提出によって、1871 - 72 年度予算に対する議会（庶民院）による財政統制の「循環」が完了した。

こうして、1871-72 年度予算における庶民院による財政統制の「循環」過程が完成していたことを確認しえたのである。

〈大ブリテン及びアイルランド連合王国「立憲王政」の完成〉

以上のことを、イングランド「封建王政」、「絶対王政」の完成形態との対比で、次のように指摘しておきたい。

すなわち、市民革命(前後)期に「成立」したイングランド「立憲王政」の場合、

① まず、宗教面では、国王の「一元的支配体制」を「立憲体制」として基本的に維持したうえで、1689 年「非国教徒寛容法」で除外されていたカトリック教徒が 1829 年「ローマ・カトリック教徒救済法」等により「解放」される。

② このような立憲体制の下で、経済面では、1820-30 年代にイギリス資本主義が確立する。

③ その上で、王政の物的基礎をなす財政＝国制面では、1860 年代末に、「財政的発議権」の国王への限定の完成とともに、その下で、庶民院による財政統制の「循環」過程が完成する。

④ こうして 1860 年代末に至って、(1707 年「スコットランド連合法」、1800 年「アイルランド連合法」下に成立した)「大ブリテン及びアイルランド連合王国」の「立憲王政」が「完成」したといえる。

〈イギリスの予算＝統治原則の完成〉

更に、このことを、憲法学者メイ Sir Thomas Erskine May の言葉で表現すると、「国王は金銭を要求し、庶民院はそれを譲与し、また貴族院はその譲与に同意する」The Crown demands money, the Commons grant it, and the Lords assent to

the grant.⁶²³⁾ という、基本的には市民革命（前後）期に「成立」していたいわば予算＝統治原則が、1860年代末に至って「完成」したといえよう。

⁶²³⁾ メイはさらに続けて言う、「しかし、庶民院は、金銭を議決しない、もしもそれが国王によって必要とされないならば；また庶民院は、諸税を賦課もしくは増加しない、もしもこのような課税が、国王によってその国制上の助言者達 [=大臣達] を通して明言されたような、国務のために必要でないならば」と。Sir T. E. May, *op. cit.*, p. 545.

総括：近代イギリス予算制度成立の歴史的意義

以上の考察を踏まえて、近代イギリス予算制度成立のもつ歴史的意義を指摘したい。

(1) 近代イギリス予算制度成立の歴史的意義

近代イギリス予算制度は、要するに、市民革命(前後)期を起点とし、重商主義期を経て、古典的自由主義期に、イギリス産業資本の確立に基づく古典的自由主義財政政策として、「立憲君主制」のもとでの議会、とりわけ(納税者を代表する)「庶民院」による予算審議から決算審議に至る財政統制の「循環」過程の「完成」により、成立した。

従って、このような近代イギリス予算制度の成立は、財政史的=国制史的観点から一言でいえば、古典的自由主義期における「巨額国債残高」下での「緊縮財政型=間接税依存(所得税補充)型財政」としてのイギリス古典的自由主義財政の、予算制度面からの促進策たる意義をもつといえる。このような独自の形態と意義をもって、イギリスにおける「財政民主主義」が完成したのである。

(2) 近代イギリス予算制度成立の客観的效果

最後に、1860年代末における近代イギリス予算制度成立が、古典的自由主義期における「巨額国債残高」下での「緊縮財政型=間接税依存(所得税補充)型財政」としてのイギリス古典的自由主義財政に対してもつ、客観的效果について検討しておきたい。

表20「1802年～1873年の粗歳出額(対国民所得額比率,%)、歳入額、及び国債残高の推移(連合王国, £m.)」が示すように、(1)その歳出総額は、絶対額では、1830年代中葉以降、1854年の会計年度変更に伴う統計上の影響の他に1854年から56年のクリミア戦争による一時的増加があるとしても、1860年代においても抑制されていたこと、また(2)さらに相対的に、「国民所得額」との対比でいえば、1851年時点では、歳出総額の国民所得額の「比率」は10.5%であった

が、これが、予算制度が成立した直後の 1871 年時点では実に 7.4%へと、顕著に減少していたこと、を確認する。

従って、近代イギリス予算制度成立は、まさに「緊縮財政型」のイギリス古典的自由主義財政構造を背景としつつも、更にそれを促進するという客観的效果をもったといえるのである。

補論

補論として、イギリスにおける国家レヴェルでの会計年度制定の経緯とその意味に関連して、次の2点を補足しておきたい。

(1) イギリスにおける「地方会計年度」制定の経緯とその意味

まず1点目は、イギリスの地方レヴェルでの会計年度制定の経緯とその意味について。

〈19世紀末「大不況」と1888年「地方政府(イングランド及びウェールズ)法」⁶²⁴⁾成立〉

周知のように、1873年恐慌によりいわゆる19世紀末「大不況」が開始し、1896年頃まで続く。この時期に、イギリスは従来からの自由貿易を堅持し続けたので、海外から安価な農産物が流入し、その結果、イギリス農業は深刻な「農業大不況」に直面し、その救済策として、とりわけ農村地方税負担の救済策として、国庫から地方当局への国庫補助金が要求され、実現されてくることになる。

その場合、従来の古典的自由主義期の補助金の形態は、予めその用途が特定された「特定補助金」であり、いわば国税納税者の代表たちによって統制されていたのであるが、大不況期に入って要求されてくる補助金は、地方税負担一般の救済のためであり、その形態は、その用途が特定されない「一般的補助金」である。したがって、このような一般的補助金が国庫から地方当局に交付される場合には、従来の国税納税者の代表による統制が、今や地方当局レヴェルでも可能になる必要がある。つまり、国税納税者の代表に相当する地方当局レヴェルでの議会、端的には地方政府議会の設立が前提になる。

歴史具体的にいえば、1884年の「国民代表法」Representation of the People Act ⁶²⁵⁾の制定により、いわゆる第3次選挙法改正 ⁶²⁶⁾が行われ、これにより、

⁶²⁴⁾ 同法成立に至る経緯及び同法成立のもつ歴史的意義については、前掲拙著『近代イギリス財政政策史研究』第2部 第一章を参照されたい。

⁶²⁵⁾ 正式には、「連合王国における国民の代表に関する諸法を修正する法律」An Act to

農業労働者と鉱山労働者にも都市労働者と同様な選挙権が賦与される。また翌1885年の「議席再配分法」Redistribution of Seats Act⁶²⁷⁾によって、原則「1議員選挙区」制、いわゆる小選挙区制(=多数代表制)が実現される。

以上の国会レベルでの改正を前提として、地方レベルでは、イングランド及びウェールズの場合には、1888年に「地方政府(イングランド及びウェールズ)法」Local Government (England and Wales) Actが制定された。

<1888年「地方政府(イングランド及びウェールズ)法」と3月31日に終わる「地方会計年度」規定>

同法、正式には、「イングランド及びウェールズにおける地方政府に関する諸法を修正し、またそれに関連するその他の諸目的のための法律」⁶²⁸⁾は、第1条において新たな地方当局として公選制の「カウンティ議会」を設立する。その際の選挙権の資格は、国会の選挙権と全く同様になるので、この「カウンティ議会」は、国税納税者の代表と同様の財政統制が可能になる。

そのような「カウンティ議会」の設立の上で、第20条～30条において、国庫とカウンティ間での財政関係を規定し、いわゆる「一般的補助金」をカウンティ議会に交付する。加えて、このような国庫補助金の交付に伴い、第73条において「地方会計年度」local financial yearを規定する。

すなわち、「本法成立後3年内の指定日以後、地方会計年度は、3月31日に終わる12ヵ月間である、またすべてのカウンティ議会の収入と支出の会計は、その年度について作成される。しかし、指定日まで、地方会計年度は3月25日に終わる12ヵ月間であり、前述の会計はその年度について作成される」と。

従って、イギリスの場合、国家レベルでの会計年度制定の場合と全く同様に、地方レベルでの会計年度も、納税者による支出統制の観点から、「3月31日

amend the Laws relating to the Representation of the People of the United Kingdom (48 Vict., c. 3).

⁶²⁶⁾ 第3次選挙法改正に関する「選挙権」と「選挙区」に関しては、前掲拙稿「欧米近現代財政史・国制史研究の一視角(中)」『アルテス・リベラレス(岩手大学人文社会学部紀要)』第59号、1996年、27-30頁を参照されたい。

⁶²⁷⁾ 正式には、「議会選挙議席再分配のため、またその他の諸目的のための法律」An Act for the Redistribution of Seats at Parliamentary Elections, and for other purposes (48 & 49 Vict., c. 23).

⁶²⁸⁾ An Act to amend the Laws relating to Local Government in England and Wales, and for other purposes connected therewith (51 & 52 Vict., c. 41).

に終わる12か月間」と規定されるに至ったといえる。

(2) 日本における「会計年度」制定の経緯とその意味

補足の2点目は、以上のイギリスの場合と対比して、日本における会計年度制定の経緯とその意味について。

結論的にいえば、日本の場合、合計4回、会計年度の変更が行われてくるので、その経緯を簡単に確認していきたい(表37「日本における『会計年度』制定史関係略年表」参照)。

〈1868年9月「明治」改元と1869年「10月より翌年9月に至るまでを1年度」とする会計年度制定〉

まず、1867年の「王政復古」後、翌1868年の9月に年号を「明治」と改元し、いわゆる「一世一元の制」を採用した。

これを受けて、翌明治2 [=1869]年9月に、始めて「会計年度規定」し、「10月より翌年9月ニ至ルマデヲ1年度」とした。具体的には、日本史関係者には周知の『明治財政史』によると⁶²⁹⁾、

「明治2 [=1869]年9月会計年度ヲ定メシヲ以テ 府縣及諸藩寄託地ニ令達シテ 元[=1868]年以降本年9月ニ至ルマテノ貢納及諸費ヲ精算シ 其12月ヲ期シテ之ヲ進致セシメ 其10月已降ハ帳簿ヲ新製シ翌年9月ヲ限り決算シ 爾後毎年12月ヲ期シテ之ヲ録上セシム」、と。

つまり、この場合には、元号を9月に改元したので、続く「10月より翌年9月ニ至ルマデ」を会計年度にしたといえる。

〈1872年「暦法の改定」と1872年「1月より12月に至るまでを以て1周年度」とする会計年度制定〉

続いて、明治5 [=1872]年11月9日に、「太政官達第337号」による「暦法ノ改定」によって、旧暦(太陰太陽暦)の1872年12月3日を新たに太陽暦の1873年1月1日とし、また4年毎に潤年置く旨を定めた。閏年の置き方からいえばこれは、ユリウス暦を採用したことになることに留意しておきたい。

⁶²⁹⁾ 大蔵省内 明治財政史編纂会編纂『明治財政史 第一巻』、明治財政史発行所、大正15=1926年、587、596-597頁。

表37 「日本における『会計年度』制定史関係略年表」

政治過程	経済政策	国家財政関係 減出関係	会計年度関係 会計検査等	歳入関係
1867, 王政復古, 京都に新政府誕生 1868, 2, 年号を「明治」と改元, 「一世一元」の制			①1869, 9/, 始めて会計年度規定「10月より翌年9月に至るまでを1年度となせし」 田原(大蔵次郎)の12/29=大蔵省の17/1, 4年毎に調年置く(エロウス鷹!)	
1872, 11/9, 太政官達第337号, 厘法の改定:			②1872, 11/29, 会社年度「改めて1月乃至12月を1会計年度となし」(587頁)	
1877, 西南戦争	1877, 西南戦争一戦費調達のため不換紙幣増発→激しいインフレーション		③1874, 10/13, [太政官達番外並無号] 会社年度の制度(1875年7月1日より施行) 一連「金穀出納の儀毎歳1月より12月迄...更に其年7月1日より翌年6月30日迄を以て分界を立てて会計上の1周年と相定候」と。	
1880, 2/28, 横濱正金銀行設立	1877, 7/14, 布告53号, 1876年「地租徴収期限」を改正(「田畑及市街地の3種に区分し」) 1880, 9/27, 布告40号, 酒造税則		1873, 7/28, 太政官布告272号「地租改正」 1877, 7/14, 布告53号, 1876年「地租徴収期限」を改正(「田畑及市街地の3種に区分し」) 1880, 9/27, 布告40号, 酒造税則 1881, 2/17, 布告14号, 1877年「地租徴収期限」改定(「市街地租の儀は従前の通」) →定米田方納税翌年1月1日より同2月28日限とあるを改め翌年2月1日より同3月31日限と改定せり	
1881, 11, 松方大藏卿; 不換紙幣の徹底的整理政策(紙幣整理用の資金積立と正貨の蓄積の並行)	1883, 10, 横濱正金銀行, 外国人為替取扱手続を開始→荷為替業務の拡張			
				1884, 10/, 松方大藏卿の「会計年度改正ノ議」[会計年度更正ノ奏議] ④1884, 10/28, [太政官達第39号]: 「 <u>会計年度改定</u> 」 → <u>会計年度を改め1886年度以降4月1日より翌年3月31日までをもって1周年度と制定</u>
1885, 12/22, 太政官訓令第1号, 内閣制度創設(伊藤博文: 初代内閣総理大臣, 松方正義: 初代大蔵大臣)	1885, 日本銀行設立→紙幣消却・正貨蓄積・兌換銀行券發行により統一貨幣制度の確立			
1886, 1/1, 兌換紙幣施行	1886, 4/21, 勅令第22号「明治19」[=1886] 年度歳計予算			1886, 4/21, 勅令第22号「明治19」[=1886] 年度歳計予算: 1886年度歳計予算(歳入/歳出)の公布
1889, 2/11, 大日本帝國憲法, 付属法令 (= 徴兵令改正, 議院法, 1889, 2/11法律第4号)				1889, 3/5, 勅令第23号「明治22」[=1889] 年度歳計予算: 1886年度歳計予算(歳入/歳出)の公布 →「天皇制絶対主義」的予算制度の成立
1894, 8-95, 4: 日清戦争(賠償金: 2億3000万円=3億6000万円) →資本主義化, 帝國主義化				
1897, 金本位制採用				
1898, 5/10, 勅令第90号, 閏年の改正: (ゾレロウス鷹!)				

これを受けて、同じ1872年11月29日に、会計年度を「改メテ 1月乃至12月ヲ 1会計年度」とした。具体的には、『明治財政史』によると⁶³⁰⁾、

「此[=11]月曆法ヲ改定シ 従来ノ会計年度ヲ改メ 総テ1月ヨリ12月ニ至ルマテヲ以テ1周年度ト為シ…」，と。

つまり、この場合には、曆法を改定したので、会計年度を改めて「1月ヨリ12月ニ至ルマテヲ以テ1周年度」にしたといえる。

<1873年「地租改正」開始と1874年「7月1日より翌年6月30日迄」の会計年度制定>

その後、税制に関して、明治6 [=1873]年7月28日、「太政官布告272号」により「地租改正」が開始された。

これを受けて翌1874年10月13日、「太政官達番外並無号」により「会計年度ノ制度」が行われる。具体的には、『明治財政史』によると⁶³¹⁾、次のように規定される。

すなわち、達「金穀出納ノ儀毎歳1月ヨリ12月迄ヲ以テ分界相立来り候處 更ニ其年7月1日ヨリ翌年6月30日迄ヲ以テ分界ヲ立テ会計上ノ1周年ト相定候」，と。

「会計年度ヲ改正シ 甲年7月ヨリ乙年6月ニ至ル間ヲ以テ会計ノ1周年度トナシ 其年度ニ属スル一切ノ収入支出ヲ完結スルモノトシ 而シテ各庁経費ノ申請並ニ勘定帳ノ進達期限ヲ改正シ [明治] 8 [=1875]年7月1日ヨリ之ヲ施行ス 蓋シ 従来ノ会計年度ハ [明治] 5 [=1872]年11月29日ノ改正ニヨリ 曆年ニヨリタリト雖モ 元来租税納入ノ時期多クハ甲乙2年ニ跨リ 乙年ノ夏秋ニ至リテ始メテ甲年ノ賦額ヲ納入シ終ルヲ得ルノ状態ナルヲ以テ 曆年ニヨリテ其収支ヲ決算ルトキハ 自ラ交互錯綜ノ憂アルヲ以テナリ」，と。

つまり、この場合には、「租税納入ノ時期多クハ甲乙2年ニ跨リ 乙年ノ夏秋ノ至リテ始メテ甲年ノ賦額ヲ納入シ終ルヲ得ルノ状態ナル」という、いわば歳入 = 租税徴収の観点から、会計年度を改めて「7月1日より翌年6月30日迄」にしたといえる。

⁶³⁰⁾ 前掲書，587，598頁。

⁶³¹⁾ 前掲書，621頁。

〈多数の「租税法の改正」と1884年「4月1日より翌年3月31日に至る1周年」の会計年度制定〉

その後、1877年に西南戦争が勃発し、戦費調達のため不換紙幣が増発され激しいインフレが進行した。これに対して、1880年、対外的には「横浜正金銀行」が設立され、また対内的には「会計検査院」が創設されるが、とりわけ、1881年11月に松方大蔵卿による不換紙幣の徹底的整理政策が開始した。またその一環として1883年10月に、横浜正金銀行は外国人為替取扱手続を開始した。

これらを受けて、翌1884年10月、松方大蔵卿は「会計年度改正ノ議」、「会計年度更正趣意書」、「会計年度更正ノ奏議」を提出し、そして同1884年10月28日、「太政官達第89号」により「会計年度改定」が行われた。

具体的には、『明治財政史』によると⁶³²⁾、

「明治17[=1884]年10月28日太政官第89号達ヲ以テ 会計年度ノ分界ヲ改正シ 毎年4月1日ヨリ翌年3月31日ニ至ル1周年ヲ以テ 1年度ト為シ 19[=1886]年度ヨリ之ヲ実施セリ 其結果 18[=1885]年度ハ18[=1885]年7月1日ヨリ 19[=1886]年3月31日ニ至ル9箇月ヲ以テ1年度ト為シタリ 蓋シ 会計年度ハ従来7月ヨリ翌年6月ニ至ル1周年ト定メラレタルカ 爾来多数租税法ノ改正セラルルニ及ヒ 漸ク年度ノ所属ニ混雜ヲ来タスニ至レリ 例セハ酒造税ノ如キハ其納期後年度ニ在ルニ拘ハラス 前年度ノ所属トシテ執行セシカ如キ是ナリ 今若シ年度ノ所属ヲ正サンカ 一時歳入ニ巨額ノ不足ヲ生スヘシ 依リテ政府ハ年度ノ分界ヲ改メ 歳入ノ所属ヲ正ウスルノ策ヲ用ヒ 4月ヨリ翌年3月ニ至ル1年ヲ以テ会計年度トナシ 以テ租税納期トノ調和ヲ計レリ…」と。

つまり、この場合には、多数の「租税法ノ改正」により「一時歳入ニ巨額ノ不足」が生じ、「租税納期トノ調和」を計ることが必要になるという、新たな、しかし基本的に同じく歳入＝租税徴収の観点から、会計年度を改め「4月1日より翌年3月31日ニ至ル1周年」にしたといえる。こうして1886年4月1日より現行の会計年度が開始したのである⁶³³⁾。

⁶³²⁾ 前掲書、767頁。

⁶³³⁾ なお、本講演後、日本の会計年度制定に関する財政史的研究として深谷徳次郎「統一予算制度と現行会計年度の確立」『作新学院女子短期大学紀要』第26号、2003年、また憲法学的研究として、柏崎敏義「会計年度と財政立憲主義の可能性—松方正義の決断—」『法律論叢』第83巻第2・3合併号、2011年が公刊されたので、参照されたい。

〈1886年「勅令」による「歳計予算」公布〉

続けて、さらに補足しておく、予算制度の面では、1886年4月21日、「勅令第22号」の「明治19 [=1886] 年度歳計予算」として、1886年度歳計予算(歳入/歳出)が公布された。

これはイギリスの場合の「国庫決算書」の要約表に相当するのであるが、これこそが、日本人の「予算(案)」なるイメージとなる、単なる歳入と歳出の対照表の原型である。

〈1889年勅令による「明治22 [=1889] 年度歳入歳出総予算」公布と天皇制絶対主義的予算制度の成立〉

その後、1889年2月11日、「大日本帝国憲法」が公布され、その付属法令の(徴兵令改正、議院法、衆議院議員選挙法に続いて)4番目として、同じ1889年2月11日、法律第4号として「会計法」が制定され、その第1条として「政府ノ会計年度ハ毎年4月1日ニ始マリ翌年3月31日ニ終ル」ことが法定された。そして同じ1889年3月5日、「勅令第23号」として「明治22 [=1889] 年度歳入歳出総予算」が公布された。こうして日本における「大日本帝国憲法」のもとでの「天皇制絶対主義」的予算制度が成立したのである。

なお、暦法については、日清戦争後の1898年5月10日、「勅令第90号」により、「閏年ノ改正」が行われ、これによって最終的に、グレゴリウス暦が導入されることになった。

(3) 小括：イギリスと日本における会計年度制定の歴史的位

以上のイギリスと日本における会計年度制定の経緯から明らかなように、イギリスの場合、重商主義期の1802年法の時点では、確かに歳入＝租税徴収の観点から「1月5日に終わる1年」を会計年度として制定したが、その後の資本主義の確立と第1次選挙法改正等による議会制民主主義の進展とともに、最終的には1854年法によって、(納税者の代表たる)庶民院による歳出統制＝「財政民主主義」の観点から「3月31日に終わる1年」を会計年度として制定し、現在に至っている。

この意味でイギリスの場合、「会計年度」の在り方はまさに「議会制民主主義」

によって規定されていたといえる。

これに対して、日本の場合、現行の「4月1日より翌年3月31日に至る1周年」という会計年度は、一見、イギリスと同じであるとしても、その制定の経緯からいえば、立憲体制成立前の1884年「通達」によって、歳入＝租税徴収の観点から制定されるに留まっており、その意味ではまさに「天皇制絶対主義」国家の構築＝成立によって規定され限定されていたといえる。

したがって、著者には、わが国の場合、このように明治期に制定された会計年度を、それに伴う歳入＝租税徴収の観点からの予算制度そのものとともに、その後に進展した議会制民主主義に即して、納税者の多数代表による歳出統制＝「財政民主主義」の観点から見直すことが歴史的課題として要請されているように思われるのである。

表一覽

《近代イギリス予算制度成立史関係略年表》 13

表 1	「1688年～1815年、戦争の費用とその歳入・国債別支払額(£)と割合(%)」 : 39
表 2	「1688年～1714年の純歳出、歳入額(大ブリテン)、及び国債残高(連合王国)の推移(£ m.)」 : 40
表 3	「第2次オランダ戦争」期(1665年～1667年)における予算審議の期日と成立した法律の一覧」 : 47
表 4	「対フランス＝フアールツ継承戦争」期(1689年5月～1697年9月)における予算審議の期日と成立した法律の一覧表」 : 85
表 5	「1691年度歳出予算」 : 119
表 6	「1692年度軍事歳出予算」 : 126
表 7	「人頭税一覽, 1641年-1698年」 : 130
表 8	「1693年度軍事歳出予算」 : 135
表 9	「1703年における女王アンの「シベル・リスト」費の純収入(£)」 : 160
表 10	「1712年、法律 10 Anne, c. 26 による、陸軍譲与金の割当(£)」 : 166
表 11	「1714年、法律 12 Anne, stat. 2, c. 9 による、1714年クリスマスに終わる年度のそのため陸軍譲与金の割当(£)」 : 166
表 12	「1689年～1697年、対フランス戦争遂行関係法一覽」 : 171
表 13	「1714年～1801年の純歳出、歳入額(大ブリテン)、及び1714年～1815年の国債残高(連合王国)の推移(£ m.)」 : 184
表 14	「1717年～1787年の減債基金会計の要約(大ブリテン, £)」 : 196
表 15 - 1	「『3 %統合年金債(=コンソール)』に統合された3 %年金債(£)」 : 210
表 15 - 2	「『3と1/2 %統合年金債(=リデュースト国債)』に統合された3と1/2 %年金債(£)」 : 210
表 16	「1804年1月5日に終わる年度について統合国庫資金の所得と負担の会計(£)」 : 227
表 17 - 1	「1804年1月5日に終る年度について大ブリテンの公的収入の概略明細書(£)」 : 234
表 17 - 2	「1804年1月5日に終る年度について大ブリテンの公的支出の会計(£)」 : 234
表 18 - 1	「1802年1月5日における未支払の財務府証券での無基債残額」 : 236
表 18 - 2	「1815年1月5日における未支払の財務府証券での無基債残額」 : 236
表 19	「1802年～1873年の国債残高(連合王国)、財務府[国庫]証券の起債と償還の推移(£ m.)」 : 238
表 20	「1802年～1873年の粗歳出額(対国民所得額比率, %)、歳入額、及び残高の推移(連合王国, £ m.)」 : 246
表 21	「相当額が実際に適用された国務」 : 264
表 22	「1689年～1801年のアイルランド純支出額、純収入額、起債額、及び1782年～1801年アイルランドと大ブリテンの国債残高の推移(£ 1, 000)」 : 277
表 23	「1794年～1801年のアイルランド軍事支出の内訳(£ 1, 000)」 : 279
表 24 (1)	「1802年～1817年のアイルランドの支出額、収入額、不足額、及び国債残高の推移(£ 1, 000)」 : 289
表 24 (2)	「1802年～1817年の大ブリテンの支出額、収入額、不足額、及び国債残高の推移(£ 1, 000)」 : 289

表 25	「1823年1月5日に終る年のための国庫決算書(£)」 : 298
表 26	「譲与金残額, 議會会期, 歳出予算程出日等一覧」 : 316
表 27 (1)	「1831年1月5日に終わる1830年, 譲与金の処分(£)」 : 318
表 27 (2)	「1831年1月5日に終わる1830年度の支出額(£)」 : 318
表 28	「『議定費支出法』及び『純合国庫資金法』等の制定一覧」 : 328
表 29	「1月5日に終わる年度の公的収入額と連合王国統合国庫資金の「所得」及び「余剰」の推移(£)」 : 330
表 30	「インドで仕える陛下の軍隊に關して, 陸軍費用のためインド歳入から国庫への拠出額, 1861-2年~1868-9年, (£)」 : 365
表 31	「1872年3月31日に終わる1871-72会計年度について, 大ブリテン及びアイルランド連合王国の国庫決算書」 : 390
表 32	「1871-72年度の款 I から款 VII までの民事費歳出予算の概要」 : 393
表 33	「1871-72年予算の審議過程」 : 396
表 34	「1871年割当法」の「別表」 : 415
表 35	「『既定費支出決算書』の「概要決算書」」 : 426
表 36	「1872年3月31日に終わる年度に海軍のため, 譲与された金額と比較して, 支出された金額の概要決算書」 : 428
表 37	「日本における『会計年度』制定史関係略年表」 : 440

あとがき

本書は、末尾の初出一覧に掲載した諸論考に依拠しているので、予め、その表題として「会計年度」を取上げるに至った経緯について簡単に言及しておきたい。

「会計年度」に関心を持つに至ったきっかけは、NHKの総合TV番組で、1997年4月から毎週火曜日夜10:50から放送の「謎解き歳時記」の第1回目のタイトル「年度初めはなぜ4月？」の作成のため、取材をうけたことである。日本で会計年度の初めが現在のように4月1日になった経緯、また日本と同じイギリスでそうなったのは何時で、何故か？、と。担当のディレクターの女性から「何故か」という質問を受け、このような形で問題提起しうる女性の「感性」に改めて感心したのであるが、これが「会計年度」に関心をもった最初である。（なお、本番組の内容はその後、講談社文庫『なぞ解き歳時記』1998年6月、として刊行されている。）

その後、2003年10月4日、岩手大学で開催された2003年東北史学会・岩手史学会合同大会という、日本史関係者も多い両学会の合同大会で、「公開講演」の機会を与えられたので、日本の会計年度の制定のことをも視野にいれて、最初に制定したと思われるイギリスの会計年度について、本格的に研究を開始することにした。

まず必要な研究史を整理してみると「会計年度」制定に関する研究は、管見の限り、わが国は勿論、欧米においてもない状態であった。

しかし、研究史が欠落しているとしても、「会計年度」制定の経緯を調べてみると、それは単に会計上の技術的問題ではなく、イギリスの「国制」と「統治」に関わる問題である。つまり、一方では、名誉革命後の「立憲君主制」による統治、他方では、それに対するその後の選挙法改正等による議会制民主主義の進展、この両者の結果として制定されてくる。従って、「会計年度」の制定過程は、すぐれて「財政民主主義」の進展過程を表示するものであり、このような基礎的視角からの本格的研究が必要であることが明らかになった。

そのような研究の成果（の要点）を、2003年10月4日、岩手大学で開催された2003年東北史学会・岩手史学会合同大会における「公開講演」（演題：『「会計年度」と財政民主主義：近代イギリス予算制度の成立過程に即して』）で講演した。これに加筆修正しつつ、発表したのが末尾の初出一覧に掲載した諸論考であ

る。

本書は、これらの諸論考に依拠しつつ、その副題を本来の主題として、整理したものである。

初出一覧

- ・『会計年度』と財政民主主義:近代イギリス予算制度の成立過程に即して」(Ⅰ), 『アルテス・リベラレス (岩手大学人文社会科学部紀要)』第80号, 2007年6月:
(本書序, 第3部第4章)
- ・『会計年度』と財政民主主義:近代イギリス予算制度の成立過程に即して」(Ⅱ), 『アルテス・リベラレス』第81号, 2007年12月:
(本書第1部序, 第1章第2節, 第2章第2節)
- ・「王政復古期イングランド議会における予算の審議過程:第2次オランダ戦争と『借入及び割当』条項の導入を中心に」(岩手大学人文社会科学部欧米研究講座編『言語と文化・文学の諸相(岡田 仁教授・笹尾道子教授退任記念論文集)』, 2008年3月, 145頁~183頁, 所収):
(本書序章, 第1部第1章第1節)
- ・「名譽革命後イングランド議会における予算の審議過程(Ⅰ):対フランス戦争と『軍事歳出予算』及び『1年間援助金譲与法』導入を中心に」『アルテス・リベラレス』第82号, 2008年6月:
(本書第1部第2章第1節)
- ・「名譽革命後イングランド議会における予算の審議過程(Ⅱ):対フランス戦争と『軍事歳出予算』及び『1年間援助金譲与法』導入を中心に」『アルテス・リベラレス』第83号, 2008年12月:
(本書第1部第2章第1節)
- ・『会計年度』と財政民主主義:近代イギリス予算制度の成立過程に即して」(Ⅲ), 『アルテス・リベラレス』第84号, 2009年6月:
(本書第2部序, 第1章, 第2章)
- ・『会計年度』と財政民主主義:近代イギリス予算制度の成立過程に即して」(Ⅳ), 『アルテス・リベラレス』第87号, 2010年12月:(本書第3部序, 第1章)
- ・『会計年度』と財政民主主義:近代イギリス予算制度の成立過程に即して」(Ⅴ), 『アルテス・リベラレス』第89号, 2011年12月:
(本書第3部第2章, 第3章)
- ・『会計年度』と財政民主主義:近代イギリス予算制度の成立過程に即して」(Ⅵ・完), 『アルテス・リベラレス』第90号, 2012年6月:
(本書序, 第3部第4章, 総括, 補論)

ところで、このような諸論考を執筆する際に、著者の脳裏にあったのは、わが国における次のような歴史的推移＝問題発現である。

歴史学的に言えば、わが国の場合、「明治維新」という外圧下での上からの民主化によりいわゆる「天皇制絶対主義」的統治機構を構築したのであるが、この機構は、第2次世界大戦後、連合軍による占領下での上からの「戦後改革」にも拘らず（それが「下からの民主化」でなかったが故に）なお残存したといえる。

このような機構を残存させつつ、戦後わが国はいわゆる象徴天皇制の下で、(明治期の「地租改正」を歴史的基礎としつつ) いわば「土建国家」型ともいうべき資本蓄積＝高度経済成長政策により急速に「経済大国」(1970年代初頭)、さらに「金融大国」(1985年、画期)になり、そして「プラザ合意」(1985年)を契機とする土地と株取引での「バブル」経済という経済的頂点?に到達したのであるが、1990年を「歴史的転換点」として、「崩壊」し、以後、経済的に停滞・低迷するに至っている。さらに財政面でも、対応策＝経済政策そのものが、まさに「土建国家」的な財政政策であったが故に、わが国の債務残高(対GDP比)は累増し2011年には実に204%に至っている(これに対して連王国の場合、94%)。

これは、経済面では、20世紀末「ICT(＝情報通信技術)革命」という新たな生産力的発展により、わが国特有の「土建国家」型資本蓄積＝経済成長政策が今や、その「歴史的限界＝行詰り」に到達するに至ったこと、さらに財政面＝統治機構面では、明治期に構築され、第2次世界大戦後の上からの「戦後改革」を経つつもなお残存していた「天皇制絶対主義」的統治機構がその「歴史的限界」に到達するに至ったことを意味しているのである。

このような「歴史的限界＝行詰り」からの経済面、さらに財政面＝統治機構面での「脱却策」＝「解決策」はどのように求められてくるのであろうか？

このようなわが国の歴史的推移＝問題発現は、本書に盛り込まれた史実、とりわけ、市民革命を達成し自生的に資本主義を発展させてきたイギリスにおける、立憲君主制のもとでの議会制民主主義の漸進的ではあるが着実な発展、その結果としての「財政民主主義」のもつ歴史的「重み」を、改めて実感させてくれるのではあるまいか。このような国民(＝納税者)の観点からの「財政史＝国制史研究」が一層要請されているように思われるのである。

改めて仰ぎみる秀峰「岩手山」の雪に覆われて聳えたつその勇姿は、30余年前と同様に、歴史学徒に語りかけてくるようである、「学問とは孤独な労働であり、研究者はその孤独に耐えねばならない」と。

2011. 3. 11 東日本大震災と福島原発事故の被災者の

鎮魂と冥福を心より祈りつつ。

2012年12月

著者紹介

佐藤 芳彦 (さとう・よしひこ)

1947年 宮城県・気仙沼市に生まれる

1971年 東北大学文学部 (西洋史学科) 卒業

1978年 東北大学大学院文学研究科博士課程 (西洋史学専攻) 単位
取得退学

1978年 東北大学文学部助手

1980年 岩手大学人文社会科学部助手 以後, 助教授を経て,

1994年 岩手大学人文社会科学部教授 (欧米史学), 現在に至る

1994年 博士 (文学) (東北大学)

主要な著書等

『近代イギリス財政政策史研究』(平成5年度科研費「研究成果公開促進費」交付, 勁草書房, 1994年2月刊, 501頁)

『第1次世界大戦前におけるイギリス・アイルランド間財政関係史研究』
(平成8~9年度科研費補助金(基盤研究C)研究成果報告書, 1998年3月刊, A4判182頁)

『近代イギリス財政史的=国制史的研究と財政民主主義』(講義資料,
岩手大学人文社会科学部 欧米史研究室, 2012年4月刊, B5判225頁)

現住所 (自宅) 〒981-0962 仙台市青葉区水の森1丁目26-3

E-mail yosato@iwate-u.ac.jp

近代イギリス予算制度成立史研究

発行日 2013年1月15日(非売品)

著者 佐藤 芳彦 Yoshihiko SATO
E-mail yosato@iwate-u.ac.jp

印刷所 岩手大学生協 プリントコープ
小宮山印刷工業(株) 宮城工場
宮城県気仙沼市本吉町猪の鼻 169-7
Tel. 0226-43-2101

発行者 岩手大学人文社会科学部 欧米史研究室
岩手県盛岡市上田3丁目 18-34
Tel. 020-621-6736
